

# 沖绳県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

#### 告 示

○土地改良区の定款の変更の認可(村づくり計画課) 1
$\circ$ 土地改良区の役員の就任及び退任の届出(村づくり計画課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○土地改良区の役員の就任の届出(村づくり計画課) 3
○ 県営土地改良事業に係る換地処分(村づくり計画課)
○歳入の徴収の事務の委託(港湾課) … 3
公告
○大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課) 3
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告(工業技術センター)4
○開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(教育庁教育支援課)6
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告(教育庁教育支援課) 7
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(警察本部警務課) 9
$\odot$ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告(警察本部警務課) $10$
監査委員事項
○包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表14

告 示

#### 沖縄県告示第239号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更の届出があった。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

双组平只	肥料の名称	2料の名称 生産業者の名称	変更のあった事項		亦重年日日
2 球 份 万			変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
	炭酸カルシ ウム肥料	株式会社琉球鉱業	恩納村字冨着50番 地	恩納村字谷茶238番 地 1	平成31年1月7日

#### 沖縄県告示第240号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を 認可した。

令和元年6月14日

- 1 土地改良区の名称 沖縄本島南部土地改良区
- 2 認可年月日 令和元年5月31日

#### 沖縄県告示第241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり伊是名村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	宮城孝典	伊是名村字伊是名3365番地15
理事	末吉清則	伊是名村字伊是名3504番地27
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	潮平和也	伊是名村字諸見4684番地
理事	仲田邦男	伊是名村字諸見4691番地3
理事	高良精利	伊是名村字內花3051番地25
理事	名嘉久男	伊是名村字内花3051番地42
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地
理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地
監事	前田清治	伊是名村字仲田136番地
監事	名嘉清光	伊是名村字内花3609番地 4
監事	比嘉正敏	伊是名村字勢理客1585番地

任期 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	宮城孝典	伊是名村字伊是名3365番地15
理事	末吉清則	伊是名村字伊是名3504番地27
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	潮平和也	伊是名村字諸見4684番地
理事	名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地 4
理事	末吉輝男	伊是名村字内花2674番地 4
理事	名嘉清光	伊是名村字内花3609番地 4
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地

理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地
監事	前田清治	伊是名村字仲田136番地
監事	知念正昇	伊是名村字内花3051番地109
監事	名嘉幸弘	伊是名村字諸見4691番地1

#### 沖縄県告示第242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり羽地大川土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	嘉手苅真也	今帰仁村字渡喜仁549番地

任期 平成31年4月12日から令和3年12月5日まで

#### 沖縄県告示第243号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、宮古島市村越地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県告示第244号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を 委託した。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 与那原マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
- (2) 所在地 南城市玉城字前川1188番地
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった

なお、関係書類は、令和元年6月14日から同年10月14日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び 北谷町建設経済部商工観光課において縦覧に供する。

令和元年6月14日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京 都千代田区丸の内一丁目4番5号 支配人 奈良利秀
- 3 届出年月日 令和元年5月16日

4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 株式会社北谷町物産公社 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー 代表取締 役 赤津忠祐

変更後 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 支配人 奈良利秀

- 5 変更の年月日 平成31年4月12日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

沖縄県工業技術センター所長 古 堅 勝 也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 産業用X線CTスキャナー 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 令和元年9月30日(月曜日)
  - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47 年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
  - イ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を 速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県工業技術センターのホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和元年7月16日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県工業技術センター 〒904-2234 うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和元年7月16日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年7月26日(金曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県工業技術センター2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。 ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札

報

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年7月16日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で配布又は沖縄県工業技術センターのホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落 札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県工業技術センター
  - (2) 所在地 〒904-2234 うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和元年7月25日(木曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県工業技術センターに提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
  - (1) Items to be Purchased and Quantity

Industrial X-Ray CT inspection system 1 set

(2) The Characteristics of the Items

Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.

(3) How to Submit the Bid Document

Due Date and Time: 10:00 Friday, July 26, 2019

Place: Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.

\* We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.

(4) How to Submit the Bid Document by Postal Service

Due Date and Time: 17:00 Thursday, July 25, 2019

Handling Division: Okinawa Industrial Technology Center

Location: 12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan

Phone: 098-929-0111

- \* The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening

Date and Time: 10:00 Friday, July 26, 2019

Place: Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.

(6) Handling Division

Organization: Okinawa Industrial Technology Center

Location: 12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan

Phone: 098-929-0111

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年6月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月20日 沖縄県指令土第824号、平成30年12月21日 沖縄県 指令土第908号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良後原327番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字金良255番地5 仲程紀江
- 5 検査済証番号 令和元年6月4日 第4561号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月25日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成31年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに 申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄 県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市 泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- (3) 申請書等の受付期間 令和元年6月14日(金曜日)から同月26日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日(水曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次 に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト(以下「機器等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 以下のいずれかに該当する者
      - (7) 令和元年6月14日付け沖縄県公報定期第4751号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
      - (4) 平成30年5月18日付け沖縄県公報定期第4643号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和元年7月4日(木曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできること並びに当該機器等に障

害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に 技術者を派遣して対応することができることを証明した者

- ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和元年7月4日 (木曜日) 午後5時までに3(2)の場所 に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 令和元年6月14日(金曜日)から同月26日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-271
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 令和元年6月14日(金曜日)から同年7月4日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和元年7月25日(木曜日)午前10時
  - (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。 ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年6月14日(金曜日)から同年7月4日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから 入手すること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落 札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
  - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

報

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和元年7月24日(水曜日)午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時 令和元年6月21日(金曜日)午前10時
    - イ 場所 沖縄県庁13階第1会議室
  - (4) 最低制限価格 設定しない。
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
  - (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED

Lease of computers for students including sets of application software 1 set

(2) DELIVERY DUE DATE

Will be specified on our explanatory pamphlet.

(3) PRE-BID MEETING

Date and Time: June 21, 2019 (Friday) 10:00 a.m.

Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room

(4) BID OPENING

Date and Time: July 25, 2019 (Thursday) 10:00 a.m.

Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room

(5) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education, 1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan Telephone 098-866-2711

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

- 1 調達する物品等の種類 男性警察官用冬服上衣、男性警察官用冬服ズボン(アジャスター付き)、男性警察官用冬活動服上衣、男性警察官用冬合ワイシャツ、男性警察官用雨衣上衣、男性警察官用雨衣ズボン、男性警察官用防寒服 I 種(コートタイプ)、男性警察官用防寒服 II 種(ブルゾンタイプ)、男性警察官用手袋、男性警察官用合服上衣、男性警察官用合服ズボン、男性警察官用合活動服上衣、男性警察官用夏服上衣(長袖)、男性警察官用夏服上衣(半袖)、男性警察官用夏服ズボン(アジャスター付き)、男性警察官用冬服ズボン(左右ポケット付き)、女性警察官用冬服ベスト、女性警察官用冬活動服上衣、女性警察官用冬品のカート、女性警察官用冬品のカート、女性警察官用馬衣がボン、女性警察官用防寒服 I 種(ブルゾンタイプ)、女性警察官用手袋、女性警察官用合服 Cコートタイプ)、女性警察官用防寒服 II 種(ブルゾンタイプ)、女性警察官用手袋、女性警察官用合服 上衣、女性警察官用合服ベスト、女性警察官用合服 大大、女性警察官用夏服上衣(長袖)、女性警察官用夏服上衣(半袖)、女性警察官用夏服スカート、女性警察官用夏服上衣(長袖)、女性警察官用夏服と衣(大会上警察官用夏服と衣(長袖)、女性警察官用夏服と衣(大会上で、女性警察官用夏服と次)(長右ポケット付き)、女性警察官用夏服ベスト、女性警察官用ネクタイ及び女性警察官用不り、(以下「警察官用制服等」という。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成31年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便等により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類
    - カ 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する 書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに 申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那 覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2313)
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和元年7月23日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年3月31日(火曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次 に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を 有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する警察官用制服等に係る 一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月14日

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量
    - ア 男性警察官用冬服上衣 230着 (予定)
    - イ 男性警察官用冬服ズボン (アジャスター付き) 470本 (予定)
    - ウ 男性警察官用冬活動服上衣 180着 (予定)
    - エ 男性警察官用冬合ワイシャツ 636着 (予定)
    - オ 男性警察官用雨衣上衣 199着 (予定)
    - カ 男性警察官用雨衣ズボン 199本(予定)
    - キ 男性警察官用防寒服 I 種 (コートタイプ) 85着 (予定)
    - ク 男性警察官用防寒服Ⅱ種 (ブルゾンタイプ) 32着 (予定)
    - ケ 男性警察官用手袋 150双 (予定)
    - コ 男性警察官用合服上衣 81着(予定)
    - サ 男性警察官用合服ズボン 81本 (予定)
    - シ 男性警察官用合活動服上衣 77着 (予定)
    - ス 男性警察官用夏服上衣(長袖) 334着(予定)
    - セ 男性警察官用夏服上衣(半袖) 330着(予定)
    - ソ 男性警察官用夏服ズボン (アジャスター付き) 454本 (予定)
    - タ 男性警察官用ネクタイ 190本 (予定)
    - チ 男性警察官用ベルト 115本 (予定)
    - ツ 女性警察官用冬服上衣 80着 (予定)
    - テ 女性警察官用冬服スカート 3着(予定)
    - ト 女性警察官用冬服ズボン(左右ポケット付き) 100本(予定)
    - ナ 女性警察官用冬服ベスト 59着 (予定)
    - 二 女性警察官用冬活動服上衣 65着 (予定)
    - ヌ 女性警察官用冬合ワイシャツ 130着 (予定)
    - ネ 女性警察官用雨衣上衣 55着(予定)
    - ノ 女性警察官用雨衣ズボン 55本(予定)
    - ハ 女性警察官用防寒服 I 種 (コートタイプ) 25着 (予定)
    - ヒ 女性警察官用防寒服Ⅱ種(ブルゾンタイプ) 10着(予定)
    - フ 女性警察官用手袋 50双 (予定)
    - へ 女性警察官用合服上衣 53着 (予定)
    - ホ 女性警察官用合服スカート 3着(予定)
    - マ 女性警察官用合服ズボン 28本(予定)
    - ミ 女性警察官用合服ベスト 28着(予定)
    - ム 女性警察官用合活動服上衣 28着 (予定)
    - メ 女性警察官用夏服上衣(長袖) 90着(予定)
    - モ 女性警察官用夏服上衣(半袖) 90着(予定)
    - ヤ 女性警察官用夏服スカート 3着(予定)
    - ユ 女性警察官用夏服ズボン(左右ポケット付き) 100本(予定)
    - ョ 女性警察官用夏服ベスト 53着 (予定)
    - ラ 女性警察官用ネクタイ 60本 (予定)
    - リ 女性警察官用ベルト 45本 (予定)
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 令和2年3月31日(火曜日)
  - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和元年6月14日付け沖縄県公報定期第4751号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格

及び申請方法等についての公告による警察官用制服等に係る入札参加資格を有すると認められた者

- イ 沖縄県警察が指定する製品の見本を令和元年7月23日(火曜日)午後6時までに3(2)の場所に提出 し、沖縄県警察の検査に合格した者又は過去2年以内に沖縄県警察が指定する製品と同等の製品を沖 縄県警察に納品した実績のある者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和元年7月23日 (火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862 -0110 (内線2313)
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和元年7月23日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までの間
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒901-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862 -0110 (内線2242)
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年7月24日(水曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計 課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除され る。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年7月23日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落 札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、令和元年7月23日 (火曜日) 午後5時までに5(2)の場所へ持参又は 簡易書留郵便により10(2)の場所に提出すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 最低制限価格 設定しない。
  - (3) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

(1) Names and Scheduled quantity of the items to be procured

Winter jackets for male police officer:prospective quantity 230

Winter pants for male police officer (Adjustable): prospective quantity 470

Winter activity jackets for male police officer:prospective quantity 180

Winter and between season wear shirts for male police officer:prospective quantity 636

Rain wear for male police officer:prospective quantity 199

Rain pants for male police officer:prospective quantity 199

Winter clothes for male police officer type I (Coat type):prospective quantity 85

Winter clothes for male police officer type II (Blouson type):prospective quantity 32

Gloves for male police officer:prospective quantity 150

Between season wear jackets for male police officer:prospective quantity 81

Between season wear pants for male police officer:prospective quantity 81

Between season wear activity jackets for male police officer:prospective quantity 77

Summer long-sleeved shirts for male police officer:prospective quantity 334

Summer short-sleeved shirts for male police officer:prospective quantity 330

Summer pants for male police officer (Adjustable): prospective quantity 454

Neckties for male police officer:prospective quantity 190

Belts for male police officer:prospective quantity 115

Winter jackets for female police officer:prospective quantity 80

Winter skirts for female police officer:prospective quantity 3

Winter pants for female police officer(With left and right pockets):prospective quantity

Winter vests for female police officer:prospective quantity 59

Winter activity jackets for female police officer:prospective quantity 65

Winter and between season wear shirts for female police officer:prospective quantity 130

Rain wear for female police officer:prospective quantity 55

Rain pants for female police officer:prospective quantity 55

Winter clothes for female police officer type I (Coat type):prospective quantity 25

Winter clothes for female police officer type II (Blouson type):prospective quantity 10

Gloves for female police officer:prospective quantity 50

Between season wear jackets for female police officer:prospective quantity 53

Between season wear skirts for female police officer:prospective quantity 3

Between season wear pants for female police officer:prospective quantity 28

Between season wear vests for female police officer:prospective quantity 28

Between season wear activity jackets for female police officer:prospective quantity 28

Summer long-sleeved shirts for female police officer:prospective quantity 90

Summer short-sleeved shirts for female police officer:prospective quantity 90

Summer skirts for female police officer:prospective quantity 3

Summer pants for female police officer(With left and right pockets):prospective quantity

Summer vest for female police officer:prospective quantity 53

Neckties for female police officer:prospective quantity 60

Belts for female police officer:prospective quantity 45

(2) The characteristics of the items to be procured

Refer to the bid instruction and the specification document

(3) How to submit the bid document

Due date and time: 17:00 Tuesday, July 23, 2019

The place to submit the bid document: Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

The place to deliver the bid document by registered mail:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

\* We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.

(4) Bid opening

Date and time: 10:00 Wednesday, July 24, 2019

Place: Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

(5) Handling division

Organization:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

# 監査委員事項

#### 沖縄県監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人當真良明から平成30年度に行った監査の結果に関する報告(公共用地取得に関する財務事務の執行について)の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和元年6月14日

沖縄県監査委員 當 間 史 木 子 沖縄県監査委員 鈴 啓 西 惠 沖縄県監査委員 銘 純 沖縄県監査委員 座喜味 坴

発行所沖縄県総務部総務私学課

印 刷 所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地

電話番号 098-866-2074





定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

平成30年度包括外部監査結果報告書

公共用地取得に関する財務事務の執行について

# 目次

第	1 岩	邪 包括外部監査の概要	7
	1	監査の種類	7
	2	監査人及び補助者	7
	3	選定した特定の事件	7
	4	監査対象事件の選定理由	7
	5	監査の方法	8
	6	監査の対象年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	7	監査の実施期間	8
	8	利害関係	8
	9	監査の視点	8
	10	指摘・意見について	9
第	2 音	邪 総論―公共用地取得について	10
第	1重	<b>宮 公共用地取得の意義と概要</b>	10
	1	公共用地取得の意義	10
	2	公共用地取得の必要性―社会資本整備	10
	3	任意取得と強制取得	10
	4	強制取得と「正当な補償」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第	2章	<b>章 土地収用制度について </b>	11
	1	土地収用制度の意義と概要	11
	2	憲法の財産権保障と土地収用制度	12
	3	土地収用制度の概要と流れ	13
	4	事業認定について	14
第	3 章	戸 沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織及び手続の流れ	21
	1	沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織	21
	2	公共用地取得手続の流れ	38
第	4章	土木建築部における道路事業計画の策定と公共用地取得について	42
第	1	沖縄県の交通の状況	42
第	2	道路の予算	43
第	3	道路の種類	45

第	4	道路計画から管理までの手順	46
第	5章	意農林水産部における事業計画と公共用地の取得について	55
	1 .	農業農村整備事業	55
	2	各種事業	56
	3	用地取得の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	4	本監査における取扱い	60
第	6章	章 その他	62
	1	河川事業	62
	2	海岸防災課担当事業	63
	3	特定駐留軍用地等内土地取得事業	66
	4	道路防災保全事業	67
	5	住宅課事業	68
	6	未買収道路用地取得事業	71
第	3 音	™ 監査の内容と結果(1)─用地取得の諸問題	73
第	1章	章 公共用地取得の現状―迅速かつ円滑な公共用地取得の必要性	73
	1	公共事業の遂行と公共用地取得の必要性	73
	2	事業再評価制度で見る用地取得の現状	73
	3	検討	85
第	2章	章 用地取得についての準則―国の通達を中心として	88
	1	用地取得の迅速化・円滑化についての対応	88
	2	用地取得に関する国の通達	88
	3	通達の主な内容	93
	4	通達の適用対象について	94
	5	地方公共団体に対する適用	94
	6	沖縄地区用地対策連絡会の理事会の申し合わせ事項	95
	7	県の現状について	96
第	3章	章 県の用地取得業務―進捗管理・用地取得マネジメント	99
	1	用地取得の円滑化・迅速化の必要性―進捗管理・用地取得マネジメントの重要性	99
	2	国における用地取得マネジメントの強化	99
	3	県における用地取得アセスメントー県の事務マニュアル	101
	4	用地取得業務の進捗管理について	107

5 用地取得マネジメント	110
第4章 用地取得の円滑化に資する近時の施策	113
1 所有者不明土地法の制定	113
2 その他	118
第5章 沖縄県の公共用地取得における未登記案件の状況	120
1 用地取得における登記の重要性	120
2 未登記案件の件数	120
3 農林土木事務所の未登記案件	122
4 中部土木事務所の未登記案件	124
第4部 監査の内容と結果(2) —組織ごとの監査	126
第1章 沖縄県の公共用地取得業務の概要	126
1 平成29年度の公共用地の取得状況	126
2 過去10年の公共用地の取得状況	126
第2章 北部土木事務所	130
第1 用地取得一覧表	130
第2 北部土木事務所管内図	132
第3 組織	134
第4 道路・河川事業	136
第 5 指摘・意見	144
第3章 中部土木事務所	146
第1 沖縄県土木建築部中部土木事務所管内図	146
第 2 組織	148
第3 中部土木事務所道路用地班の概要	154
第4 中部土木事務所道路用地班の用地取得	158
第5 中部土木事務所河川都市用地班の概要	172
第6 中部土木事務所河川都市用地班の用地取得	176
第4章 南部土木事務所	195
第1 組織	195
第 2 道路用地班	198
第3 河川都市用地班	208
第 5 章 宮古土木事務所	216

	1	用地取得一覧表	216
	2	管内図	218
	3	事務分掌	218
	4	予算推移	219
	5	街路事業の内容	220
第	6章	5 八重山土木事務所	226
	1	用地取得一覧表	226
	2	管内図	228
	3	事務分掌	229
	4	事業費の推移	231
	5	道路事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	231
第	7章	章 沖縄県土地開発公社	246
第	1	用地取得一覧表	246
第	2	事業箇所図	248
第	3	公社の組織等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	252
第	4	県から公社への用地取得の委託について	254
第	5	公社受託道路街路事業	258
第	6	モノレール延長整備関連事業	285
第	7	指摘・意見及びコメント	297
[	資料	<b>計の部</b> 】	299
1	E	国道交通省平成 15 年 3 月 28 日付け通達(6 局長連名通達)	299
2	E	国道交通省平成 15 年 3 月 28 日付け通達(11 課長連名通達)	301
3	E	国道交通省平成 17 年 3 月 25 日付け通達	307
4	E	国道交通省平成 21 年 12 月 25 日付け通達	309
5	泎	中縄地区用地対策連絡会平成 15 年 12 月 16 日付け理事会申し合わせ事項	313

# 凡例

# ▽ 沖縄県のマニュアル

・事務マニュアル=用地補償事務マニュアル

# ▽ 文献

- ・マネジメント実施マニュアル=松林久行「用地取得マネジメント実施マニュアル」(大 成出版社 平成 22 年 12 月 21 日)
- ・藤川・補償の実務=藤川眞行「公共用地取得・補償の実務」(ぎょうせい 平成30年2月15日)
- ・小澤・概説=小澤道一「土地収用法」(ぎょうせい 平成17年4月5日)

# 第1部 包括外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

# 2 監査人及び補助者

包括外部監査人 當真 良明(弁護士)

同補助者 田村ゆかり(弁護士)

同補助者 中尾 義孝(弁護士)

同補助者 横井 理人(弁護士)

同補助者 伊川 孝枝(弁護士)

同補助者 今福 聡(弁護士)

同補助者 山内 博人(不動産鑑定士)

#### 3 選定した特定の事件

公共用地取得に関する財務事務の執行について

#### 4 監査対象事件の選定理由

公共用地の取得は、社会資本整備、公共事業の実施のために必要不可欠なものであるとともに、公共用地取得業務の円滑・迅速・適正な実施は、公共事業の進展を大きく左右するものであり、公共用地取得業務は行政において重要な役割を有している。また、公共用地取得関連費用についての平成29年度の決算額は、知事部局で約68億9713万円であり、毎年、多額の費用が支出されており、財政的面からも公共用地取得の効率性・適正性が強く求められる。

他方、公共用地取得は、個人の財産を公共の利益のために取得するものであることから、個人の権利保障と公共の利益が対立する場面であり、個人の正当な権利を保障しつつ、法令に従って、公正・公平・適正な補償が行われることが必要である。

以上のとおり、公共用地取得に関する業務は、一方で社会資本整備、公共事業の実施のため円滑・迅速・適正な実施が求められるとともに、他方で、個人の権利保護のために、法令に従って公正・公平・適正な補償が求められるものであり、この両者の要請を適正に反映させて行う必要があり、この両方の側面から見て適正なものでなければならない。

公共用地取得については、平成11年度の包括外部監査制度の開始後未だ監査テーマと

して選定されていないことから、上記のような重要な意義を有する公共用地取得について網羅的に検証することは必要かつ有意義であると考えて、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

なお,本監査においては,用地取得の迅速化・円滑化を主たる検討事項としていることから,用地取得代金や補償金の金額の妥当性については,監査対象としないこととした。

#### 5 監査の方法

- (1) 対象関係部局へ根拠法令,事務提要,契約書,台帳,マニュアル等の関係書類の提出依頼
- (2) 関係書類, 証憑の検討
- (3) 関係部局への調査票(アンケート)による調査(アンケート調査)の実施
- (4) 関係部局等へのヒアリングの実施
- (5) 関係部局への補充の質問
- (6) その他、監査人が必要と認めて実施する手続

#### 6 監査の対象年度

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)但し、必要があれば他の年度についても監査の対象とした。

#### 7 監査の実施期間

平成30年6月から平成31年3月20日まで

# 8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件について、地方自治法 252 条の 2 9 に規定する利害関係はない。

#### 9 監査の視点

公共用地取得の事務の執行が、法令・規程等に則って適正かつ迅速遂行されているか 否かの視点を中心に、以下の問題意識をもって監査を実施する。

(1) 公共用地取得計画が適切に作成され、当該計画が機能しているか、実際の用地取得業務が当該計画に沿って行われているか。

- (2) 公共用地取得の手続が、法令・規程等に従って適正になされているか。
- (3) 用地補償費の支出は法令・規程等に従って適正に行われているか。
- (4) 取得した土地等の登記手続,取得後の管理状況は適切か。
- (5) 用地取得について長期滞留案件が存在するか、その場合の対応は適切か。

# 10 指摘・意見について

本監査報告書にける「指摘」、「意見」の意義は次のとおりである。

- (1) 指摘 当該事項については適法性・妥当性に問題があり、是正措置が必要であると 考えるものである。
- (2) 意見 当該事項については、直ちに適法性・妥当性に問題があるとは考えないが、 是正の検討をすることが合理的と考えられるものである。

# 第2部 総論―公共用地取得について

## 第1章 公共用地取得の意義と概要

#### 1 公共用地取得の意義

公共用地取得とは、行政が社会資本(インフラ)を整備するために必要な用地(土地、空間)を取得することを言う。例えば、道路、河川(堤防・ダム等)、公園、教育施設、鉄道等の事業を実施するために必要な用地を取得することなどが挙げられる(藤川・2頁)。

用地の取得行為自体は、民間の事業者・個人等においても存在するものであるが、行政主体等による公共用地取得は、社会資本(インフラ)整備を目的とするものであり、地域の課題・ニーズ等を調査し行政内部で種々検討して作成された事業計画に基づき必要な用地を取得するものであること、事業計画上必要とされた用地は必ず取得することが必要であること、用地取得の手法として次に述べるように「任意取得」のみならず「強制取得」も認められる等、民間における用地取得とは大きく異なっている。

# 2 公共用地取得の必要性--社会資本整備

上記の道路・公園・教育施設といった公共的便益を生産する資本ストックは、社会資本あるいは社会的間接資本と呼ばれるが、これらの資本ストックは、生産物が公共財としての性格を持つため、市場機構による適切な価格形成と蓄積を期待できない。すなわち、社会資本は、財・サービスの生産に間接的に貢献する資本であって、一般的な経済活動の基礎条件を構成するとともに、それが間接的であるために市場機構を通じては十分な供給が必ずしも保証されないという特性をもっている。

このため、社会資本の蓄積と維持は政府の果たすべき重要な役割とされているが、社会資本整備、公共事業遂行のためには多くの場合、用地(土地、空間)の取得が必要となる。用地の取得は、通常公共工事の必要・不可欠な条件であり、公共事業の施行者が用地を取得できない場合には、事業の実施が不可能となる。このようなことから、公共用地取得が行政において重要な課題となるのである。

#### 3 任意取得と強制取得

公共事業の用地の取得には「任意取得」と「強制取得」(土地収用手続)という二つ の手法がある。

「任意取得」とは、私法上の契約原理、契約自由の原則の適用を受け、当事者相互の納得と合意による契約によって事業用地を取得するものである。公共用地取得は公の税

金で施行されるため、統一された損失補償基準に基づいて補償額を補償している。

これに対して「強制取得」とは、土地収用法に定められた手続によって相手方の意思にかかわらず事業用地を取得するものである。

公共用地取得業務においては、ほとんどの場合「任意取得」によって解決している。 しかしながら、任意取得が困難な場合などは「強制取得」(土地収用法に基づく土地収 用)が行われることになる。

通常・・・任意取得

公共用地の取得

例外・・・強制取得

#### 4 強制取得と「正当な補償」

上記のように任意取得が困難な場合は、「強制取得」(土地収用法に基づく土地収用)が行われることになるが、この点については、憲法第29条第3項の規律が存在する。

憲法第 29 条第 3 項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定し、「正当な補償」を要件に、私有財産を「公共のために用いる」ことを認めている。すなわち、憲法第 29 条第 3 項は、一方で、「公共のため」に私有財産を制限することを認めるとともに、他方で、その場合は、「正当な補償」を要求し、公共の福祉と私有財産の調和を図っている。

土地収用法に基づく土地収用手続は、この憲法第29条第3項に基づくものであり、後に説明するとおり、①「公共のため」の要件(事業認定)の存在を前提に、②「正当な補償」の認定手続を定めるものである。

# 第2章 土地収用制度について

#### 1 土地収用制度の意義と概要

前記のとおり、社会が円滑に活動していくためには、道路、公園、鉄道、水道、学校 等様々の公共事業が必要とされる。この公共事業を実施するためには、多くの場合土地 が必要とされる。公共事業の施行者がこの土地を任意で取得できない場合には、事業の 実施が不可能となり、その結果、社会の活動に支障が生じることになる。そこで、公益 事業のために必要な土地を強制的に取得することができる制度が必要とされる(小澤概 説・2 頁) 公共事業のために必要となる土地が、土地所有者等の反対等で任意取得できないと公 共事業の実施が遅延し、国民の社会生活に著しい支障をきたすこととなり、社会的経済 的損失は大きくなる。このような場合に、公共事業の円滑な実施と公共の利益の増進を 図るため、公共事業の施行者(起業者)は、正当な損失補償をしたうえで、その権利者 の意思にかかわらず、事業に必要な土地を強制的に取得又は使用するための制度が土地 収用制度である。

なお,「収用」とは,被収用者の意思を無視して,強制的に財産権を取得し,又は消滅させることをいう。土地収用法による土地収用がその典型例である。そのほか,①鉱業法,森林法,電気通信事業法による土地の収用又は使用(鉱業104条・105条,森林50条,電気通信第3章),②水道事業の買収(水道42条),③非常災害時における土石等の収用(河川22条1項)も、この収用に当たる(小澤概説・3頁)。

# 2 憲法の財産権保障と土地収用制度

憲法第29条第1項は「財産権は、これを侵してはならない。」として私有財産制度を保障しているが、他方で同第29条第3項においては「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定し、個人の私有財産権について「公共のために」制限することを認めている。

土地収用法は、この憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」との規定に基づき、私有財産権との利害の調整を図るために、すなわち「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」、すなわち、私有財産権と公共の利益の利害の調整を図ることを目的とする法律である(法第1条)。

土地収用法に基づく土地収用手続は、この憲法第29条第3項に基づくものであり、後に説明するとおり、①「公共のため」の要件(事業認定)の存在を前提に、②「正当な補償」の認定手続を定めるものである。

なお, 「正当な補償」の意義については, 次のような著名な最高裁判所判例が存在する。

# ア 最判昭和48年10月18日判決

「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の

財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」

#### イ 最判昭和43年11月27日判決

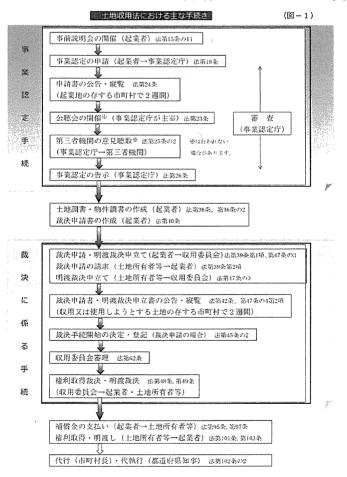
「本件被告人も、その損失を具体的に主張立証して、別途、直接憲法二九条三項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではないから、単に一般的な場合について、当然に受忍すべきものとされる制限を定めた同令四条二号およびこの制限違反について罰則を定めた同令一〇条の各規定を直ちに違憲無効の規定と解すべきではない。」

# 3 土地収用制度の概要と流れ

前述のとおり、土地収用に関する手続は二段階で進められる。

第一段階は、施行者が予定する個別の事業について、その事業の公益性等を判断する 事業認定の手続であり、第二段階は、収用委員会において個々の対象地についてその収 用の可否、損失補償額等を決定する裁決に関する手続である。

土地収用の主な流れは次の図のとおである(事務マニュアル・9-2頁)。



#### 4 事業認定について

#### (1) 事業認定の意義

上記のとおり、土地収用法では、まず、第一段階として、個別の事業についてその事業の公益性等を判断する事業の認定の手続が必要となる。これは、憲法第29条第3項は、「公共のため」に用いる場合、すなわち公共の利益のために必要のある場合にのみ土地収用を認めていることから、その公益性を確認するための手続である。

#### (2) 事業認定権者

事業認定権者は、国土交通大臣及び都道府県知事である(土地収用法第17条)。国土 交通大臣は、次の①~③事業について事業認定に関する処分を行う権限を有するとされ (同法第17条第1項)、都道府県知事はそれ以外の事業について事業認定に関する処分 を行う権限を有する(同法第17条第2項)

- ①国又は都道府県が起業者である事業
- ②起業地が2以上の都道府県の区域のわたる事業
- ③高速道路に関する事業等第17条第1項第3号に規定する事業

(事業の認定に関する処分を行う機関)

- 第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の 認定に関する処分を行う。
- 一 国又は都道府県が起業者である事業
- 二 事業を施行する土地(以下「起業地」という。)が二以上の都道府県の区域にわたる 事業
- 三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
- イ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社が行う 同法による高速道路に関する事業
- ロ 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業(当該事業に係る路線又はその路線及び 当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは 使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都府 県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する施設に関する事業
- ハ 港湾法による港湾施設で国際戦略港湾,国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに関する 事業
- ニ 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業

- ホ 電気通信事業法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認 定電気通信事業(その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に 供する施設に関する事業
- へ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業
- ト 電気事業法による一般送配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。),送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。),特定送配電事業(供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業
- チ イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路,橋,鉄道,軌道,索道,電線路,水路,池井,土石の捨場,材料の置場,職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業
- 四 前三号に掲げる事業に係る関連事業

#### (3) 事業認定の要件

起業者が事業認定を受けるためには、当該事業が次の4つの要件のすべてに該当することが必要である(同法第20条)。

- ①土地収用法第3条各号に列挙されたものに関する事業であること。
- ②起業者が、当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
- ③事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
- ④土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

#### (事業認定の要件)

- **第二十条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。
- 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

#### (4) 事業認定適格事業

上記の事業認定の要件の①のとおり、事業認定の対象となりうる事業(事業認定適格 事業)は、土地収用法第3条各号において規定されているところであり、原則として土 地収用法第3条各号に規定された事業に限定される(なお、都市計画事業等について は、事業認定の手続きを経ずに裁決申請を行うことができる。都市計画法第69条、同第70条)。

なお,土地収用法第3条各号に規定されている事業認定適格事業は次のとおりである。

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

- **第三条** 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号の いずれかに該当するものに関する事業でなければならない。
- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路,道路運送法(昭和二十六年法律 第百八十三号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車 運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車 運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)によ る路外駐車場
- 二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川その 他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設 置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
- 三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設
- 四 運河法 (大正二年法律第十六号) による運河の用に供する施設
- 五 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政 法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤 防、かんがい用若しぐは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施 設
- 六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
- 七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその 鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

- 七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供 する施設
- 八 軌道法 (大正十年法律第七十六号) による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用 に供する施設
- **八の二** 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)による石油パイプライン 事業の用に供する施設
- 九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
- 九の二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条の許可を受けて経 営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港漁場整備法(昭和 二十五年法律第百三十七号)による漁港施設
- 十の二 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) による海岸保全施設
- 十の三 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)による津波 防護施設
- 十一 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識又は水路業務法(昭和 二十五年法律第百二号)による水路測量標
- 十二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十三 気象,海象,地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- 十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
- 十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
- 十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- 十五の二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百二十条第一項に規定する 認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設(同法の規定 により土地等を使用することができるものを除く。)
- 十六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による基幹放送事業者又は基幹放送局提 供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

- 十七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による一般送配電事業,送電事業,特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
- 十七の二 ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) によるガス工作物
- 十八 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業,工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道,流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- 十九 市町村が消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)によつて設置する消防の用に供する施設
- 二十 都道府県又は水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) による水防管理団体が水防 の用に供する施設
- 二十一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
- 二十二 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館(同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館(同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。)
- 二十三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
- 二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)による保健所若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関又は検疫所
- 二十五 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による火葬場

- 二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般 廃棄物処理施設,産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の処分(再生を含む。)に係るものに限る。)及び地方公共団体が設置する公衆便所
- 二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴 う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する 特別措置法(平成二十三年法律第百十号)による汚染廃棄物等の処理施設
- 二十八 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による中央卸売市場及び地方卸売市場場
- 二十九 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) による公園事業
- 二十九の二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
- 三十 国,地方公共団体,独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域,第二種住居地域,準住居地域又は田園住居地域内において,自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し,又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営
- 三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎,工場,研究所,試験所その他直接その事務 又は事業の用に供する施設
- 三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公 共の用に供する施設
- 三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設
- 三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律 第百八十二号)による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設
- 三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設
- 三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター,国立研究開発法人国立循環器病研究センター,国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター,国立研究開発法人国

立国際医療研究センター,国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第十三条第一項第一号,第十四条第一号,第十五条第一号若しくは第三号,第十六条第一号若しくは第三号。第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路, 橋,鉄道,軌道,索道,電線路,水路,池井,土石の捨場,材料の置場,職務上常駐を 必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

# 第3章 沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織及び手続の流れ

# 1 沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織

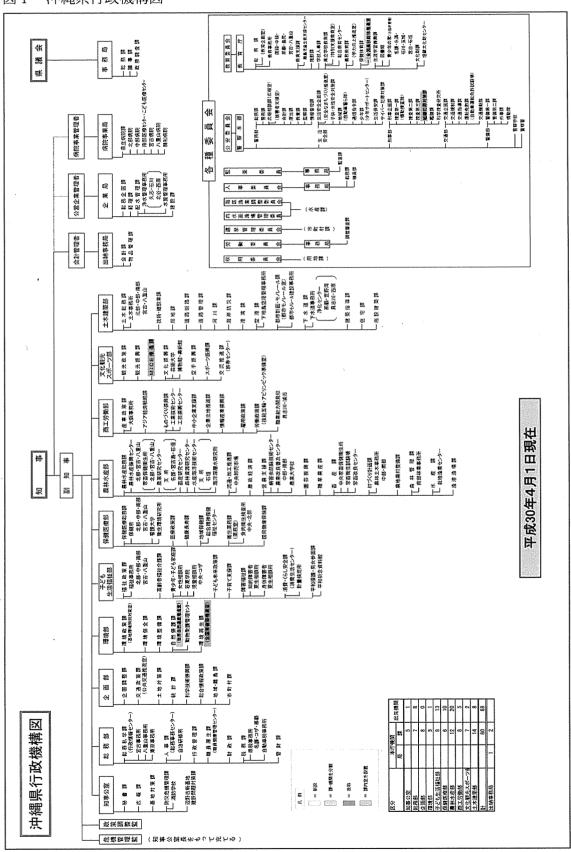
平成30年4月1日現在の県行政機構は次の図1のとおりである。

また、県の公共用地取得を担当する組織は、主として、土木建築部と農林水産部である。

その他の組織における用地取得については、沖縄県土地開発公社に委託して行っているものが大部分である。

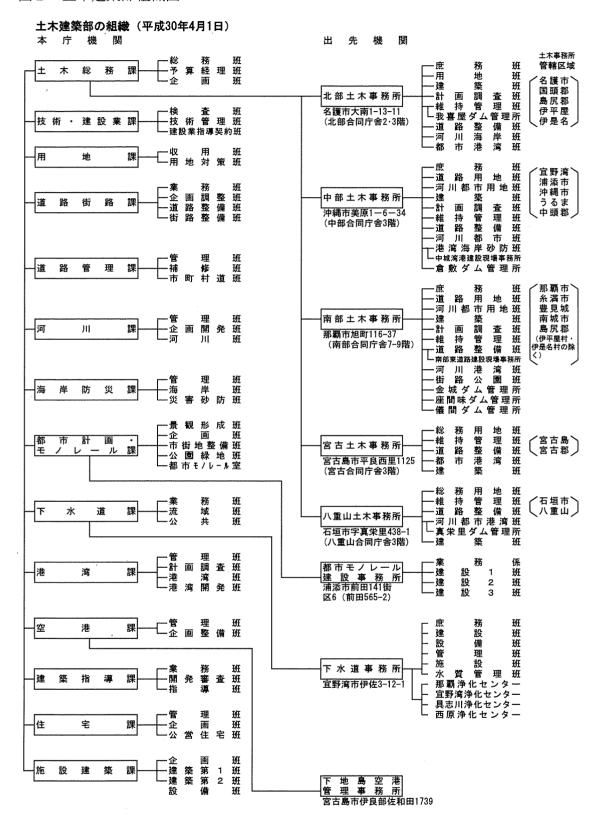
土木建築部の組織図及び農林水産部の機構図は次の図2及び図3のとおりである。

図1 沖縄県行政機構図



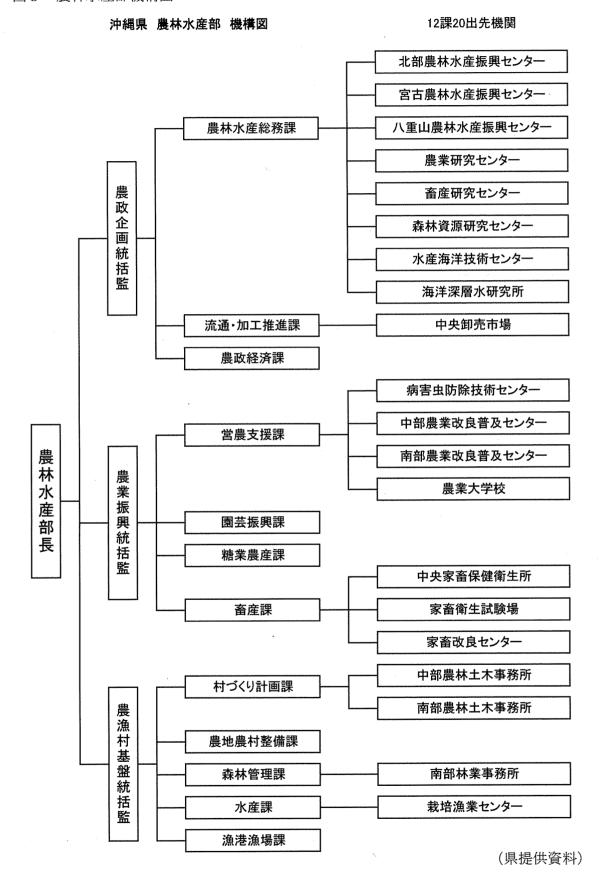
(県提供資料)

### 図2 土木建築部組織図



(県提供資料)

# 図3 農林水産部機構図



# (1) 本庁

# ア 土木建築部

県土木建築部の中で用地取得に関する主な部署は、用地課、道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、空港課及び都市計画・モノレール課である。平成30年度におけるこれらの部署の所掌事務は次の表のとおりである(沖縄県行政組織規則第90条以下)。なお、用地取得に関する事務には下線を引いた。

課	所掌事務					
用地課	(1) 用地取得等の指導及び調整に関すること。					
	(2) 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準等に関すること。					
	(3) 損失補償額算定に係る標準歩掛単価の設定に関すること。					
	(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施					
	行に関すること。					
	(5) 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)の					
	施行に関すること。					
	(6) 沖縄県収用委員会に関すること。					
	(7) 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事業認定に関する					
	<u>~ と。</u>					
	(8) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関すること。					
	(9) 沖縄県土地開発公社に関すること。					
道路街路課	(1) 道路の整備計画,新設及び改良に関すること。					
	(2) 高速自動車道等の建設促進に関すること。					
****	(3) その他道路建設に関すること。					
道路管理課	(1) 道路の認定等に関すること。					
	(2) 道路の維持管理に関すること。					
	(3) 道路の舗装及び補修に関すること。					
	⑷ 道路交通安全施設の整備に関すること。					
	(5) 市町村道の整備に関すること。					
	(6) 道路の修景緑化に関すること。					
	(7) 県民広場地下駐車場の維持管理に関すること。					
	(8) 未買収道路用地の取得に関すること。					
	(9) 市町村道未買収道路用地取得事業の指導監督に関すること。					
	(10) その他道路維持に関すること。					

# (1) 河川の整備計画に関すること。 河川課 (2) 河川の新設,改良、保全及び管理に関すること。 (3) 河川に係る公有水面の埋立て及び規制に関すること。 (4) 河川の砂利採取に関すること。 (5) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。 (6) 多目的ダム及び治水事業に関すること。 (7) その他河川及びダムに関すること。 (1) 海岸(他部の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。) 海岸防災課 及び砂防の整備計画に関すること。 (2) 海岸及び砂防の新設,改良,保全及び管理に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 水防協議会に関すること。 (5) 海岸の砂利採取に関すること。 (6) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること(他課 の所掌に属するものを除く。)。 (7) 国土交通省所管に係る公共土木施設の災害防止及び災害復旧に関 すること。 (8) 地滑り等防止対策に関すること。 (9) 急傾斜地の災害防止に関すること。 (10) 市町村災害復旧事業の指導監督に関すること。 (11) 公有水面の埋立て及び規制に関すること(他部他課の所掌に属する ものを除く。)。 (12) その他海岸及び砂防に関すること。 (1) 空港整備計画に関すること。 空港課 (2) 空港の建設及び管理に関すること。 (3) 空港の安全施設に関すること。 (4) 空港の附属施設の整備に関すること。 (5) 下地島空港管理事務所に関すること。 (6) 下地島空港特別会計に関すること。 (7) その他空港に関すること。 (1) 都市計画,土地区画整理及び都市再開発に関すること。 都市計画·

#### モノレール

(2) 屋外広告物及び駐車場に関すること。

課

- (3) 都市の美観、風致等の企画及び推進に関すること。
- (4) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること。
- (5) 都市計画区域内の建築物の制限等に関すること。
- (6) 都市計画審議会及び景観形成審議会に関すること。
- (7) 景観形成についての総合的企画及び調整に関すること。
- (8) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること。
- (9) 都市公園の管理その他都市整備に関すること。
- (10) 一般財団法人沖縄美ら島財団に関すること。
- (11) 都市モノレールに係る総合企画及び調整に関すること。
- (12) 都市モノレール事業に係るバス路線の再編成等総合対策に関す ること。
- (13) 都市モノレール建設事務所に関すること。
- 14) 前各号に掲げるもののほか、都市計画及び都市モノレール事業 の推進に関すること。

#### イ 農林水産部

県農林水産部の中で用地取得に関する主な部署は、村づくり計画課及び農地農村整備 課である。平成30年度におけるこれらの部署の所掌事務は次の表のとおりである(沖縄 県行政組織規則第61条、第63条)。

#### 課

# 所掌事務

- 村づくり計 (1) 農業農村整備事業に係る総合調整に関すること。
- 画課
- (2) 農業農村整備事業の長期計画に関すること。
- (3) 農業用水源の確保に係る調整に関すること。
- (4) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく許可及び認可事務 に関すること。
- (5) 土地改良関係団体に関すること。
- (6) 農業農村整備事業に係る事業採択及び計画変更の承認に関するこ <u>と。</u>
- (7) 農業農村整備事業に係る新規制度要求に関すること。
- (8) 農山漁村の活性化に関すること。
- (9) 農業農村整備事業に係る調査に関すること。
- 10 農業農村整備事業の営農計画及び効果測定に関すること。

	(11) 農林土木事務所に関すること。
	(12) 農業農村整備事業に係る技術研修に関すること。
	(13) 前各号に掲げるもののほか、農業農村整備事業に関すること。
農地農村整	(1) 農業農村整備事業の実施に関すること。
備課	(2) 土地改良財産の管理,取得及び処分に関すること。
	(3) 用地取得等の指導及び調整に関すること。
	4)換地及び農地の集積に関すること。
	(5) 農林水産省農村振興局所管の海岸保全区域の管理に関すること。
	(6) 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の管理に関するこ
	と。
	(7) 農林水産省農村振興局所管の海岸に属する国有財産の管理及び処
	分に関すること。
	(8) 農地,農業用施設及び海岸保全施設(農林水産省農村振興局所管
	の海岸に係るものに限る。)
	(9) 農業農村整備事業に係る設計積算の標準化に関すること。
	(10) 農業農村整備事業の発注業務に係る仕様等の標準化に関するこ
	と。
	(11) 農業農村整備事業の計画、設計及び施工に係る基準に関すこと。

# (2) 土木事務所

ア 県内に5つの土木事務所があり、名称、内部組織、位置及び所管区域は次の表のとおりである(沖縄県行政規則第232条)。

(13) 前各号に掲げるもののほか、農業農村整備事業に関すること。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県北部土木	庶務班 用地班 建築班	名護市	名護市 国頭郡 島尻
事務所	計画調査班 維持管理班		郡伊平屋村及び伊是名
	道路整備班 河川海岸班		村
	都市港湾班		
沖縄県中部土木	庶務班 道路用地班 河川	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜
事務所	都市用地班 建築班 計画		野湾市 浦添市 中頭
	調査班 維持管理班 道路		郡
	整備班 河川都市班 港湾		

	海岸砂防班		
沖縄県南部土木	庶務班 道路用地班 河川	那覇市	那覇市 豊見城市 南
事務所	都市用地班 建築班 計画		城市 糸満市 島尻郡
	調査班 維持管理班 道路		(伊平屋及び伊是名村
	整備班 河川港湾班 街路		を除く。)
	公園班		
沖縄県宮古土木	総務用地班 維持管理班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
事務所	道路整備班 都市港湾班		·
	建築班		
沖縄県八重山土	総務用地班 維持管理班	石垣市	石垣市 八重山郡
木事務所	道路整備班 河川都市港湾		
	班 建築班		

#### イ 土木事務所の所掌事務は次のとおりである(沖縄県行政組織規則第234条第1項)。

- (1) 工事の事務検査に関すること。
- (2) 工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (3) 市町村補助事業の事務指導に関すること。
- (4) 市町村への技術指導及び監督に関すること。
- (5) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。
- (6) 工事の検査に関すること。
- (7) 港湾,河川,護岸,飛行場,公有水面埋立等の公共工事の調査,設計及び監督 に関すること。
- (8) 県道及び知事管理一般国道の管理に関すること。
- (9) 県道の調査、設置及び監督に関すること。
- (10) 道路の占用又は使用の許可等に関すること。
- (11) 里程の証明及び海陸測量標の管理に関すること。
- (12) 都市計画事業の調査、設計及び監督に関すること。
- (13) 屋外広告物及び都市の美観風致に関すること。
- (14) 都市計画施設の区域内,土地区画整理事業の施行区域内,都市計画事業地内及び土地区画整理事業施行地区内における建築等の規制に関すること。
- (15) 公共建築工事及び公共建築物の維持に係る調査、設計及び監督に関すること。
- (16) 建築基準及び建築士に関すること。
- (17) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に

関すること(建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関することに限る。)。

- (18) 宅地建物取引業に関すること。
- (19) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。
- (20) 開発行為及び宅地造成工事の規制等に関すること。
- (21) 建築統計に関すること。
- (22) 公共土木工事に関する用地の買収,登記及び買収に伴う地上物件の除去による 補償に関すること。
- (23) 廃道敷及び廃川敷の調査等に関すること。
- (24) 港湾,河川,海岸(国土交通省所管に限る。),砂防指定地,地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の管理に関すること(次項各号に掲げる事務を除く。)。
- (25) 県営住宅の維持管理に関すること(宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。)。
- (26) ダムの管理に関すること。
- (27) その他土木及び建築に関すること。
- (28) 庶務に関すること。
- ウ 各土木事務所の、平成30年4月1日時点の人員規模は次の表のとおりである。

. ,												
	合計	一般事務職	一般事務	用地補償	技術職	建築	土木	機械	化学	電気	運転士	土木整備員
1 北部土木事務所	72	21	12	9	49	7	41			1		2
2 中部土木事務所	100	35	16	19	62	6	55	1			1	2
3 南部土木事務所	102	38	15	23	61	8	50			3	1	2
4 宮古土木事務所	32	10	6	4	21	5	15			1		1
5 八重山土木事務所	46	12	4	8	33	5	24	1	1	2		1

(県提供資料)

エ 続いて、土木事務所の組織については、多少の相違はあるものの、おおむね類似しているため、代表して、南部土木事務所の組織・現員(平成30年4月1日時点)を次のとおり示す。

#### 事務職/31名

技術職/54名

土木整備員・運転士・再任用/17名

合計 102 名

所長

業務総括

技術総括

副参事(事務)

主幹(技術)

庶務班/8人

計画調査班/4人

維持管理班/21人

建築班/6人

道路整備班/11人 (うち,南部東道路建設現場事務所/6名)

街路公園班/7人

河川港湾班/13人

道路用地班/12人

河川都市用地班/12人

ダム管理班/3人

(県提供資料)

それぞれの班(南部土木事務所)についての分掌事務は次の表のとおりである。公共 用地取得に関しては、道路用地班及び河川都市用地班が実際の交渉等を担っていること がわかる。

班	分等	掌事務
等		
庶	(1)	庶務・経理に関すること。
務	(2)	工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
班	(3)	建設業法に係わる事務に関すること。
	(4)	情報公開(歳入)に関すること。
	(5)	職員の服務に関すること。
	(6)	職員の福利厚生に関すること。

(7) 所内事務の連絡調整に関すること。 (8) 安全衛生委員会に関すること。 (9) その他、他班に属しない事項に関すること。 (1) 建築基準法及び建築士法に関すること。 建築 班 (2) 宅地建物取引業法に関すること。 (3) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。 (4) 都市計画法に基づく開発行為の許可に関すること。 (5) 都市計画施設の区域内,都市計画事業地内及び風致地区内における建築等 の規制に関すること。 (6) 沖縄県福祉のまちづくり条例に関すること。 (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。 (8) 建築統計に関すること。 (9) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関す る法律に関すること。 (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること。 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。 (12) 住宅瑕疵担保履行法に基づく届出に関すること。 (13) 県有建築工事及び県有建築物の維持工事に係る調査,設計,監理及び検査 に関すること。 (4) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。 (15) その他建築及び住宅に関すること。 (1) 道路・港湾・空港(改築等)の工事に係る用地取得、土地に存する物件(住 道路 宅、店舗、工作物等)移転等に伴う補償額の算定及び交渉、契約事務等に関 用地 すること。 班 (2) 用地取得に伴う分筆,所有権移転登記事務及び相続,権利関係等の調査に 関すること。 (3) 土地建物等委託業務の設計及び審査に関すること。 (4) 土地収用法に係る裁決申請及び情報公開手続き等に関すること。 (5) 市町村の補助事業に対する事務指導に関すること。

河川	(1) 河川(改修,災害等)・都市計画(街路,公園等)の工事に係る用地取得,
都市	土地に存する物件(住宅,店舗,工作物等)の撤去等に伴う補償額算定及び
用地	<u>交渉, 契約事務等に関すること。</u>
班	(2) 上記(1)の事業に係る土地収用裁決申請及び情報公開手続き等に関するこ
	ے ۔
/	(3) 用地取得に伴う分筆,所有権移転登記事務及び相続,権利関係等に関する
	調査,資料収集に関すること。
	(4) 廃川敷地の調査及び交換事務に関すること。
	(5) 土地建物等委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること。
	(6) 市町村の補助事業に対する事務指導に関すること。
計画	(1) 新規採択事業に関する基礎調査,基本計画立案,概略設計,予備設計等に
調査	関すること。
班	(2) 既採択事業のうち事業執行難渋カ所の調整及び調査設計に関すること。
	(3) 計画策定に伴う地域住民,関係地主,権利者,団体等への広報活動に関す
	ること。
	(4) 事業完了に伴う事後評価調査及び公表に関すること。
	(分掌事務の具体的展開)
	(1)土木事業に係る全体計画(以下,全計)等の策定に関すること。
	(2)全計等の策定に必要な諸調査に関すること。
	(3)全計等の対象路線・箇所等の選定に関すること。
	(4)全計等に係る地元意見の集約、合意形成に関すること。
	(5)対象事業に係る概略設計,予備設計,詳細設計(以下設計等)に関する
	こと。
	(6)対象事業に係る設計等に伴う用地担当課及び関係他課との設計調整に
	関すること。
	(7)対象事業に係る地権者,地元市町村,関係機関(国・県警)等との協議・
	(7)対象事業に係る地権者,地元市町村,関係機関(国·県警)等との協議・ 調整に関すること。
	調整に関すること。

	(10)広報(事務所概要、ホームページ作成)に関すること。
	(11)他班の検査に関すること。
維持	(1) 県道及び知事管理一般国道の占用、承認工事の許可等道路の管理に関する
管理	こと。
班	(2) 道路台帳の管理に関すること。
	(3) 特殊車両の通行許可及び協議に関すること。
	(4) 道路ふれあい月間,道路クリーン作戦に関すること。
	(5) 道路パトロールに関すること。
,	(6) 河川の占用、承認工事の許可等河川の管理に関すること。
	(7) 河川愛護月間行事に関すること。
	(8) 県管理港湾の港湾施設の使用,占用等港湾の管理に関すること。
	(9) 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可に関すること。
	(10) 海岸保全区域等の占用等,海岸の管理に関すること。
	(11) 国有財産法に基づき,国土交通省所管公共用財産の使用許可等,国有財産
	の管理に関すること。
	(12) 道路,河川,海岸,港湾,空港,水路及び里道等に係る国有地又は県有地
•	と民地との境界確定に関すること。
	(13) 砂利採取法に基づく砂利採取計画に関すること。
	(14) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立免許願書等の受理に関すること。
	(15) 砂防法に基づく砂防指定地域内の行為の許可等,砂防指定地及び砂防設備
	の管理に関すること。
	(16) 地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の行為の許可等に
	関すること。
	(17) 急傾斜地災害防止法の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許
	可等に関すること。
	(18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
	(19) 屋外広告物法に関すること。
	② 道路,河川,海岸の維持工事に係る調査・設計及び工事の監督等に関する

(2) 道路の舗装補修,交通安全施設整備,災害防除,橋梁補修等に係る調査・ 設計及び工事の監督等に関すること。 (2) 道路,河川,海岸,港湾等十木施設の維持管理に係る委託業務の設計及び 監督等に関すること。 (23) 道路ボランティア,河川愛護会等のボランティア支援に関すること。 (2) 他班の委託、工事の検査に関すること。 (5) 南部土木事務所災害対策本部に関すること。 (26) デジタル道路地図データベース基礎資料に関すること。 (27) 道路現況台帳の作成に関すること。 道路 | (1) 県道改築事業、及び指定区間外国道改築事業の調査、設計、工事審査及び 整備 監督に関すること。 班 (2) 市町村交付金事業に対する設計書の審査に関すること。 (3) 公共道路施設災害復旧事業に関すること。 (4) 他班の工事検査に関すること。 (5) その他(1)に定める事業等の公共工事に関すること。 (1) 地域連携推進事業の調査,設計,工事,審査及び監督に関すること。 南部 東道 (2) 南部東道路に係る用地取得,土地に存する物件補償額の照査,交渉,契約 路建 事務等に関すること。 設現 (3) 用地取得に伴う相続、権利関係等の調査に関すること。 場事 (4) 土地収用法に係る裁決申請及び情報公開手続き等に関すること。 務所 (5) 都市計画法・環境影響評価等に係る申請手続き等に関すること。 (6) 他班の工事検査に関すること。 (7) その他(1)に定める事業等の公共工事に関すること。 |河川|(1) | 河川,建設海岸,砂防,地すべり,急傾斜地崩壊対策等の調査設計及び工 港湾 事の監督等に関すること。 (2) 港湾,空港,港湾海岸等の調査設計及び工事の監督に関すること。 班 (3) 委託設計書の作成審査及び委託業務の検査に関すること。 (4) 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。

(5) 河川災害、砂防、海岸災害、港湾災害、空港災害等に関すること。 (6) 他班の委託,工事検査に関すること。 (7) 河川、海岸、港湾施設の使用申請及び地すべり防止指定区域、急傾斜地崩 壊危険区域での建築申請等の技術審査調整に関すること。 (8) その他, (1)(2)に定める事業等の公共工事に関すること。 (1) 街路、公園の事業の調査、設計及び工事の監督に関すること。 街路 公園 (2) 工事設計書及び委託設計書の作成、審査に関すること。 班 (3) 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。 (4) 都市災害、公園災害に関すること。 (5) 設計委託業務の検査及び他課の工事検査に関すること。 (6) 街路、公園の占使用申請及び街路指定区域での建築申請等の技術審査に関 すること。 (7) その他、(1)、(4)の事業に関わる関係機関との調整。 (1) 委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。 ダム 管理 (2) ダム工事の検査に関すること。 担当 (3) ダム工事の調査、設計及び監督に関すること。 (4) ダムの管理に関すること。 (5) ダムの維持に係る調査、設計及び監督に関すること。

(県提供資料(下線部分等加筆))

#### (3) 沖縄県土地開発公社

沖縄県土地開発公社(以下「公社」という。)は、公有地の拡大の推進に関する法律 (以下「公拡法」という。)に基づいて、設立されている法人である。公社の業務は、 国・地方公共団体からの要請及び委託に基づいて公共事業用地(道路,公園,河川・ダ ム,住宅,学校,空港等)の買収を行うことである。

用地取得の用務については、公拡法に基づいて、土地の先行取得事業(公拡法第17条第1項第1号)、土地の造成に係る公営企業に相当する事業(公拡法第17条第1項第2号)、附帯業務(公拡法第17条第1項第3号)、関連公共・公用施設の整備(公拡法第17条第2項第1号)、土地の取得のあっせん、調査、測量等(公拡法第17条第2項第2号)が挙げられる。

公社に関する詳細については、第4部において述べる。

#### (4) 農林土木事務所

ア 県内に2つの農林土木事務所があり、名称、内部組織、位置及び所管区域は次の表のとおりである(沖縄県行政組織規則第194条)。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県中部農林	計画用地班 農業水	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市
土木事務所	利班 農村漁港班		浦添市 中頭郡
沖縄県南部農林	土地改良班 計画調	那覇市	那覇市 豊見城市 南城市
土木事務所	整班 農業水利班		糸満市 島尻郡 (伊平屋村及び
	農村漁港班 大東漁		伊是名村を除く。)
	港建設班		

- イ 農林土木事務所の所掌事務は、次のとおりである(沖縄県行政組織規則第196条)。
  - (1) 土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
  - (2) 団体営土地改良事業に係る技術援助、設計書審査及び工事指導に関すること。
  - (3) 土地改良団体の設立及び育成指導に関すること。
  - (4) 土地改良施設用地の取得及び農用地集団化事業に関すること。
  - (5) 工事及び委託業務の入札及び契約に関すること。
  - (6) 工事及び委託業務の検査に関すること。
  - (7) 農地開発及び開拓事業の調査、計画及び実施に関すること。
  - (8) 農地防災事業の調査、計画及び実施に関すること。
  - (9) 海岸事業(農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸に限る。)の調査,計画,実施及び管理に関すること。
  - (10) 地すべり対策事業(農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域に限る。) の調査、計画、実施及び管理に関すること。
  - (11) 農地,農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関すること。
- (12) 非補助土地改良事業に関すること。
- (13) 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画に基づく事業に関すること。
- (14) 漁港,漁港海岸,漁場及び漁村の整備事業の調査,計画及び実施に関すること。
- (15) 漁港,漁港海岸及び漁場施設の管理に関すること。
- (16) 漁港,漁港海岸,漁場及び関連施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関すること。

- (17) 前各号に掲げるもののほか、農業土木事業及び水産土木事業に関すること。
- (18) 庶務に関すること。

#### (5) その他

沖縄県都市モノレール建設事務所(以下「都市モノレール建設事務所」という。)は 都市モノレール建設に関する事務を円滑に処理するため、土木建築部の出先機関として 設置された機関である(沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程第1条)。

都市モノレール建設事務所の所掌事務は、次のとおりである(沖縄県都市モノレール 建設事務所設置規程第2条)。

- (1) 都市モノレール建設の計画及び調査設計に関すること。
- (2) 都市モノレール建設に係る用地取得及び補償に関すること。
- (3) 都市モノレール建設に係る関係機関、関係団体等との調整に関すること。
- (4) 都市モノレール建設に係る工事の事務検査に関すること。
- (5) 都市モノレール建設に係る工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (6) 都市モノレール建設に係る委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査 に関すること。
- (7) 都市モノレール建設に係る工事の検査に関すること。
- (8) 都市モノレール建設に係る関係法令等に基づく諸手続に関すること。
- (9) 都市モノレール建設に係る関連事業に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市モノレールの建設に関すること。
- (11) 庶務に関すること。

#### 2 公共用地取得手続の流れ

(1) 前記第1章で述べたとおり、公共用地取得は、行政が、社会資本(インフラ)を整備するための公共事業に必要な用地(土地、空間)を取得することである。

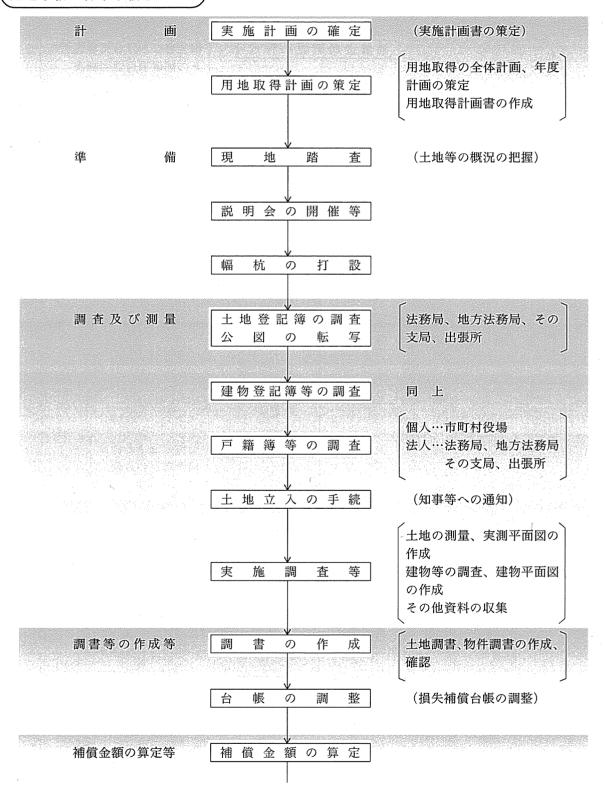
公共用地取得の前段階としては、例えば、道路について言えば、特定の路線の整備計画などの事業計画の策定・確定の段階が存在するが、この事業計画確定までの流れについては、後記の第4章(道路関係)、第5章(農林水産関係)で説明するとして、ここでは、事業計画確定後の用地取得業務の流れを説明する。

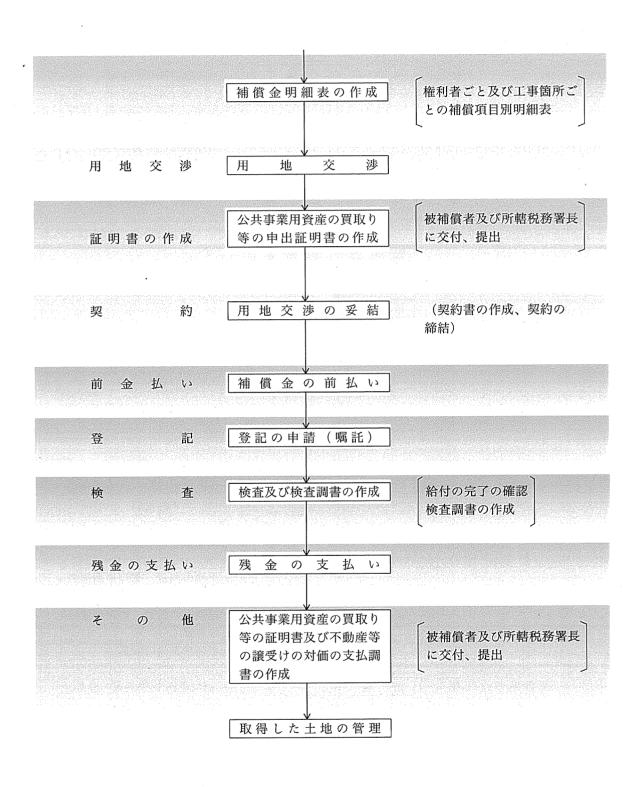
(2) 用地取得業務のフロー図

用地取得業務の流れは、一般に次のフロー図のとおりである。

実施計画の確定を受けて, ①準備, ②調査及び測量, ③調書等の作成等, ④補償金の 算定等, ⑤用地交渉, ⑥証明書の作成, ⑦契約, ⑧前金払い, ⑨登記, ⑩検査, ⑪残金 の支払, 等の各段階を経て完了する業務である。

# 用地事務の標準手続きフロー





(事務マニュアル・1-6頁, 7頁)

#### (3) フロー図に沿った担当部署の説明

上記手続フロー図に沿って、平成30年4月1日時点の担当部署等をまとめると、下記図のとおりである。

計画段階については、本庁事業課(例:土木建築部道路街路課道路整備班)が行い、 用地取得計画の策定以降については、各土木事務所が担っている。

各土木事務所の中にも、事業班(維持管理班,道路整備班,河川港湾班,街路公園班等)と用地班(道路用地班,河川都市用地班等)があり、準備~調書等の作成等を工事班が担い、補償金額の算定以降を用地班が担っている。

なお,公社が行う業務は,補償金額の算定以降に関する業務のうち,契約及び補償金 の支払い以外の業務である。

本庁事業課は、基本的には、各土木事務所や公社との間で連絡をとり、用地取得業務の全体的なマネジメントを行っている。もっとも、事業課によって、そのマネジメントの程度や方法は差異があるようである。

また、本庁用地課は、補償基準の改定作業や補償金額の算定に関する指導・調整を行っている。そして、公社委託事業においては、本庁用地課が平成30年度以降、契約及び補償金の支払い業務を分担している。

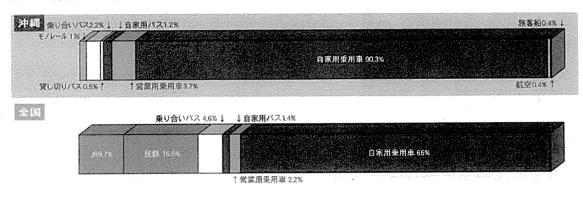
そして、最終的に用地取得後の土地の引渡しを受けた後は、各土木事務所用地班から 各土木事務所事業班へ連絡されて用地の管理を事業班が行うこととなり、一連の用地取 得業務が終了することになる。

用地事務の標準手続	きフロー	中心となる課(通常)		公社委託の場合	その他
計画	実施計画の確定	路	「庁事業課(道路街路課,) 「管理課,河川課,都市計 『・モノレール課等)	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所 及び公社と協議を行い、進捗管理を行ってい る。
	用地取得計画の策定				
	現地踏査	Γ			
準備	説明会の開催等				
	幅杭の打設				
	土地登記簿の調査 公図の転写		各土木事務所事業 班(維持管理班,		
調査及び測量	建物登記簿等の調査	] ~	一 道路整備班,河川 港湾班,街路公園	同左	
	戸籍簿等の調査		班等)		
	土地立入の手続				
	実施調査等				•
調書等の作成等	調書の作成				
神可留です。ヘンコトルとった	台帳の調整	L	J		
補償金額の算定等	補償金額の算定	Г			本庁用地課が土木事務所からの相談に対応。
間関亜級の発足等	補償金明細表の作成			公社	
用地交涉	用地交渉				
証明書の作成	公共事業用資産の買取り等の 申出証明書の作成				
契約	用地交渉の妥結		各土木事務所用	本庁用地課	※平成30年度から(平成29年度までは公社)
前金払い	補償金の前払い		地班(道路用地	本庁用地課	※平成30年度から(平成29年度までは公社)
登記	登記の申請 (嘱託)	-    地址等)    -	公社		
検査	検査及び検査調書の作成		本庁用地課	※平成30年度から(平成29年度までは公社)	
残金の支払い	残金の支払い			本庁用地課	※平成30年度から(平成29年度までは公社)
その他	公共事業用資産の買取り等の 証明書及び不動産等の譲受け の対価の支払調書の作成				
	取得した土地の管理	各	土木事務所事業班	同左	

# 第4章 土木建築部における道路事業計画の策定と公共用地取得について 第1 沖縄県の交通の状況

全国では、全旅客輸送(域内)のうち約3割を鉄道で分担しているが、県では、 陸上交通のほとんどを自動車に依存しているため、道路の役割は重要である。特に、 自家用自動車の分担率は年々上昇し、平成21年度には90.3%に達している。

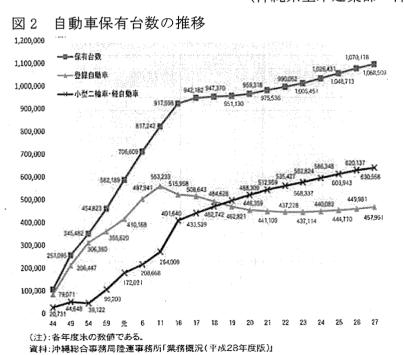
# 図1 機関別旅客輸送分担率の比較(域内量)



資料:「平成21年度 旅客地域流動調査」

また、県内の自動車保有台数は年々上昇を続け、本土復帰時の昭和47年と比較すると平成27年度末には約5倍となり、一世帯に約1.7台となっている。

(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)



(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

図3 自動三輪以上の保有率

	項目		347年度末	H27年度末	伸び単
	自動車保有台数	(千台)	198	1,031	5.12
	人口	(千人)	981	1,461	1.49
沖縄	世帯数	(千世帯)	237	622	2.62
F-1	人ロー人当たりの保有率	(台/人)	0.20	0.71	3.50
	一世帯当たりの保有率	(台/世帯)	0.84	1.66	1.98
	自動車保有台数	(千台)	21,547	77,139	3.58
	人口	(千人)	107,332	128,066	1.19
全国	世帯数	(千世帯)	29,577	56,950	1.93
	人口一人当たりの保有率	(台/人)	0.20	0.60	3.00
	一世帯当たりの保有率	(台/世帯)	0.73	1.35	1.86

資料: 1. (人口、世帯数)は、総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」による。 2. (自動車保有台数)は、社団法人 日本自動車工業会「自動車統計月報(2016年6月号)」による。

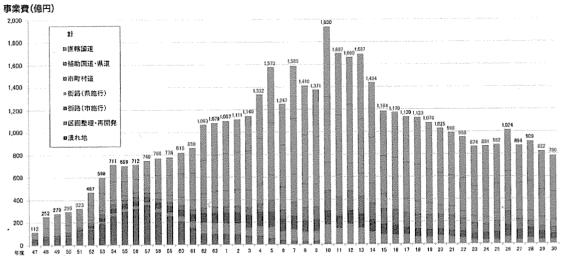
(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

以上のとおり、旅客輸送の90%以上を自家用自動車が占めており、自動車保有台数が年々上昇を続け一世帯あたりの台数も約1.7 台となっていることからすると、本県における道路の役割は重要である。

#### 第2 道路の予算

道路事業費の推移をみると、本土復帰時の昭和 47 年度には約 112 億円であったが 年々上昇を続け、平成 10 年度には約 1930 億円に達している。その後は緩やかに減 少し、平成 29 年度は約 807 億円となっている。

# 図4 道路事業費の推移(補正後予算ベース)



注 1)直轄、補助事業は、補正後予算ベース(交付会合み)交通安全・調査・再開発・機械は、各管理者に含む。単独費は含まない。各グラフ上の数字は、各年度の合計である。 注 2) 但しH30については当初予算

(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

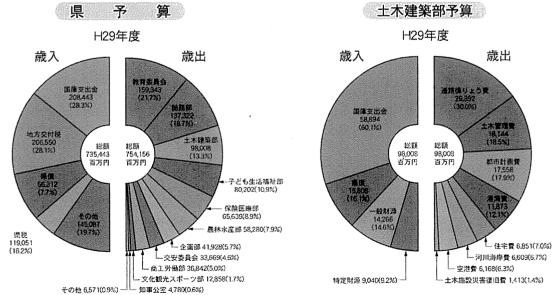
平成 29 年度の県予算をみると,総額約 7541 億 5600 万円のうち,道路の整備等を 所管する土木建築部は約 980 億 800 万円で約 13.3%を占めている。

また, 土木建築部予算のうち道路橋りょう費は, 約 293 億 9200 万円で約 30.0%を 占めている。

図 5 平成 29 年度予算規模 (一般会計)

●県予算(年度当初)単位:百万円

●土木建築部予算(年度当初)単位:百万円



(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

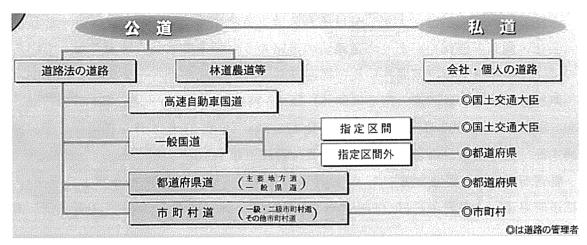
# 第3 道路の種類

道路の種類としては、大きく分けると公道(道路法の道路、林道農道等)と私道 (会社・個人の道路)があり、道路法の道路のうち都道府県が管理者となっている のは、一般国道(指定区間外)及び都道府県道(主要地方道、一般県道)である。

県が管理する一般国道(指定区間外)は,6路線(330号の一部,331号の一部,390号,449号,505号,507号)実延長173.2km(平成27年4月1日現在)で,沖縄本島,宮古島及び石垣島における主要な幹線道路を形成している。

都道府県道(主要地方道)は,25路線実延長407.5km(平成27年4月1日現在), 都道府県道(一般県道)は,118路線実延長665.5km(平成27年4月1日現在)である。

図6 道路の種類



(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

## 第4 道路計画から管理までの手順

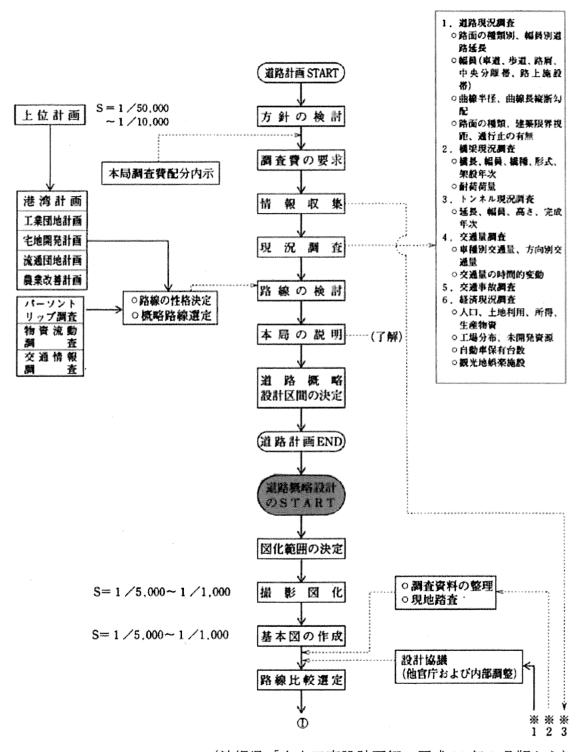
道路事業は、現況の路線が抱える問題を解決しようとするところから始まって調査及び道路計画を立案し(道路計画)、道路設計を行い、用地取得や工事の施工等道路事業を執行し、一般に供用が開始された後は良好な状態を保つための維持管理が行われることとなる。

なお、かかる各段階は必ずしも順番に行われるわけではなく、いくつかの段階が 同時並行で行われることもある。

### 1 道路計画

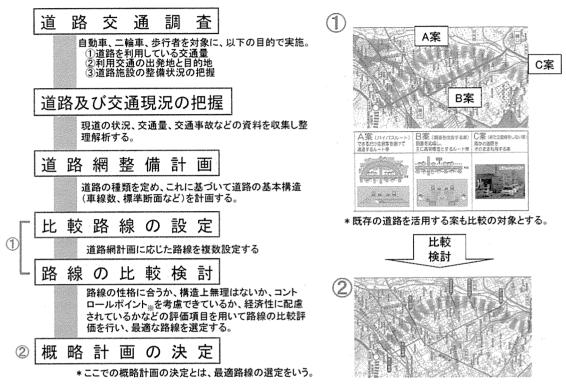
道路事業の第一段階である道路計画は、現況調査(道路現況調査,橋梁現況調査, トンネル現況調査,交通量調査,交通事故調査,経済現況調査)等を行って、路線 を複数設定して比較検討を行い、道路概略設計区間を決定することで終了する。

### 図7 道路計画から管理までの手順①



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

#### 図8 道路計画



※コントロールポイント:神社、仏閣などの社会的条件や地滑り地帯などの社会的条件によって避けなければならないポイント

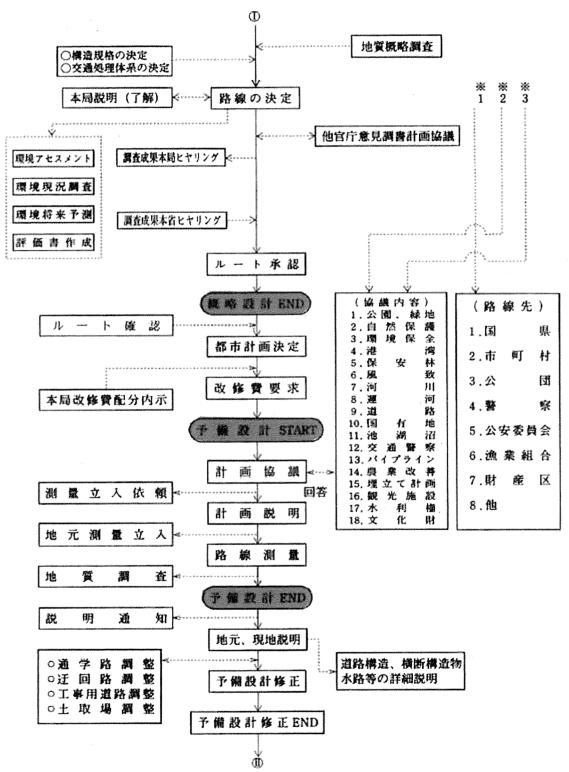
(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

#### 2 道路設計

道路設計は、基本的な構造の検討、用地幅の決定、工事実施のための詳細な設計、 工事発注のための設計書の作成という手順をたどり、並行して関係先との協議及び 事業化に向けての手続き等が行われる。

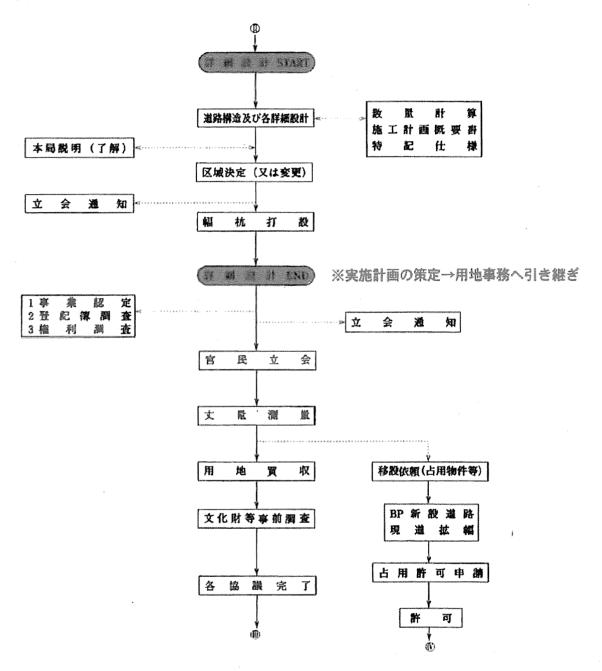
道路設計は3種類あり,道路概略設計(空中写真測量地形図を用いて路線選定を行うもので,平面設計,縦断設計,主要構造物計画を行い,概略工事費を積算し路線の比較検討をおこなうもの),道路予備設計(空中写真測量地形図又は実測図に基づき,概略設計で与えられた計画線により,図上で平面線形を確定して,縦横断の設計を行い,構造物については概略形式及び寸法を決定し,概略工事費の積算を行い,技術的,社会的,経済的判定を行うもの)及び道路詳細設計(空中写真測量地形図又は実測平面図,縦横断図に基づいて道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物の設計を行い,各工事別数量計算を行うもの)である。

図9 道路計画から管理までの手順②



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

# 図10 道路計画から管理までの手順③



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

図11 道路概略設計の例

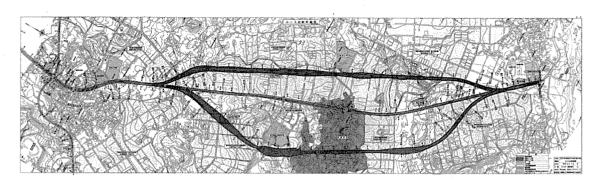
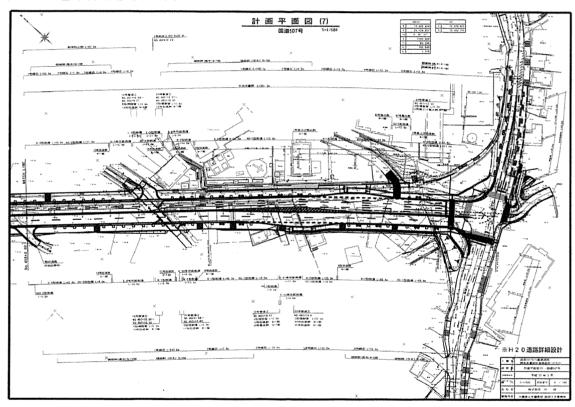


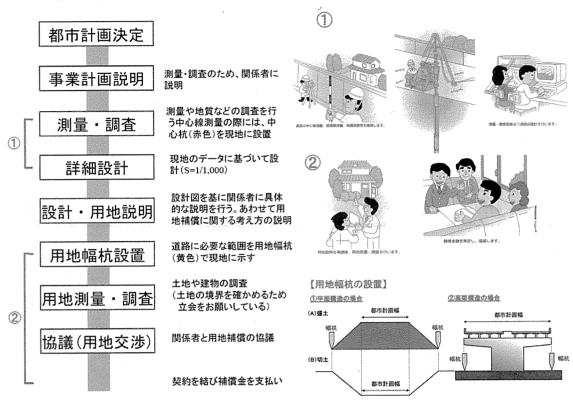
図12 道路詳細設計の例



# 3 道路事業の執行

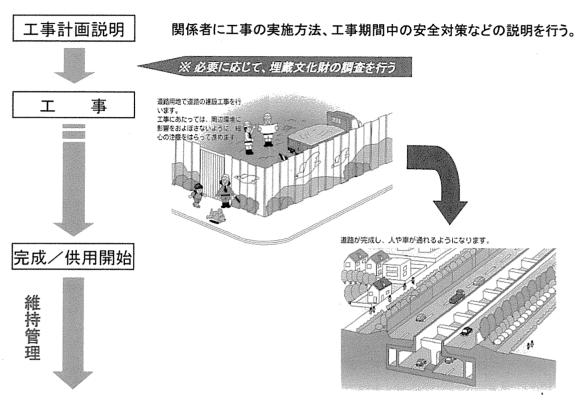
道路事業の執行段階では、土地や建物の立会調査、工事計画の説明、工事等が行われる。かかる道路事業の執行段階の中に、道路用地取得のための協議や契約締結が含まれる。

図13 道路事業の執行①



(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

# 図14 道路事業の執行②



(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

# 4 道路の維持管理

道路工事が完了し、供用が開始された後は、良好な状態を保つための維持管理が 行われる

図 15 道路計画から管理までの手順④ 占用物件打合せ会 移設工 事 摄战段置控集 事 完 T I (公安委員全) 工事積算 (施工協議) 6. 地下埋設物 1. 河川 本局審査完了 7. パイプライン 2. 道路 8. 消防 3. 港灣、運河 四答 9、陸運事務所 4. 池、沼 10. その他 5. 交通警察 工事発注 契約 工事說明 信号模(公安委員会)設置 工事 施 I 規制標識 工事中の協議 回答 完了検査合格 工事完了 付帯工事引継ぎ 供用開始告示 兼用工作物管理協定 竣工・供用開始 (保管書類) 管理へ引き継ぎ 1. 殷計図書、電子化等 2. 道路台帳、付図 管 理 3. 舗装台帳 4、官民境界抗検証 5、丈量図 6. その他

(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

# 第5章 農林水産部における事業計画と公共用地の取得について

#### 1 農業農村整備事業

県の農林水産部では、沖縄 21 世紀農林水産業振興計画に基づき農業農村整備事業が進められている。農業農村整備事業の役割は、亜熱帯・島嶼性に適した農林水産業の基盤整備、農林水産物の安全・安心の確立、農業漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、フロンティア型農林水産業の振興である。

これらの役割を達成するため各種事業が積極的に推進されており、その中において、 平成 29 年度に公共用地の取得が必要とされた事業は、①農地整備事業、②水利施設整備事業、③農地保全整備事業、④ため池等整備事業、⑤地すべり対策事業、⑥水質保全対策事業である。具体的には、以下のとおりであり、用地取得にかかった費用は総額 3億 1853 万 7000 円である。

No	予算事業名	事業箇所名	平成 29 年度決算額 (単位:千円)
北部	農林水産振興センター(土地改良班)		
1	水質保全対策事業	天仁屋地区	7, 336
2	同上	宜野座第5地区	75
3	同上	伊是名第2地区	2, 088
4	農地保全整備事業	川平第2地区	12, 906
5	ため池等整備事業	真喜屋地区	184
小計		22, 589	
中部	農林土木事務所(計画用地班)		
6	地すべり対策事業	平安名 3 期地区	2, 615
小計		2, 615	
南部	農林土木事務所(土地改良班)		
7	農地整備事業	吉富地区	1, 197
8	水利施設整備事業(補助金事業)	真壁南地区	151, 794
9	水利施設整備事業(交付金事業)	中山・志堅原地区	90, 680
10	同上	旧東第2地区	966
11	水質保全対策事業	八重瀬第2地区	2, 030
12	同上	真榮平地区.	2, 882
13	同上	久米島第3地区	2, 688
14	農地保全整備事業	旧幕下第3地区	1, 679
15	同上	旧幕下第5地区	1, 705
小計			255, 621

宮古農林水産振興センター(土地改良班)			
16	農地整備事業	真良瀬嶺地区	846
17	同上	山底地区	1, 120
18	水利施設整備事業	イリノソコ地区	4, 853
19	同上	更竹地区	2, 862
20	同上	西原第3地区	3, 318
21	同上	狭間地区	3, 359
22	同上	西中底原地区	740
23	同上	増原地区	400
24	同上	福地地区	1, 879
25	同上	稲嶺南地区	988
26	同上	ウヅラ地区	1, 327
27	同上	上区西地区	579
28	同上	松原南地区	534
29	同上	加治道地区	1, 397
30	同上	西新生地区	4, 876
小計			29, 078
八重山農林水産振興センター(土地改良班)			
31	農地整備事業(補助金事業)	大座地区	320
32	農地整備事業(交付金事業)	与那良原地区	106
33	同上	南帆安地区	1, 226
34	水質保全対策事業	新川第1地区	1, 255
35	同上	磯部川第3地区	271
36	同上	新川第2地区	4, 510
37	同上	波照間第4地区	765
38	同上	新川第4地区	181
小計			8, 634
合計			318, 537

# 2 各種事業

# (1) 農地整備事業について

狭小・不整形で分散した農地を集団化し整形することにより、低コストや省力化や、 ほ場の整備は拠点産地の形成に寄与し、高能率生産体制の確立を行う事業である。

なお、農地整備事業には、従前、用地取得を伴う農道整備事業が存在したが、同事業

は、平成21年度の事業仕分けの対象とされ、農業農道と一般道を区別する意義は薄く、 必要があれば各自治体が自ら整備すべきという理由から、平成22年度以降廃止された。



魚口地区(宮古島市)







(沖縄県農林水産部「平成29年度版沖縄県の農業農村整備」から)

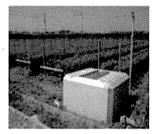
平成 29 年度は,合計 6 地区の事業において用地を取得した。その費用は,481 万 500 0 円である。

#### (2) 水利施設整備事業について

国営事業の用件に満たない地域において、水源開発から末端の整備等や、国営かんがい排水事業において整備されたダムや頭首工等の基幹施設から末端の整備を行う事業である。例えば、地下ダムや貯水池の整備、ほ場にスクリンプラーや給水栓を設置する。









(沖縄県農林水産部「平成29年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、合計 13 地区の事業において用地を取得した。その費用は 2 億 7055 万 2000 円である。

#### (3) 農地保全整備事業について

農地の浸食防止や防風林の設置を始めとした防風対策等を行う事業である。



みやらがわ第1地区(石垣市)



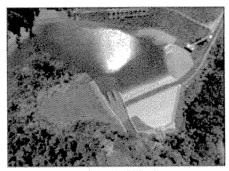
川平第1地区(伊江村)

(沖縄県農林水産部「平成29年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成29年度は、合計3地区の事業において用地を取得した。その費用は1629万円である。

# (4) ため池等整備事業について

農地及び農業施設を災害から未然に防ぐための事業で,ため池等の改修や法面の保護, 水路の護床等を行う事業である。



测量地区(名鹽市)



大城地区(南城市)

(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から) 平成 29 年度は,1 地区の事業において用地を取得した。その費用は 18 万 4000 円である。 (5) 地すべり対策事業について

地すべり等防止方により指定された地すべり防止区域において、地すべりによる農地・農業用施設等の被害を除去・軽減するため、地表水の排除、地下水の排除、土留め工などを実施し、農地等を保全する事業である。





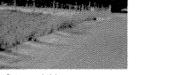


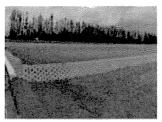
(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から) 平成 29 年度は、1 地区の事業において用地を取得した。その費用は 261 万 5000 円で ある。

#### (6) 水質保全対策事業について

農地及びその周辺の土地の土壌流出を防止し、農村の環境保全に資することを目的に 平成5年度から開始された事業である。









グリーンベルト

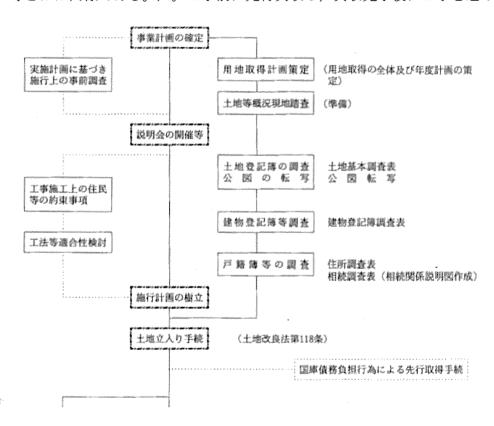
**ARMA** 

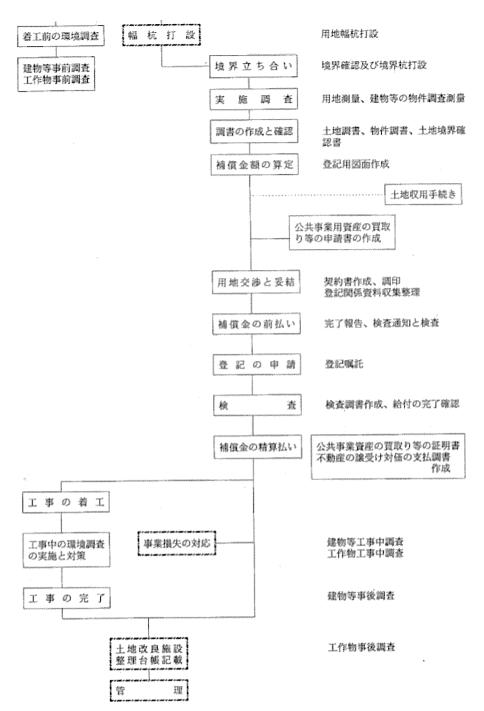
沈砂地

(沖縄県農林水産部「平成29年度版沖縄県の農業農村整備」から) 平成29年度は、合計11地区の事業において用地を取得した。その費用は2408万10 00円である。

### 3 用地取得の流れ

農林水産部における、用地取得の業務は以下のとおりである(手続的には土木建築部 等とほぼ同様である。)。工事前に先行買収し、買収完了後に工事を進める。





(沖縄県農林水産部「農業農村整備事業関係用地事務提要」から)

#### 4 本監査における取扱い

平成 29 年度における県(知事部局)の公共用地取得関連費用決算額(以下本章において「公共用地取得関連費用決算額」を「用地取得費」という。)は総額 68 億 9713 万 30 00 円であり、その内、農林水産部の農業農村整備事業の用地取得費は総額 3 億 1853 万

7000円であるから、全体の5%を占めているにすぎない。

農林水産部の農業農村整備事業における平成 29 年度用地取得費の内訳は,各種事業毎にみると,農地整備事業で481万5000円,水利施設整備事業で2億7055万2000円, 農地保全整備事業で1629万円,ため池等整備事業で18万4000円,地すべり対策事業で261万5000円,水質保全対策事業で2408万1000円である。

中でも、水利施設整備事業の用地取得費は約2億円に達しており、農業農村整備事業の用地取得費の中の85%を占めるものである。更に、水利施設整備事業を各地区毎の事業の用地取得費でみると、真壁南地区(排水調整池の整備)が1億5179万4000円、中山・志堅原地区(貯水池の整備)が9068万円であり、水利施設整備事業の用地取得費の90%を占めている。

このように、農業農村整備事業における用地取得費については、貯水池等の水源開発に伴う施設で必要性や割合が高くなる傾向にあるが、地形・地質上、水源開発が可能な箇所は限定的であることから、今後、用地取得費や割合が大幅に増加する可能性は低い。更に、用地取得を伴う農道整備事業についても、平成21年度の事業仕分けにより廃止されており、必要性は見られない。

その他,各種事業を各地区毎の事業でみると,上述した水利施設整備事業の真壁南地区及び中山・志堅原地区を除けば,いずれの事業もスクリンプラーの設置や防風林の設置,地すべり対策としての土留め工の実施等,専ら小規模の事業となっており,用地取得費も数十万円から数百万円単位と僅少である。

このように、農林水産部では、県全体に占める農林水産部の用地取得費の割合が5% と小さく、各種事業毎、各地区毎の事業でみても、事業規模が小さく、用地取得費も僅 少であって、今後も大規模な用地取得の予定もない状況である。

一方で、土木建築部が行う道路・街路の整備のための用地取得費は、総額 63 億 671 万 2000 円であり、県全体の用地取得費の 91%に及ぶ。本監査報告書第 2 部第 4 章記載のとおり、県では、陸送移動のほとんどを自動車に依存している実態があるため、今後も道路・街路の整備の必要性は高く、大規模な用地取得が予定されている。

また,土木建築部と農林水産部では,ほぼ同様の手続きのもと用地取得を実施している。

以上の諸事情に鑑み、農林水産部の用地取得に関しては本監査の対象としないことにした。

### 第6章 その他

#### 1 河川事業

#### (1) 河川事業の概要

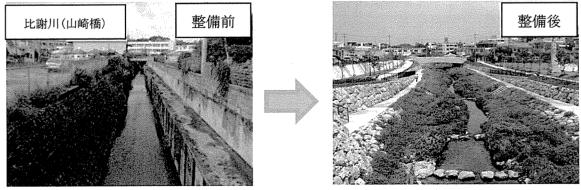
県には、大小300余の河川があるが、これらの河川のうち特に重要な51水系75河川 を2級河川に指定し(指定延長357.8 km、流域面積911.57 km²)整備を進めている。

県の主島である沖縄本島の地形は、細長い形で中央部を100~150mの山地又は、丘陵地帯が縦走し、35~40度の傾斜をなしている。島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると、1/200以上の緩勾配を形成している。県は、地理的条件から台風の通過コースにあたるため、豪雨の頻度が高く、雨による被害が極めて大きい。特に近年は河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下など、河川に係る諸条件が悪化し、浸水被害は増大の傾向にある。そこで、都市地区の河川については、浸水の慢性化、河川護岸の決壊等、今後ますます河川水の氾濫による水害が増大するものと予想されることから早急対策を要する。一方、快適なまちづくりの形成を図るため、水質浄化をはじめ、河川環境整備の促進を図る。

従来は、専ら洪水等の自然災害から人々の生活を守ることを重点的に河川整備がなされ、治水安全度は向上したが、コンクリート張りの護岸が、人々を川から遠ざけていた。 そこで、現在では、沖縄らしい自然・環境・景観などに対する多様なニーズを踏まえ、 以下の基本方針で河川整備を行っている。

- ◆環境 山、川、海の豊かな自然が息づく川づくり
- ◆治水・利水 人々の豊かさを守り、期待される機能を十分に果たす川づくり
- ◆歴史・ふるさと 歴史にいだかれ、郷土の豊かさとやすらぎをもつ川づくり

このような基本方針に基づき、川幅を拡げ、散策路等も整備することから、川沿いに 沿って用地取得の必要性が高く、用地取得面積も広範に及ぶものとなる。



(沖縄県河川課・海岸防災課「おきなわの川と海 2017」より)

#### (2) 事業の種類

国庫事業と県単独事業があるが、比較的規模の大きい用地取得を伴う事業は専ら国庫

事業(社会資本整備総合交付金事業、沖縄振興公共投資交付金事業)である。

#### ア 国庫事業

#### (7) 社会資本整備総合交付金事業

社会資本整備総合交付金とは、所謂、防災・安全交付金と称されるもので、社会資本 総合整備計画で計画された事業が対象となり、比較的大きな流域の河川で実施される。 例えば、国場川、比謝川等の広域河川改修事業、天願川の構造物改築事業等がある。

### (4) 沖縄振興公共投資交付金事業

沖縄振興公共投資交付金とは、沖縄振興交付金事業計画で計画された事業が対象となり、比較的小さな流域の河川で実施される。例えば、安謝川の広域河川改修事業、安里 川の流域治水対策河川事業、倉敷ダムの堰堤改良事業等がある。

#### イ 県単独事業

国庫補助事業対象外の河川について,災害を未然に防止する目的で局部的な河川事業や,河川管理施設の維持管理等を実施する。具体的には,自然災害防止事業(河川),臨時河川等改修事業費(河川),一般河川改修事業,河川維持費,河川受託事業,河川調査費,河川台帳整備費,河川情報システム管理費,応急対応費の9事業がある。

#### (3) 河川事業の用地取得に関する特殊性

河川事業では下流から上流に向かって河川整備を行うのが原則となっている。

上流を改修すると、下流の未改修部分がボトルネック(河川断面が小さくなることで 十分な水量を流下させることができない箇所のこと)となって氾濫を引き起こす危険性 が高まるため、下流から順次、用地取得を行い、工事を進めている。

#### 2 海岸防災課担当事業

#### (1) 事業概要と用地取得

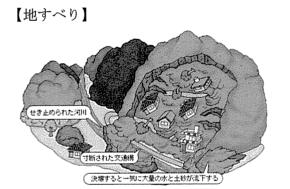
我が県は、地理的条件から台風や集中豪雨が多く、急傾斜地の崩壊、高潮等の自然災害が頻繁に発生している。このような自然災害から県民の生命と財産を守るため、海岸防災課において、地すべり対策事業、砂防(土石流)対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び海岸事業を推進している。また、公共土木施設の災害復旧事業についても、同課が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に基づく事業を実施している。これらの事業のうち、地すべり対策事業、砂防対策事業及び海岸事業において、用地取得を実施している。。

なお、従来は、地すべり対策事業については、対策施設の用地取得は行わず、地権者の同意で事業を実施していた。もっとも、平成17年ころには九州・沖縄ブロックの各県でも、地すべり対策において用地取得を実施している自治体が増えており、県において

も用地取得の実施の是非が議論されるようになっていた。そのような中、平成 18 年に中城村安里地区で大規模な地すべり被害が発生した。県がその復旧に向けた対策を講じるにあたって、平成 16 年発生の新潟中越地震による地すべり災害からの復興中であった新潟県において、用地買収を行って円滑に事業を進めているという事例を参考に、県においても用地取得を行って円滑に事業を推進する必要性があるとの結論に至り、平成 18 年度からは用地を取得する方針に転換した。なお、地すべり対策と類似の事業として急傾斜地崩壊(がけ崩れ)対策がある。急傾斜地とは、傾斜地の角度が 30 度以上、高さ5m以上(国庫対象事業の場合は 10m以上)の斜面がこれに該当する。地すべり対策と異なり、急傾斜地崩壊対策については、法律上、土地の所有者等が急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないとされていることもあり(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条)、県では用地取得は行わず、地権者において対策ができないという場合に、県が地権者の同意を得て対策事業を実施している。

# (2) 地すべり対策事業

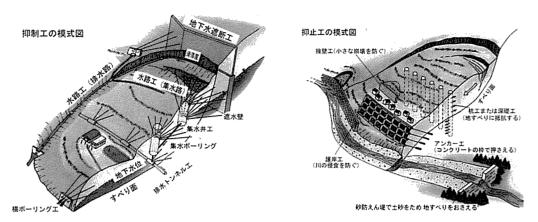
地すべりとは、比較的緩やかな斜面において、山腹や斜面を構成している土地の一部が、地中の粘土層等のすべりや地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象である。 これに対して、がけ崩れは急斜面が一気に崩れ落ちる現象であり、地すべりとは異なる 現象である。





(沖縄県HP「地すべりとはどんなもの?」「急傾斜地崩壊とはどんなもの?」から)

地すべり対策事業は、地すべり防止区域等について、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等の設置を行うことにより、人家、公共施設、道路、河川、耕作地等に対する被害を除却・軽減するための対策工事である。大きく分類すると抑制工と抑止工にわけられ、抑制工(地下水排除工、水路工、排土工等)は地すべりの元となる要因自身を低減あるいは除去することを目的とし、抑止工(杭工、アンカー工、擁壁工等)は地すべりを構造物で防ぐことにより安定化を図る工事である。



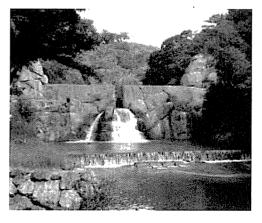
(国土交通省HP「地すべりとその対策」から)

地すべり対策事業における用地取得の実施範囲は、工作物が地表に露出している必要 最小限度の範囲で行っている。集水ボーリング等、地中に施工される工作物については、 施工同意で工事を行っており、用地を取得していない。

また,道路用地の取得の場合と異なり,地すべり対策事業の用地については,地権者の承諾を得て先に工事を施工し,工事完了後に用地取得を行っている。これは,前述のとおり用地を取得する範囲は工作物が露出している必要最小限度の範囲であるところ,工事を完了してみないと,最終的にどこまでの範囲で用地取得が必要になるのかが確定しない(例えば,地中を掘り進めたら岩石が出てしまったため設計が変更になる等)ためである。

#### (3) 砂防対策事業

砂防対策事業とは、土石流による土砂災害から下流部の人家、公共施設や農地等を守るために、土石流をせき止める砂防堰堤(砂防ダム)や床固工等の整備を行う事業である。砂防堰堤とは、土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設である。床固工とは、河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために設置される工作物である。



【砂防堰堤】

(沖縄県「おきなわの川と海 2017」から)

砂防対策事業においては,道路用地の取得の場合と同様に,工事計画を立てた上で取得予定地を決定し,用地取得を実施している。

# (4) 海岸事業

海岸事業については、老朽化した護岸により防護機能が確保されない海岸についてその機能の強化・回復を図る老朽化対策緊急事業や、海岸環境整備事業、高潮対策事業等が実施されている。

海岸事業についても、道路用地の取得の場合と同様に工事計画を立てた上で取得予定地を決定し、用地取得を実施している。もっとも、海岸事業は国土の保全を目的としており、施工部分の背後の土地がまさに保全の対象となっていることから、原則として用地取得が生じないよう工事計画を立てている。また、近年はブロックを海中に沈めて人工リーフを作ること等による面的防護と呼ばれる方法も採用されているため、土地の取得を必要とする機会があまり無い。そのため、海岸事業においては、ほとんど用地取得は実施されていない。

#### (5) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の主な視点としている。しかし、地すべり対策事業は、事業を実施する土地の地権者から同意を得て、先に工事を実施した後に、必要最小限度の範囲で用地取得をしているものであって、用地取得計画を立てて用地取得を実施するという手続ではない。また、上記各事業の事業規模をみると、海岸事業は平成29年度は用地取得が実施されておらず、地すべり対策事業の用地取得費の計画額は合計7万7000円、砂防対策事業は合計155万円であり、いずれも僅少である。

以上より、本監査においては、海岸防災課が所管する地すべり対策、砂防対策及び海 岸事業について、原則として監査対象とはしないこととし、必要に応じて本報告書第4 部の各土木事務所の項で若干の説明をする。

# 3 特定駐留軍用地等内土地取得事業

#### (1) 事業の概要

特定駐留軍用地等内土地取得事業とは、県やその他自治体(宜野湾市等)が、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(以下「跡地利用推進法」という。)に基づいて行っている事業である。

返還が予定されている駐留軍用地(普天間飛行場等)の返還後の跡地利用においては, 道路等の様々な社会基盤整備が必要である。しかしながら,今後返還が予定されている 嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の約9割が民有地となっており,公有地が極端に少な いことから,返還後の社会基盤整備を迅速に進めることが困難となる可能性がある。そのため,跡地利用を迅速に進めるために跡地利用推進法が制定され,返還前から駐留軍用地内の土地を公共施設用地として取得する本事業が行われている。

県においては、平成29年度、普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区跡地について、本事業が実施されている。なお、県は本事業における用地取得を公社に委託しており、平成29年度委託料は2億7188万4000円(決算ベース)であった。

### (2) 事業の特殊性

本事業における土地取得の流れは、次のようなものである。

まず、対象となっている駐留軍用地(特定駐留軍用地:内閣総理大臣が指定した駐留 軍用地)の地権者から県(窓口は宜野湾市)に対する買取り申出を受けて、県と市で買 取りの検討を行う。その後、地権者と県で買取りの協議を行い、協議が成立すれば、買 取り手続が行われ、地権者から県が土地を買取ることになる。

県は、本事業により確保する予定面積を設けており、その予定面積を取得できるよう ・本事業を進めている。例えば、普天間飛行場は道路用地としての確保を目的として、17. 15ha を先行取得予定面積としており、平成 29 年度までに 9.5ha を取得している。

このように、本事業においては、対象駐留軍用地の内、どの部分の土地を取得しなければならないという特定の土地の取得計画があるわけではなく、あくまで予定面積を確保するという目的の事業である。

#### (3) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の 視点としている。しかし、本事業はそもそも、用地取得計画が存在せず、用地取得計画 を立て、用地取得を実施するという面が存在しない。そして、地権者からの買取り申出 を受けて、県は対応するという性質の事業であるため、用地取得のための交渉を進める という面も乏しい。

そのため、本監査においては、本事業を個別的な監査対象とはしないこととした。

#### 4 道路防災保全事業

#### (1) 事業の概要

本事業は、既存道路において、既存の施設をそのまま放置すれば、交通に支障を及ぼす恐れのある箇所について、災害等の発生を未然に防ぐための事業である。

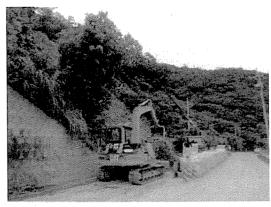
県土木建築部道路管理課補修班が担当しており、平成 29 年度において事業として行っている箇所は県道 2 号線、名護本部線、田名野甫線及び玉城那覇自動車道線であり、 平成 29 年度決算額は、2740 万 238 円であった。

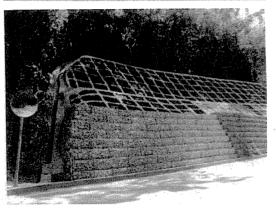
# ・(2) 事業の流れと用地取得

各土木事務所職員は、既存道路の状況を確認するための日常的なパトロール及び天災後の状況確認パトロールを行っている。これらのパトロールにより、危険箇所が発見された場合、土嚢の設置等の応急対応を実施する(右記写真(県提供資料)参照)。

危険個所について,恒久対策が必要と判断された場合には,点検業務を行う。点検業務の上で,災害対策が早期に必要な箇所と判定された施設等について,優先的に対策を実施することを決定し,国へ予算要求を行う。

そして,予算措置後,測量及び詳細設計を 行い,買収用地面積を確定,その後用地取得 を行う。用地取得後,対策工事を実施する(右 記写真(県提供資料)参照)。





#### (3) 本監査での取扱い

県においては、毎年台風が来襲すること及び近年短時間高強度降雨が発生する傾向であることから、毎年度6箇所程度、災害対策が早期に必要と判定される箇所が生じている。そのため、本事業は、毎年度どこかの箇所の対策を行っているという形で、継続している事業であり、事業末期は設けていない上、全体事業費も変動的である。

本監査においては、上述したように、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の視点としている。しかし、本事業は災害対策が必要とされる箇所に対して、用地取得及び対策工事をその都度実施しているものであり、用地取得計画を立て、用地取得を実施するという側面は乏しい。また、事業規模が小さく、用地取得費も僅少である。

そのため、本監査においては、本事業を個別的な監査対象とはしないこととした。

#### 5 住宅課事業

県営大謝名団地の建替えにあたり、敷地内に旧法定外公共物の旧里道が含まれている ことが判明した。

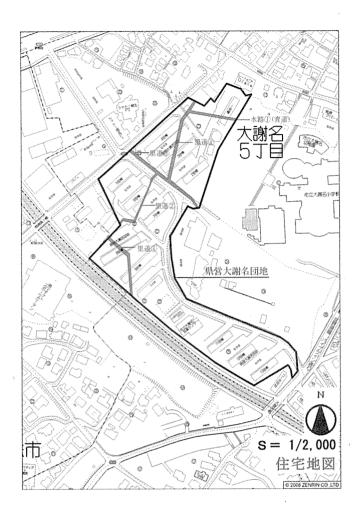
旧法定外公共物とは,道路法,河川法等の適用又は準用を受けない公共物のうち,現に,公共的な用途に使用されていないものを指し,その代表例として,機能を喪失した

旧里道や旧水路などがある。旧法定外公共物は国(以下,沖縄総合事務局)が管理し、境界確定や購入手続きは沖縄総合事務局統括公有財産管理官へ問い合わせが必要となる。なお、平成12年4月1日施行の地方分権一括法により、平成17年4月以降、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物である里道や水路のうち、その機能を有しているものは法定外公共物として、市町村が管理をしている。一般的に、里道は赤道・赤線・赤地、水路は青道・青線・青地などと呼ばれている。

県は、沖縄総合事務局より図1の旧里道①~④の買取を行うよう通知を受け、平成30年3月1日付国有財産売買契約に基づき買取を行った。買取面積は旧里道4筆合計約562㎡、平成29年度決算額は697万5000円(1万2411円/㎡)である。買取にあたり売主の総合事務局及び買主の県において、それぞれ鑑定評価を行い、低い評価額となった。平成28年3月現在県公営住宅は130団地、16,891戸である。

県営住宅に係る新規事業はなく、今後、用地取得はない。なお、県営団地に係る建替えについは、敷地内に旧里道が介在する場合、大謝名団地と同様に国より旧里道買取の可能性がある。

本監査での取り扱いについて、本事業は偶発的・突発的な用地取得であり、予算計上 も県営住宅建替にあたり敷地内に里道が介在するケースにおいて顕在化するため、用地 取得計画を立てて用地取得を実施するという手続ではなく、本監査において個別的な監 査対象とはしない。



# 6 未買収道路用地取得事業

未買収道路用地取得事業は、沖縄の特殊事情として太平洋戦争中及び戦後において、 日本軍、米軍又は当時の行政庁による道路新設又は改良工事の際に、土地所有権を取得 することなく道路敷地に編入された土地(通称:つぶれ地)について、未買収のため用地 補償を必要とするものを取得する事業である。

# (1) 未買収道路用地取得事業の概要

# ア 国道, 県道及び市町村道未買収道路用地取得事業

未買収道路用地取得事業は、前述のとおり沖縄の特殊事情により国道、県道及び市町村道に指定及び認定された道路のつぶれ地補償処理を行う業務である。当該事業は、戦後処理事業の一環として買上補償の推進を図っている。

なお,本事業を実施することにより,道路の維持管理はもちろんのこと,その他の道 路関連事業の実施についてもその円滑推進に寄与するものである。

国,県道のつぶれ地補償は,1951年9月8日サンフランシスコ講和条約発効前(昭和16年12月8日〜昭和27年4月27日まで)のものについては全額国庫補助で実施し、発効後(昭和27年4月28日〜昭和47年5月14日まで)のものについては国庫補助及び県単独事業で実施している。幹線市町村道のつぶれ地補償は,講和条約発効前(昭和16年12月8日〜昭和27年4月27日まで)のものについては,10分の8の国庫補助で市町村において実施している。

#### イ 経緯及び実績

国, 県道のつぶれ地補償は, 昭和 47 年度から着手し, 平成 29 年度までに国道が全体計画面積 196,000 ㎡, 金額 82 億 200 万円に対し, 面積 189,700 ㎡ (96.8%), 金額 81 億 4300 万円 (99.3%), また, 県道が全体計画面積 2,549,984 ㎡, 金額 634 億 610 0 万円に対し, 面積 2,377,940 ㎡ (93.3%), 金額 621 億 6800 万円 (98.0%)を達成している。幹線市町村道のつぶれ地補償は, 昭和 54 年度から着手され, 平成 29 年度までに全体計画面積 2,627,041 ㎡, 金額 1000 億 8100 万円 (平成 8 年 7 月見直し)に対し, 面積 2,482,150 ㎡ (94.5%), 金額 1004 億 4200 万円 (100.4%)の達成状況となっている。

#### つぶれ地買収進捗表

作成:平成30年6月13日 土木建築部 道路管理課

(単位: ㎡、百万円)

		全体	計画	買収	実績	(うち平成2)	(年度素績)	平成30年	- 度計画	平成30年	变以降残
	項目	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
		196, 000	8, 202	189, 700	8, 143	(0)	(0)	0	0	6, 300	59
	補助国道			(96. 8%)	(99. 3%)					(3. 2%)	. (0.7%)
	県 道	2, 195, 990	60, 966	2, 112, 196	59, 907	(71)	(3)	346	15	83, 794	1, 059
国庫補助	(旧軍道、軍営繕道等)			(96. 2%)	(98. 3%)					(3, 8%)	(1. 7%)
事業	市町村道	2. 627, 041	100, 081	2, 482, 150	100, 442	(824)	(29)	968	. 36	144, 891	-
	(幹線道路分)			(94. 5%)	(100. 4%)					(5. 5%)	-
		5. 019. 031	169, 249	4, 784, 046	168, 492	(895)	(32)	1, 314	51	234, 985	1, 111
	合計(補助事業分)			(95, 3%)	(99. 6%)					(4. 7%)	(0.7%)
県単独	県 道	353, 994	2, 495	265, 744	2, 261	(0)	(0)	2, 245	3	88, 250	234
事業	(旧琉球政府道)			(75. 1%)	(90. 6%)					(24. 9%)	(9, 4%)
		2, 549, 984	63, 461	2, 377, 940	62, 168	(71)	(3)	2, 591	18	172, 044	1, 293
合	計(県道分)			(93, 3%)	(98. 0%)					(6, 7%)	(2, 0%)
			171, 744	5, 049, 790	170, 753	(895)	(32)	3, 559	54	323, 235	1, 352
合計(全体)				(94, 0%)	(99. 4%)						

(注) 全体計画は、国・県道については平成4年7月現在、市町村道については平成8年7月現在で見直したものである。

(県提供資料)

# (2) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の主な視点としている。県では、戦後処理に係る未買収道路用地取得事業(補助事業)と、通常の道路事業により生じる用地買収とは区別し、前者を本庁(県道路管理課)にて執行し、後者を各土木事務所にて執行している。前記平成30年6月13日付つぶれ地買収進捗表では、平成29年実績で県全体のうち県道分の実施進捗面積は約93.3%、平成30年以降残存面積は約6.7%である。毎年度つぶれ地調査を行い、所有者不明地や国内外所有者などの事案も多く、事務処理に時間的・経済的負担の掛かるものが多い。

買収価格は、道路管理課内において路線価、近傍取引価格を参考に算定している。

買収方法は地権者へ直接本庁の担当者が交渉を行い、買収を行っている。契約ベースで昨年は1件程度、一昨年は3件程度で、路線ごとの優先順位はなく、買取見込がある路線から行い、収用裁決申請に至ったものは現時点ではない。

未買収道路用地取得事業(補助事業)は、毎年度予算計上を行い、事業の継続可能性が認められるが、事業完了時期は不明であり、用地取得計画を立てて迅速・確実に用地取得を実施するという手続ではなく、本監査において個別的な監査対象とはしない。

# 第3部 監査の内容と結果(1)—用地取得の諸問題

# 第1章 公共用地取得の現状—迅速かつ円滑な公共用地取得の必要性

#### 1 公共事業の遂行と公共用地取得の必要性

公共事業は社会資本整備のための重要な社会的役割を負っており、公共事業の迅速かつ円滑な遂行は、重要な社会的要請である。従って、この公共事業の前提となる公共用地の迅速かつ円滑な取得も極めて重要な課題である。

近年における公共事業予算の長期縮減傾向に伴い,重点的かつ効率的な事業実施が従 来にも増して必要となるとともに、事業効果の早期発現が求められている。

公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトが高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、用地取得をできる限り円滑化・迅速化することが強く求められる(マネジメント実施マニュアル・1頁)。

公共用地の取得については、従来から、公共用地取得の遅延とそれに伴う公共事業の 遅れが問題とされ、様々な方面から公共用地取得の迅速化が指摘されてきている。

しかし、現在においても、公共事業については「いつ完成するのかわからない」「いつも工事中である」などの意見が数多く出され、国民や住民から不満の声が上がっている。

最近の新聞記事を拾ってみても、用地取得の遅れによる事業の遅延についての記事が 見受けられる(例えば、石垣空港線についての平成29年1月20日付琉球新報朝刊、県 道浦添西原線についての沖縄タイムス平成25年9月22日付沖縄タイムス朝刊、沖縄都 市モノレールについて石嶺先行開業時期についての平成26年3月26日琉球新報朝刊、 等々多数存在する)。

また、次に述べるとおり、県自身が行っている公共事業再評価制度の内容からして も、公共事業の遅れの原因の相当部分が用地取得の遅れに起因していることが確認でき る。

#### 2 事業再評価制度で見る用地取得の現状

#### (1) 公共事業再評価制度の意義と概要

ア 公共事業再評価(以下「再評価」という。)は、土木建築部と農林水産部が実施している国庫補助事業等のうち、一定の要件に該当する事業について、事業の継続や事業の中止といった対応方針を決定するために行われているものである。公共事業の効率性とその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、平成10年度から行われている制度である。

#### イ 再評価対象事業

再評価は、次の要件に該当する事業について行われている (沖縄県公共事業再評価実施要綱第 2)。

- ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業。
- ・土木建築部所管国庫補助事業について,事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業。
- ・土木建築部所管交付金事業、農林水産部所管事業について、事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。
- ・再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業。(下水道事業は10年間)
- ・自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業。

### ウ 再評価を行う機関

再評価の実施主体は、県である(沖縄県公共工事再評価実施要綱第5の1)。県は、事業の対応方針の決定に当たっては、沖縄県公共事業評価監視委員会(以下「監視委員会」という。)に諮問し、答申等を踏まえて、対応方針を決定する。監視委員会は、沖縄県付属機関設置条例第1条によって、設置されている機関であり、県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申することを担任している。なお、知事は、監視委員会の答申及び意見の具申を最大限尊重し、対応を図ることとされている(沖縄県公共工事再評価実施要綱第6の2)。

#### エ 再評価後の対応方針の決定

再評価については、次の視点から評価が行われている(沖縄県公共工事再評価実施要綱第4)。

- 1 事業を巡る社会情勢の変化
- 2 事業の投資効果
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業の進捗の見込み
- 5 コスト縮減や代替案立案等の可能性
- 6 事業効果の発現状況

上記の視点から行われた再評価により、事業継続または事業中止といった対応方針を 決定している。

#### 才 再評価実施件数

平成 10 年度以降平成 29 年度までの再評価実施件数は、下表のとおりであり、土木建築部所管事業が計 357 事業、農林水産部所管事業が計 111 事業、合計 468 事業である。

年度	土木建築部所管	農林水産部所管	計
平成 29 年度	14	7	21
平成 28 年度	9	1	10
平成 27 年度	12	0	12
平成 26 年度	10	1	11
平成 25 年度	7	1	8
平成 24 年度	8	1	9
平成 23 年度	6	5	11
平成 22 年度	10	5	15
平成 21 年度	9	2	11
平成 20 年度	23	0	23
平成 19 年度	13	2	15
平成 18 年度	8	5	13
平成 17 年度	18	3	21
平成 16 年度	12	5	17
平成 15 年度	25	4	29
平成 14 年度	33	1	34
平成 13 年度	25	22	47
平成 12 年度	34	8	42
平成 11 年度	18	13	31
平成 10 年度	63	25	88
合計	357	111	468

(沖縄県HP「公共事業再評価」から)

# (2) 外部監査対象事業の再評価の内容

本外部監査対象(平成29年度現在の実施事業)の全事業数は合計127件であるが、 本外部監査対象事業のうちで、これまでに再評価が実施された事業及び再評価の内容は 以下のとおりである。

# 【再評価調書一覧表】

北部土木事務所(用地班)										
	予算事業名	事業箇所名	再評価年度	北部 業 期間/変 前	事務	所(用地划 一 再評価該 当項目	t) 再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因の具体的理由		
1	沖縄振 興公共 投資交 付金 (道 路)	国道 449号 (本部 北)	. Н30	H21~	H21~ 34	事業採択 後 10 年 間を経過	・その他 (調査・ 設計の困 難, 当初 計画が 期間)	・当初から 10 年以上の計画 ・中央分離帯設置について、住民の意見を反映させるため調整に時間を要した。		
2	沖縄振 興公共 投資交 付金 (道 路)	県道 110号 (屋 我)	H22	H13~	H13~	事業採択 後 10 年 間を経過	・用地 取得が 困難	・補償交渉難航により時間を要した。		
3	沖縄振 興公共 投資交付金 (河川)	西屋部川	H27	H13∼ H31	H13∼ H34	再評価後 5年を経 過	・当初計画が長期間	・台風等により被災を受けた護岸の復旧等に不測の期間を要した。		
4	沖縄振 興公共 投資交	我部祖河川	H27	S56~ H29	S56~ H32	その他	・用地 取得が 困難	・用地取得が難航したことから事業期間を延長した。		

	   付金   (河						・当初計画が長期	
	ЛІ)						間	
	総合流	安和与	H27	H18~	H18~	事業採択	・用地	・用地買収において相続
	域防災	那川		29	33	後 10 年	取得が	関係人が多く,権利者追
	事業費					間を経過	困難・そ	跡調査や遺産分割協議
	(砂						の他(工	等,用地交渉に相当の時
	防)						事用仮設	間を要した。・流路工整
5							道路)	備において,集落が隣接
J								していることから、現場
								が狭隘化し、計画河道内
								に工事用仮設道路を設置
								しながら進めているた
						·		め,施工に相当の時間を
								要している。
	総合流	饒波川	H28	H19~	H19~	事業採択	・用地	・用地取得筆数が 256 筆
	域防災			32	35	後 10 年	取得が	と多く,過疎地域で未相
	事業費	·				間を経過	困難	続及び未登記の土地が多
6	(砂							数あり、相続人の追跡・
	防)							確定や、登記名義人の戸
								籍調査に時間を要してい
								る。
				中部土木	事務所	(道路用均	也班)	
				事業	事業			
	予算事	事業箇	再評価年	期間/	期間/	再評価該	再評価に	   再評価に至った主な要因
	業名	所名	度	変更	変更	当項目	至った主	の具体的理由
				前	後		な要因	

1	沖縄振 興公共 投資 付金 (道 路)	具志川環状線	H26(2 回目・前 回 H22)	H8∼ H26	H8∼ H28	再評価後一定期間	用地取 得の困 難	4号橋部分の用地取得に時間を要したため、4号橋の工事着手が遅れている。
2	沖縄振 興公 投資 付金 (道 路)	那覇北 中城線 ( ) ( ) ( ) ( )	Н28	H19~ H26	H19~	事業採択 後 10 年 間を経過	.用地取 得の困 難	単価不満のため、用地の 取得に時間を要している 区間があり、工事が遅れ ている。
3	社会資 本整備 総合交 付金(道 路)	宜北線谷渡門 (全)	H30(3 回目・前 回 H25)	H11~ H30	H11~ H35	再評価後一定期間	用地取得の困難 他 返 時期 ( ) と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	・未相続、単価不満等に より、用地の取得に時間 を要し、工事着手が遅れ ている。 ・米軍提供用地について は、SACO及び米軍再編等 の関係により、平成36年 度又はその後に返還可能 とされていることから工 事に着手できない。
4	社会資 本整備 総合交 付金(道 路)	浦原(本間)	Н28	H19∼ H24	H19∼ H32	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取得の困難	・単価不満のため、用地の取得に時間を要している区間があり、工事が遅れている。 ・米軍用地における一部返還用地において、関係機関との調整に時間を要し、工事着手に時間を要している。

# 中部土木事務所 (河川都市班)

	予算事業名	事業箇所名	再評価年度	事業 期間/ 変更 前	事業 期間/ 変更 後	再評価該 当項目	再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因 の具体的理由
1	沖縄振 興公共 投資交 付金 (河 川)	天願川 (字栄 野比地 内)	H30 年度 (4回 目・前回 H25)	S47~ H34	S47~ H42	再評価後 一定期間	<ul><li>・用地取得の</li><li>困難</li><li>・当初計画が長期間</li></ul>	・米軍提供施設の用地取得に期間を要したため。・現計画が平成34年度までの長期計画となっている。
2		小波津	H29(2 回目・前 回 H24)	H15∼ H35	Н15~ Н40	再評価後一定期間	・ <b>用地</b> 取得の 困難 ・当初計 画が長期 間	・国道 329 号下流部において用地取得が難航していた。 ・事業が平成 35 年度までの長期計画として設定している。
3	社会資 本整備 総合交 付金	比謝川	H25 (3 回目・前 回 H20)	S54~ H30	S54~ H35	再評価後一定期間	当初計画が長期間	事業が平成30年度までの 長期計画となっている。
4	公園費 (社会 資本交 付金)	中城公園	H28(3 回目・前 回 H23)	Н9~ Н30	H9∼ H35	再評価後一定期間	用地取 得等の 困難	相続手続きの問題や買収 単価に対する不満などに より、施設整備に必要な まとまった事業用地の確 保が難航し、施設整備が 遅れている。

		沖縄県					- 用地	,
	八国弗	総合運					取得の	自然観察の森箇所におい
	公園費	動公園	Н29 (3	S56~	S56~	再評価後	困難	て、用地補償が難航して
5	(社会	(自然	回目・前	H32	H32	一定期間	<ul><li>事業の</li></ul>	いることや老朽化した施
	資本交	観察の	回 H24)	П32	1132	VE391101	拡大	設の再整備が必要となっ
	付金)	森エリ						ている。
		ア)						

# 南部土木事務所(道路用地班)

	予算事業名	事業箇所名	再評価年度	事業期間/変更前	事業期間/変更後	再評価該当項目	再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因の具体的理由
1	社会 衛 本 会 会 等 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	宜野湾 南風 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	H28	H14~ 26	H14~	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	・補償額に対する不満
2	社会 衛 本整合 交 付金事 (道 路)	東風平豊見城線	H26	H10~ H22	H10∼ 31	再評価後 一定期間 (5年) を経過	用地取 得の困 難	・単価や条件により、必 要なまとまった用地の取 得に時間を要している。
3	沖縄振 興公共 投資交 付金事 業費	宜野湾 南風原線(喜屋武)	H28	H14~	H14~	再評価後 一定期間 (5年) を経過	用地取 得の困 難	・物件補償額の不満

	(道											
	路)											
	南部土木事務所(河川都市用地班)											
	予算事 業名	事業箇所名	再評価年	事業期間/変前	事業期間/変後	再評価該当項目	再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因 の具体的理由				
1	沖縄振 異 投 資 金 事 業 (街路)	豊見城 中央線 外1線	Н29	H20~	H20~	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	・補償額,補償内容に対する不満				
2	県単街 路管理 費	真地久茂地線	H28	H19~	H19~	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	・権利者多数 ・土地所有者,物件所有 者,借家人が別になって 関係者多数 ・補償内容に対する不満				
3	沖縄振 興公 投金 東 (河 川)	安謝川	Н26	S47~ H27	S47~ H36	河川整備 計画策定期 間(5 年)を経	当初計画が長期間	・事業区間を延長した				

4	沖縄振 典 投 会 事 (川)	安里川	Н25	S47~ H27	S47~ Н39	再評価後 一定期間 (5年) を経過	当初計画が長期間	・事業が長期計画となっている			
5	社会資本整備総合交付金	国場川	H29	S47~ H33	S47~ H38	再評価後 一定期間 (5年) を経過	当初計画が長期間	・事業が長期間 ・橋梁改築が2橋あり、 交通を確保しながらの施 エとなって工事が長期化			
	八重山土木事務所(総務用地班)										
	予算事業名	事業箇所名	再評価年度	事業期間/変更前	事業期間/変更後	再評価該当項目	再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因 の具体的理由			
	沖縄振		H30	H21∼ H31	H21~	事業採択 後 10 年	その他 (予算の	・当初から 10 年以上の計画。			

# 沖縄県土地開発公社

	予算事業名	事業箇所名	再評価年	事業 期間/ 変更 前	事業 期間/ 変更 後	再評価該 当項目	再評価に 至った主 な要因	再評価に至った主な要因 の具体的理由
1	社会 婚 本 会 等 一 会 事 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	浦添西原線 (	H26	H17~ 26	H17~	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	条件不満のため、用地の 取得に時間を要している 区間が存在する。
2	社本総付業(路)	浦添西原線 (	Н30	H21∼ 35	H21~ 38	事業採択 後 10 年 間を経過	<ul><li>・当初計 画が長期 間</li><li>・予算の 確保</li></ul>	・当初より、10年以上の 計画となっている。 ・毎年予算の確保が難し いため、事業の進捗に影 響が出ている。
3	社 会 婚 会 会 命 会 金 者 会 費 道 路 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	那覇北 中城線 (幸地 ~翁 長)	Н30	H21∼ 35	H21∼ 35	事業採択 後 10 年 間を経過	・当初計 画が長期 間 ・予算の 確保	・当初より、10年以上の 計画となっている。 ・毎年予算の確保が難し いため、事業の進捗に影 響が出ている。

4	地域携事、地、規、連、進、費、高、道、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	南風原知念線 東路 路)	H29(3 回目・前 回 H27)	H18~ 33 前 評 時 計 期 )	H18~ 38	事業計画の変更	・整備効果の問題・接続形成り 見	南部東道路を取り巻く状 況変化に伴い、主要渋滞 箇所である南風原南IC 交差点への交通負荷軽減 や、地域高規格道路とし てのサービスレベル確保 等の観点から、空港自動 車道との接続形式を見直 す必要が生じた。また、 その他工区についても事 業実施に伴う諸条件の変 更により、全体事業費を 見直す必要が生じた。
5	沖縄振 興公 共 投資 付金 (道 路)	国道 507 号 (八重 瀬道 路)	Н29	H20~	H20∼ 36	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	・単価不満のため、用地 の取得に時間を要してい る区間がある。 ・補償費の算定に時間を 要する物件がある。
6	沖縄振	胡屋泡 瀬線 (1 工 区)	H26	H17~	H17∼ 30	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	事業区間内の一部地権者 との用地交渉に時間を要 しているため。
	興公共 投資交 付金(街 路)	胡屋泡 瀬線 (2 工 区)	H29	H20∼ 34	H20∼ 34	事業採択 後 10 年 間を経過	・ <b>用地</b> 取 <b>得の</b> 困難 ・予算の 確保	・事業区間内の一部地権 者との用地交渉に時間を 要しているため。 ・当該路線1工区へ予算 の優先配分をしていたた め、事業進捗に遅れが生 じた。

7	沖縄振 興公共 投資交 付金(街	真地久 茂地線 外1線 (開下)	H28	H19~	H19∼ 33	事業採択 後 10 年 間を経過	用地取 得の困 難	・大型物件(マンション)補償に対して、権利者多数により、用地交渉に時間を要しているため。 ・土地所有者、物件所有者、借家人が別となっている等の関係者多数によ
	路)							り、用地交渉に時間を要 しているため。 ・補償内容に対する不満 等で、用地取得が難航し
						3		ているため。
	洲细柑	汀良翁	Шо	H21~	H21~	事業採択	・用地	・当初より10年以上の計
	沖縄振	長線				後 10 年	取得の	画となっている。
8	興公共 投資交					間を経過	困難	・事業区間の地権者との
0	付金(街		Н30				・当初期	補償内容の相違や、相続
	路)						間が長期	問題等により用地取得が
	<u>να</u> /						間	難航しているため。
	沖縄都	幸地イ				社会経済	・整備効	地元自治体の要請を受け
	市モノ	ンター		H26∼ 32	H26∼ 36	状況の変	果の問題	盛土箇所が橋梁等に変更
	レール	線	Н30			化	・当初期	になったことに伴い事業
9	道整備						間が長期	費の増加や事業期間の延
	事業費						間	長を行う事になったた
	(道	٠						め,費用便益費を再度算
	路)				***************************************			定した。

# 3 検討

# (1) 本監査対象事業の再評価結果の概要

本監査対象事業について、上記の再評価事業の実施結果を、遅延原因(再評価に至った主たる原因)の観点から集計した結果は次の一覧表のとおりである。

	本監査対象 事業数	再評価対 象件数	遅延原因が 用地取得
北部土木事務所(用地班)	34	6	4
中部土木事務所(道路用地班)	12	4	4
中部土木事務所(河川都市班)	7	5	4.
南部土木事務所(道路用地班)	20	3	3
南部土木事務所(河川都市班)	16	5	2
宮古土木事務所	7	0	0
八重山土木事務所(総務用地班)	17	1	0
沖縄県土地開発公社	14	9	6
合計	127	33	23

# (2) 遅延原因と用地取得

まず、本監査対象事業数は合計で127件であるが、このうち再評価対象となった事業数は33件である。この再評価対象事業のうちで、遅延原因(再評価に至った主たる原因)が用地取得となっているものは23件である。

遅延原因の観点から分析すると, 再評価対象事業 33 件のうち 23 件, 約 69.6%が用 地取得を主たる遅延原因としている。

すなわち、県の再評価制度の実施内容の分析からすると、県の土木建築部の道路・河川事業の主たる遅延原因の約 69.6%は「用地取得の困難」等の用地取得の遅れを原因とするものである。

以上のとおり、県の公共事業の遅延の原因については、用地取得の遅れが、その主要な原因となっていることが示されているのであり、用地取得の遅延の解消は重要な問題と言える。

# (3) 迅速かつ円滑な用地取得の必要性

前記のとおり、近年における公共事業予算の長期縮減傾向に伴い、重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して必要となるとともに、事業効果の早期発現が求められている。そのためには、用地取得をできる限り円滑化・迅速化することにより、事業期間に占めるウエイトが高い用地取得期間を短縮することが強く求められる。

上記の県の事業再評価制度の結果からみても、県の公共事業において、用地取得の遅

延が公共事業の遅延の主たる要因となっていることは明らかであり、用地取得の円滑化・迅速化は県の行政上の重要な課題である。

# 第2章 用地取得についての準則―国の通達を中心として

# 1 用地取得の迅速化・円滑化についての対応

国における用地取得の迅速化・円滑化については、主として、土地収用制度・事業認定制度の活用の点を中心に、従前から度々議論がなされていたところである。

例えば、土地収用制度に関しては、昭和58年7月に設置された臨時行政改革推進審議会の昭和63年6月15日付け「地価等土地対策に関する答申」及び同年6月28日閣議決定の「総合土地対策要綱」を踏まえ、その積極的活用を図るため、平成元年7月14日付け「事業認定等に関する適期申請のルール化について」が発出されるなどしていた。

# 2 用地取得に関する国の通達

その後も、国においては、「総合規制改革会議」(平成13年4月1日内閣府設置法第37条第2項に基づき内閣府に政令で設置された組織で、平成13年4月1日から平成16年3月31日に開催され、平成16年度末をもって廃止された)等において、公共用地取得の迅速化・円滑化の議論がなされ、それを受けた具体的な対応として通達が発出されたが、そのうちの主要な通達は以下の3つの通達である(各通達の全文については本報告書末尾の資料の部参照)。

# (1) 平成15年3月28日付け6局長連名通達

本通達(以下「平成15年6局長通達」という。)は、「今般、平成14年12月12日総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第2次答申』において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画の事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。」という経緯で発出されたものである(なお、この「平成15年6局長通達」の細則通達として、同日付で資料の部掲載の「11課長連名通達」が発出されている)。

また、本通達の趣旨については「これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業について、適期申請ルールの徹底を図るよう努められたい。さらに、都市計画事業への適期申請ルールの適用、事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表等について、元年通達の内容に加えることとし、同通達を下記の通り全面改定したので、遺漏のないよう取り扱われたい。」というものであり、①本通達は「国土交通省の直轄の公共事業」であること、②適期申請ルールの都市計画事業への適用の明示、②説明責任の観

点からの情報の公表についても規定するものであるとしている。

なお、本通達の内容は次のとおりである。

#### 1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント(土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は用地幅杭の打設(同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。)から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行するものとする。ただし、ダム建設事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

また,事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用に当たっては, 計画担当,事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し,事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに,外部委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

#### 2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示(手続保留の申立 てを行った場合は手続開始の告示)の後速やかに行うものとする。この場合におい て、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業承認を受けた事業における裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業承認後、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業承認区間(区域)における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、その準備に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

#### 3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページを活用して、用地取得の 進捗状況、事業の見直し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するものと する(大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする。)。

なお、当該情報の公表に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また,適期申請ルールについては,現場の職員に周知徹底するとともに,ホームページやパンフレットを活用する等により,住民にその趣旨を十分理解されるよう

# (2) 平成17年3月25日付け通達

本通達(以下「平成17年通達」という。)は、上記の平成15年6局長通達の後に、事業認定の適期申請に関して、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)(平成17年3月23日)」において、「「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続に移行するといった起業者側の誤解が見受けられる」との指摘がなされ、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」においても、周知措置を講じることとされたところから通知されることなったものである。

本通達においては、上記の6局長連名通達の趣旨について、「本来、遅くとも80%または3年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨改めて留意願います。なお、このことについては、貴職より貴局内の関係事業担当部局にも周知をお願いします。」と上記の6局長連名通達の理解と周知を促すものである。

また、本通達添付の別紙は次のとおりである。

#### 別紙

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定) (抄)

- Ⅱ 16年度重点計画事項(分野別各論)
  - <u>11 住宅</u>・土地・環境
  - 5 土地収用法の積極的な活用等

平成15年3月の事業認定等に関する適期申請等についての国土交通省の通達では、土地収用法における事業認定の申請は、「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続に移行するといった起業者側の誤解が見受けられるとの指摘もなされている。

このため、当該通達について、このような誤解を防止するため、この趣旨は、本来、遅くとも80%又は3年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得

率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨文書により周知徹底を図る。【平成16年度中に措置】(Ⅲ 住宅ア⑤b)

(以下略)

#### (3) 平成 21 年 12 月 25 日付け通達

本通達(以下「平成 21 年通達」という。)の通知の経緯について同通達は次のように述べている。

すなわち、「今般、平成20年12月22日の規制改革会議の『規制改革推進のための第3次答申』において、『各事業に伴う用地取得に関して、収用手続に移行する前に、任意交渉において早期かつ適正に用地を取得するべく、運用の改善が必要である。』等との指摘がなされ、これを受けて平成21年3月31日閣議決定された『規制改革推進のための3か年計画(再改定)』においても、同答申の指摘に沿って措置を講じることとされたところである。これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業についての、計画的な用地取得業務の実施等のための措置について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。また、上記通知等に定められた取扱いについても、改めて徹底を図られたい。」と述べている。

本通達の内容は次のとおりである。

#### 1. 計画的な用地取得業務の実施について

(1) 予め明示された完成予定時期を目標とする計画的な用地取得の推進

社会・経済的な側面から効果の高い事業等について、予め明示された完成予定時期や用地取得上のあい路に関する調査の結果等を踏まえて、用地取得着手時点から事業完成時期に至るまでの複数年度に亘る用地取得に関する計画を策定し、各年度毎に適切な措置を講じる等により、計画的な用地取得を推進すること。

その際,事業主体として事業の進行管理を徹底するため,計画担当,事業実施担 当及び用地担当の各部局が,連絡・調整機関において,事業計画の段階から十分な 連携調整を行うこと。

#### (2) 適切かつ迅速な用地交渉の実施

イ 用地交渉における補償金額の提示については、地方整備局用地事務取扱細則準 則(平成13年1月15日国総国調第5号)第52号第1項又は地方整備局港湾 補償事務取扱細則準則(平成21年7月14日付国港総第249号)第47号第1項及び不正防止対策通知記一(一)に基づき,事務所長の決済後に書面にて行うことを再度徹底すること。

- ロ 用地交渉において土地調書及び物件調書を説明する際には、地権者等において 補償の概要を正確に理解できるよう、必ず用地実測図、物件配置図等の書面を提 示すること。また、上記書面による説明の日から原則として2年以内にイによる 補償金額の提示を行うよう努め、用地取得の迅速化を図るものとすること。ただ し、集団移転が必要となるダム事業に係る用地交渉及び大規模な工場、営業所、 旅館、商店等、マンション等集合住宅、多数の相続人や権利者等が関係する物件 等に係る用地交渉については、これによらないことができるものとすること。
- (3) 地権者等に対する適切な説明の実施

地権者等に対する説明や照会に対する回答については、計画担当、事業実施担当 及び用地担当の各部局相互間で密接に情報共有及び連携を図り、照会内容に応じて 適切な担当から説明等を行うことを徹底すること。

(4) 用地交渉業務に関する民間委託の推進等

計画的な用地取得を推進する上で、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく「総合補償部門」の登録を受けている補償コンサルタント等の活用によって用地交渉業務の重点的かつ効率的な実施が確保できる場合には、積極的に民間委託を進めること。

また,用地取得の円滑な実施を図る観点から,地元関係者に対する補償相談窓口を設置する場合においては,必要に応じ,弁護士,税理士等の外部の専門家の活用を図ること。

- 2. 事業認定等に関する適期申請等について
  - (1) 事業認定の申請時期についての徹底

土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用については,適期申請通知記1に基づく,事業の完成期限等を見込んだ適切な時期における申請の実施等の取扱いを再度徹底すること。

その際,適期申請通知記1の趣旨について,職員に再度徹底するとともに,ホームページ等を活用する等により,住民にその趣旨を十分に理解されるよう改めて努めること。

なお、適期申請通知記1の趣旨は、本来、遅くとも用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過したものは、収用手続に移行すべきとしたものであり、用地取得率が80パーセントを

下回る時又は用地幅杭の打設から3年を経たない時であったとしても,事業の完成期限等を見込んだ適切な時期と判断される場合,事業効果の早期発現を図る観点から,速やかに事業認定を申請することが望ましい措置である旨,改めて留意すること。

# (2) 大規模な事業についての取扱い

適期申請通知記1中の「大規模な事業」については、用地取得の進捗状況の管理 の徹底を行い、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に遅滞なく事業認定の申請 を行うよう努めること。

#### 3. 情報の公表等について

(1) 用地取得の進捗状況等について適切な公表

用地取得の進捗状況については、適期申請通知記3により適切な情報の公表の徹底を図ること。なお、公表は、年2回(1月及び7月)定期的に行うこととすること。

### (2) 事業評価等の適切な情報開示

事業評価の結果等の情報についてはすでに公表されているところであるが,円滑な用地取得を図る観点から,用地取得の進捗状況等についての情報と併せて,計画担当,事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で情報共有を図るほか,地権者等に対して適切な情報の提供に努めること。

#### 3 通達の主な内容

上記の各通達の主な内容を整理すると、①事業認定の適期申請、②計画的な用地取得業務の実施、③情報の公表の3点を指摘することができる(なお、下線は外部監査人が付加)。

#### (1) 事業認定の適期申請―適期申請ルール

上記各通知の第1の目的は、公共用地取得の迅速化のため、事業認定の申請時期について数値による客観的基準を定めて、いわゆる事業認定の適期申請を求める点である。

事業認定の申請時期について、平成 15 年 6 局長通達は、「<u>原則として、一の事業認</u> 定申請単位における用地取得率が 8 0 パーセント(土地所有者・関係人数全体に対する 契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は<u>用地幅杭</u> の打設(同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。)から 3 年を経た時のい ずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行するものとする。」との事業認定 の適期申請の基準を定め(以下「適期申請ルール」と言う。)、「平成 17 年通達」及 び「平成 21 年通達」もこの適期申請ルールの周知・徹底を求めている。

## (2) 計画的な用地取得業務の実施

次に、上記通達のもう一つの内容として「予め明示された完成予定時期を目標とする計画的な用地取得の推進」が挙げられている。すなわち、「予め明示された完成予定時期や用地取得上のあい路に関する調査の結果等を踏まえて、<u>用地取得着手時点から事業完成時期に至るまでの複数年度に亘る用地取得に関する計画を策定し、各年度毎に適切な措置を講じる等</u>により、計画的な用地取得を推進すること。」(平成 21 年通達)が求められている。

## (3) 情報の公表

上記各通達においては、用地取得についての情報の公表が求められている。

平成 15 年 6 局長通達においては、情報の公表について、「<u>事業の進行管理の適正化</u>を図る観点から、ホームページを活用して、用地取得の進捗状況、事業の見直し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するものとする」として用地取得の進捗状況等の公表を求めており、平成 21 年通達においてもこの点が再度確認されている。

### 4 通達の適用対象について

上記各通達の適用対象は「国土交通省の直轄の公共事業」(平成 15 年 6 局長通達)であり地方公共団体に対してそのまま適用されるものではない。従って、本件監査においても直ちに監査の基準となるものではない。

しかしながら、上記各通達が目的とする「公共事業における用地取得業務の迅速化・ 円滑化」という目的の達成の必要性は、国の用地取得業務か地方公共団体の用地取得業 務か否かにかかわらず、全く同じである。また、上記各通達は、国の審議会等の議論を 経て制定されたものであり、その内容においても公共事業における用地取得についての 合理的な準則であると考えられる。

従って、上記各通達の内容である①事業認定の適時申請、②計画的な用地取得業務の 実施、③情報の公表の点などについては、公共事業における用地取得業務一般について の合理的な準則として、地方公共団体の用地取得業務においても、できる限り上記各通 達の準則に準じた内容での運用が求められると考えれられる。

#### 5 地方公共団体に対する適用

さらに、上記各通達の内容については、制度的にも、「各地区用地対策連絡協議会」 の場を活用して申し合わせ事項等の形により地方公共団体の準則として取り入れられて いる。 前記のとおり、上記各通達は、「国土交通省の直轄の公共事業」を対象とするものであるから、直接には地方公共団体の公共事業に対して適用されるものではないが、平成15年6局長通達発出後に、「地方公共団体については、各地区用地対策連絡協議会の場を活用して、今年3月までに、全国10ブロック全てについて、上記通達と同内容を申し合わせ」を行うものとされたものである(規制改革・民間開放推進会議の平成16年度第4回住宅・土地・環境WGの資料4)。

すなわち、地方公共団体についても、「各地区用地対策連絡協議会」における申し合わせ事項等の形で上記各通達の内容が準則化されることとなったものである。

## 6 沖縄地区用地対策連絡会の理事会の申し合わせ事項

上記の経緯を踏まえて、沖縄地区用地対策連絡会においても、平成 15 年 12 月 16 日付の「公共事業に係る事業認定に関する適期申請について」と題する申し合わせ(以下「沖縄地区用対連申し合わせ」という。)がなされて、県を含む会員に対して通知がなされている。

上記沖縄地区用対連申し合わせにおいては、まず、上記「平成 15 年 6 局長通達」の趣旨に触れた上で、「中央用地対策連絡協議会においても、平成 15 年 7 月 31 日に『公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について』の申し合わせがなされたところである。こうした状況の下、沖縄地区用地対策連絡会としても、公共・公益事業の実施者として、それぞれの管内で実施している事業に対する説明責任を果たす観点から、事業効果の早期発現に向けた取り組みを行うことについて、下記のとおり申し合わせの標準を定めることとする。」と申し合わせの経緯に触れた上で、申し合わせ事項を記載している。

当該申し合わせ事項の主要項目を抜粋すると次のとおりである(なお、資料の部参照)。

#### 1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請時期は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント(土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は用地幅杭の打設(同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。)から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行(事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請)するものとする。

## 2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示(手続保留の申立て

を行った場合は手続開始の告示)の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

## 3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページ等の広報媒体を活用して、 用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等につい て、別記要領に従い公表するものとする(大規模な事業又は特別な事情がある事業も 対象とする)。

### 7 県の現状について

(1) 「沖縄地区用対連申し合わせ」の周知について

ア 上記のとおり、沖縄地区用対連申し合わせにより、県においても、国交省の前記各 通達に準じて、①適期申請ルール、②事業認定告示後の早期の裁決申請及び明渡し裁決 の申立ての実施、③情報の公表、等についてその実施が求められる。

しかし、これらの点についての現在の県の対応は不十分と言わざるを得ない。

### イ 沖縄地区用対連申し合わせの周知不徹底

上記のように、前記国交省各通達は、沖縄地区用対連申し合わせを通じて、県においても用地取得業務の準則としての位置を有するものであるが、本監査におけるヒアリングにおいては、県の担当部署においては、沖縄地区用対連申し合わせの存在自体が、認識されていない場面が多々存在した(沖縄地区用対連申し合わせ存在自体も、本監査での指摘を受けて把握したと思われる場合もあり、多数の部署で沖縄地区用対連申し合わせの存在自体が認識されていない状況であると思われる)。

しかし,前記のように,前記国交省各通達は,各用地対策連絡協議会を通した申し合わせの形を通して,地方公共団体についてもその内容に沿った用地業務の遂行が求められており,県においても「沖縄地区用対連申し合わせ」を通して用地取得業務の重要な準則となるものである。この「沖縄地区用対連申し合わせ」の周知がなされないことは,用地取得業務の重要な準則についての周知がなされないことになり,不適切である。

よって県においては、現在の状況は改善すべきであり、「沖縄地区用対連申し合わせ」の周知を図るべきである。

なお、沖縄地区用対連申し合わせ事項の職員に対する周知方法については、申し合わ せ事項別紙要領において「適期申請ルールの周知について」との項目の中において、周 知方法として、「『適期申請ルール』を記載した携帯可能な文書を作成する等により、 現場職員への周知徹底を図ること。」と規定している。

## 意見

沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項については、その周知が不十分であるので、担当部署等に対し十分に周知すべきである。なお、当該申し合わせにおいては、職員に対する周知の方法についても規定しているのでこれに留意して周知をすべきである。

## (2) 適期申請ルールについて

上記(1)で述べたように、県の現状は、「沖縄地区用対連申し合わせ」についての周知が不十分であり、その申し合わせ事項の柱であるいわゆる適期申請ルールについての周知も不十分な状況である。

後記の「第4部 監査の内容と結果(2)―組織ごとの監査」においても触れているが、各土木事務所においては、適期申請ルールについての意識が極めて低いと言わざるをえない。

本監査におけるヒアリングからすると、本庁及び各土木事務所においては、適期申請ルールについて認識していない者も多く、また、適期申請ルールについて認識していたとしても、同ルールは国の事業についてのみのルールであり、地方自治体の事業については関係しないとの認識が蔓延している。

しかしながら、前記5で述べたように、適期申請ルールについては、制度的にも、地方公共団体については「各地区用地対策連絡協議会」の場を活用して申し合わせ等の形により地方公共団体の準則として取り入れられている。県の場合も、「沖縄地区用対連申し合わせ」により、用地取得における準則としての意味を有しているのである。

確かに、「用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年経過した時点で収用手続へ移行する」との適期申請ルールを画一的・硬直的に適用することは、事案によっては現実にそぐわない面もあることは理解できるが、しかし、上記のとおり適期申請ルールは制度的にも地方自治体の事業においても準則としての意義を有するものであるから、適期申請ルールを無視ないし軽視することは妥当でない(また、適期申請ルールの有無は、後述の「用地取得マネジメント・進捗管理」の点においても重要な機能を果たすものである)。

#### 意見

県においては、適期申請ルールについては、一層の周知を徹底すべきである。また、 適期申請ルールについては、画一的適用はできないとしても、用地取得の重要な準則と して用地取得業務の計画から実施の全般において、十分配慮して業務を行うべきであ

# (3) 情報の公表制度の不実施

上記のとおり、沖縄地区用対連申し合わせにより、県においても、用地取得の進捗についての「情報の公表」制度の実施が求められ、用地取得の進捗状況等について、ホームページ等により公表することが求められている。

しかし、本監査において、県における用地取得の進捗状況等についての情報の公表制度の実施の有無を調査したところ、県においては、情報公表制度を未だに実施していないことが判明した(なお、用地取得についての県の情報の公表制度の実施の必要性については、本監査における指摘を受けて把握したものと思われる)。

しかし、用地取得の進捗状況等についての公表の制度も、すでに何度も述べたとおり、国(国交省)の施策として、「地方公共団体についても」各地区用地対策連絡協議会の場を活用して準則化しているものであり、県についても、沖縄地区用対連申し合わせを通して、前記国交省各通達の内容に沿って実施すべきものである。

従って、県が上記の申し合わせ事項に定められた情報の公表制度を実施していないことは、不適切であり改善すべきである。

#### 指摘

用地取得の進捗状況等については、沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項に沿った公表についての基準を策定し、定期的に公表すべきである。

公表の対象については、沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項に沿って「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続へ移行していない場合にはその理由及び対応策」などを含めることが望ましい。

なお、公表の頻度については、国の事業については、「年2回(1月及び7月)定期的に行うこととする」(平成21年通達)とされていることから、同程度の頻度で公表することが望ましい。

## 第3章 県の用地取得業務―進捗管理・用地取得マネジメント

- 1 用地取得の円滑化・迅速化の必要性--進捗管理・用地取得マネジメントの重要性
- (1) 用地取得マネジメントの意義

用地取得マネジメントとは、一般に「あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現するため、事業の計画段階から将来の供用までを見据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時適切に講じる」ことを言い(マネジメント実施マニュアル・1 頁)、用地取得マネジメントは、上記の「公共用地の取得業務を定式化(形式知化)」し、「用地取得を組織力で実施するための条件整備」を行うことであり、用地取得の円滑化・迅速化のためには重要かつ不可欠な手法と考えられる。

### (2) 用地取得の円滑化・迅速化の必要性

近年における公共事業予算の長期縮減傾向に伴い,重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して必要となるとともに,事業効果の早期発現が求められている。公共工事による効果を早期に発現していくためには,事業期間に占めるウエイトが高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり,用地取得をできる限り円滑化・迅速化することが強く求められている。

しかしながら、個別事業の公共用地の取得に関しては、担当者の努力に委ねられており、組織の総合力が完全に発揮されているとは言い難い状況である。このため、「公共用地の取得業務を定式化(形式知化)し、用地取得を担当者の能力から組織力で実施するための条件整備を行う」必要がありいわゆる用地取得マネジメントが重要となる(マネジメント実施マニュアル・1頁)。

#### 2 国における用地取得マネジメントの強化

(1) 上記のように、用地取得の円滑化・迅速化は、国土交通省における重点事項として位置付けられ、平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」において、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現するため、事業の計画段階から将来の供用までを見据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント」を確立することとされた。さらに、平成21年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」においても、同様に確立するとされた(マネジメント実施マニュアル・2頁)。

なお、「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」における【2】事業の重点 化・集中化及び【3】用地・補償の円滑化の施策の部分を引用すると次のとおりであ る。

施策3. 事業評価を厳格に実施し、事業箇所を厳選する

- ①新規事業採択時評価と再評価を厳格に実施し、事業箇所を厳選する
- ②事業完了後の事業の効果や環境への影響等の確認を行う事後評価を導入し、同種事業の計画・調査のあり方等に反映する
- 施策 4. 完成時期を予め明示するなど事業の進捗管理を徹底するとともに、総事業 費管理の導入を検討する
  - ①早期完成の必要性や効果が高い事業について完成時期を予め明示宣言するな ど事業の進捗管理を徹底し、重点的な投資による早期供用を図る
  - ②対外的に公表した期限・事業費の枠内での実施に向けた取り組みについて検討する(具体事例)
  - ・投資効果が高いプロジェクト等から5年後の姿が見えるプロジェクトを抽出 して、供用目標などを提示したうえで、毎年の事業の進捗管理を徹底する (道路)
  - ・自力避難が困難な災害弱者が24時間入居・入院している施設のうち、特に 緊急に整備すべき箇所を特定、公表し重点投資を実施、概ね5年間で対策を 完了する(砂防)
  - ・事業採択時に事業期間を明示し、概ね5年以内の事業効果発現を目標に投資 を重点化。また、地域が策定した「みなとまちづくりプラン(仮称)」に基 づき実施する事業を概ね5年間で完了できるよう投資を重点化(港湾)
- 施策5. 地籍調査を促進するとともに、計画段階から土地情報を把握する
  - ①地籍調査に関する各都道府県の連絡調整協議会を活用して公共事業との連携 を図る
  - ②計画段階から登記の状況,埋蔵文化財,補償物件等の土地情報を把握して計画へ反映する等,円滑な事業実施を図る
- 施策 6. 土地収用法を積極的に活用するとともに、補償金仲裁制度の活用を図る
  - ①用地幅杭打設から3年または用地取得率が80%になった時のいずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべきというルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る
  - ②土地収用法の規定による補償金仲裁制度の周知を図る
- 施策7. 代替地情報提供システムの活用等により生活再建対策を推進する
  - ①代替地情報提供システムの参加者(各起業者,土地開発公社等)による需要情報,供給情報の充実を図る
- 施策8. 用地取得業務に民間活力を活用する
  - ①用地取得業務において委託可能な範囲を明確化し、補償コンサルタント等の

- (2) 国における用地取得マネジメント実施マニュアルの作成
- ア 用地取得マネジメント実施マニュアルの発行

以上を受けて、平成22年に国道交通省土地・水資源局総務課公共用地室より「用地取得マネジメント実施マニュアル」が発行されている。

用地取得マネジメントは、

- ① ルート形状決定前に行う「第1用地アセスメントの実施」
- ② ルート形状決定後に行う「第2用地アセスメントの実施」
- ③ 「用地取得工程管理計画の策定」
- ④ 「用地取得工程管理計画に基づく用地取得の推進」
- の4つの段階に区分される。
- イ 用地取得マネジメントの特徴

用地取得マネジメントの特徴は、用地取得の円滑化・迅速化を阻害する個別の要因である「用地リスク」について、早期の段階から要因の調査・把握を行い、リスク回避のための分析・評価を行う「用地アセスメント」を実施し「用地取得の工程管理」を行うことであり、事業の計画段階から用地取得に関する調査を実施することで、よりリスクの少ない事業計画の策定を目的とするものである。

また、上記の①、②の第1及び第2の「用地アセスメント」とは、事業予定区域(又は事業区域)における各種の調査によりリスクを洗い出し、把握したリスクを案件ごとに整理し、全体として用地取得に要する期間を予測し、評価することを目的とするものである。

「用地アセスメント」において、用地取得の円滑な進捗を阻害することが想定される個別の要因(用地リスク)を洗い出し、用地取得期間を予測し、評価を行い、「用地アセスメント」で把握した用地リスク情報を基に、「用地取得工程管理計画」を策定した後、これに基づき工程管理を実施することを予定している。

## 3 県における用地取得アセスメント一県の事務マニュアル

(1) 県の事務マニュアルへの採用

ア 用地取得マネジメント・用地取得アセスメントの目的は、スピーディーな事業展開を図るため用地取得期間を短縮することであり、そのためには、用地取得に関する全ての工程を総合的に管理するという用地取得マネジメントの合理的な実施が重要かつ不可欠である。

イ このように、用地取得マネジメントは、用地取得の円滑化・迅速化のためには重要

かつ不可欠な手法と考えられるものであり、県においても、国が上記用地取得マネジメント実施マニュアルを作成した翌年である平成23年度には「用地取得マネジメント」及び「用地取得アセスメント」の運用を決定し、平成24年度版の県の「事務マニュアル」に採用し解説することとなった。

なお、最新の平成25年度版の「事務マニュアル」においては、第10章で「用地取得アセスメント」との章題で「用地取得マネジメント」及び「用地アセスメント」について解説しているが、その内容は次のとおりである(事務マニュアル・10-1頁以下。下線は監査人が付加)。

## 1 用地取得マネジメント

「用地・補償の円滑化」を目的として、<u>あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現するため、事業の計画段階から将来を見据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時・適切に講じるため用地取得に関する全ての工程を総合的に管理するものであります。</u>

2 用地取得マネジメントの流れ

用地取得マネジメントの流れは、①ルート決定前に行う「第1用地アセスメントの実施」、②ルート決定後に行う「第2用地アセスメントの実施」、③「用地取得工程管理計画の実施」、④「用地取得工程管理計画に基づく用地取得の推進」の4段階に区分されます。

- 3 用地アセスメントの実施
  - (1) 用地アセスメントとは

用地アセスメントとは、事業予定区域(又は事業区域)における各種調査により、用地取得の円滑な進捗を阻害することが想定される個別の要因<u>「用地リスク」を洗い出し、把握した用地リスクを案件ごとに整理し、全体として用地取得に要する期間を予測し、評価することを目的</u>とするものであります。

(2) 第1用地アセスメントについて

第1用地アセスメントは、ルート決定前(事業構想段階における概略計画時点、 又は環境影響評価時点)の事業において適用されるもので、用地リスクを事前に調 査、把握等することにより、用地リスクの観点から効率的に事業を施行することが 可能となる線形等(ルート帯)を検討する際の判断材料となります。

(3) 第2用地アセスメントについて

第2用地アセスメントは、ルート形状決定後(都市計画決定後等)の事業において適用されるもので、事業区域内で想定される用地リスクを事前に把握、整理することにより、用地取得期間を短縮するための効率化策等の検討や用地取得工程管理

と説明されている。

## (2) 用地アセスメントの調査項目

また、用地アセスメントの調査項目としては、「第1用地アセスメント」においては、①権利調査、②目視調査、③現地聞き込み調査、④公的記録簿調査、「第2用地アセスメント」においては、第1用地アセスメントでの調査項目に加えて、⑤地元精通者等確認調査、⑥測地的確認調査、⑦用地調査等を行うものとされている。

それぞれの調査の具体的な内容についての事務マニュアルの説明は次のとおりである (事務マニュアル・10-2 頁, 3 頁)。

## (第1用地アセスメント)

調査項目	調査内容
	登記事項証明書,戸籍簿等の簿冊の謄本等の収受又は居住者等
   権利調査	からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者等の
1年不り成り1日	氏名又は名称及び住所又は所在地等について情報の収集を行うも
	の(用地調査等共通仕様書第3章参照)。
	都市計画図又は市販地図等をもとに調査対象範囲の現地踏査を
	行い、目視により判別が可能な各物件(住宅・アパート・商業店
目視調査	舗・工場・公共施設等・神社仏閣・病院及び区分所有建物等)に
	ついて,目視調査を実施し情報の収集を行うもの。
	例:大規模な工場・商業店舗,大規模霊園,墓地等
	地方公共団体及び登記所等に対し、調査区域において目視調査
   現地聞込み調査	では判断できない用地リスクについて,ヒアリング調査を実施し
元地国込み前直	情報の収集を行うもの。
	例:土壌汚染地,環境等組織反対者
	地権者等を巻き込まずに地方公共団体等に対し公的記録簿等で
	判断可能な用地リスクについて,調査を実施し情報の収集を行う
公的記録簿調査	もの。
	例:筆界未定地,公図混乱,国有農地,文化財保護法等の指定
	建物

## (第2用地アセスメント)

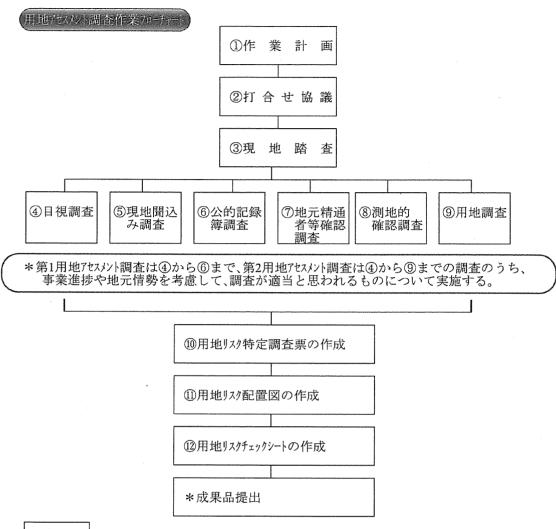
調査項目	調査内容

地元精通者等確	調査範囲の地元情報を熟知している地元精通者又は町内会長等					
	に対し、ヒアリング調査を実施し情報の収集を行うもの。					
認調査	例:無縁墓地,有害物質使用敷地・建物等,係争中の土地・建物					
	巻き尺等による比較的簡易な調査により判明する用地リスクに					
測地的確認調査	ついて、調査を実施し情報の収集を行うもの。					
	例:公図と現地が異なる土地,照応土地					
	用地測量,土地評価,建物等の調査,営業その他の調査,消費					
	税等調査,予備調査等により土地,建物等の実地調査を行うもの					
用地調査	(用地調査等共通仕様書第4章~第9章参照)。					
	例:公簿面積確保が不可能な土地(縄縮み等) アスベスト使					
5	用建物					

なお、第1用地アセスメントと第2用地アセスメントの関係については「ルート形状 決定前に第1用地アセスメントを実施していない場合は、第2用地アセスメントから実 施することになり、この場合は第1用地アセスメントの4項目に加えて、第2用地アセ スメントの3項目を実施することになります。」と説明されている。

- (3) 用地アセスメントにおいて作成する調書
  - また, 「用地アセスメントにおいて作成する調書等」としては,
  - ①用地リスクの特定調査票
  - ②用地リスク工程表
  - ③用地リスク配置図
  - ④用地取得工程管理計画書
- の各調書の作成が必要とされている(事務マニュアル・10-3頁)。
- (4) 用地アセスメント調査作業フローチャート

事務マニュアルの「用地アセスメント調査作業フローチャート」は次のとおりである(事務マニュアル・10-4頁)。



#### 作業内容

- ①作業内容の確認、作業計画書作成、必要資料等の収集、資料検討
- ②発注機関との打合せ協議
- ③現地の状況把握、範囲の確認等
- ④現地調査、用地リスクの把握、写真撮影
- ⑤行政機関等へのヒアリング
- ⑥地図転写(閲覧申請書作成、転写、着色、補足事項転写、分割転写図合成、製 図(トレース図)転写作業者名等の記載

- 転写連続図(編集、土地取得予定線・図葉界の記入、製図(トレース)、作成作業者名記入 地積測量図(閲覧申請書作成、転写) 土地登記簿調査(閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、土地
- の登記記録調査表(一覧)・土地調査表(個人)作成 建物登記簿調査表(個質)・土地調査表(個人)作成 建物登記簿調査(閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、建物 の登記記録調査表(一覧)・建物の登記記録調査表(個人)作成) 権利者確認調査(当初)(交付申請書作成、法人登記簿謄本交付申請・受領、権利者調査表作成、
- 連絡先調査)
- 権利者確認調査(追跡)(交付申請書作成、相続関係説明図作成、権利者調査表作成、連絡先調査)
- ⑦地元精通者等へのヒアリング
- ⑧用地調査等共通仕様書による調査
- ⑨所在地及び名称の確認、用地リスク項目及び内容の確認、聞取り内容記載、概 況写真撮影、位置図作成
- ⑩調査結果のデータ図化
- ⑪調査結果の取りまとめ

## (5) 県における用地アセスメントの実施状況について

## ア 用地アセスメントの導入

前記のように、用地アセスメントについては平成23年度には「用地取得マネジメント」及び「用地取得アセスメント」の運用を決定し、県の「事務マニュアル」においてその内容及び手法等を解説している。

### イ 用地アセスメントの現状

本監査において、用地アセスメントの実施状況についてヒアリングしたところ、その 実施の有無は下記の表のとおりであり、県においては、いまだ用地アセスメントを体系 的に実施しているとは言えない状況であった(なお、用地アセスメントが導入された平 成23年以降に新規路線がないものは、該当なしと併記している)。

## (ア) 第1用地アセスメント

用地アセスメントのうち、ルート形状決定前に行う「第1用地アセスメント」については、基本的に実施されていないのが現状である。

### (イ) 第2用地アセスメント

ルート形状決定後に行う「第2用地アセスメント」については、基本的に各土木事務 所(及び公社)が実施すべきものであるが、下記の表のとおり、各土木事務所において 体系的に実施されているとはいえない状況である。

また、前記のとおり、用地アセスメントの成果物として、①用地リスクの特定調査 票、②用地リスク工程表、③用地リスク配置図、④用地取得工程管理計画書(以上を合 わせて「アセス調書」という)の作成が必要となるが、次のとおりこれらの調書もほと んど作成されていない状況である。

	第2用地アセスメント実施の 有無	アセス調書の作成		
北部土木事務所	実施していない	作成せず		
中部土木事務所	実施していない(該当な し)	作成せず(該当なし)		
南部土木事務所	実施していない	作成せず		
宮古土木事務所	実施していない	作成せず		
八重山土木事務所	一部路線のみ実施している	一部路線のみ作成している		
沖縄県土地開発公社	一部路線のみ実施している	一部路線のみ作成している		

なお、各土木事務所において、権利調査、目視調査、現地聞き込み調査、公募記録調

査等の調査をおこなっている部分もあるが、それらの調査は、必要となった場合に、個別的かつ必要な限りで行われるものであり、用地取得マネジメントを念頭においた「用地アセスメント」とは質の異なるものである。

ウ 確かに、すべての路線・案件において、用地取得アセスメントを実施を義務づける ことは費用的に困難な面があることは理解できるが、県の現状は、事案の適否を検討す る以前に用地取得アセスメントを実施しないという状況となっており、この状況は適切 ではない。

アセスメントの実施には、相応のコストが必要であるが、他方で事業が長期化することも県に余計なコストを発生させるし、当初計画の通りに供用開始することは事業効果の早期実現や県民の信頼という点からも効果が大きい。特に、「用地取得期間が長期にわたる事業」や「用地取得の難航が予測される」事業については、アセスメントの実施による費用対効果が高いと考えられる。

今後、県においては、用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事案の適否を 検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントを実施すべきである。

### 意見

県においては、用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントを実施すべきである。

## 4 用地取得業務の進捗管理について

## (1) 進捗管理の現状

用地取得の進捗管理は用地取得マネジメントの一部と見ることができるが、土木建築 部における用地取得業務についての進捗管理は、主として、①土木建築部調整会議及び ②執行会議において行われている。

#### アー大建築部調整会議

(ア) 土木建築部においては、部の主要事業の審議及び総合調整等を行うことにより部内行政の適正かつ効率的な運営を図るため、調整会議を設置している。

調整会議は、各年度3回実施しており、開催時期は、7月、11月、1月である。各年度における第1回調整会議である7月開催の調整会議及び1月開催の第3回調整会議では、新規事業を対象とし、11月開催の第2回調整会議は、継続事業を対象としている。

平成29年度第2回調整会議における進行管理の対象事業は次の表のとおりである。

T SE	成29年度 第2回土木建築部調整会議】	
-	真地久茂地線街路事業(開南工区)	道路街路課
	浦添西原線道路改良事業(翁長~嘉手苅、嘉手苅~小那覇)	道路街路課
3	南部東道路(南風原知念線道路改築事業)	道路街路課
4	国道449号道路整備事業(本部北道路)	道路街路課
5	本部港(本部地区)港湾改修事業	港湾課
6	中城湾港(泡瀬地区)港湾施設整備事業	港湾課
7	都市モノレール延長整備事業(インフラ部)、城間前田線、浦添西原線	都市計画・モノレール課
8	首里城公園整備事業	都市計画・モノレール課
9	小波津川河川改修事業	河川課
10	金武湾港海岸(ギンバル地区)海岸環境整備事業	海岸防災課

(県提供資料)

(イ) 調整会議の参加者は、通常、土木建築部長、土木企画統括監、土木整備統括監、建築都市統括監、参事(2名)、土木建築部各課長(約14名)、事業担当課の班長及び担当である。

調整会議では、事業担当課が作成した進行管理計画書を基に、審議を行っている。進行管理計画書は、各事業について、事業概要、進捗状況、用地取得の難航事案等をまとめた資料である。

## イ 執行会議

(ア) 執行会議とは、各事業担当課(本庁事業課)が主催する、本庁事業課と各土木事 務所との事業の進捗管理等を行うための会議である。

本庁事業課及び各土木事務所の班長等(個別事業の担当者含む)が参加する会議であり、公社に委託している事業については、公社担当者も参加する。

開催時期や開催頻度については、本庁事業課によって変わってくるが、年 3~4 回程 度実施されていることが多い。

(4) 執行会議では、上記調整会議でも使用している進行管理計画書を資料として用いることが多いが、個別具体的な交渉案件等について報告・協議を行うこともあり、個別的な交渉状況資料等を用いることも多くある。

執行会議においては、本庁事業課が、用地交渉、工事進捗の報告を各土木事務所及び 公社から受け、協議の上で、予算の確認、用地交渉を行う事業区間の変更、土地収用法 に基づく取得への移行等を検討している。

#### ウ その他―各土木事務所における進捗管理

上記の①土木建築部調整会議及び②執行会議の外に、各土木事務所内においては、随時各事案についての会議を行っている。また、執行会議の前には、ほぼ確実に進捗についての会議をしており、また、事業担当と用地担当との間においても随時会議をし、情報の共有を図っている。

各土木事務所におけるこれらの会議は、いわば必要に応じてその都度実施されるものであり、体系化・定式化されたものではない。

### (2) 問題点と検討

以上のとおり、県における進捗管理については、土木建築部調整会議、執行会議及び 各土木事務所で行われており、現場の実情に応じた一定の役割を果たしている。また、 その内容においても、土木建築部調整会議、執行会議においては、進行管理計画書に基 づき進捗管理が行われており、進捗管理の観点からも、一定の効果を上げていると言え る。

しかしながら、上記の土木建築部調整会議、執行会議及び各土木事務所での会議における県の進捗管理の手法については、次のような点を指摘しうる。

まず,現在の進捗管理の手法においては,進行管理計画書等によって,用地取得の予定を設定して進捗管理をしても,進行管理計画のとおり実施されない場合,現状に合わせて計画を変更するのが常態となっているのではないかということである。すなわち,進行管理計画を作成して進捗管理はしているものの,その進行管理計画が達成できない場合の次のステップは準則化されておらず,進行管理計画を現状に合わせて変更している状況が伺えるのである。

確かに、用地着手後の進捗管理の方法については、①路線ごとの予算配分の問題、② 重点事業か否か、③全体の事業計画の進捗状況等、用地取得についての外部的要因が多 く、統一的な進捗管理の方法を考案・実施することは困難な面があることは理解でき る。

しかしながら、現状に合わせて計画を変更することが常態となっているとすれば、計画の意味が大幅に失われてしまうことは明らかであり、これを防ぐためには、何らかの客観的基準により進行管理計画が達成できない場合の次のステップを準則化することが重要である。

このような準則としては、国の事業においては、前記のいわゆる適期申請ルールを設定しているのであり、県が行っている進行管理計画書による進捗管理においても、適期申請ルールに準ずるような何らかの客観的準則を設定することが必要であると考える。

#### 意見

用地取得の進捗管理についての、何らかの客観的基準を設けることが望ましい。その 基準としては、例えば、国の事業について設けられている基準(幅杭打設後3年経過又 は用地取得率80%)を参考に、これに準ずる(一定程度緩和した)内容での基準が考 えられる。 なお、上記のような問題点はあるが、現在、県の土木建築部、各土木事務所、公社の 三者で工事全体の情報を共有し、進捗管理をするための資料としては、進行管理計画書 が中心となっている。

進行管理計画書の書式には、当初計画の情報、これまでの工事の経過と今後の計画、 用地取得の経過と進捗、困難案件、協議案件、全体工程上の用地取得期限の項目等、有 効に活用することで用地取得の進捗管理にとって有用な情報が盛り込まれている。

従って、進行管理計画書についても、用地取得の進捗管理の向上のために、これをより一層有効に活用すべきである。

## 5 用地取得マネジメント

## (1) 意義と概要

## ア 用地取得マネジメントの意義

用地取得マネジメントとは、すでに述べたとおり、あらかじめ明示された完成時期を 目標とした計画的な用地取得を実現するため、事業の計画段階から将来の供用までを見 据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時適切に講じる」ことを言う(マネジメ ント実施マニュアル・1 頁)。

### イ 県の事務マニュアルの解説

県の事務マニュアルにおいては、「用地取得マネジメント」について次のように解説 している。

#### 1 用地取得マネジメント

「用地・補償の円滑化」を目的として、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現するため、事業の計画段階から将来を見据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時・適切に講じるため用地取得に関する全ての工程を総合的に管理するものであります。

#### 2 用地取得マネジメントの流れ

用地取得マネジメントの流れは、①ルート決定前に行う「第1用地アセスメントの 実施」、②ルート決定後に行う「第2用地アセスメントの実施」、③「用地取得工程 管理計画の実施」、④「用地取得工程管理計画に基づく用地取得の推進」の4段階に 区分されます。

上記の①,②の「用地アセスメント」については、前記のとおり、具体的な手法・内容を解説しているが、上記③,④の「用地取得マネジメント」については、その具体的手法・内容等については触れていない。

ウ 国のマネジメント実施マニュアルの説明

国のマネジメント実施マニュアルにおいては、用地取得マネジメントについて、次にように説明している(マネジメント実施マニュアル・9頁, 10頁)。

### (1) 用地取得マネジメントの概念

用地取得マネジメントとは、単独の施策をあらわすものではなく用地取得に関する全ての工程を総合的に管理するという概念である。

用地取得マネジメントの目的は、スピーディーな事業展開を図るため用地取得期間を短縮することであり、具体的な施策として、以下に示すような用地着手前の隘路対策や取得段階での期間短縮に関する各種施策のメニュー等を実施するものである。

## (2) 用地着手前の施策

用地取得マネジメントの特徴の一つとして、事業計画に今まで以上に用地取得の 視点を盛り込むことがあげられる。

用地取得の円滑な進捗を阻害することが想定される個別の要因を「用地リスク」, その要因の調査, 把握等を行うことを「用地アセスメント」と呼ぶこととするが, 事業計画の策定過程において, 人口, 社会経済活動, 地形, 構造物の物理特性(ルート線形等)・経済性や, 「環境アセスメント」で把握される自然環境といった諸条件に, 「用地アセスメント」により把握された用地取得の難易度に関する条件を加味すれば, 用地取得期間が考慮された事業計画の策定が可能となる。

また、その他、用地取得期間の短縮を図る観点からの施策としては、公共事業の実施予定地における「地積調査の先行実施」が考えられる。

用地着手前の施策として実施する「用地アセスメント」及び「地積調査の先行実施」は、用地事務の開始時点を従来の「事業着手」の段階から可能な限りその前段階で行うことにより、用地取得期間の短縮を図ろうとするものである。

#### (3) 用地着手後の施策

用地取得マネジメントにおける用地着手後の施策は、事業区間全体について用地 リスクごとの処理期間等を明記した「用地取得工程管理計画」の策定と、当該計画 に基づく用地取得の計画的かつ効率的な推進である。

用地取得に要する期間については,「用地アセスメント」により把握された「用地リスク」について,あらかじめ設定された標準処理期間をあてはめることにより推計が可能となる。さらに,工事着手の予定時期等を踏まえて,推計した用地取得期間を短縮する必要がある場合には,期間短縮に有効な効率化策の導入を検討する。

なお、期間短縮に有効な効率化策としては、通常の用地取得事務における工夫に

加え,事業相談窓口の設置,事務所支援体制の充実,用地交渉業務における補償コンサルタントの活用,土地収用制度の積極的活用などが想定される。

これらの効率化策を導入し期間短縮を図るものも含め、すべての用地リスクについて処理期間を推計し、これを案件ごとに集約したものが「用地取得工程管理計画書」であり、当該計画書に基づいて用地取得の工程管理を実施していく。

策定した「用地取得工程管理計画書」は、新たに発現した用地リスクや用地取得の進捗状況等に基づいて継続的に見直しを行い、状況に応じて適時・適切な手段を講じることにより、計画的かつ効率的な用地取得を実施するものである。

# (2) 県における用地取得マネジメントの現状と評価

用地取得マネジメントは、用地取得アセスメントをその一部として含むものであるが、前記のとおり、県において用地取得アセスメント自体が未だ定着しておらず、それを包摂する用地取得マネジメントについても体系的に実施しているとは言えない。

確かに、用地取得マネジメントは、用地取得アセスメントと同様に、すべての路線・ 案件において実施を義務づけることは費用的に困難な面があることは理解できるが、県 の現状は、事案の適否を検討する以前に用地取得マネジメントは実施しないという状況 となっており、この状況は適切ではない。

今後、県においては、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得マネジメントの実施を検討すべきである。

#### 意見

用地取得マネジメントについては、事案の適否を検討して、適切な事案については積 極的に用地取得マネジメントの実施を検討すべきである。

## 第4章 用地取得の円滑化に資する近時の施策

国においても、近時、下記のような用地取得の迅速化・円滑化のために施策を設けて おり、利用可能な事案の場合は、県においてもこれらの施策を利用して用地取得の一層 の迅速化・円滑化を図ることが望まれる。

### 1 所有者不明土地法の制定

(1) 公共用地取得の円滑化に資する施策として「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(以下「所有者不明土地法」という。)が平成30年6月6日に成立し、平成30年11月15日から施行されている。

我が国では、不動産登記簿等の公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、 又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる「所有者不明土地」が、人口減 少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景と した土地の所有意識の希薄化等を背景に、全国的に増加している。

所有者不明土地の利用や取得に当たっては、土地の所有者の探索に多大な時間・費用を要するうえ、探索の結果所有者が判明しなかったときに、取得や利用するための手続に時間がかかる場合やそもそも利用するための制度の対象とならない場合が存在するといった課題がある。

そこで,このような課題に対する対策として上記所有者不明土地法が制定されたものである。

なお、「所有者不明土地」及び「特定所有者不明土地」とは次の土地を言う。

- **第二条** この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。
- 2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物 (物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの(以下「簡易建築物」という。)を除く。)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。
  - (2) 所有者不明土地法の概要
  - ア 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく、現 に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを制度化している。

(ア) 公共事業における収用手続の合理化・円滑化(所有権の取得)のために国,都道 府県知事が事業認定した事業について,収用委員会に代わり都道府県知事が裁定する

## 制度の創設

- (4) 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、都道府県知事が公益性を確認し、一定期間の公告に付した上で、利用権(上限 10 年間)を設定(所有者が現れ明渡しを求めた場合は、期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)
- イ 所有者の探索を合理化する仕組み
- (ア) 土地の所有者の探索のために必要な公的情報について,行政機関が利用できる制度を創設
- (4) 長期間,相続登記等がされていない土地について,登記官が,長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設
- ウ 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に,地方公共団体の長等が 家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

## ●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

#### 背景•必要性

○ 人口減少·高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、 所有者不明土地(※)が全国的に増加している。

> (※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお 所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

- 〇 今後、相続機会が増加する中で、<u>所有者不明土地も増加の一途を</u> た<u>どる</u>ことが見込まれる。
- <u>公共事業の推進等の様々な場面において</u>、所有者の特定等のため 多大なコストを要し、<u>円滑な事業実施への大きな支障となっている。</u>

経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)
・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が 図られるよう、・・・公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、・・・等について、・・・必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

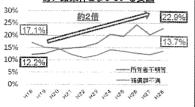
#### 平成28年度地籍調査における所有者不明土地

不動産登記簿上で所有者の所

在が確認できない土地の割合: 約 20% (所有者不明土地の外線)

・探索の結果、最終的に所有者 の所在が不明な土地(最狭義: **0.41%** の所有者不明土地)

#### 直轄事業の用地取得業務において あい路案件となっている要因



### 法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく 現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

- ① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)
  - 〇 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり 都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

- ② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)
  - 〇 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
  - 〇 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、 異議がない場合は延長可能) 地域福利増進事業のイメージ



(出血) 杉並区



#### 2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。 (※)照会の範囲は親族等に限定

- ① 土地等権利者関連情報の利用及び提供
  - 土地の所有者の探索のために必要な公的情報 (固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、 行政機関が利用できる制度を創設
- ②長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例
  - 長期間、相続登記等がされていない土地について、登 記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿 に記録すること等ができる制度を創設

#### 3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み 【平成

【平成30年11月15日施行】

## 財産管理制度に係る民法の特例

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

#### 【目標·効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで): 約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 〇 地域福利増進事業における利用権の設定数: 施行後10年間で累計100件

(国土交通省HPより)

### (3) 裁定制度

### ア 制度の意義

(ア) 所有者不明土地法においては、公共用地取得の円滑化の観点から同法第三章第二節第一款に「収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例」 としての裁定制度が設けられている。

裁定制度とは、公共事業等のための取得対象地が所有者不明土地である場合、一定の要件・手続の下において、収用委員会の収用手続を経ずに、都道府県知事の裁定に基づき、所有者不明土地の収用又は使用を認める制度である。

土地収用法では、事業の公益性を審査する事業認定と補償金の決定等を行う裁決の2 段階の手続を経ることで土地の収用等を可能としているが、所有者不明土地法では、後 者の裁決手続について、特定所有者不明土地に限って特例を設け、収用手続の合理化を 図ったものである。

(イ) 土地収用法では、土地の収用等に際し、補償金の算定が難しい土地や補償の内容等について異議のある権利者の土地を含むすべての土地を対象としている。そのため、収用委員会が裁決を行う前に、土地の権利者等が公開の場で自身の意見を述べることができる審理手続を行うこととし、また、裁決は、専門的知見を有し、高度な中立性・公平性をもつ収用委員会が行うこととしている。

他方,所有者不明土地法では,裁定対象を特定所者不明土地に限定していること,加 えて,事前の公告および縦覧によって補償の内容に意義のある権利者がいないことを確 認していることから,審理手続を省略するとともに,都道府県知事が裁定を行うことと したものである。

## イ 裁定申請

裁定制度を利用する場合は、起業者は、土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地内にある特定所有者不明土地の収用等をしようとするときは、都道府県知事に対して裁定申請書等を提出し、収用等についての裁定を申請することすることになる。

### (裁定申請)

第二十七条 起業者(土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。以下同じ。) は、同法第二十条の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地(同法第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。)内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、同法第二十六条第一項の規定による告示があった日(同法第三十一条の規定により収用又は使用の手続が保留されていた特定所有者不明土地にあっては、同法第三十四条の三の規定による告示があった日)から一年以内に、当該特 定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用 又は使用についての裁定を申請することができる。

都道府県知事は、上記の裁定申請があったときは、申請が相当でない場合を除き、裁定申請があった旨や当該土地に関する権利者で補償内容等について異議がある者は2週間以内に申し出る旨等の事項を公告し、裁定申請書等の書類と併せて公衆の縦覧に供する。その際、当該土地の権利者から異議の申出があったときは、裁定申請は却下されることとしており、これにより、反対する権利者がいないことを担保している。

### (裁定手続開始の決定)

第三十条 都道府県知事は、裁定申請があった場合においては、前条第一項又は第二項 の規定により当該裁定申請を却下するときを除き、第二十八条第一項の縦覧期間の経過 後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、特定所有者不明土地の収用又は使用 についての裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、当該特定所有者不明土地 の所在地を管轄する登記所に、当該特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地に 関する権利について、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始の 登記を嘱託しなければならない。

### ウ 都道府県知事による裁定

起業者からの裁定申請について、却下事由等が存在する場合を除き、知事は裁定をすることとなる。

上記の公告および縦覧を行っても権利者から異議が出なかった場合には、都道府県知事は、特定所有者不明土地の収用等についての裁定を行う。その際、裁定において定める補償金の額については、あらかじめ、収用委員会の意見を聴くこととしている。これにより、補償金の額の適正性が第三者によって確認される仕組みとなっている。

## (裁定)

- 第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。
- 一 裁定申請に係る事業が土地収用法第二十六条第一項の規定により告示された事業と 異なるとき。
- 二 裁定申請に係る事業計画が土地収用法第十八条第二項の規定により事業認定申請書 に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

- **2** 前項の裁定(以下この款において単に「裁定」という。)においては、次に掲げる 事項を定めなければならない。
- 一 特定所有者不明土地の所在, 地番, 地目及び面積
- 二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
- 三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限
- 四 特定所有者不明土地を使用する場合においては、その方法及び期間
- 五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者 等が受ける損失の補償金の額
- 六 第三十五条第二項の規定による請求書又は要求書の提出があった場合においては、 その採否の決定その他当該請求又は要求に係る損失の補償の方法に関し必要な事項

### エ 裁定の効果

知事の裁定により、当該特定所有者不明土地については、土地収用法の権利取得裁決 及び明渡裁決があったものとみなされ、起業者が当該土地の所有権を取得することとな る。

なお、損失の補償については土地収用法の規定が準用される(所有者不明土地法35条)。

## (裁定の効果)

第三十四条 裁定について前条の規定による公告があったときは、当該裁定に係る特定 所有者不明土地について土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決及び同法第四十九 条第一項の明渡裁決があったものとみなして、同法第七章の規定を適用する。

## 2 その他

(1) 国土交通省の事業認定に係る相談窓口の設置

国土交通省によれば、国土交通省は、用地取得の円滑化のために、平成30年4月より土地収用法の事業認定の円滑化に向けた相談窓口を国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室内に開設している(国土交通省HP)。

相談窓口での相談対象は,[1]認定庁が事業認定に関する事務を行うにあたっての相談,[2]起業者が事業認定申請を行うにあたっての相談,である。

また、同じく、各地方整備局においても、平成30年6月12日より相談窓口が設置されている。

(2) 国土交通省による事業認定申請の手引きの作成

国土交通省は,「地方公共団体の中には用地取得の経験が少ない起業者や事業認定の 取り扱いが少ない認定庁が存在することから,事業認定に係る申請・審査の円滑化を目 的に、実務担当者向けに、収用を活用する場合の説明手法や参考事例などをきめ細かく 提示した」手引きをとりまとめ、平成30年6月に公表している。

国道交通省の説明によれば、当該手引きは、①これまで収用の活用が難しいと認識されている事業について、必要に応じて参考事例を用いて解説している、②起業者や認定庁の現場の声から、ポイントとなる事項をQ&Aや説明事例として100程度提示している、③収用認定申請の際、そのまま活用できる申請書類の記載例を20事例提示している、とのことである。

# 第5章 沖縄県の公共用地取得における未登記案件の状況

## 1 用地取得における登記の重要性

不動産の所有権は、登記を備えなければ第三者に対してその所有権の移転を対抗することができない(民法第 177 条)。県が任意交渉等を行い取得契約を締結し取得代金を支払っても、当該土地についての登記を取得しなければ完全な所有権を取得できず、場合によっては第三者に優先され当該土地所有権を失うこともありうる。従って、登記の取得は、用地取得のために必要不可欠な手続であり、極めて重要な事項である。

県の公有財産規則第 17 条第 1 項本文においても、登記を要する公有財産の取得があった時には直ちに登記手続きをしなければならない旨が規定されている。

#### (登記又は登録)

第 17 条 課長等は、登記又は登録を要する公有財産の取得があったときは、直ちに登 記又は登録の手続をしなければならない。ただし、知事が特にその必要がないと認めた ときは、この限りでない。

## 2 未登記案件の件数

県が取得した用地についての登記手続きの実施状況を調査したところ,次頁の表のとおり,登記手続き未了の土地が 19 筆存在していた。具体的な内訳は以下のとおりである。

○中部農林土木事務所:合計10筆

平成3年度:県営一般農道整備事業(平成4年3月17日契約・2筆)

県営農地保全整備事業(平成4年3月31日契約·1筆)

平成 17 年度:与那城第1地区水質保全対策事業(平成 17 年 11 月 30 日契約・2 筆)

平成 18 年度:与那城第 1 地区水質保全対策事業(平成 19 年 1 月 5 日契約·1筆)

平成 19 年度:津堅地区県営農地保全整備事業(平成 19 年 7 月 18 日契約・4 筆)

○北部農林土木事務所:合計8筆

平成 5 年度: 県営緊急畑地帯総合整備事業 (平成 5 年 11 月 24 日契約·2 筆)

平成9年度:県営農地保全整備事業(平成10年3月30日契約・6筆)

○中部土木事務所(公社委託):1筆

昭和57年度:沖縄県総合運動公園事業(昭和57年9月20日契約・内1筆)

以下、中部農林土木事務所及び北部農林土木事務所(両者をあわせて、以下、「農林土木事務所」という。)と中部土木事務所に分けて、未登記案件の原因と問題点について詳述する。

## 登記手続き未了の不動産の状況

	was the all all			L ** ** ==	JL		T :						·			立(筆・㎡)
契約		事務所		木事務所	北部土木		<del> </del>	<b>卜事務所</b>	八重山土	木事務所	土地開発	公社※1	その	也※2	合	<b>2</b> +
年度	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
昭和47	0		0		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
48	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
49	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0,00
50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
51	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
52	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
53	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00
54	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
55	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
56	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00
57	0	0.00	1	427.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	1	427.00
58	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00
59	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00
60	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00
61	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
62	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
63	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
平成1	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3	Ó	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	74,34	3	
4	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	74.34
5	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00				0.00
6	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00			2	115.85	2	115.85
7	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00
8	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0		0	0.00	0	0.00	0	0.00
9	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0			0.00		0.00	0	0.00	0	0.00
10	0	0,00	0	0,00	0		0	0.00	0	0.00	0	0,00	6	500.64	6	500,64
11	0	0.00	0	0.00	0	0.00		0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00
12	0	0.00	0		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
13	0	0.00		0.00		0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
14	0		0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
15	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00
		0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
16	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00
17	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	2	95.26	2	95.26
18	0	00,00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	1	7.06	1	7.06
19	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	4	70.49	4	70,49
20	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00
22	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
23	0	0.00	0	0:00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
24	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
25	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
26	0	0,00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0,00
27	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
28	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
29	0	0.00	0	0.00	0	0,00	0	0,00	0	0,00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	0	0.00	1	427.00	0	0.00	0	0,00	٠ 0	0.00	0	0.00	18	863.64	10	1,290.64

<sup>※</sup> 各年度は「契約が締結された年度」

<sup>※1</sup> 全知事部局を対象とし、各種委員会等は除く ※2 農林水産部・その他全知事部局の取得用地

## 3 農林土木事務所の未登記案件

### (1) 未登記案件の類型

農林土木事務所の未登記案件は、いずれも地権者に相続が発生しており、その法定相続人の一部が音信不通となっているか、後見人の選任が必要であるため、登記手続きが進められないという事案であった。各事案が未登記のまま現在に至ってしまった経緯を精査したところ、いずれの事案においても、県は法定相続人の一部の者(契約書上は「代表者」)のみと契約をして、登記前に代金全額を前払いして工事を行い、供用を開始していた。

この代金の支払時期という点について、県の農業農村整備事業用地事務取扱要領は、「当該用地の引渡し及び所有権移転登記が完了したとき又は所有権移転登記前払い実施要領(昭和58年3月28日付農耕第1650号農林水産部長通知)により、登記前払いの承認を受けたものについては、当該用地の引渡しがあったとき」に代金を支払うとしている(農業農村事業用地事務取扱要領第54条第1項第1号)。農林土木事務所の各未登記案件の記録によると、いずれの事案についても、後者の昭和58年3月28日付農耕第1650号農林水産部長通知(以下「昭和58年通知」という。)に基づく手続きにより、登記手続きをする前に代金全額の支払いがなされていた。

## (2) 昭和58年通知に基づく運用

昭和58年通知は、「種々の事情から土地代金を登記事務完了前に支払う必要があるときは、事前に農林水産部長の承認を得て行うことができる」として、登記手続き前に土地の代金を支払うことができる場合の実施要領を定めたものである。そして、昭和58年通知が定める実施要領第1項は、県が代金を前払いできる類型について規定しているところ、その第2号に「売買物件は、県の都合により契約後短時日のうちに引渡しを受ける必要があるが、複雑な登記事務のため、当該登記完了まで代金の支払を引き延ばすことが不適当と認められるとき」との定めがある。農林土木事務所のいずれの未登記案件においても、かかる規定に基づいて法定相続人の代表者に代金が全額前払いされていた。

# (3) 昭和58年通知に基づく運用の問題点

もっとも、昭和 58 年通知は、一定の条件のもとに、例外的に県が登記手続前に代金を支払って工事を実施することを認めるものであって、相続等の事情により地権者が複数人いるにもかかわらず、当該土地の地権者全員との合意や承諾がないまま、一部の地権者とだけ契約を締結して、代金全額を登記前に支払うということまで認める趣旨とは考えられない。にもかかわらず、農林土木事務所の各未登記案件では、昭和 58 年通知に基づく手続きにより、いずれも法定相続人の一部の者との間でしか売買契約が締結さ

れていないまま代金の支払から工事まで終了しており、その後も代表者以外の法定相続 人全員からの承諾を取得したり代表者が単独相続する旨の遺産分割協議等を確認したり することもないまま、長年放置されていた。

上記の運用は、単に登記手続きが長年未了のままであるという問題にとどまらず、県が当該土地の所有権を一部しか取得していないという点と、所有権を一部しか取得していないにもかかわらず、代金を全額支払ってしまったという点の2つの問題がある。すなわち、部長通知に基づく運用では、県は法定相続人の一部の者としか契約を締結していないのであるから、実体法上残りの法定相続人の持ち分については所有権を取得していないことになる。また、実体法上残りの法定相続人の持分について所有権を取得していないことになる。また、実体法上残りの法定相続人の持分について所有権を取得していないにもかかわらず、県は当該土地の売買代金を、「代表者」に対して全額支払ってしまっている。前者は用地取得における契約締結の手続きとして問題があり、後者は補償金額の算定や公金の支出管理との関係で問題がある。

なお、昭和 58 年通知に基づく用地取得事務は、現在は行われていないとのことである。

### (4) 指摘

以上のとおり、農林土木事務所の各未登記案件については、いずれも単に登記手続きが長年未了のままであるという問題にとどまらず、実体法上県は当該土地の所有権を一部しか取得しておらず、その状態が長年放置されていた。また、土地の所有権の一部しか取得していないにもかかわらず、県は土地の代金を相続人の一部に対して全額支払ってしまっていた。

用地取得交渉において、法定相続人の代表者と交渉を進めること自体は、交渉の方法としてあり得るところであるが、最終的に契約を締結するにあたっては、他の法定相続人の承諾や遺産分割協議の存在を確認しなければならないのは当然である。農林土木事務所における各未登記案件は、土地の所有者に相続が発生していた場合に相続調査票及び相続系譜を作成すべき旨を定めた農業農村事業用地取得事務取扱要領第 15 条第 1 項の趣旨、土地の権利者等の所在が不明の場合に不在者財産管理人の選任手続きを経て土地の取得を行う旨を定めた同要領第 10 条の趣旨、相続人不存在の場合に相続財産管理人の選任の申立等の手続きを行って事業を円滑に処理すべき旨を定めた財産管理人選任申立等事務処理要領の趣旨に反する用地取得事務であったと言わざるを得ない。県においては、早急に各未登記案件について残りの法定相続人たる地権者らと交渉して所有権を取得し、登記手続きをする必要がある。

#### 指摘

中部農林土木事務所及び北部農林土木事務所の各未登記案件について、早急に各地権

また、当該土地の補償金額という点に関しても、売買代金は目的物の相当額でなければならないのは当然であるにもかかわらず、農林土木事務所における各未登記案件は、いずれも土地所有権の一部を取得するにあたり、土地所有権の全部に相当する代金を支払っていた。これは、支出負担行為にあたって「金額の算定に誤りはないか」「債権者は正当であるか」等の審査を出納機関に義務付ける県財務規則第76条第1項、取得する土地に対しては正常な取引価格をもって補償することを定めた損失補償基準第8条第1項、補償額の算定については各補償基準に基づいて適正な補償額を算出しなければならないことを定めた農業農村整備用地事務取扱要領第44条に反する用地取得事務であったと言わざるを得ない。県においては、早急に「代表者」から超過分の代金相当額の返還を求めるか、残りの法定相続人たる地権者との交渉において無償で持分権を譲渡してもらうように交渉されたい。

### 指摘

中部農林土木事務所及び北部農林土木事務所の各未登記案件について、土地所有権の 一部しか売却していないにもかかわらず代金全額を受領している相続人の代表者に対し て超過分相当額を返還してもらうか、残りの法定相続人たる地権者に対して無償で県に 持分権を譲渡するよう交渉されたい。

なお、中部農林土木事務所の未登記案件については、5件の契約のうち2件について、原本の有無が確認できなかった。いまだ登記手続きが終わっていないにもかかわらず、契約書の原本を紛失するなどあってはならないことであり、公文書の保存期間を定める沖縄県文書編集保存規程第6条や、用地交渉成立時にすみやかに契約書を作成すべき旨を定めた農業農村整備事業用地事務取扱要領第48条との関係で問題がある。県においては原本書類の保管について今一度徹底する必要がある。

#### 指摘

契約書等の原本書類の保管について徹底されたい。

## 4 中部土木事務所の未登記案件

中部土木事務所の未登記案件は、いったん有効に地権者から用地を取得して所有権移 転登記手続きまで完了し、共用も開始した土地について、法務局が当該移転登記を抹消 してしまったために未登記の状態になっているという事案である。 同事案について、県に残されていた記録を確認すると、公社が登記に必要な書類を法務局に全て提出しており、法務局が当該登記を抹消した理由は不明である。県の担当者が、登記の訂正を求めて法務局と話し合いをしたものの、法務局からは、記録がすでに保管されておらず所有権移転登記を抹消した経緯等については不明であることから、県において地権者から登記手続きに必要な書類をあらためて取得して、再度所有権移転登記手続きを申請する必要がある旨を教示された。これに対し、県としては、必要な書類は当時全て提出していること、すでに地権者に相続が発生している可能性が高く法定相続人全員分の必要書類を揃えるのは困難であること等の問題があることから、いかなる対応をするべきか検討しているところである。

しかし、仮に本件未登記の原因が法務局側の問題であったとしても、県が取得した土地については、直ちに登記手続きをしなければならない。中部土木事務所の担当者によれば、同土地が未登記であることは、平成 29 年度に偶然発覚したばかりであり、現在未登記状態の解消に向けて対策を検討中とのことであった。しかし、調査の時点では具体的な対応策は未定という状態であり、当該未登記を解消するために顧問弁護士に相談する等の内部調査もしていなかった。弁護士・司法書士等の専門家の活用も視野に入れて、早急に未登記問題の解決に向けた具体的方針を決定して、実行に移されたい。

#### 指摘

中部土木事務所の未登記案件の解決に向けて、早急に具体的方針を決定して、実行に移されたい。

# 第4部 監査の内容と結果(2) ―組織ごとの監査

# 第1章 沖縄県の公共用地取得業務の概要

- 1 平成29年度の公共用地の取得状況
- (1) 県(全知事部局を対象とし、各種委員会は除く)における平成29年度において契約が締結された公共用地の取得状況は以下の表のとおりである。

【平成29年の取得状況(土木事務所別)】

<i>t</i> 7	筆	面 積	用地取得費	補償費	事業費総額	
名称	数	(m²)	(千円)	(千円)	(千円)	
北部土木	36	5, 391. 00	29, 162	217, 890	3, 277, 831	
中部土木	88	11, 431. 00	318, 890	87, 059	5, 416, 163	
南部土木	96	9, 290. 00	330, 178	. 594, 016	6, 631, 932	
宮古土木	. 7	948. 00	16, 884	119, 309	1, 176, 057	
八重山土木	97	46, 534. 00	99, 176	179, 648	2, 386, 908	
土地開発公社	91	27, 594. 00	1, 324, 421	1, 959, 343	5, 118, 774	
その他※	137	40, 844. 00	262, 312	66, 097	24, 092, 754	
合計	552	142, 032. 00	2, 381, 023	3, 223, 362	48, 100, 419	

※農林水産部・その他の全知事部局の用地取得

(2) 上記の表のとおり、平成 29 年度の公共用地の取得状況は、筆数は 552 筆、面積にして 142,032 ㎡、用地取得費は 23 億 8102 万 3000 円、補償費は 32 億 2336 万 2000 円である。用地取得費と補償費の合計額は 56 億 438 万 5000 円であり、これは平成 29 年度に支出した事業費の総額 481 億 41 万 9000 円の 11.65%である。

#### 2 過去10年の公共用地の取得状況

(1) 次に、県(全知事部局を対象とし、各種委員会は除く)における過去 10 年間(平成20 年度~平成29 年度)の公共用地の取得状況は次の表のとおりである。

【過去 10 年間の取得状況)】

年度	筆 数	面 積 (㎡)	用地取得費 (千円)	補償費		
		(1111)	(113)	(千円)		
平成 20	1,810	904, 348. 00	10, 347, 606	15, 496, 693		
21	1, 948	467, 129. 00	9, 431, 307	15, 443, 027		
22	1, 539	299, 282. 00	6, 549, 659	14, 074, 166		
23	1, 274	262, 121. 00	7, 871, 218	14, 336, 606		
24	1, 295	433, 888. 00	7, 219, 291	12, 802, 981		
25	1, 146	301, 529. 14	7, 347, 174	11, 471, 592		
26	1, 186	303, 183. 75	8, 726, 143	11, 910, 717		
27	864	233, 201. 00	4, 897, 979	9, 106, 579		
28	781	374, 263. 62	11, 789, 692	6, 491, 501		
29	552	142, 032. 00	2, 381, 023	3, 223, 362		

#### (2) この 10 年の傾向

この 10 年の傾向を見ると、取得筆数、取得面積、用地取得費、補償費のいずれも漸減傾向にある。

平成 20 年度と平成 29 年度を比較すると, ①取得筆数については平成 20 年度が 1,81 0 筆, 平成 29 年度は 552 筆であり約 30%程度に減少し, ②取得面積についても平成 20 年度が 904,348 ㎡, 平成 29 年度が 142,032 ㎡であり約 16%程度に減少している。

また,③用地取得費は平成20年度が103億4760万6000円であるのに比して,平成29年度は23億8102万3000円となっており約23%程度に減少,④補償費は,平成20年度が154億9669万3000円であるのに比して,平成29年度は32億2336万2000円となり20.8%程度となっている。

以上のとおり、用地関係においては、取得筆数、取得面積、用地取得費、補償費のいずれにおいても漸減しており、平成29年度においては、10年前の平成20年度に比べて3分の1から4分の1程度に減少している。

(3) 平成29年度及び過去10年の公共用地の取得の概要は以上のとおりであるが、以下、平成29年度において実施されている事業について、公共用地の取得を担当する各

組織ごとに公共用地の取得業務を検討することとする。

*y* 

## 第2章 北部土木事務所

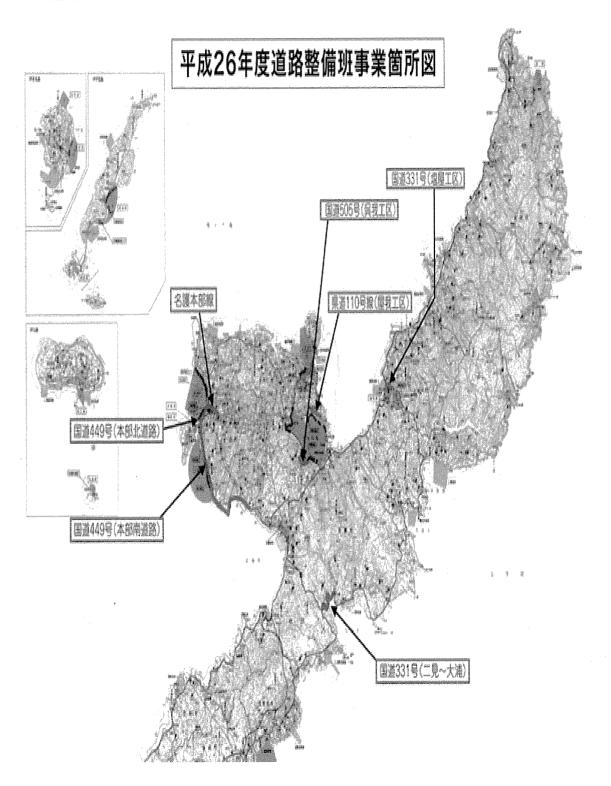
## 第1 用地取得一覧表

			事業費総額 (平成29年度末時点	詳細設計業務委託完了日	詳細設計業務委託完 了時に想定した用地	用	地取得面和 (m²)	ğ .
	予算事業名	事業箇所名	の予定額で,工事請 負費,用地取得費, 補償費,委託料等を 含む)	(なお, 本調査においては、詳細設計業 務委託完了日と幅杭 打設日を同じものと 看做す)	取得を実施する期間 (年度)	取得予 定面積	取得済 面積	未取得面積
1	沖縄振興公共投資交付 金 (道路)	国道331号(塩屋)	1, 188, 000, 000	H27. 3. 31	H27∼30	9, 187	4, 175	5,012
2	沖縄振興公共投資交付金(道路)	名護本部線	3, 600, 000, 000	Н27. 3. 20	H26∼34	11,670	2, 897	8, 773
3	沖縄振興公共投資交付金(道路)	国道449号(本部 北)	9, 100, 000, 000	H22. 3. 25	H22~32	8, 454	5, 059	3, 395
4	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	県道110号線(屋 我)	1, 810, 000, 000	Н23. 2. 28	H23~30	1, 404	1, 282	122
5	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	県道13号線				1		
6	県単道路事業費	国道449号(本部 南)等	0		H14~	337	0	337
7	金 (街路)	3·4·4号伊差川線 (伊差川線、伊差川工 区)	3, 730, 063, 000	H20. 2. 14 H27. 3. 31	H20~32	5, 789	3, 536	2, 253
	無電柱化推進事業費	県道114号線	110,000,000	H27. 6. 30	H20∼	25	0	25
ļ	公共交通安全事業	県道14号線 県道13号線	110, 000, 000	1 121.0.30	1167			
-	公共交通安全事業 公共交通安全事業	国道449号(屋部)	1, 950, 000, 000	H17. 11. 9	H17~	75. 79	55. 32	20. 47
11		国道505号(今帰仁村今)	150, 000, 000			93.9	79. 12	14. 78
	公共交通安全事業	名護宜野座線	101, 000, 000			36. 47	36. 47	0
	道路防災保全事業	界道2号線(1.1kp)		H26. 2. 28	H28~29	1,070	1,070	0
1.3	道路防災保全事業	県道2号線(0.5kp)	1, 400, 000, 000	H27, 3, 30	H27~	1,618	1, 492	125
15	道路防災保全事業	名護本部線(5.8kp)		H27. 4. 30	H29	435	435	. 0
	道路防災保全事業	名護本部線 (12.5kp)	500, 000, 000	H25. 3. 26		13	10	2
16	道路防災保全事業	田名野甫線	204, 000, 000	H24. 12. 2	H27~	2, 152	1, 448	703
17	道路防災保全事業	国道449号(安和 橋)						
18	道路防災保全事業	県道9号(大保大 橋)				1	1	
19	道路防災保全事業	名護宜野座線	10, 900, 000			652		0
20	道路防災保全事業	国道505号	37, 000, 000			2, 140		2, 140
21	道路防災保全事業	県道9号線	6, 436, 800	H29. 2. 10		2	0	2
22		北部管内	300,000		H29	0		
23	金 (四川)	西屋部川	4, 278, 000, 000	H23. 2. 28	H23~34	13, 294	6, 425	6, 869
24	金(四川)	我部祖河川	5, 285, 000, 000	H26. 3. 28	B H28∼	30	0	30
28	金(例川)	大保川						
26	金(四川)	満名川						
27	7117	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	Tuo	7 995		
28		与那川、大井川、西屋部川	84, 050, 733		H29	225	<u> </u>	
29	総合流域防災事業費 (砂防) 総合流域防災事業費	安和与那川	1, 387, 000, 000		H19~33	10, 149		1, 258
30	(砂防) 総合流域防災事業費	饒波川	1, 234, 000, 000	H20. 2. 20	H20~37	17, 935	16, 144	1, 791
3:	(砂防)	小兼久川	000 000 000	1100 0 0	- U22 - 25	2, 892	1, 286	1,606
3:	2 (砂防)	東屋部川	206, 600, 000		H22~35	ļ <u>.</u>		1, 606
ļ	3 海岸・砂防維持費	北部管内	395,000		H29	41.05	<del></del>	17. 65
3.	4 河川等災害復旧事業費		11, 000, 000		H30∼	41. 87	<u></u>	41.87
L	事業費総額	頁 計	36, 383, 745, 53	3]				

用	地取得筆	数	丁日後3	業務委託完 年内に契約 った件数	詳細設計業 了日後3年 年内に契約 件	Fを超え4 りに至った	了日後4年 年内に契約	業務委託完 Fを超え5 均に至った 数	内に契約に	Fを超6年	了日後64	業務委託完 手を超えて った件数	収用裁決
取得予定筆数	取得済 筆数	未契約 筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	申請件数
88	29	59	29	4, 175	0	0	О	0	0	0	0	0	0
151	25	126	25	2, 897	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	31	13	20	2, 443	4	604	4	1, 933	2	29	- 1	50	0
29	22	7	13	887	1	28	7	366	1	1	0	0	0
	用	地業務	なし	<u> </u>			L	I			<u> </u>	L	1
2	0	2	0	0									0
158	102	56	54	1, 966	5	369	14	500	18	413	11	288	1
2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	L I	地業務			<u> </u>		ŭ ,	<u> </u>				I~	I o
5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4		0
6	4	2	4	79. 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	1 3	0	1	36. 47 692	2	0 378	0	0	0	0	0	0	0
9	6	3	6	1, 492	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	0	2	435	0	0	0	0	0	0		0	0
4	3	1	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0
10	3	7	0	0	1	121	0	0	2	1, 327	0	0	0
	用	地業務	なし								,		
	用	地業務	なし								***************************************		
4	4	0	4	652	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	11	0	0	0	0	0	0	Ö	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
37	0 16	21	0 12	5, 205	2	1, 034	/ 0		1	186		0	0
6	0	6	0	0, 203	0	0	0	0	0	0	0	0	
	i	地業務				<u> </u>	0	0	U				0
		地業務											
		地業務					***************************************						
2	2												0
57	32	25	10	2, 863	7	859	6	2, 359	2	1, 694	7	1, 117	0
262	98	164	52	6, 278	14	4, 020	8	2, 204	5	414	. 19	3, 228	О
	用:	地業務	なし						<u> </u>				•
18	10	8	7	1, 128	0	0	2	64	1	93	0	0	0
0	0		0	0									0
1	0	1											0

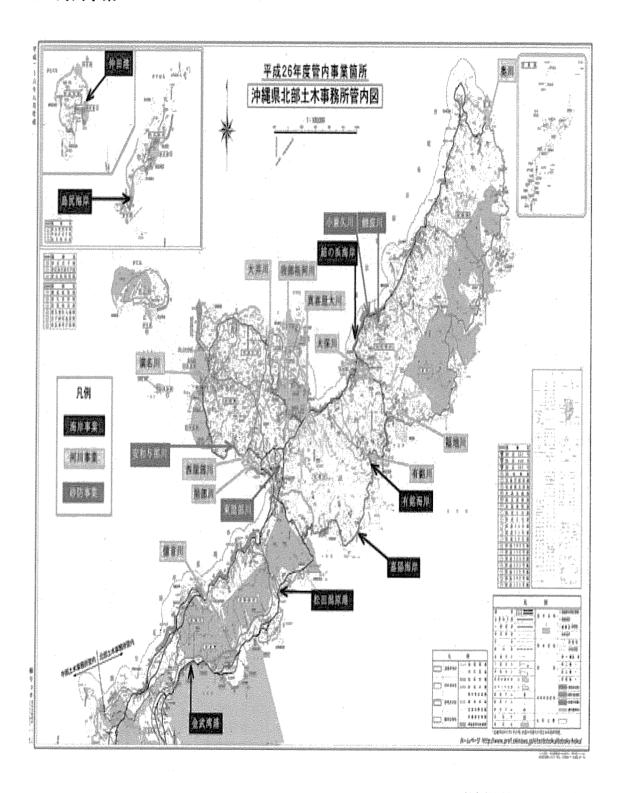
## 第2 北部土木事務所管内図

## 1 道路事業



(沖縄県HPから)

## 2 河川事業

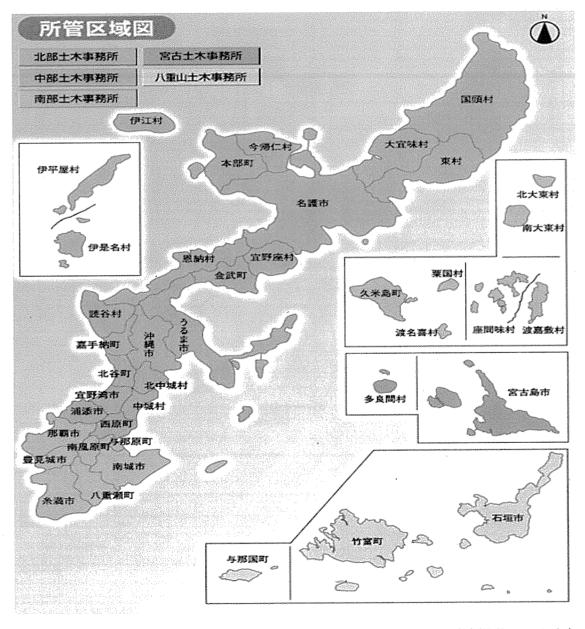


(沖縄県HPから)

## 第3 組織

#### 1 所管区域

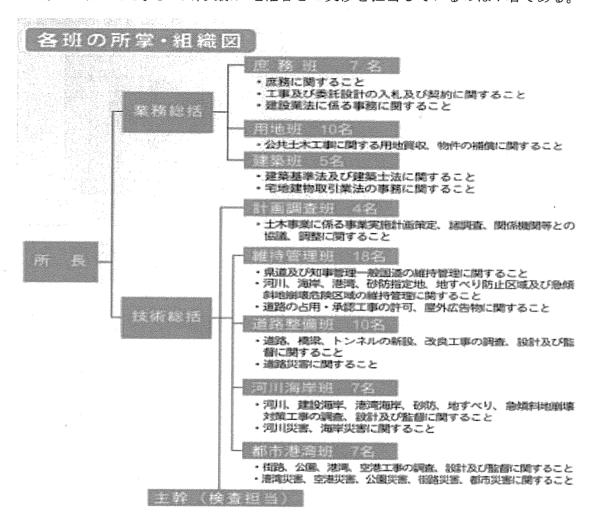
北部土木事務所は、沖縄本島北部の拠点である名護市に位置し、恩納村、金武町以北、伊平屋村、伊是名村、伊江村の離島を含む1市2町9村を行政管轄区域としている。管内の面積は825.4 km²(平成29年10月1日現在)で県土面積の約36.2%、人口は128.059人(平成30年4月1日現在)で県人口の約9%である。国定公園に指定されている海岸線、又はヤンバルクイナやバルテナガコガネ等貴重な動植物が生息する広大な森林や川など豊かな自然に恵まれた地域である。



(沖縄県HPから)

#### 2 各班の所掌・組織

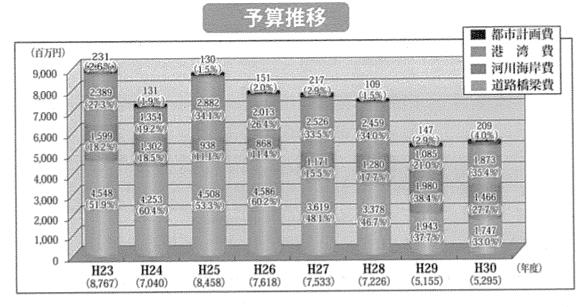
公共土木工事に関する用地買収や、物件補償に関する事務を取り扱っているのは、 用地班10名である。その内、実際に地権者との交渉を担当しているのは7名である。



(沖縄県HPから)

#### 3 事業費

北部土木事務所全体の予算は漸減傾向にあったが、特に、平成 29 年度は平成 28 年度よりも約 20 億円減額され、平成 30 年度も同程度で推移している。



(沖縄県HPから)

## 第4 道路・河川事業

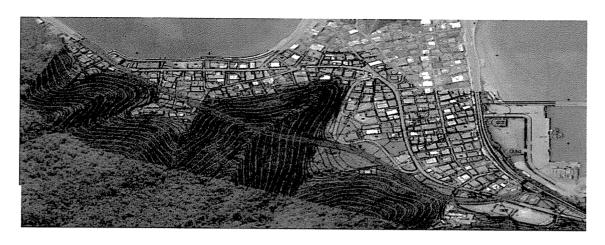
以下では、北部土木事務所において用地取得を伴う道路・河川事業のうち、主な道路事業を3箇所、河川事業を2箇所ずつ取り上げて検討する。

#### 1 国道 331 号 (塩屋工区)

- (1) 事業の概要
- 名称 国道 331 号
- •種別 一般国道
- ・事業の目的 国道 331 号は、沖縄県那覇市から大宜味村に至る延長約 96 kmの一般 国道であり、幹線道路として重要な役割を担っている。

本事業は、大宜味村塩屋地内における同路線の幅員狭小並びに線形不良箇所の解消を図るため、集落の背後にバイパスを整備するものである。

- · 事業箇所 大宜味村塩屋
- 事業概要 延長 0.76km 幅員 10.0m
- · 事業費総額 11 億 8800 万円
- ·事業着手年度 平成 24 年度



(沖縄県HPから)

#### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成27年3月31日
- ・用地取得を実施する期間 平成 27 年度~平成 30 年度
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 9,187 m² (88 筆)

既取得面積

4, 175 m² (29 筆)

未取得面積 5,012 m² (59 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面	債・割合・昇	積割合	取得	斉筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			4, 174. 97	45. 44	45. 44	29	32. 95	32. 95
3年超4年以内			0, 00	0.00	45. 44	0	0, 00	32, 95
4年超5年以内	0 107 00	00	0.00	0.00	45. 44	0	0, 00	32, 95
5年超6年以内	9, 187. 20	88	0.00	0.00	45. 44	0	0, 00	32. 95
6 年超			0.00	0.00	45, 44	0	0, 00	32. 95
未取得面積(m)・筆数			5, 012. 23		***************************************	59		

### (2) 検討

本事業の用地取得実施期間は,平成27年度から平成30年度の4年であり,3年が 経過した平成 29 年度末の進捗率は、筆数でみると約 33%、面積でみると約 45%で ある。

本事業では、権利調査や公的記録簿調査、多少の現地調査等を行ってはいるよう だが, 用地アセスメントを実施しておらず, 網羅的に用地リスクを把握した, 用地リ スク特定調査票や用地リスク工程表、用地リスク配置図、用地取得工程管理計画書 が作成されていない。

今後の用地取得の実施にあたっては、用地リスクや、用地取得実施期間の終期を 見据えた工程管理を意識して対応することが望ましい。

#### 2 名護本部線

## (1) 事業の概要

- · 名称 名護本部線
  - ・種別 主要地方道
  - ・事業の目的 主要地方道である名護本部線は、名護市東江から本部町渡久地を結ぶ道路であり、主要な観光地である海洋博公園へのアクセス道路として重要な役割を担っている。本路線の名護市東江から本部町東までの区間 17.6 kmは改良済みであり、当該区間の 1.5 kmを残すのみとなっている。

本事業は,本部町東から渡久地地内における道路の線形改良,車道部拡幅,右折車線の設置,歩道の拡幅を目的とする道路改築事業である。

- ·事業箇所 本部町東~渡久地
- ・事業概要 延長 1.5km 幅員 18.6m
- · 事業費総額 36 億円
- · 事業着手年度 平成 25 年度



(沖縄県HPから)

## (2) 用地取得の進捗状況

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 27 年 3 月 20 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 26 年度~平成 34 年度
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)
   取得予定面積 11,670㎡(151筆)

既取得面積 2,897 m² (25 筆)

未取得面積 8,773 m² (126 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面	積・割合・累	積割合	取得	斉筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			2, 896. 76	24. 82	24. 82	25	16. 56	16. 56
3年超4年以内			0.00	0.00	24. 82	0	0.00	16. 56
4年超5年以内	11, 670, 00	151	0.00	0.00	24. 82	0	0.00	16. 56
5年超6年以内	11,670.00	191	0.00	0.00	24. 82	0	0.00	16. 56
6年超			0.00	0.00	24. 82	0	0.00	16. 56
未取得面積(㎡)・筆数			8, 773. 24			126		

#### (2) 検討

本事業の用地取得実施期間は、平成 26 年度から平成 34 年度の 7 年であり、4 年が経過した平成 29 年度末の進捗率は、筆数でみると約 17%、面積でみると約 25%と低い。

この点、ヒアリングによれば、本事業は、国道 449 号及び国道 331 号と予算(沖縄進行公共投資交付金(道路))を共有しているため、本庁所管課において県全域の各事業の進行管理状況や優先順位を踏まえ、各土木事務所への配分額(工事費を含む事業費)を決定している状況にあり、確実かつ緊急性の高い案件に絞って毎年の予算要求をせざるを得ない状況にあることから、本事業の用地補償費が「予算不足」の状況にあるとのことである。そのため、予算的裏付けが不明瞭な状況で、地権者との間で補償額や契約予定時期等、地権者の期待につながりかねない補償説明には慎重に対応する必要があるため、多数の未協議案件(権利調査や公的記録簿調査は終了している)が生じているとのことである。

確かに、本事業では、実際、平成 29 年度の予算要求額 3 億 3200 万円に対し、当 初予算配分額 1 億 6260 万円であり、決算額は 2 億 2174 万 1481 円となっており、予 算不足の状況にあることが見て取れる。したがって、用地取得の進捗率が低いのは 致し方ない状況である。

名護本部線	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
詳細設計時の予算計画額						H25-H34 合計25.8億		
各年度の予算要求額						314,000,000	373,540,000	332,000,000
各年度の予算配分額						314,000,000	285,800,000	162,600,000
各年度の最終予算額						244,328,066	593,500,000	221,741,481
各年度の執行額						244,328,066	582,534,787	208,744,110
用地取得契約数/筆数						5件/6筆	6件/10筆	4件/6第

(北部土木事務所提供資料)

もっとも、本事業では、権利調査や公的記録簿調査、多少の現地調査等を行ってはいるようだが、用地アセスメントを実施しておらず、網羅的に用地リスクを把握し

た,用地リスク特定調査票や用地リスク工程表,用地リスク配置図,用地取得工程管理計画書が作成されていない。

今後の用地取得の実施にあたっては、上記のような状況も踏まえたうえで、できる限り用地リスクや、用地取得実施期間の終期を見据えた工程管理を意識して対応されることが望ましい。

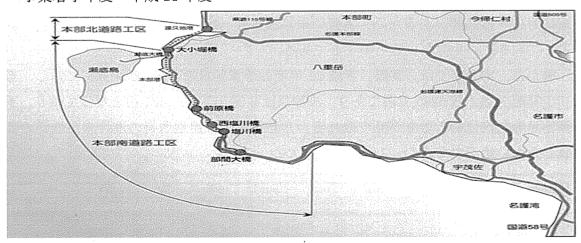
## 3 国道 449 号

### (1) 事業の概要

- · 名称 国道 449 号
- •種別 一般国道
- ・事業の目的 国道 449 号は、国道 505 号と一体となって、本部半島一周道路を形成する主要幹線道路である。

国道 339 号本部北道路の整備により国道 449 号の全線 4 車線化を図り、本部地域の観光拠点へのアクセス性の向上、緊急輸送道路のネットワークや耐震性を確保することにより地域振興を支援する。

- ·事業箇所 本部町字渡久地~字大浜
- ・事業概要 延長 1.6km 幅員 26.0m
- · 事業費総額 91 億円
- ·事業着手年度 平成 21 年度



(沖縄県HPから)

#### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 22 年 3 月 25 日
- ・用地取得を実施する期間 平成22年度~平成32年度
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 8,454 m² (44 筆)

既取得面積 5,059 m² (31 筆)

未取得面積 3,395 m² (13 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面	責・筆数	取得済面積・割合・累積割合				取得済筆数・割合・累積割合			
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合		
3年以内			2, 442. 83	28. 90	28. 90	20	45, 45	45, 45		
3年超4年以内			604. 07	7. 15	36. 04	4	9, 09	54, 55		
4年超5年以内	8, 454, 10	44	1, 933. 23	22. 87	58. 91	4	9, 09	63. 64		
5年超6年以内	0, 454. 10	44	28. 76	0. 34	59. 25	2	4, 55	68. 18		
6 年超			50. 19	0. 59	59. 84	1	2, 27	70. 45		
未取得面積(m³)・筆数			3, 395. 02			13				

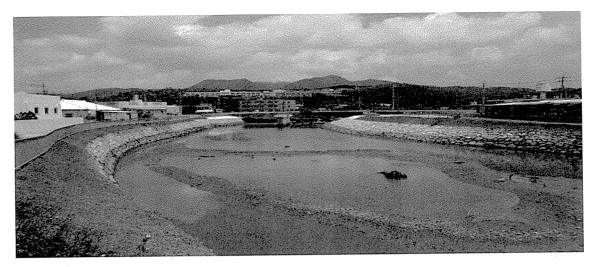
## (3) 検討

本事業の用地取得実施期間は、平成22年度から平成32年度の11年であり、8年 が経過した平成 29 年度末の進捗率は、筆数でみると約 70%、面積でみると約 60% である。

用地取得実施期間が8年も経過していることから、相応の進捗率となっており、 未取得用地 13 筆は全て協議中(事実上の協議及び補償額の提示による交渉開始を含 む) であるから、適期申請ルールを考慮すれば、任意交渉を継続させつつ、収用裁決 申請に移行する可能性も含めて準備すべき段階にある。

#### 4 西屋部川

- (1) 事業の概要
- 名称 西屋部川
- ・種別 二級河川
- ・事業の目的 西屋部川は、山間地から扇状地に広がる耕作地や住宅地の中を流下 する地形的な特徴から、度々洪水被害が発生している。近年では、平成10年10月 の集中豪雨,平成11年4月の集中豪雨,平成11年9月の台風,平成19年8月の集 中豪雨によって下流域の屋部集落が床上・床下浸水などの甚大な洪水被害を受けた。 このため、平成 13 年度に 2 級河川として改修事業として新規着手し、平成 15 年度 からは用地買収を進めている。
- · 事業箇所 名護市字屋部地内
- ・事業規模 延長 1.2km
- ·事業費総額 42 億 7800 万円
- ·事業着手年度 平成 13 年度



(沖縄県HPから)

### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成23年2月28日
- ・用地取得を実施する期間 平成23年度~平成34年度
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 13,294 m² (37 筆)

既取得面積 6,425 m² (16 筆)

未取得面積 6,869 m² (21 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	青・筆数	取得済面	責・割合・界	積割合	取得流	斉筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	pag 127 ()		5, 205, 45	39. 16	39. 16	12	32. 43	32. 43
3年超4年以内			1, 034. 00	7, 78	46. 93	2	5. 41	37. 84
4年超5年以内			0.00	0.00	46. 93	0	0.00	37. 84
5年超6年以内	13, 293. 98	37	185. 85	1. 40	48. 33	1	2. 70	40. 54
6年超			0.00	0.00	48. 33	0	0.00	40. 54
未取得面積 (m²)・筆数			6, 868. 68			22		

#### (3)検討

本事業の用地取得実施期間は、平成23年度から平成34年度の12年である。約7 年が経過した平成 29 年度末の進捗率は, 筆数でみると約 41%, 面積でみると約 48% と低い。

未取得用地 21 筆の内, 交渉中であるが補償額に不満がある案件が 7 筆, 物件調査 中の案件が2筆,下流域の交渉を優先しているため交渉が開始されていない案件が 13 筆である。

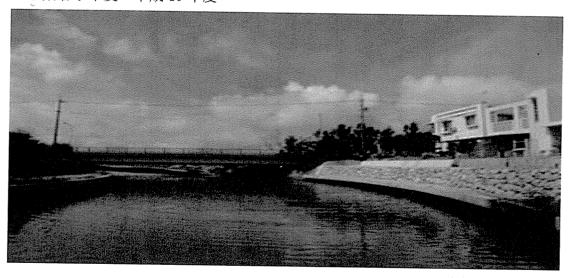
本事業では、権利調査や公的記録簿調査、多少の現地調査等を行ってはいるよう だが、用地アセスメントを実施しておらず、網羅的に用地リスクを把握した、用地リ スク特定調査票や用地リスク工程表, 用地リスク配置図, 用地取得工程管理計画書が作成されていない。

今後の用地取得の実施にあたっては、未取得用地の用地リスクや、用地取得実施期間の終期まで残り 5 年であることを見据えて、期間内で用地取得が完了できるよう意識されるべきである。

## 5 安和与那川

### (1) 事業の概要

- 名称 安和与那川
- ・種別 普通河川(砂防指定)
- ・事業の目的 安和与那川は、平成 10 年 10 月の集中豪雨により渓岸が浸食されるとともに、多量の土砂を含む洪水が氾濫し、川沿の集落での床上浸水 3 件、床下浸水 5 件、農作物 (2.2 ha) への多大な被害が発生した。その後も度々同様の被害が発生しているため、既設の砂防ダムから下流において流路工を整備し、渓岸崩壊による土砂発生の防止、洪水氾濫の防止を行っている。
- ・事業箇所 名護市字安和地内
- ·事業概要 延長 640m
- ・事業費総額 13億8700万円
- ·事業着手年度 平成 19 年度



(沖縄県HPから)

#### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成19年3月30日
- ・用地取得を実施する期間 平成 19 年度~平成 33 年度

・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 10,149 m<sup>2</sup> (57 筆)

既取得面積 8,891 m² (32 筆)

未取得面積 1,258 m² (25 筆)

・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	青・筆数	取得済面	<b>清・割合・</b> 累	積割合	取得流	4筆数・割合	・累積割合
THE PROPERTY OF THE PERSON OF	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
	H1/A (111)	4= 2/	2, 862. 80	28. 21	28. 21	10	17. 54	17.54
3年以内 3年超4年以内			858. 67	8.46	36. 67	7	12. 28	29. 82
4年超5年以内			2, 358. 51	23. 24	59. 91	6	10. 53	40. 35
5年超6年以内	10, 148. 79	57	1, 694. 09	16. 69	76. 60	2	3. 51	43. 86
6年超			1, 116. 57	11.00	87. 60	7	12. 28	56, 14
未取得面積(m²)・筆数			1, 258. 15			25		<u></u>

### (3) 検討

本事業の用地取得実施期間は,平成19年度から平成33年度の15年であり,11年 が経過した平成 29 年度末の進捗率は、筆数でみると約 56%、面積でみると約 88% である。

未取得用地の内, 筆数でみると, 平成 30 年度中に契約成立した案件が 13 筆あっ たため、残りは12筆となっている。その内、11筆は比較的順調に交渉が進んでいる が,1筆は相続人の内1名が反対しており話合いが全くできないことから、難航案件 となっている。

用地取得実施期間の終期である、平成33年度に用地取得を完了させるためにも、 難航案件については任意交渉を継続しつつ、収用裁決申請へ移行することも含めた 準備をすることが望ましいように思われる。

## 第5 指摘·意見

上記第4の検討を踏まえ、指摘・意見は以下のとおりである。

#### 1 指摘

なし

#### 2 意見

## (1) 適期申請ルールについて

平成 15 年 12 月 16 日付沖縄地区用地対策連絡会において,「事業認定の申請は, 当該事業の完成時期等を見込んだ適切な時期に行うこととし,原則として,一の事 業認定申請単位における用地取得率が80%となった時,又は用地幅杭の打設から3 年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに, 収用手続に移行するものとす る」との内容の申し合わせ(所謂,「適期申請ルール」という。)がなされている。 しかしながら、北部土木事務所では、適用申請ルールの存在は把握しているが、 同ルールを踏まえた用地取得は全く行われていないような状況である。

確かに、「適期申請ルール」は、第一次的には国の事業についての準則であるが、 上記の沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ等を通じて、県の準則としての意味も 有するものであることから、今後は、適期申請ルールを意識した用地取得を実施す べきである。

#### 意見

今後は、事業の内容に応じて、適期申請ルールを意識した用地取得計画の作成 及び用地取得を実施すべきである。

(2) 用地リスク,用地取得実施期間の終期を見据えた工程管理について 県の事務マニュアル第10章では、各土木事務所において、用地アセスメントを実 施するよう記載されている(詳細は、第3部第2章3(5)記載のとおり)。

しかしながら、北部土木事務所では、用地アセスメントを実施したうえで、工程管理計画を作成し、それに基づき用地取得の推進が求められるようになったのは直近10年ほど前からであって、費用的にも負担が大きいことから、なかなか対応することができない状況であるとのことであった。

実際に、上記第4の1,2,3で指摘したとおり、北部土木事務所では権利調査や公的記録簿調査、多少の現地調査等を実施している程度で、用地アセスメントに相応するようなものは行われていない。そのため、網羅的な用地リスクの管理や、予定された用地取得実施期間の終期を見据えた具体的な工程管理が行われているとは言い難い状況にある。

確かに、すべての路線・案件において、用地アセスメントの実施を義務づけることは費用的に困難な面があることは理解できるが、北部土木事務所の現状は、事案の適否を検討する以前に用地アセスメントを実施しないという状況となっており、この状況は適切ではない。

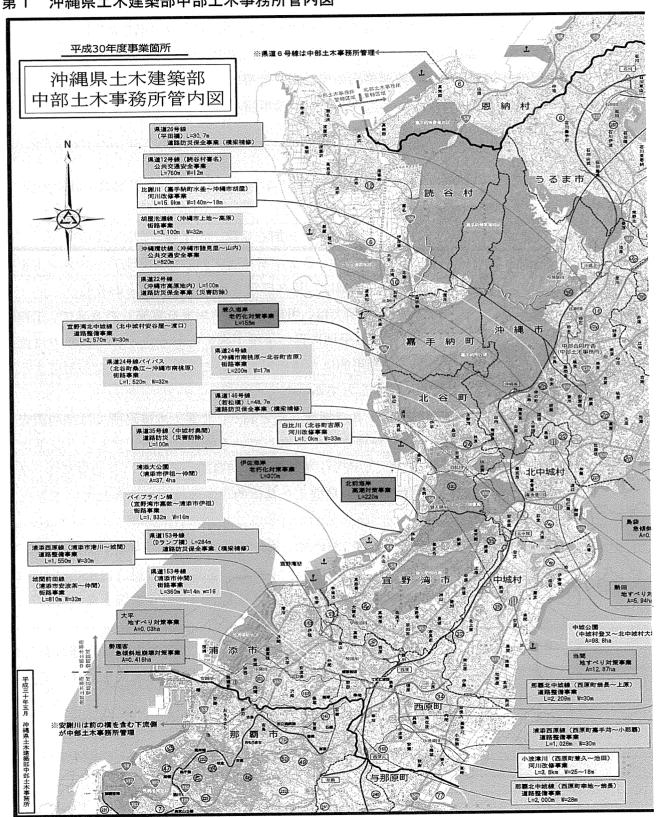
今後、北部土木事務所においては、用地アセスメントの周知の徹底を図るととも に、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地アセスメントを実 施すべきである。

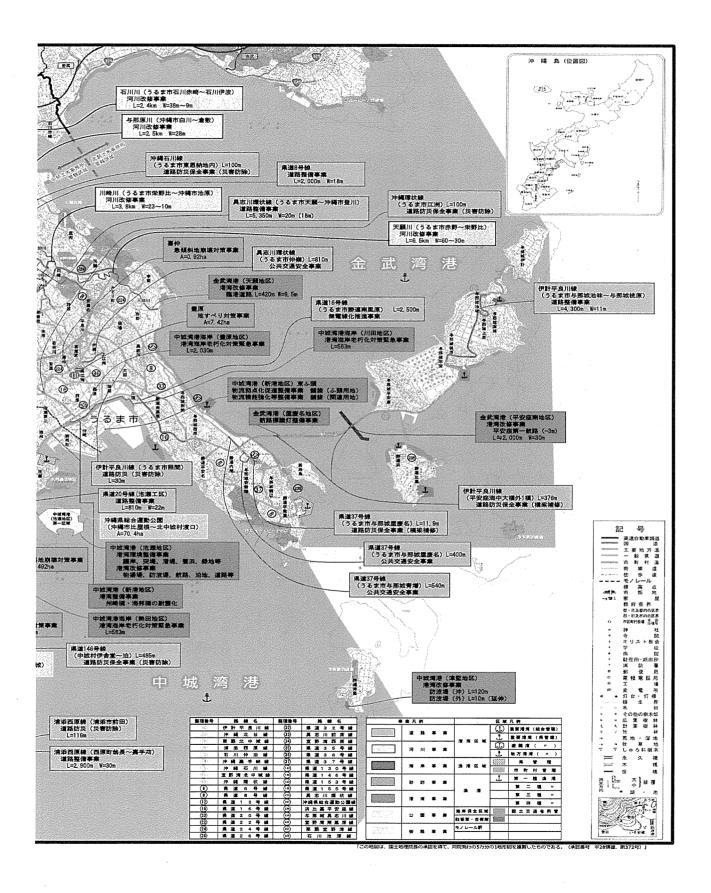
#### 意見

北部土木事務所では、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントを実施すべきである。

## 第3章 中部土木事務所

## 第 1 沖縄県土木建築部中部土木事務所管内図

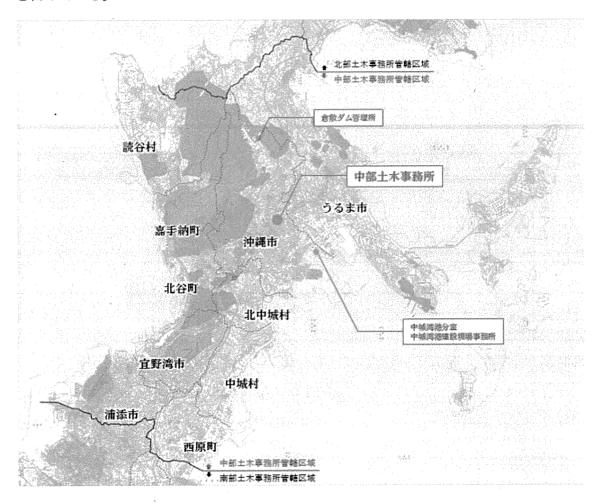




## 第2 組織

### 1 管轄区域

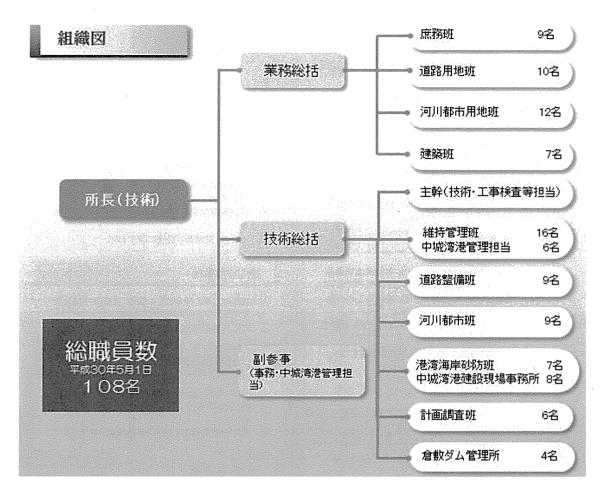
中部土木事務所は沖縄市にあり、4市(うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市)、3町(嘉手納町、北谷町、西原町)、3村(読谷村、北中城村、中城村)を管轄区域としている。管内の面積は約281kmで、県全体の12.3%、人口は約603,000万人で県人口の43%を占めている。



(沖縄県HPから)

#### 2 組織配置

中部土木事務所の総職員数は 108 名(平成 30 年 5 月 1 日時点)である。なおかかる職員数は常勤職員のみであり、このほかに非常勤職員が 45 名在籍している(平成 30 年 10 月 26 日時点)。



(沖縄県HPから)

### 3 各班の主な業務

## 各班の主な業務

#### 庶務班

- 1. 庶務に関すること
- 2. 工事・委託設計の入札及び契約に関すること
- 3. 建設業法の施行に係る事務に関すること
- 4. その他、他班に属しない事項に関すること
- 5. 工事検査等担当 工事等の検査に関すること

## 維持管理班

- 河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊危 険区域、県道及び港湾の維持管理に関すること
  - 県道及び河川、海岸、港湾の補修等工事の調査、設計及び工事に関すること
  - 道路、河川、港湾の占用、使用許可または承認 工事等の許可に関すること
  - 4. 屋外広告物及び都市の美観風致に関すること
  - 5. 災害復旧工事の総括に関すること。

#### 河川都市班

- 河川、街路、公園などの調査、設計及び工事に 関すること
- 2. 市町村補助事業に対する技術指導に関するこ
- 3. 河川災害、都市災害に関すること

#### 港湾海岸砂防班

- 港湾、港湾海岸(港湾局)、海岸(水管理・国土保 全局)、砂防(地すべり、急傾斜地崩壊対策)など の調査、設計及び工事に関すること
- 2. 市町村補助事業に対する技術指導に関すること
- 3. 海岸災害、港湾災害、地すべり災害に関すること

#### 道路整備班

- 県道に係る道路、橋梁等の工事の調査、設計及び 工事に関すること
- 2. 市町村補助事業に対する技術指導に関すること
- 3. 道路災害に関すること

#### 建築班

1. 建築基準法及び建築士法、宅地建物取引業に関すること

GIWIKE WIKE WIKEWK

- 2. 開発許可等に関すること
- 3. 都市計画施設の区域内における建築等の規制に 関すること
- 4. 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関するこ
- 5. その他、建築及び住宅に関すること

#### 道路用地班

- 道路の工事に係る用地の取得、登記及び地上物件の除去による補償に関すること
- 2. 市町村補助事業に対する事務指導に関すること

#### 河川都市用地班

- 1 河川、港湾、街路、公園の工事に係る用地の取得、登記及び地上物件の除去による補償に関すること
- 2. 市町村補助事業に対する事務指導に関すること

#### 計画調查班

- 1. 新規採択事業に関する調査、設計及び調整に 関すること
- 2. 対象事業に関する関係機関、地権者等との協議、調整に関すること

#### 中城湾港分室

- 中城湾港新港地区、西原与那原地区(西原部分)の管理業務に関すること
- 2. 国際港湾の保安対策に関すること

#### 中城湾港建設現場事務所

1. 中城湾港泡瀬地区開発事業に関する調査、設計及び工事に関すること

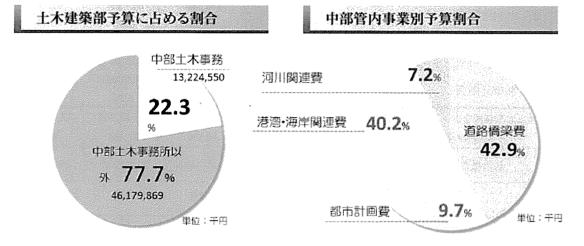
### 自敷ダム管理所

1. 倉敷ダムの維持管理に関すること

(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

#### 4 事業費

(1) 土木建築部予算に占める中部土木事務所の割合は、22.3%である(平成30年度)。 また、中部管内事業別予算割合は、道路橋梁費42.9%、港湾・海岸関連費40.2%、都市 計画費9.7%、河川関連費7.2%である。



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

#### (2) 中部土木事務所管内事業別予算割合

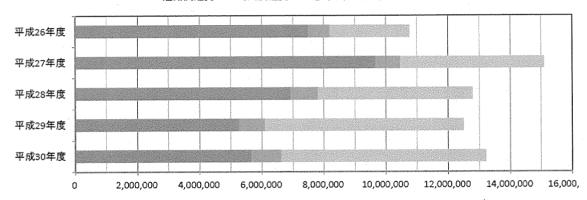
土木建築部予算に占める中部土木事務所の割合は、平成 26 年度から 30 年度の間 15.7%から 22.3%となっており、平成 27 年度以降は 20%~22%程度で推移している。 事業別にみると、道路関連費は平成 26 年度の 69.6%から漸減傾向にあり、平成 30 年度 は 42.9%となっている。これに対して、港湾・海岸関連費は平成 26 年度の 19.1%から 漸増しており、平成 30 年度は 40.2%を占めている。

## 事業費の推移【年度別当初(現年)予算】

【単位:千円】

季業部入年度	平成26年8	平成274度	平成28年1	平成29年3	T0.304.3
SM no president	7,495,337	9,664,679	6,923,924	5,276,068	5,668,707
■ 道路関連費	69.6%	63.9%	54.1%	42.2%	42.9%
AND	693,334	799,100	876,934	827,384	958,325
圖 河川関連費	6.4%	5.3%	6.9%	6.6%	7.2%
THE SECTION AND HEADER WHE	2,058,351	3,606,000	4,300,145	5,377,540	5,319,778
港湾・海岸関連費	19.1%	23.9%	33.6%	43.0%	40.2%
## 4g	529,200	1,045,200	694,000	1,030,100	1,277,740
都市計画費	4.9%	6.9%	5.4%	8.2%	9.7%
中部土木事務所合計	10,776,222	15,114,979	12,795,003	12,511,092	13,224,550
【土木部割合】	15.7%	22.2%	20.5%	21.1%	22.3%
上木建築部	68,835,320	67,987,786	62,297,931	59,404,419	59,247,791

■道路関連費 ■河川関連費 ■港湾·海岸関連費 ■都市計画費



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

• •

## 第3 中部土木事務所道路用地班の概要

## 1 用地取得一覧表

	予算事業名	事業簡所名	事業費総額 (平成29年度末時点 の予定額で、工事請 負費,用地取得費, 補償費,委託料等を 含む)	詳細設計業務委託完 了日 (なお, 詳細設計業務 委託完了日と幅抗打 設日を同じものと看 做す)	詳細設計業務委託 完了日に想定した 用地取得を実施す る期間 (年度)	, ,	地取得面積 (㎡)
			8U)	рх у 7		取得予定 面積	取得済面 積
1	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	具志川環状線	13, 663, 000, 000	Н9	H11~22	362. 90	362. 90
~	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	那覇北中城線(翁長~ 上原)	5, 251, 000, 000	H20. 7. 31	H20~30	43, 954	41, 991
3	社会資本整備総合交付金(道路)	宜野湾北中城線(安谷 屋~渡口)	18, 710, 000, 000	Н12. 3. 25	H12~25	103, 658	102, 892
4	社会資本整備総合交付 金(道路)	浦添西原線(港川〜城間)	7, 100, 000, 000	H19	H19~28	57, 416	55, 386
5	公共交通安全事業	県道具志川環状線	950, 000, 000	H25. 3	····	3, 265. 52	2, 155. 99
6	公共交通安全事業	県道37号線(青増)	1, 268, 000, 000	H15. 2. 27		4, 598	4, 353
7	公共交通安全事業	県道37号線(屋慶名)		Н21.3.30	AUS	1,808	1, 676
8	県単道路維持費	県道146号線	2, 822, 400		H29	196	196
9	県単道路維持費	県道8号線	597, 774		H29	15	15
10	<b>県単道路維持費</b>	県道12号線	124, 025		H29	3	3
11	県単道路維持費	県道伊計平良川線 ・	1, 806, 372		H26~29	252	252
12	県単道路維持 <b>費</b>	県道16号線	10, 550, 105		H14~29	200	200
	事業費総額	頁 計	46, 957, 900, 676				

	用	地取得筆	数	完了日 日)後3	F神殿司 条笏安託   完 三了日(幅杭打設   完 1) ※3年内に初		完了日(幅杭打設		(幅杭打設  年を超え	詳細設計業務委託 完了日(幅杭打設 日)後5年を超6 年内に契約に至っ た件数		完了日(幅杭打設 日)後6年を超え		収用裁
未取得 面積	取得予 定筆数	取得済 筆数	未取得 筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	
0	3	3	0	土地開	発公社に	て用地耳	収得を実施	: → 収	用案件をリ	見が引き	継ぎ	3	362. 90	1
1, 964	151	135	16	46	18, 657	29	10, 407	26	5, 994	17	3, 895	17	3, 038	0
766	483	468	15	5	703	52	9, 634	85	20, 570	110	37, 628	216	34, 356	0
2, 030	272	260	. 12	88	16, 507	23	5, 401	21	7, 744	43	6, 970	85	18, 764	20
1, 109. 53	59	45	14	43	2057. 24	2	98. 75	0	0	0	0	0	0	0
246	77	75	2	33	2, 431	11	913	13	479	1	37	17	492	0
132	40	37	3	28	1, 431	5	88	2	41	0	0	2	116	0
	2	2												0
	1	1												0
	1	1												0
	3	3												0
	5	5									,			0

#### 2 組織配置

道路用地班の職員は、班長以下常勤職員が10名、非常勤職員のうち用地補償員が7名、用地事務員が1名である。用地補償員は、常勤職員とペアとなって用地交渉等の業務を行い、用地事務員は用地事務支援システムの入力等を行っている。

#### 3 所掌業務

道路用地班においては、主に道路の工事に係る用地の買収及び関連する業務を所掌している。

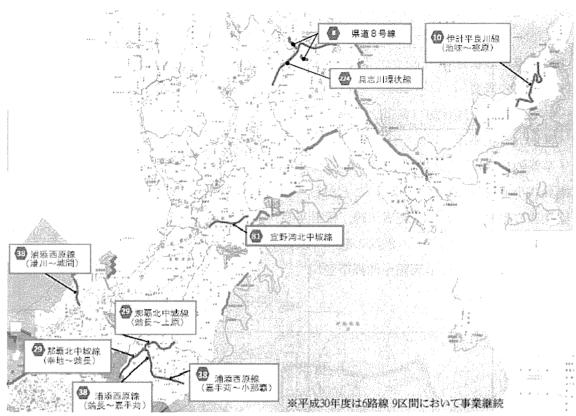
#### 道路用地班

- 1 道路の工事に係る用地の買収、登記及び地上建物の除去による補償に関すること
- 2 廃道の調査等に関すること
- 3 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること
- 4 市町村補助事業に対する事務指導に関すること
- 5 土地収用法に基づく裁決申請に関すること
- 6 公有水面埋立に伴う漁業補償に関すること
- 7 道路の工事の支障となる建物及び工作物の調査積算に関すること
- 8 建物及び工作物の調査委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること

## 4 道路事業実施路線

道路用地班による用地取得がすでに終了した事業も含まれるが、中部土木事務所において道路事業を実施しているのは、宜野湾中城線(安谷屋~渡口)、浦添西原線(港川~城間、嘉手苅~小那覇、翁長~嘉手苅)、伊計平良川線(池味~桃原)、那覇北中城線(翁長~上原、幸地~翁長)、具志川環状線(天願~登川)、の5路線8区間である。

# 道路事業実施路線図



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

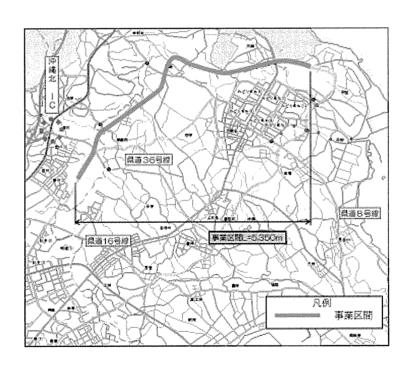
## 第4 中部土木事務所道路用地班の用地取得

ここからは、監査の対象期間である平成29年度において、道路の工事に係る用地の買収等の道路用地班の業務が存在する事業についてそれぞれ述べる。

## 1 具志川環状線

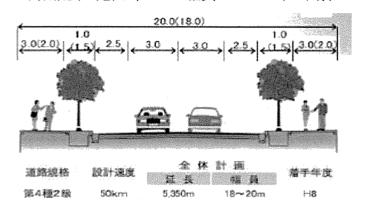
## (1) 事業の概要

- ·名称 具志川環状線(県道 224 号線)
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 具志川環状線は、うるま市の中心市街地を外周する一般県道であるが、幅員狭小で交通の利便性が悪いことからバイパス道路等への整備を進めている。具志川環状線の整備により、沖縄石川線、伊計平良川線、県道8号線、県道16号線、県道36号線等の県道網と連結し、渋滞の緩和や交通利便性の向上を目的としている。
- ・事業箇所 うるま市天願~沖縄市登川
- ·事業位置図



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

・事業概要 延長 5,350m 幅員 18~20m (2 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- ·事業着手年度 平成8年度
- ·事業費総額 約136億6300万円
- •主要構造物 橋梁4橋
- ・その他 平成 27 年度には、一部である天願~川崎区間(約 750m)及び川崎~兼箇段区間(約 1,000m)を供用開始し、平成 29 年 9 月に全線開通となった。

## (2) 用地取得の概要

具志川環状線については、平成8年度に事業を開始し、その用地取得は沖縄県土地開発公社が行ってきた。必要とする土地のうち、1筆(317.92 m²)について収用裁決申請することとなったため、中部土木事務所が引き継いだ。

平成 26 年 12 月 15 日付事業認定の告示を受け、平成 27 年 2 月 26 日に収用裁決申請及び明渡裁決申立てを行い、平成 27 年 11 月 13 日に収用裁決及び明渡裁決があった。当該裁決をもとに所有権移転登記手続きを行い、平成 28 年 1 月 12 日、全ての用地取得を完了した。

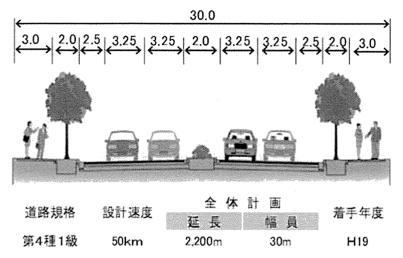
#### 2 那覇北中城線(翁長~上原)

- (1) 事業の概要
- 名称 那覇北中城線(県道29号線)
- ・種別 主要地方道
- ・事業の目的 那覇北中城線は、起点を那覇市泊、終点を中城村安谷屋とする総延長約21kmの主要地方道である。縦軸幹線網を形成する国道330号と国道329号の間に位置し、これらの国道網と共に交通量の多い南北間の交通を分担しているが、増大する交通量に対応するため、現況の2車線を4車線に拡幅し、交通容量の拡大を図ることを目的としている。
- ·事業箇所 西原町翁長~西原町上原
- · 事業位置図



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

・事業概要 延長約 2.2 km, 幅員 30m (4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- ·事業着手年度 平成 19 年度
- · 事業費総額 約52億5100万円
- ・その他 那覇北中城線の幸地〜翁長区間(中部土木事務所管轄)及び幸地〜那覇市鳥 堀区間(南部土木事務所管轄)についても、翁長〜上原区間に引き続き平成 21 年度から 4 車線拡幅整備に着手している。

## (2) 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 20 年 7 月 31 日
- ・用地取得を実施する期間 平成20年度~平成30年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面和	責・割合・界	積割合	取得液	5筆数・割合	・累積割合
打設日) から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			18, 656. 97	42. 45	42. 45	46	30. 46	30. 46
3年超4年以内			10, 406. 55	23. 68	66. 12	29	19. 21	49.67
4年超5年以内	43, 954. 11	1,,,	5, 994. 10	13.64	79.76	26	17. 22	66. 89
5年超6年以内	43, 954. 11	151	3, 894. 55	8.86	88. 62	17	11. 26	78. 15
6 年超			3, 038. 41	6. 91	95, 53	17	11. 26	89. 40
未取得面積(m)・筆数			1, 963. 53			16		

#### · 未取得用地

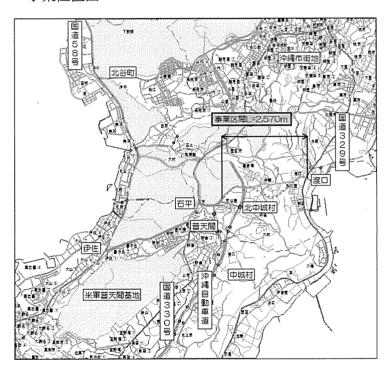
用地取得を実施する期間は平成 20 年度~平成 30 年度であるところ, 平成 29 年 3 月末 現在で未取得用地は 1963  $\mathbf{m}^2$  (16 筆), 未取得割合は面積にして 4.47%, 筆数にして 10.6% である。

未取得16筆のうち、1筆は所有者不明、2筆は工事実施の時期や税控除制度との兼ね合いで取得時期検討中、3筆は残地利用と関連して西原町との調整が必要、4筆は工事施工内容によって取得面積に変更が生じる可能性がある。その他6筆については、補償内容に対する不満等により交渉が停滞している。

#### 3 宜野湾北中城線(安谷屋~渡口)

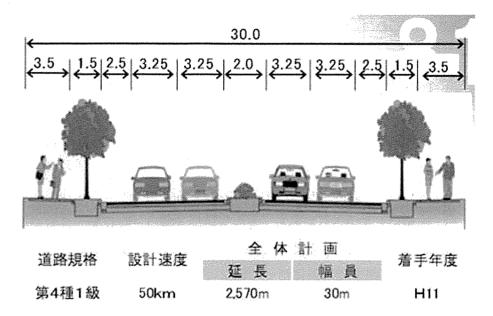
#### (1) 事業の概要

- · 名称 宜野湾北中城線(県道 81 号線)
- 種別 主要地方道
- ・事業の目的 宜野湾北中城線は、中部圏域における東西軸の幹線道路と位置付けられ、 国道 (58号,330号,329号) と連結し、さらに沖縄自動車道とも連結している。しか し、南部圏域から宜野湾市及び沖縄市を中心とする中部圏域への交通の大部分において 宜野湾北中城線を通過するため、普天間交差点及び渡口交差点が常時混雑している。今 後、中城港湾新港地区開発の進展に伴いさらに加速すると思われる交通渋滞の緩和を目 的としている。
- ·事業箇所 北中城村安谷屋~北中城村渡口
- 事業位置図



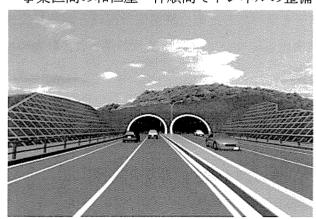
(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

・事業概要 延長約 2,570m, 幅員 30m (4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- ·事業着手年度 平成 11 年度
- · 事業費総額 約 187 億 1000 万円
- ・主要構造物 トンネル (263m) 事業区間の和仁屋〜仲順間でトンネルの整備を行う。



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

## (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成20年7月31日
- ・用地取得を実施する期間 平成 12 年度~平成 25 年度

#### ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面和	責・割合・昇	積割合	取得液	5筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	103, 657. 58	483	702. 94	0. 68	0.68	5	1.04	1.04
3年超4年以内			9, 634. 03	9. 29	9.97	52	10.77	11.80
4年超5年以内			20, 570. 41	19.84	29.82	85	17.60	29. 40
5年超6年以内			37, 628. 17	36.30	66. 12	110	22, 77	52, 17
6 年超			34, 356. 07	33. 14	99. 26	216	44. 72	96. 89
未取得面積(m³)・筆数			765. 96			15		

#### (3) 未取得用地

宜野湾北中城線(安谷屋~渡口)間における用地取得を実施する期間は平成12年度~平成25年度と予定されていたところ,未取得用地は平成31年1月時点で,取得予定筆数483筆中8筆(所有者数7名),取得予定面積103,658㎡中334㎡,未取得用地の割合は,筆数にして1.7%,面積にして0.3%である。未取得用地8筆は,安谷屋~喜舎場区間(延長860m),喜舎場~和仁屋区間(延長1,280m),渡口区間(延長430m)に点在して残っている状況である。現在まで取得に至っていない理由は次のとおりである。

- ・対象土地1:所有者自身は用地取得について協力的だが、隣地の建物を借りている業者が無断で対象土地を駐車場等として使用している。
- ・対象土地 2~3:土地上にアパートが 2 棟あり、1 棟のみが支障対象となっている。土地所有者はアパート 2 棟がつながっているとして 2 棟の全壊補償を請求。シ
- ・対象土地 4:店舗建物正面の駐車場等が支障となる。店舗側は正面の駐車場がなくなると事業運営に多大な支障をきたすとして建物全壊補償を求めているが、県としては、建物の裏に駐車場として使用できる店舗所有地があるため全壊補償は困難と判断し交渉が難航していた。平成 30 年 2 月現在、補償内容については概ね了承が得られ、取得時期の調整を進めている。
- ・対象土地5:相続人多数で、相続人の中には外国在住の者及び行方不明者がいる。
- ・対象土地 6: 相続手続きが必要。対象土地を管理している相続人が地積測量の立会を 拒否しており、地積測量図が未完成。
- ・対象土地7:相続手続きが必要で、相続人が約30名おり、行方不明者もいる。
- ・対象土地8:面積が数㎡であり、道路区域から除外することとなった。

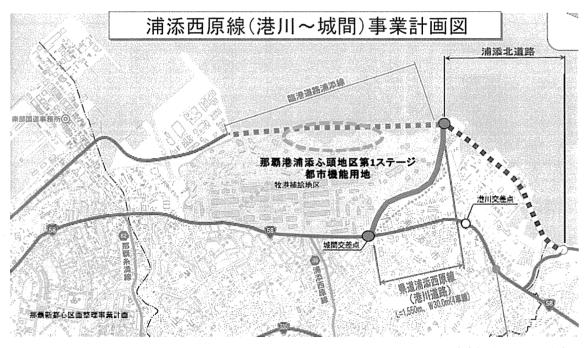
対象土地 8 は道路区域から除外するため、取得が不要となる。また対象土地 4 については交渉が進んでいる。それ以外の対象土地  $1\sim3$  については、速やかに事業認定を受けた後、収用裁決申請を行い、明渡裁決を受けるべきである。

対象土地 5~7 については、いずれも相続人多数であることが問題となっている。遺産 分割協議が可能な状況であれば速やかにコンサルティング会社に委託をして調査及び協 議を進め、遺産分割協議が困難な状況であれば速やかに事業認定を受けた後、収用裁決 申請を行うことを検討すべきである。 また,事業認定申請は,当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし, 原則として,一の事業認定申請単位における用地取得率が80%となった時,又は用地幅 杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに,収用手続きに移行 するものとするとしたいわゆる適期申請ルールからすると,平成21年度ころには事業認 定申請を検討すべきだったと言える。

今後用地取得を行うに際しては、適期申請ルールを意識して早期の事業認定申請及び 収用裁決申請を検討することが望ましい。

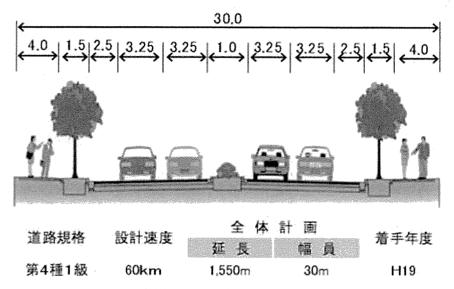
## 4 浦添西原線(港川~城間)

- (1) 事業の概要
- · 名称 浦添西原線(県道38号線)
- •種別 主張地方道
- ・事業の目的 浦添西原線は、那覇圏に隣接する浦添市と西原町を東西に横断する幹線 道路であり、沖縄自動車道、国道 58 号、330 号、329 号等の縦軸幹線を相互に連絡し、 交通量の多い南北間交通を分散効率化する横軸幹線として重要な役割を担っている。し かし、交通量が多く渋滞が慢性化していることから、現状の 2 車線を 4 車線に拡幅し、 交通容量の拡大を図ることを目的としている。
- · 事業箇所 浦添市港川~浦添市城間
- 事業計画図



(沖縄県HPから)

• 事業概要 延長約 1,550m, 幅員 30m (4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- · 事業着手年度 平成 19 年度
- · 事業費総額 約71億円
- ・その他

浦添西原線においては、港川〜城間間の他、嘉手苅〜小那覇間についても平成 15 年度に事業着手している。また、翁長〜嘉手苅間についても平成 21 年度に事業着手しており、勾配がきつく大きく蛇行している現況道路をより緩やかな勾配にするとともに道路線形の大幅な改善を図っている。

## (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成19年
- ・用地取得を実施する期間 平成 19 年度~平成 28 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面和	貴・割合・昇	<b>積割合</b>	取得流	<b>脊筆数・割合</b>	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			16, 506. 77	28. 75	28. 75	88	32. 35	32. 35
3年超4年以内			5, 401. 24	9.41	38. 16	23	8. 46	40. 81
4年超5年以内	57, 416, 10	272	7, 744. 24	13.49	51.64	21	7, 72	48. 53
5年超6年以内	57, 410. 10	212	6, 969, 66	12. 14	63.78	43	15. 81	64. 34
6 年超			18, 764, 45	32. 68	96.46	85	31. 25	95. 59
未取得面積(m³)・筆数			2, 029. 74			12		

#### (3) 収用裁決申請

浦添西原線(港川〜城間)については、平成19年度から用地取得を開始し、約8年後の平成27年9月に事業認定申請、同年12月に事業認定を経て、平成28年11月に収用裁決申請をし、平成29年12月に収用裁決に至っている。収用裁決申請に至ったのは19件(土地27筆、工作物2件)である。

# (4) 未取得用地

浦添西原線(港川〜城間)の用地取得を実施する期間は平成 19 年度〜平成 28 年度を予定していたところ、平成 29 年度末現在の未取得用地は 12 筆  $(2,029 \text{ m}^2)$ 、未取得割合は筆数にして 4.41%、面積にして 3.53%である。

さらに、平成31年2月20日現在の未取得用地は10筆であるところ、うち9筆は国有地であり、軍用地として使用されている。国は米軍に対して提供義務があるため返還後でなければ売却できないとの方針で、取得の目途は立っていないがやむを得ないと言える。

1 筆は設計変更のため追加買収する予定の土地であり、道路区域変更後の平成 31 年度から用地交渉を行う予定である。

#### 5 公共交通安全事業

#### (1) 公共交通安全事業の概要

一覧表 5~7 は、公共交通安全事業による用地取得である。公共交通安全事業とは、事故危険箇所の改築事業及びバリアフリー化を面的に整備し、安全で快適な道路環境を確保することを目的とした事業であり、本庁においては土木建築部道路管理課が所管している。主な整備施設は歩道、道路標識、道路照明、防護柵等であり、整備のために必要な用地取得を伴う場合がある。

#### (2) 県道具志川環状線

歩道の拡張のため, 用地取得を行っている。

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 25 年 3 月
- ・用地取得を実施する期間 本線供用開始済のため設定されていない。
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面和	責・割合・昇	<b>限積割合</b>	取得液	5筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			2,057.24	63.00	63.00	43	72. 88	72. 88
3年超4年以内			98.75	3.02	66.02	2	3. 39	76. 27
4年超5年以内	2 265 50	3, 265. 52 59	0.00	0, 00	66.02	0	0.00	76. 27
5年超6年以内	3, 200. 52		0.00	0.00	66.02	0	0.00	76. 27
6 年超			0.00	0.00	66.02	0	0.00	76, 27
未取得面積(㎡)・筆数			1, 109. 53			14		

#### · 未取得用地

平成 29 年 3 月末現在,未取得用地は 1,109 ㎡ (14 筆) であり,未取得割合は面積にして 33.97%,筆数にして 23.73%である。未取得 14 筆のうち 5 筆は親族間で所有権の帰属について争いがあるため交渉に入れず,1 筆については残地と道路との高低差が生じるため,これを解消するための工法等を検討している。その他の 8 筆は交渉継続中である。

# (3) 県道 37 号線 (青増)

歩道の拡幅のため、用地取得を行っている。

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 15 年 2 月 27 日
- ・用地取得を実施する期間 本線供用開始済ため設定されていない。
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責・筆数	取得済面和	責・割合・昇	<b>積割合</b>	取得流	6筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			2, 430. 59	52. 86	52.86	33	42.86	42, 86
3年超4年以内			913. 32	19.86	72. 72	11	14. 29	57.14
4年超5年以内	4, 598, 16	77	479.46	10.43	83. 15	13	16.88	74. 03
5年超6年以内	4, 596. 16	11	36.87	0.80	83. 95	1	1. 30	75. 32
6 年超			492. 30	10.71	94.66	17	22. 08	97.40
未取得面積(m)・筆数			245.62			2		

#### · 未取得用地

平成31年1月末現在,平成29年度末と変わらず未取得用地は2筆(245 ㎡)である。 うち1筆は相続人十数名の間で遺産分割協議が難航しており,もう1筆は土地所有者が 別件の道路拡張工事で行政に対する不信感があり協議が難航している。

#### (4) 県道 37 号線(屋慶名)

歩道の拡幅のため、用地取得を行っている。

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 21 年 3 月 30 日
- ・用地取得を実施する期間 本線供用開始済のため設定されていない。
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面利	・筆数	取得済面和	責・割合・界	積割合	取得液	5筆数・割合	・累積割合
打設日) から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m³)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			1, 430, 92	79.14	79. 14	28	70.00	70.00
3年超4年以内			88. 23	4.88	84. 02	5	12. 50	82. 50
4年超5年以内	1 000 10	40	41.14	2. 28	86. 29	2	5.00	87. 50
5年超6年以内	1, 808. 12	40	0.00	0.00	86. 29	0	0.00	87. 50
6 年超			116.08	6. 42	92.71	2	5.00	92.50
未取得面積(m³)・筆数		1	131. 75			3		

#### • 未取得用地

平成31年1月末現在,平成29年度末と変わらず未取得用地は3筆(131㎡)である。 うち1筆は駐車場部分のみ取得対象となっているが所有者が建物全壊補償を希望しており協議が難航しており,うち1筆はブロック塀部分のみ取得対象となっているが所有者が建物全壊補償を希望しており協議が難航しており,もう1筆は市の社会福祉センターが取得対象となっているところ,県から公共補償による改造工法を提案し,平成32年度に工事予定である。

#### 6 県単道路維持費

一覧表 8~12 は県単道路維持費による用地取得である。県単道路維持費による用地取得とは、すでに用地取得済みの道路等について、追加買収が必要となった際に用地を取得するものである。追加買収は1筆から数筆程度であり、いずれも取得済みであるため、個々の説明は省略する。

# 第5 中部土木事務所河川都市用地班の概要

# 1 用地取得一覧表

	予算事業名	事業箇所名	事業費総額 (平成29年度末時点の 予定額で、工事請負 費, 用地取得費, 補償 費, 委託料等を含む)	詳細設計業務委託 完了日 (なお、詳細設計業 務委託完了日と帖 抗打設日を同じも のと看做す)	詳細設計業務委 託完了時に想定 した用地取得を 実施する期間 (年度)		取得面積 (㎡)
				V) こ相収 y /		取得予定 面積	取得済面 積
1	沖縄振興公共投資交付 金(街路)	パイプライン線	7, 769, 967, 000	Н16. 3. 25	H17~20	25, 128	24, 987
2	沖縄振興公共投資交付 金 (河川)	天願川(字栄野比地 内)	14, 900, 000, 000	H25. 10	H25~34	12, 368	3, 039
3	沖縄振興公共投資交付 金(河川)	小波津川	8, 500, 000, 000	H17. 3	H17~35	30, 437	29, 999
4	社会資本整備総合交付 金	比謝川 (白川地区)	22, 800, 000, 000	H10.3	H10~25	21, 003	13, 718
5	地すべり対策事業費	熱田地区	1, 213, 310, 526	H23. 1. 18	H23∼31	6757	4280
6	公園費(社会資本交付 金)	中城公園	20, 693, 334, 000	Н9. 4. 23	H9∼16	861, 602	745, 860
7	公園費(社会資本交付 金)	沖縄県総合運動公園 (自然観察の森エリア)	35, 825, 244, 968	S56. 11. 30	S56~H5	7, 840	1, 925
	事業費総額	頁 計	111, 701, 856, 494				

	用	地取得筆	数	詳細設計業務委託 完了日(幅杭打設 日)後3年内に契		詳細設計業務委 託完了日(幅杭 打設日)後3年 を超え4年内に 契約に至った件 数		詳細設計業務委 託完了日(幅杭 打設日)後4年 を超え5年内に 契約に至った件 数		(幅杭   詳細設計系 後4年   打設日)後 年内に   を超6年内		詳細設計業務委 託完了日(幅杭 打設日)後5年 を超6年内に契 約に至った件数		収用裁 決申請 件数
未取得面 積	取得予 定筆数	取得済 筆数	未取得 筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	
141	240	238	2	119	15, 438	28	2, 158	46	3, 532	12	1, 389	33	2, 470	2
9, 328	50	12	38	10	2, 671	0	0	2	368	0	0	0	0	0
437	105	103	2	45	11, 245	20	8, 034	12	1,866	15	5, 798	11	3, 056	1
7, 285	49	42	7	35	12, 580	6	620	1	518	0	0	0	0	0
2477	62	18	44	6	1,530	1	1,844	0	0	3	32	8	874	0
115, 742	1, 417	1, 229	188	174	134, 380	113	74, 791	111	63, 957	117	72, 925	714	399, 806	0
5, 915	175	39	136	0	0	0	0	0	0	0	0	39	1, 925	0

#### 2 組織配置

河川都市用地班の職員は、班長以下常勤職員が12名、非常勤職員のうち用地補償員が6名、用地事務員が1名、事務補助が1名である。用地補償員は、常勤職員とペアとなって用地交渉等の業務を行い、用地事務員は用地事務支援システムの入力等を行っている。

## 3 所掌業務

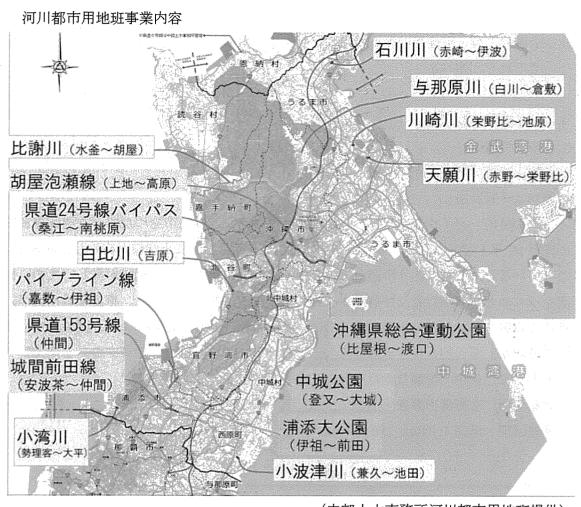
河川都市用地班においては、主に河川、港湾、街路、公園の工事に係る用地の買収及 び関連する業務を所掌している。

#### 河川都市用地班

- 河川,港湾,街路,公園の工事に係る用地の買収,登記及び地上物件の除去によ 1 る補償に関すること
- 2 廃川敷の調査等に関すること
- 3 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること
- 4 市町村補助事業に対する事務指導に関すること
- 5 土地収用法に基づく裁決申請に関すること
- 6 公有水面埋立に伴う漁業補償に関すること
- 河川,港湾,街路,公園の工事の支障となる建物及び工作物の調査積算に関する
  - こと
- 8 建物及び工作物の調査委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること

# 4 用地取得の対象

平成29年度中,中部土木事務所河川都市用地班において用地取得を伴う街路事業を実施しているのはパイプライン線の1路線,用地取得を伴う河川事業を実施しているのは天願川,小波津川及び比謝川の3河川,用地取得を伴う地すべり対策事業を実施しているのは熱田地区の1地区,用地取得を伴う公園事業を実施しているのは中城公園及び沖縄県総合運動公園の2箇所である。



(中部土木事務所河川都市用地班提供)

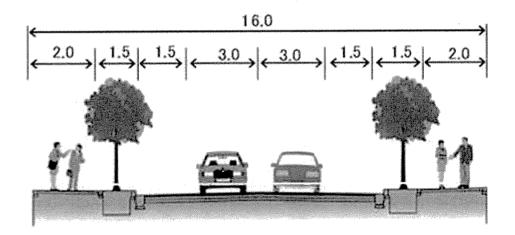
# 第6 中部土木事務所河川都市用地班の用地取得

ここからは、監査の対象期間である平成29年度において、街路、河川、地すべり対策及び公園の工事・整備等に係る用地の買収等の河川都市用地班の業務が存在する事業についてそれぞれ述べる。

### 1 パイプライン線

# (1) 事業の概要

- ・名称 パイプライン線(県道 251 号線)
- · 種別 一般県道
- ・事業の目的 パイプライン線は、那覇市、浦添市、宜野湾市をつなぎ、主要幹線道路の国道 58 号と国道 330 号の間に位置する路線である。沿道に小学校が立地し、通学路となっているが、狭隘であり歩道と車道の区別がなく、縦断勾配も起伏が激しいため、児童をはじめとする歩行者及び自動車交通の安全上支障を来している。車道幅員の確保、歩道の設置、縦断勾配の緩和、交差点改良及び道路植栽等の整備により、機能的な道路網を形成し、慢性的な交通渋滞を緩和して那覇市と中部都市圏とのアクセスを向上させるとともに、安全で快適な歩行空間の形成を目的としている。
- ·事業箇所 宜野湾市嘉数~浦添市伊祖
- · 事業区間 延長 1,340m, 幅員 16m



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- · 事業着手年度 平成 14 年度
- 事業費総額 約80億1200万円(平成30年2月末現在)
- (2) 用地取得の概要
- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 16 年 3 月 25 日

・事業実施期間 平成17年度~平成20年度

※用地取得実施期間を想定していないため、詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)に 想定した事業実施期間とする。

・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面積	・筆数	取得済面和	取得済面積・割合・累積割合				・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			15, 438, 00	61.44	61.44	119	49. 58	49. 58
3年超4年以内			2, 158. 00	8. 59	70.03	- 28	11.67	61. 25
4年超5年以内	25, 128. 00	0 240	3, 532. 00	14.06	84. 08	46	19. 17	80.42
5年超6年以内	25, 126.00	240	1, 389. 00	5. 53	89.61	12	5. 00	85.42
6年超			2, 470. 00	9, 83	99.44	33	13. 75	99. 17
未取得面積(mi)・筆数			141.00			2		

パイプライン線の用地取得を実施する期間は平成 17 年度~平成 20 年度が予定されていたところ、平成 29 年度末現在で未取得用地は 2 筆 (141 ㎡)、未取得割合は筆数にして 0.83%、面積にして 0.56%であった。

都市計画事業における事業認可のみなし告示日により、残り2筆について、平成30年3月に収用裁決申請及び明渡裁決の申立てをしており、平成31年2月14日収用裁決、4月ころ所有権移転登記申請見込みであり、かかる手続きによってすべての用地取得が完了する。

上記の通り、パイプライン線については近く全ての用地取得が完了する見込みではあるが、詳細設計業務委託完了時に想定した用地取得を実施する期間が平成17年度~平成20年度であったことからすると、10年度以上ずれこんでいることとなる。

都市計画事業における事業認可みなし日計算は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認可申請単位における用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続きに移行するものとするとしたいわゆる適期申請ルールからすると、平成21年度ころには収用裁決申請を検討すべきだったと言える。

今後用地取得を行うに際しては、適期申請ルールを意識して早期の収用裁決申請を行うことが望ましい。

### 2 天願川(字栄野比地内)

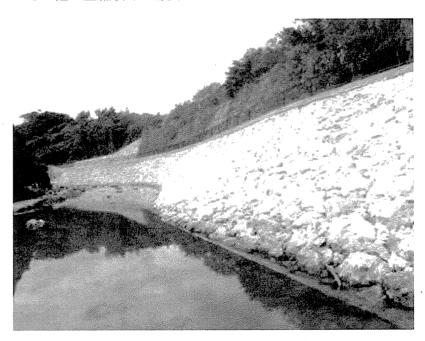
### (1) 事業の概要

- ・名称 天願川
- ・種別 2級河川
- ・事業の目的 天願川は, 読谷山岳に源を発し, うるま市に位置しており, 流域面積 30.9 km, 流路延長 10.7km の県内では比較的大きな河川である。

天願川は、河川断面が狭小であり浸水被害が多発していることから、本土復帰後の昭和 47 年度から、河口から国道 329 号上流付近までの約 6.5km 区間において整備を実施してきた。

平成22年にキャンプコートニー内の米軍用地の返還承認があったため,現在当該地内 の護岸整備を実施している。

- ・事業箇所 うるま市赤野~うるま市栄野比
- ・事業費総額 約149億円 (天願川整備事業全体)
- ・その他 整備済みの護岸



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

#### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 25 年 10 月
- ·事業実施期間 平成 25 年度~平成 34 年度

※用地取得実施期間を想定していないため、詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)に 想定した事業実施期間とする。

# ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面積	・筆数	取得済面和	責・割合・累	積割合	取得	斉筆数・割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			2,670.91	21, 60	21.60	10	20.00	20.00
3年超4年以内			0.00	0.00	21.60	0	0.00	20.00
4年超5年以内	12, 367, 56	50	368. 41	2. 98	24. 57	2	4.00	24. 00
5年超6年以内	12, 301. 30	50	0, 00	0.00	24. 57	0	0.00	24.00
6 年超			0.00	0.00	24. 57	0	0.00	24.00
未取得面積(m)·筆数			9, 328. 24			38		

天願川事業(字栄野比地内)において用地取得を実施する期間は平成25年度~平成34年度と予定していたところ、平成29年度末現在で未取得の用地は38筆(9,328㎡)であり、未取得割合は筆数にして76%、面積にして75.43%である。平成34年度中の用地取得完了を目指している。

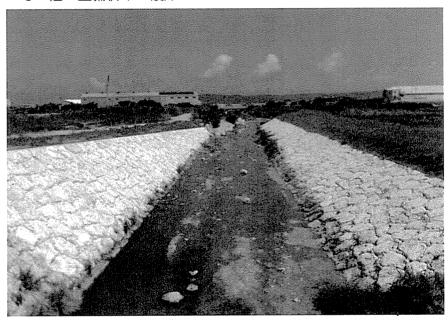
### 3 小波津川

### (1) 事業の概要

- · 名称 小波津川
- · 種別 2級河川
- ・事業の目的 小波津川は、西原町字池田付近の丘陵に源を発し、那覇市との境界付近を東流したのち中城湾へ注いでおり、流域面積 3.8 km, 流路延長 4.4km である。

小波津川は、周辺の都市化に伴う河川への流入量増加や現況の流下能力の不足が相まって、昭和49年から現在まで13回、直近では平成29年6月にも集中豪雨による浸水被害が発生していることから、河口から佐明橋までの区間において河川改修を実施している。

- ·事業箇所 西原町兼久~西原町池田
- ·事業延長 延長=3.8km, 幅員=18~25m
- · 事業費総額 約85億円 ·
- ・その他 整備済みの護岸



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

# (2) 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 17 年 3 月
- · 事業実施期間 平成 17 年度~平成 35 年度

※用地取得実施期間を想定していないため、詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)に 想定した事業実施期間とする。 なお、下図のとおり、小波津川改修事業の事業全体は延長3.8kmであるところ、現在行っている西原町兼久(河口部)~西原町小波津細工舛(西原町役場)区間はそのうち1.7kmであり、残り2.1kmについては今後実施設計を行い、用地取得範囲を決定していくこととなる。

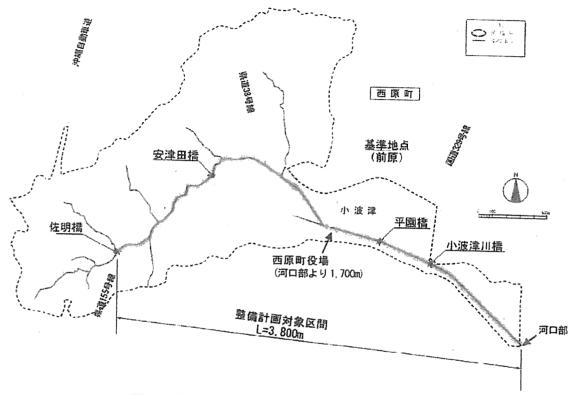


図. 小波津川水系河川整備計画における対象範囲

(中部土木事務所河川都市用地班提供資料)

### ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面積	・筆数	取得済面和	取得済面積・割合・累積割合				取得済筆数・割合・累積割合			
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(mi)	割合(%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合			
3年以内			11, 245. 16	36. 95	36.95	45	42.86	42.86			
3年超4年以内			8, 033. 51	26. 39	63.34	20	19.05	61.90			
4年超5年以内	30, 436, 53	105	1, 865, 92	6. 13	69.47	12	11. 43	73, 33			
5年超6年以内	30, 430. 03	103	5, 798. 33	19.05	88. 52	15	14. 29	87.62			
6 年超			3, 056. 32	10.04	98. 56	11	10.48	98. 10			
未取得面積(m³)·筆数			437. 29			2					

### • 収用裁決申請

小波津川の用地取得に際しては、相続人が十数名おり遺産分割協議が調わなかった 1件について、平成 28 年 12 月に収用裁決申請及び明渡裁決を申立て、平成 29 年 5 月の公開審理を経て同年 9 月に収用裁決及び明渡裁決がされている。平成 29 年 12 月には権利取得の上、平成 30 年 2 月に所有権移転登記も完了している。

# ・未取得用地

小波津川については、平成29年度末現在で2筆が未取得となっていたが、平成30年 12月に契約締結済みで、現在は全ての用地取得を完了している。

比較的スムーズに用地取得が進んだ理由としては、浸水被害対策としての小波津川河 川改修事業に対する地権者等の理解が高かったこと、国道 329 号下流側は住宅がほとん どなく農地であったことが挙げられる。

# 4 比謝川(白川地区)

- (1) 事業の概要
- ・名称 比謝川
- ・種別 2級河川
- ・事業の目的 比謝川は、流域が沖縄市、嘉手納町、読谷村など5市町村にまたがっており、流域面積50.9km、流路延長15kmの県下最長の河川である。

比謝川においては、流域内の都市化の進展に伴い河川への流入量が増加して流下能力が不足し、浸水被害が多発していたため、流下能力向上のため、河道掘削及び護岸整備を実施している。

比謝川の護岸整備等は昭和54年度から実施されており、これまで与那原川合流地点から国道330号までの約7.3kmの区間において護岸整備等を実施した。また、沖縄市城前町から住吉に至る約300m区間は、平成12年度に国土交通省の地域と連携した川づくりに係る事業の「水辺プラザ」部門に登録・指定され、平成20年に整備を完了した。

現在は、比謝川のうちの白川地区の工区について、用地取得及び整備中である。

- ·事業箇所 嘉手納町水釜~沖縄市胡屋(比謝川整備事業全体)
- ·事業延長 延長 14.6km, 幅員 18m~52m
- ·事業費総額 約228億円(比謝川整備事業全体)
- ・その他 水辺プラザ整備前



## 水辺プラザ整備後



(沖縄県HPから)

# (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 10 年 3 月
- ·事業実施期間 平成 10 年度~平成 25 年度

※用地取得実施期間を想定していないため、詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)に 想定した事業実施期間とする。

・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面稅	・筆数	取得済面和	責・割合・累	積割合	取得	斉筆数・割台	・累積割合
打設日) から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			12, 579. 99	59. 90	59.90	35	71.43	71.43
3年超4年以内			620, 47	2. 95	62.85	6	12. 24	83.67
4年超5年以内	01 000 60	49	517. 50	2, 46	65. 32	1	2, 04	85. 71
5年超6年以内	21, 002. 60	49	0.00	0.00	65.32	0	0.00	85. 71
6年超			0.00	0.00	65, 32	0	0.00	85.71
未取得面積(m³)・筆数			7, 284. 64			7		

#### • 未取得用地

想定していた用地取得を実施する期間は平成 10 年度~平成 25 年度であるところ,平成 29 年度末現在の未取得用地は 7 筆 (7,284 ㎡) である。

いずれも嘉手納弾薬庫地区内の軍用地であり、主にフェンスの外側に位置しているものの、当該地区内の軍用地の返還や日米合同委員会による共同使用の承認等を得なければ事業を進められない場所である。昭和54年から平成15年ころは、軍用地の一部返還を受けて事業を進めようとしており、返還申請の条件とされた用地取得を実施し、約9割の用地取得が完了した。

しかし,河川工事の延長区間や橋の付け替え工事の実施主体等を巡って米軍と調整が 難航し,事業が保留となった。

平成22年,米軍側から,返還申請ではなく,共同使用手続きを取ればよい旨の発言があり,調整が再開した。

その後,平成29年11月に共同使用の承認を経て,平成30年10月に現地協定と呼ばれる在日米軍現地代表第18航空団司令官と県知事及び沖縄防衛局管理部長との協定書の締結に至り,それによって事業を進めることになったばかりであり,用地取得が進まなかったのはやむを得ないと言うべきである。

なお、共同使用の承認や協定書の締結とは別に、米軍による許可を得得れば調査等のための基地への立ち入りは可能となったことから、平成30年度は、同許可を得て、改めて地積測量図作成や土地評価業務を行っており、今後、未取得用地7筆の土地所有者との交渉も再開する予定である。

# 5 地すべり対策事業 (熱田地区)

# (1) 事業の概要

・事業の目的 熱田地区は、北中城村字熱田に位置する東向き斜面で、変動を示す滑落 崖や斜面上部の住宅地におけるブロック塀の亀裂等の変状が確認されている。平成 13 年には集中豪雨により斜面崩落が発生し、流出土砂が熱田自治会内の水路を埋め、国道 329 号まで達した。

斜面の上下部には人家が密集し、通勤・通学等の生活道路として利用されている村道が存する。斜面の地すべりを防止することにより、住民の生命、財産を守り、また村道の安全を確保することを目的としている。

- ·保全対象 人家 315 戸, 村道, 国道 329 号, 公民館
- ・主な実施内容 抑止アンカー工, 法枠工
- · 事業費総額 約12億1331万円
- ・平成13年度の集中豪雨後の熱田地区



(「熱田地区地すべり対策事業」から)

### (2) 用地取得の概要

·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 23 年 1 月 18 日

・事業実施期間 第1区 平成23年度~ 第2区 平成29年度~

※用地取得実施期間を想定していないため、詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)に 想定した事業実施期間とする。

・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面程	・筆数	取得済面和	取得済面積・割合・累積割合				取得済筆数・割合・累積割合			
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m²)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合			
3年以内			1, 529. 57	22.64	22.64	6	9. 68	9. 68			
3年超4年以内			1, 843, 89	27. 29	49.93	1	1.61	11. 29			
4年超5年以内	6, 756, 51	62	0.00	0.00	49. 93	0	0.00	11. 29			
5年超6年以内	0, 750.51	02	32. 29	0.48	50.41	3	4. 84	16. 13			
6年超			873.77	12. 93	63.34	8	12. 90	29. 03			
未取得面積(m <sup>2</sup> )・筆数			2, 476. 99			44					

・すでに述べたとおり、地すべり対策事業の用地については、地権者の承諾を得て先に 工事を施工し、工事完了後に用地取得を行っている。これは、用地を取得する範囲は工 作物が露出している必要最小限度の範囲であるところ、工事を完了してみないと、最終 的にどこまでの範囲で用地取得が必要になるのかが確定しないためである。

熱田地区においては、第1区について平成23年度から、第2区について平成29年度から用地取得を開始しており、平成30年度において大部分の用地取得を完了する見込みであり、予定通りに用地取得が進められている。

# 6 中城公園

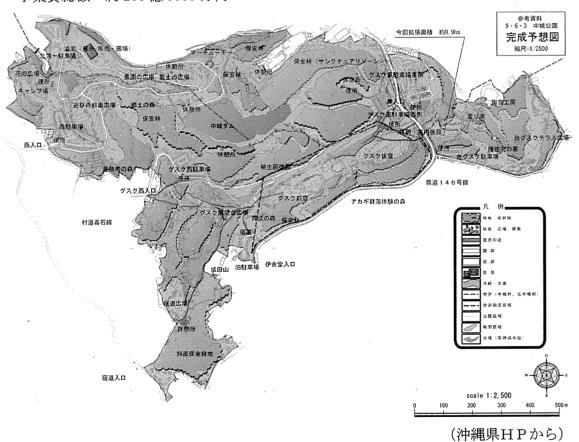
### (1) 事業の概要

・事業の目的 中城公園は、中城村及び北中城村にまたがり、歴史的・文化的環境を保持しているとともに、東に中城湾及び太平洋、西に東シナ海を望む本県でも有数の景勝地である。

また、中城公園の中心をなす中城城跡は、第二次世界大戦の戦火を免れた貴重な文化 遺産で、昭和47年に国の史跡に指定され、平成12年には「琉球王国のグスク及び関連 遺産群」の一つとして世界遺産に登録されている。

中城城跡を核として,沖縄の歴史,文化,自然を積極的に体験・学習できる公園としての整備を目的としている。

- ・公園の種類 広域公園
- ・公園の規模 都市計画決定面積 98.8ha
- · 事業費総額 約 206 億 9333 万円



# (2) 用地取得の概要

·都市計画事業認定日 平成9年4月23日

※公園事業においては、都市計画事業認定後は詳細設計業務委託完了を待たずに用地取得を行うため、都市計画事業認定日を基準としている。

・事業実施期間 平成9年度~平成16年度

※用地取得実施期間を想定していないため、都市事業認定日に想定した事業実施期間とする。

・用地取得面積・筆数、都市計画事業認定日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面積	・筆数	取得済面和	・割合・累	積割合	取得済筆数・割合・累積割合		
打設日) から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			134, 380. 24	15. 60	15. 60	174	12. 28	12. 28
3年超4年以内			74, 791. 00	8. 68	24. 28	113	7. 97	20, 25
4年超5年以内	861 602 00	1417	63, 956. 94	7.42	31.70	111	7.83	28. 09
5年超6年以内	801, 002. 00	661, 602. 00   1417	72, 925. 00	8.46	40.16	117	8. 26	36.34
6 年超			399, 806. 39	46. 40	86. 57	714	50.39	86. 73
未取得面積 (m³)・筆数			115, 742. 43			188	4	

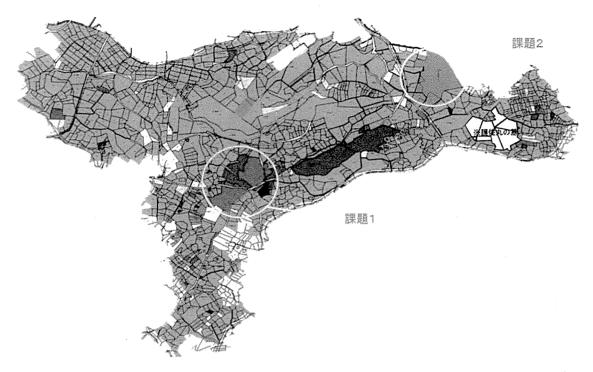
## (3) 未取得用地

中城公園の都市計画事業認定日において予定していた用地取得を実施する期間は平成9年度~平成16年度であるところ、平成29年度末現在の未取得面積は115,742 m²(累積取得率86.57%)、未取得筆数は188筆(累積取得率86.73%)である。

下記図の灰色部分は平成29年度末までに取得済みの用地,それ以外の色の部分が未取得用地である。未取得用地の中でも、黒色部分は平成30年度取得予定,赤色部分は平成31年度取得予定,青色部分は平成32年度取得予定となっており、近年中の取得が見込まれている。

なお,道路用地等の場合は1筆の土地の中でも設計上必要部分に限り分筆して取得するが,公園用地の場合は分筆せずに筆ごとに取得するため,公園の外縁部分はそれぞれの土地の形状となっている。

#### 中城公園用地取得 課題 1~2



(中部土木事務所河川都市用地班提供資料)

#### ・課題1 旧ホテル建物群の物件補償及び用地取得

上記図の「課題1」は、昭和47年の復帰直前の時期に建築され、現在は廃墟と化している旧ホテル建物群である。本土復帰と同時に国が中城城跡を史跡に指定したため入口の通路が使えなくなったため、ホテルとしての営業はほとんどされておらず、過去には法的係争も発生した。法人・個人含め複数が建物及び敷地を所有していたところ、全員からの同意が得られず、平成9年度の用地取得開始当時から課題となっていた。

平成30年度にホテル建物について補償契約を締結し、今後県が解体撤去工事を行う予定であるが、一部工作物(プール等)所有者との補償契約については、当該所有者が所有する土地評価額への不満があり補償契約に至っていない。また、平成31年度から建物敷地の用地取得予定である。

中城公園は,取得予定面積 861,602 ㎡,取得予定筆数 1,417 筆と相当多数の用地取得を必要とするため、ある程度時間がかかるのはやむを得ない。

しかし、公園の中に40年以上に渡り廃墟が存在する状態は正常とは言えず、公園利用者が廃墟近辺で怪我をした場合など管理者としての責任を問われる可能性も否定できない。またこれだけの長期間用地交渉が妥結していないと、法人が事業を停止して交渉の相手方がわからなくなったり、所有者である個人が死亡してその相続人調査を行う必要が出るなど種々の不都合が生じることは容易に想像できる。

ホテル建物については補償契約が締結され、県が解体撤去工事を行う予定であるが、 いまだ一部工作物について補償契約に至っていない状況であるから、収用裁決申請を含め、早期に用地を取得する具体的方策を検討すべきである。

#### ・課題2 自動車学校の用地取得

中城公園用地取得 課題 1~2 図の「課題 2」は、自動車学校が営業されている箇所である。中城公園の整備計画においては、「文化交流エリア」として位置づけられ、駐車場、 案内及び休憩場所等を整備する計画となっている。

当該自動車学校は沖縄県公安委員会指定の教習所であり、指定基準をクリアする移転 先の確保が課題となっている。

確かに,指定自動車教習所(道路交通法第99条)の場合,道路交通法施行規則別表第 三において備えるべきコース等が詳細に規定されており,移転先に制約があることは理 解できる。

しかし、これまで北中城村及び県から3回代替地の提案をしているが、自動車学校側が承諾せず妥結に至っていない。平成9年度から用地取得を開始して20年度以上経過していること、自動車学校の敷地は相当の面積があり取得できなければ駐車場、案内及び休憩場所等の整備が進まないこと等から、収用裁決申請を含め、早期に用地を取得する具体的方策を検討すべきである。

# (4) 中城公園用地取得についての意見

#### 意見1

中城公園整備事業において取得が必要な旧ホテル建物群の工作物及び土地のうち,交 渉が難航している部分については,収用裁決申請を含め,早期に用地を取得する具体的 方策を検討すべきである。

## 意見2

中城公園整備事業において取得が必要な自動車学校敷地については,収用裁決申請を含め、早期に用地を取得する具体的方策を検討すべきである。

# 7 沖縄県総合運動公園(自然観察の森エリア)

# (1) 事業の概要

- 名称 沖縄県総合運動公園
- ·位置 沖縄市比屋根, 北中城村渡口
- · 種別 広域公園
- ・規模 都市計画決定面積 70.4ha
- ・供用面積 60.55ha (平成30年3月現在)
- · 事業費総額 約 358 億 2524 万円
- ・事業の経緯 沖縄県総合運動公園は、昭和62年に開催された第42回国民体育大会(海邦国体)の主会場として計画され、スポーツゾーン、森と水のゾーン及び海浜ゾーンで構成されている。

沖縄県総合運動公園拡大計画図



昭和62年の海邦国体までにスポーツゾーンの競技施設等の整備を終え、国体終了後、昭和63年に一部供用開始した。その後、平成2年にオートキャンプ場等(4.72ha)、平成3年に多目的広場(1.28ha)平成4年にレクリエーションプール等(4.62ha)が供用開始されるなどし、平成30年3月現在60.55haについて供用されている。

#### (2) 用地取得の概要

·都市計画事業認定日 昭和56年11月30日

※公園事業においては、都市計画事業認定後は詳細設計業務委託完了を待たずに用地取得を行うため、都市計画事業認定日を基準としている。

·事業実施期間 昭和56年度~平成5年度

※用地取得実施期間を想定していないため、都市事業認定日に想定した事業実施期間と する。

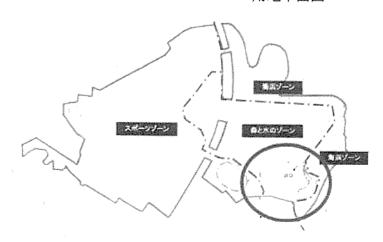
・用地取得面積・筆数,都市計画事業認定日から契約までの期間等(自然観察の森エリア)

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面積	・筆数	取得済面和	責・割合・累	取得済筆数・割合・累積割合			
打設日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積(m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内		175	0.00	0.00	0, 00	0	0.00	0.00
3年超4年以内			0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00
4年超5年以内	7, 839. 70		0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00
5年超6年以内			0, 00	0.00	0.00	0	0.00	0.00
6 年超			1, 924. 71	24. 55	24. 55	39	22. 29	22. 29
未取得面積(m³)・筆数			5, 914. 99			136		

## • 未取得用地

沖縄県総合運動公園の都市計画事業認定日において予定していた用地取得を実施する 期間は昭和56年度~平成5年度であるところ、平成29年度に進行中の事業は下記用地 平面図の赤丸部分、自然観察の森エリアである。

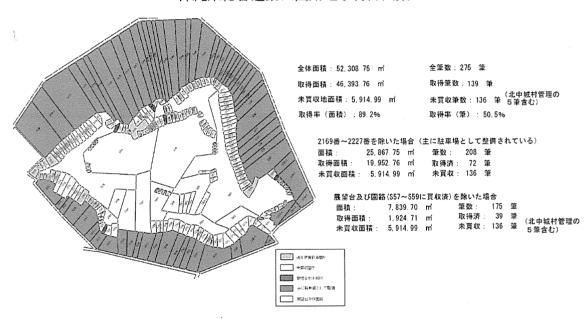
平成 29 年度末現在の未取得面積は 5,914 m<sup>2</sup> (累積取得率 24.55%), 未取得筆数は 136 筆(累積取得率 22.29%) である。



用地平面図

# (中部土木事務所河川都市用地班提供資料)

下記沖縄県総合運動公園用地取得計画案のうち,灰色部分は取得済みであり主に駐車場として整備済み,黄色部分も昭和57年度から昭和59年度にかけて取得済みであり展望台及び園路として整備済み,緑色部分は取得済みで整備は未了,白色部分が未取得部分であり平成31年度~32年度に取得予定である。自然観察の森エリアには墳墓が多く建ち並んでおり,一筆当たりの面積は狭小である。



沖縄県総合運動公園用地取得計画案

(中部土木事務所河川都市用地班提供資料、平成31年2月末現在)

県総合運動公園については、平成32年度内に全ての用地を取得予定とのことであるが、 前所有者から取得の内諾を得ているなど具体的見込みがあるわけではなく、あくまで事 業計画上の予定となっている。

もともと昭和56年度~平成5年度を事業実施期間としていたところ,すでに予定期間を20年度以上経過しており,さらに長引かせると土地所有者の死亡により相続が発生し調査が必要となるなどより手間暇がかかることは想像に難くない。

よって,平成32年度中は予定通り用地取得交渉を続けるとして,交渉による取得が困難な件については、収用裁決申請を含めた取得方法を検討すべきである。

### 第4章 南部土木事務所

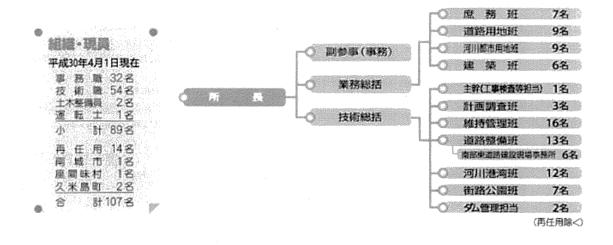
### 第1組織

### 1 行政区域

南部土木事務所は那覇市にあり、沖縄本島の4市(那覇市、豊見城市、糸満市、南城市)、3町(南風原町、与那原町、八重瀬町)、及び周辺離島1町(久米島町)6村(栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村)を管轄区域としている。管内の面積は約353k㎡で県全体の15.5%、人口は約59.4万人で県人口の40.4%を占めている。

# 2 組織配置

南部土木事務所の常勤職員数は107名(平成30年4月1日時点)である。



#### 各班の主な業務

#### 原料组

- 1 庶務・経理に関すること
- 2工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- 3 建設業法に係わる事務に関すること。
- 4 事務所契約に係わる土木工事の検査に関すること。

- 1 主要事業の新規採択に係る調査、設計、調整及び事業計画策定に
- 2 既採択事業のうち、事業執行難航箇所に係る調整及び調査及び設 計に関すること
- 3 対象事業に係る地権者、関係機関及び地元市町村等との協議、調 熱に関すること。
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)に関すること。

- 1 「県道及び知事管理一般国道の維持工事、舗装補修、交通安全施設 整備」及び「河川の維持工事」に係る調査、設計及び工事の監督に
- 2橋梁補修に係る調査、設計及び工事の監督に関すること。
- 3 道路維持管理に係る委託業務の監督及び道路パトロールに関する
- 4 道路台帳の管理及び道路現況台帳の作成に関すること。
- 5 災害復旧事業の総括に関すること
- 火台後ロ争乗の総合に関すること。6 「県道及び知事管理一般国道、河川、海岸、港湾、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域」の管理及び陳情・要請等の 処理、境界立会、行為許可、規則等に関すること。
- 7 道路の占用又は承認工事等の許可、里道の境界立会、特殊車両通 交許可協議に関すること。
- 8 「屋外広告物の許認可」及び「砂利採取の許認可」に関すること。
- 9「公有水面埋立の調査、指導、規則等」及び「廃道、廃川敷の調査等」 に関すること。

#### 海路整備班

- 1 道路新設改良、橋梁新設改良、舗装、植樹等の調査、設計及び工事 の監督に関すること
- 2 市町村補助事業に対する技術指導等に関すること。
- 3 道路災害に関すること。

- 1 街路、公園等の調査、設計及び工事の監督に関すること。
- 2 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。
- 3 都市災害、公園災害に関すること。

- 1 港湾、空港、河川、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策、海岸等の調査、 設計及び工事の監督に関すること。
- 2 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。
- 3 港湾災害、空港災害、河川災害、海岸災害に関すること。

- 1 建築基準法、建築士法、宅地建物取引業に関すること。
- 2沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。
- 3 開発行為及び宅地造成工事の規則等に関すること。
- 4 都市計画区域、都市計画事業及び風致地区等における建築等の規 則に関すること。

#### TOTAL ELECTRIC

- 1 道路、港湾、空港の工事に係る用地買収、登記及び地上物件の除却 による補償に関すること。 2 用地取得に伴う登記及び権利関係の調整に関すること。
- 3 市町村補助事業に対する事務指導に関すること。

#### 可用器商用地研

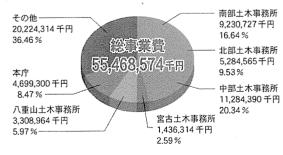
- 1 河川、都市計画の工事に係る用地買収、登記及び地上物件の除却 による補償に関すること。
- 2 廃川敷の調査等に関すること。
- 3 市町村補助事業に対する事務指導に関すること。

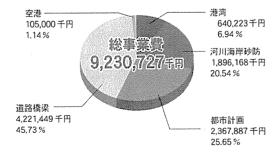
1 ダムの維持に係る調査、設計及び工事の監督に関すること。

(沖縄県HPから)

#### 事業費

- 土木建築部予算に占める南部土木事務所の割合は16.6%である(平成30年度)。ま た, 南部管内事業別予算割合は, 港湾 6.9%, 河川海岸砂防 20.5%, 都市計画 25.6%, 道路橋梁 45.7%, 空港 1.1%である。
- ◆土木建築部に占める事務所別予算割合(平成30年度) ◆南部土木事務所事業別予算割合(平成30年度)





# (2) 南部土木事務所の予算推移

南部土木事務所の予算額は減少傾向にあり、平成 26 年度の 156 億円から、平成 30 年度は 92 億円に減少している。

土木建築部予算に占める南部土木事務所の割合は、平成 26 年度、27 年度は 20%を超えていたが、平成 28 年度から 30 年度は 15%程度となっており、予算額だけでなく予算割合も減少傾向にある。

# 南部土木事務所の年度別事業費(現年度当初予算)

※予算額はあくまでも概数であり、変動する可能性もあります。 単位:千円

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年	F度	平成30年度		
事業別			事業費	前年比	事業費	前年比	事業費	前年比	事業費	前年比	
土木建築部	68,835,320	1.10	67,987,786	0.99	62,297,931	0.92	59,404,419	0.95	55,468,574	0.93	
南部土木合計 (対土建部割合)	15,649,381 (22.7%)	1,06	14.488.604 (21.3%)	0.93	11,438,867 (18.4%)	0.79	9,453,422 (15.9%)	0.83	9,230,727 (16.6%)	0.98	
道路橋梁 (対南部土木合計割合)	6,646,525 (42.5%)	1.15	4,450,650 (30.7%)	0.67	4,889,452 (42.7%)	1.10	4,261,270 (45.1%)	0.87	4,221,449 (45.7%)	0.99	
都市計画 (対南部土木合計割合)	5,034,422 (32.2%)	1.03	5.474.349 (37.8%)	1.09	3,038,739 (26.6%)	0.56	2,017,127 (21.3%)	0.66	2,367,887 (25.7%)	1.17	
河川海岸砂防 (対南部土木合計割合)	2,737,619 (17.5%)	1.22	2.658.381 (18.3%)	0.97	2,334,120 (20.4%)	0.88	1,978,469 (20.9%)	0.85	1,896,168 (20.5%)	0.96	
港湾 (対南部土木合計割合)	1,194,665 (7.6%)	0.73	680,556 (4.7%)	0.57	1,021,556 (8.9%)	1.50	1,101,556 (11.7%)	1.08	640,223 (6.9%)	0.58	
空港(対南部土木合計割合)	36,150 (0.2%)	0.27	1,224,668 (8.5%)	33.88	155,000 (1.4%)	0.13	95,000 (1.0%)	0.61	105,000 (1.1%)	1.11	

# 第2 道路用地班

# 1 用地取得一覧表

•	/11264人门 524人				·			
	予算事業名	事業箇所名	事業費総額 (平成29年度末時 点の予定額で,工 事請負費,用地取	詳細設計業務委託完 了日 (なお,詳細設計業	詳細設計業務委託完了時に想定した用地取得を	用地取得面積 (㎡)		
		·	得費,補償費,委 託料等を含む)	務委託完了日と幅杭 打設日を同じものと 看做す)	実施する期間(年度)	取得予定 面積	取得済面 積	
1	社会資本整備総合交付金事業費(道路)	那覇北中城線		,				
2	社会資本整備総合交付金事業費(道路)	宜野湾南風原線(崎 山~兼城)	12, 601, 000, 000	Н15. 7. 23	H14~23	17, 680	17, 578	
3	社会資本整備総合交 付金事業費(道路)	東風平豊見城線	22, 023, 000, 000	Н11.3.15	H10~19	106, 463	104, 375	
4	社会資本整備総合交 付金事業費(道路)	豊見城糸満線						
5	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	国道507号線(八重 瀬道路)	16, 188, 000, 000					
6	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	宜野湾南風原線(喜 屋武)	5, 000, 000, 000	H24. 3. 30	H23~30	14, 093	5, 097	
'	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	奥武山米須線	7, 712, 000, 000	H23. 3. 25	H23~30年代	16, 251	15, 570	
-	沖縄振興公共投資交付金事業費(道路)	糸満与那原線(山城 ~喜屋武)	2, 200, 000, 000	Н22. 9. 6	H20~26	75, 880	18, 504	
9	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	糸満与那原線(喜屋 武〜真栄里)	1, 291, 000, 000	H22. 9. 6	H20~26	49, 231	40, 799	
10	沖縄振興公共投資交付金事業費(道路)	久米島一周線	988, 000, 000	H23. 2. 28	H23~30年代	7, 288	7, 035	
11	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	糸満具志頭線	1, 194, 000, 000	Н16. 8. 31	H15~20	20, 780	20, 780	
12	沖縄振興公共投資交 付金事業費(道路)	糸満与那原線(東風 平~屋宜原)						
13	道路防災保全事業	南風原知念線						
14	道路防災保全事業	玉城那覇自転車線	1,000,000,000	H22. 2. 26	H2~11	6, 415	5, 423	
15	公共交通安全事業	久米島空港真泊線	542, 000, 000	H24. 3. 30	H25∼34	609	504	
16	公共交通安全事業	糸満具志頭線(新 垣)	76, 400, 000	H28. 10. 18	H28~31	206	. 199	
17	公共交通安全事業	県道17号線	52, 900, 000	H24. 3. 30	H25∼32	14	14	
18	公共交通安全事業	道路付属設置道路						
19	県単道路維持費	未買収						
20	県単交通安全調査事 業費							
	事業費総額	頁 計	70, 868, 300, 000					

	用地取得筆数		完了日	計業務委託 後3年内に 至った件数	3年を超え4		詳細設計業務委託 完了日後4年を超 え5年内に契約に 至った件数		詳細設計業務 委託完了日後 5年を超6年 内に契約に 至った件数		詳細設計業務 委託完了日後 6年を超えて 契約に至った 件数		収用規決請	
未取得面積	取得予 定筆数	取得済 筆数	未取得筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	件数
用地業務なし														
102	162	161	1	40	3, 837	26	2, 909	33	4, 428	20	1,916	42	4, 488	0
2, 088	357	347	10	54	13, 836	22	7, 254	15	3, 943	8	1, 947	248	77, 395	0
用地業務なし														
公 社														
8, 997	103	44	59	33	3, 853	5	888	5	308	1	48	0	0	0
682	144	137	7	18	4, 288	49	4, 125	38	4, 300	29	2, 521	3	335	0
57, 376	288	91	197	46	10, 458	1	169	19	4, 836	8	1, 782	17	1, 260	0
8, 432	200	167	33	42	10, 678	38	9, 556	44	12, 667	28	4, 936	15	2, 963	0
253	26	23	3	17	6, 513	3	233	. 1	207	1	4	1	78	0
0	112	112	0	79	15, 926	8	2, 055	8	903	1	399	16	1, 497	0
用地業務なし														
992	96	74	22	0	0	7	387	33	1, 534	14	906	20	2, 595	0
105	27	21	6	19	494	0	0	2	10	0	0	0	0	0
8	9	8	1	8	199	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0
0	1	1	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0

# 用地業務なし

## 2 組織配置

道路用地班の職員は、班長以下常勤職員が10名、非常勤職員のうち用地補償員が9名、用地事務員が2名である。用地補償員は、常勤職員とペアとなって用地交渉等の業務を行い、用地事務員は用地事務支援システムの入力等を行っている。

# 3 所掌業務

道路用地班においては、主に道路の工事に係る用地の買収及び関連する業務を所掌しており、具体的な所掌業務は以下のとおりである。

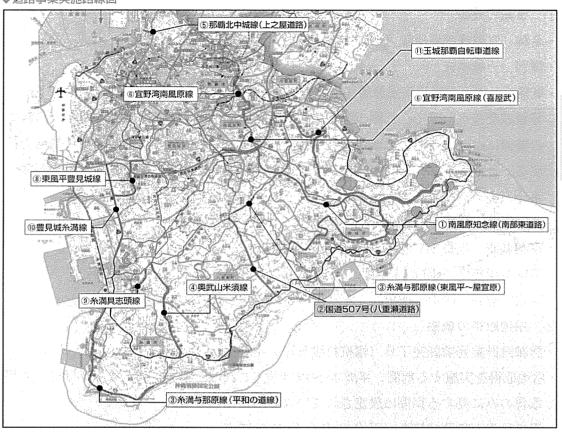
- ・道路,港湾,空港の工事に係る用地買収,登記及び地上物件の除却による補償に関すること。
- ・廃道の調査に関すること。
- ・市町村補助事業に対する事務指導に関すること。

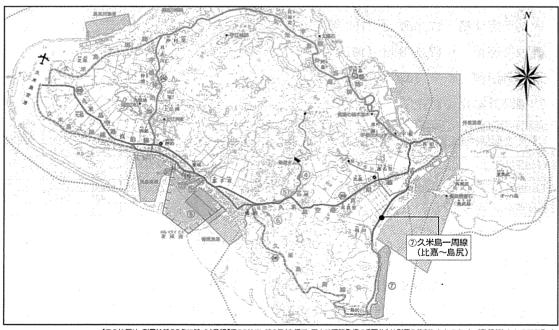
# 4 道路事業実施路線

南部土木事務所道路用地班において平成 29 年度に用地取得を伴う道路事業を行ったのは, 宜野湾南風原線(崎山~兼城), 東風平豊見城線, 宜野湾南風原線(喜屋武), 奥武山米須線, 糸満与那原線(山城~喜屋武), 糸満与那原線(喜屋武~真栄里), 久米島一周線, 糸満具志頭線, 玉城那覇自転車線, 久米島空港真泊線, 糸満具志頭線(新垣), 県道 17 号線である。

上記各路線のうち,監査人においてヒアリングを行った宜野湾南風原線(崎山~兼城), 東風平豊見城線について以下で検討する。

#### ◆道路事業実施路線図





「この地図は、測量法第29条に基づく承認「平28沖複、第9号」を得て、国土地理院発行の5万分1地形図を複製したものを、(一部)転載したものである。」

(沖縄県HPから)

### 5 宜野湾南風原線(崎山~兼城)

### (1) 事業の概要

- ·名称 宜野湾南風原線(県道 241 号線)
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 宜野湾南風原線(崎山~兼城)は、那覇糸満線新川交差点から、国道 329 号兼城交差点に至る、那覇市街地と南風原町を連結する重要な区間である。当該地区の整備により、交通量の増加の著しい那覇市及びその周辺の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、平成 18 年 4 月に開院した沖縄県立南部医療センター・こども医療センターへのアクセス向上を図るものである。
- ·事業箇所 那覇市首里崎山町~南風原町兼城
- ・事業概要 延長 1,780m 幅員 30m (4 車線)
- · 事業着手年度 平成 14 年度
- · 事業費総額 約 126 億円

### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 15 年 7 月 23 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 14~23 年度 (これは工事を含めた事業期間であり用地 取得のみに要する期間は設定されていない)
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 17,680 m (162 筆)

既取得面積 17,578 m² (161 筆)

未取得面積

102 m² (1 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	責·筆数	取得法	<b>斉面積・割合・</b> 累	積割合	取得	斉筆数·割合	・累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			3,837.04	21.70	21.70	40	24.69	24.69
3年超4年以内	4.		2,909.46	16.46	38.16	26	16.05	40.74
4年超5年以内	47.070.00	400	4,428.04	25.05	63.20	33	20.37	61.11
5年超6年以内	17,679.92	162	1,915.89	10.84	74.04	20	12.35	73.46
6年超			4,487.72	25.38	99.42	42	25.93	99.38
未取得面積(㎡)・筆数			101.77			1		

### (3) 検討

監査において、本路線の詳細設計業務が完了した平成15年当時に、用地取得に要するものとして想定していた期間について回答を求めたが、詳細設計業務完了時点において用地取得に要する期間の計画はなく、あるとすれば工事を含めた事業期間であるとの回答であった。南部土木事務所の河川都市用地班や他の土木事務所においても、詳細設計業務完了当時に、一応は用地取得に要する期間の計画が立てられており(その後当該期

間が延期されることはあるが), 当初から用地取得に要する期間を設定していないとすれば, 本路線では計画的な用地取得がなされていないことになり適切ではない。

また, 平成 15 年当時には, 平成 23 年度までに工事も含めて完了する予定であったが, 平成 29 年度においても未取得となっている用地が存在しており, 遅れが顕著であると評価せざるを得ない。

さらに、本路線においては県の事務マニュアル第 10 章の用地アセスメントは実施されていない。

なお,現在未取得として残っている1筆については,平成30年4月に事業認定がなされ,収用裁決申請に向けた手続きが取られており、この点は評価できる。

### 6 東風平豊見城線

### (1) 事業の概要

- ·名称 東風平豊見城線(県道 249 号線)
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 東風平豊見城線は、国道 507 号東風平地区を起点とし、主要地方道奥武山米須線との上田交差点を経由して、国道 331 号豊見城道路との交差点を終点とする道路である。そのうち、豊見城市上田から同市豊崎区間は、豊見城市の区画整理事業や商業施設の建設が進み、重要な区間となっている。当該区間の 4 車線拡張整備により、那覇圏域と南部圏域を連結し、円滑な物流ネットワークを構築し、経済の発展に寄与するとともに、両圏域の慢性的な渋滞の緩和を図るものである。
- ・事業箇所 豊見城市上田~豊崎
- 事業概要 延長 4,670m 幅員 30m (4 車線)
- · 事業着手年度 平成 10 年度
- · 事業費総額 約 220 億 2300 万円

## (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 11 年 3 月 15 日
- ・用地取得を実施する期間 平成10~19年度(これは工事を含めた事業期間であり用地 取得のみに要する期間は設定されていない)
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 106,463 m² (357 筆)

既取得面積 104, 375 m² (347 筆)

未取得面積 2,088 m² (10 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面积	責・筆数	取得流	音面積・割合・累	積割合	取得済筆数・割合・累積割合			
打設日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合	
3年以内			13,835.70	13.00	13.00	54	15.13	15.13	
3年超4年以内			7,254.08	6.81	19.81	22	6.16	21.29	
4年超5年以内	100 100 00	0.53	3,943.48	3.70	23.51	15	4.20	25.49	
5年超6年以内	106,463.00	357	1,947.15	1.83	25.34	8	2.24	27.73	
6年超			77,394.76	72.70	98.04	248	69.47	97.20	
未取得面積(m)·筆数			2,087.83			10			

### (3) 検討

監査において、本路線の詳細設計業務が完了した平成11年当時に、用地取得に要する ものとして想定していた期間について回答を求めたが、詳細設計業務完了時点において 用地取得に要する期間の計画はなく、あるとすれば工事を含めた事業期間であるとの回 答であった。南部土木事務所の河川都市用地班や他の各土木事務所においても、詳細設 計業務完了当時に、一応は用地取得に要する期間の計画が立てられており(その後当該期間が延期されることはあるが)、当初から用地取得に要する期間を設定していないとすれば、本路線では計画的な用地取得がなされていないことになり適切ではない。

また, 平成 11 年当時には, 平成 19 年度までに工事も含めて完了する予定であったが, 平成 29 年度においても未取得となっている用地が存在しており, 遅れが顕著であると評価せざるを得ない。

なお,本路線においては県の事務マニュアル第 10 章の用地アセスメントは実施されていない。

### 7 指摘・意見

上記5,6の検討を踏まえ、指摘・意見は以下の通りである。

(1) 指摘

なし

(2) 意見

# ア 用地取得計画の策定

上記 5, 6 で検討したとおり,詳細設計業務完了時点において,用地取得に要する期間の計画がなかった。計画がなければ,ある時点の用地取得の程度が,進んでいるのか,遅れているのかの判断にも支障をきたすものと考えられ,工事を含む事業全体の遅れにもつながるものと考えられる。

イでも述べるように,詳細設計業務完了時点(幅杭打設時点)は,収用手続きに移行するタイミングの参考になる時点であり,この時点において用地取得に要する期間を想定する必要があると考える。

#### 意見

詳細設計業務完了時点において,用地取得に要する期間の計画を策定すべきである。

# イ 適期申請ルール

平成 15 年 12 月 16 日,沖縄地区用地対策連絡会において,「事業認定の申請は,当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし,原則として,一の事業認定申請単位における用地取得率が 80 パーセントとなった時,又は用地幅杭の打設から 3 年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに,収用手続に移行するものとする」とのいわゆる「適期申請ルール」についての申し合わせがなされている。

もっともヒアリングにおいては、適期申請ルールについて抽象的に知っていても、国の基準であって県には関係のないルールであるとの誤解が見受けられた。また、上記5、6で検討した路線では詳細設計業務完了時点において用地取得に要する期間の計画がなく、「用地幅杭の打設から3年」という適期申請ルールが意識されているとは言い難い状況にあった。さらに、5の路線では今後収用手続きに移行する予定であるものの、詳細設計業務完了から約15年を経過しており、「用地幅杭の打設から3年」とは大きな乖離がある。

確かに、「適期申請ルール」は第一次的には国の事業についての準則であるが、上記の沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ等を通じて県の準則としての意味も有するものであるから、今後は、今以上に適期申請ルールを意識した用地取得を実施すべきであると考える。

### 意見

適期申請ルールについては、一層の周知を徹底すべきである。また、適期申請ルールについては、画一的適用はできないとしても、用地取得の重要な準則として用地取得業務の計画から実施の全般において、十分配慮して業務を行うべきである。

### ウ 用地アセスメント

県の事務マニュアル第 10 章では、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実施するため、用地取得マネジメントの流れとして、①第1 用地アセスメント(ルート決定前)、②第2 用地アセスメント(ルート決定後)、③用地取得工程管理計画の実施、④用地取得工程管理計画に基づく用地取得の推進の4段階で行う旨記載されている。

しかしながら、5、6で指摘したとおり、①、②いずれの用地アセスメントも行われておらず、網羅的な用地リスクの管理や、予定された用地取得実施期間の終期を見据えた具体的な工程管理が行われているとは言い難い状況にある。

よって、事務マニュアル第10章が規定する用地アセスメントの実施について検討すべ

きである。

# 意見

事務マニュアル第10章が規定する用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントの実施を検討すべきである。

# 第3 河川都市用地班

# 1 用地取得一覧表

-	711-11-11 36-12						
	予算事業名	事業箇所名	事業費総額 (平成29年度末時点の 予定額で、工事請負	詳細設計業務委 託完了日 (なお,詳細設	詳細設計業務委託 完了時に想定した		枚得面積 ĺ㎡)
	J. 乔····································	ず水園川41	費、用地取得費、補償 費、委託料等を含む)	計業務委託完了 日と幅杭打設日 を同じものと看 做す)	用地取得を実施する期間 (年度)	取得予定 面積	既取得 面積
1	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	· 龍潭線	10, 317, 198, 000	1工区 H12.3.20 2工区	1工区 H13~17 2工区 H19~23	4, 948	4, 863
				H18. 3. 25	うち2工区の南部 土木事務所分	102	102
2	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	<b>永満与那原線</b>	7, 422, 314, 000	H22. 3. 26	H23∼26	9, 441	7, 714
	3			2工区	2~4 工区 合計	44, 578	41,005
3	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	豊見城中央線外 1 線	18, 290, 992, 000	H15.3 3工区 H18.3.24 4工区	2工区 H16~18 3工区 H19~23		
				H22. 2. 19	4工区 H23~26	20, 862	0
4	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	小禄名嘉地線外1 線	2, 776, 257, 000	H15. 3. 25	H16~20	2, 056	1, 991
5	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	仲井真津嘉山線	512, 400, 000	Н23. 3. 28	H24~25	952	920
6	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	那覇内環状線(那 覇大橋)	4, 768, 022, 000	H25. 3. 29	H26~29	124	81
7	沖縄振興公共投資交付 金事業費(街路)	小禄名嘉地線	1, 541, 496, 000	Н14.3	H15∼19	3, 227	3, 227
8	県単街路事業費	糸満与那原線	39, 000, 000		H29	0. 26	0. 26
1	県単街路管理費	真地久茂地線					
10	沖縄振興公共投資交付 金事業費 (河川)	安謝川	19, 800, 000, 000	H24. 2. 17 (H26. 7. 22)	H27~34	2, 950	1, 058
11	沖縄振興公共投資交付 金事業費(河川)	安里川	38, 700, 000, 000		H22~29	910	910
12	社会資本整備総合交付 金	国場川	39, 300, 000, 000	H25. 3. 30	H25∼33	5, 807	2, 663
13	自然災害防止事業費	渡嘉敷川	698, 150, 796		H29	0	0
14	一般河川改修事業費	報得川					<del></del> 1
15	海岸・砂防維持費	伊原地区	11, 216, 239	H20. 2. 29	H23~30	3, 982	3, 954
16	地すべり対策事業費	糸満市兼城		····			
	事業費総額	計	144, 177, 046, 035				

	用力	地取得筆	至数	完了日	計業務委託 後3年内に 至った件数	委託完 3年を 年内に	計業務 了日を4 契約に 契約に た件数	完了日 え5年	計業務委託 後4年を超 内に契約に った件数	委託完 5年を 内に	計業務 了日後年 超6年 契約に た件数	委託完 6 年を 契約に	計業 発 日 え つ た 数	裁決問款
未取得面積	取得予 定筆数	既取得 筆数	未取得筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	件数
85	145	144	1	34	1, 072	33	1, 627	18	745	15	461	44	958	0
0	3	3	0					1	57	1	23	1	22	
1, 727	159	129	30	85	6, 024	8	447	14	495	11	349	11	398	0
3, 573	415	381	34	63	4, 512	43	2, 958	30	2, 792	51	3, 715	194	27, 028	0
					算出困	難								0
					算出困	難								0
20, 862	143	0	143	51	6, 908	26	5, 696	20	378	3	293	6	1, 002	0
65	78	77	1	13	562	6	323	11	463	13	524	34	118	0
32	11	6	5	6.	920	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	5	3	2	0	0	0	0	0	0	3	81	0	0	0
0	92	92	0	26	692	9	175	4	66	8	206	45	2, 089	0
	2	2												0
用	地業務	多なし												J
1, 892	31	• 11	20	11	1, 058	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	38	38	0	6	93	6	93	6	93	9	203	11	429	2
3, 144	24	17	7	3	580	4	510	5	633	3	281	2	658	0
	0	0												0
用地業務なし														
29	32	24	3	0	0	14	2, 121	0	0	11	1, 441	4	391	0
用:	地業務	多なし												

## 2 組織配置

河川都市用地班の職員は、班長以下常勤職員が9名、非常勤職員のうち用地補償員が 7名、用地事務員が3名である。用地補償員は、常勤職員とペアとなって用地交渉等の 業務を行い、用地事務員は用地事務支援システムの入力等を行っている。

### 3 所掌業務

河川都市用地班においては、主に街路の工事に係る用地の買収及び関連する業務を所 掌しており、具体的な所掌業務は以下のとおりである。

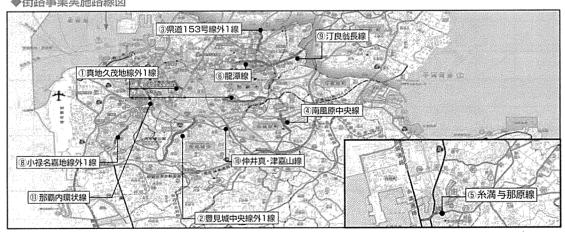
- ・河川、都市計画の工事に係る用地買収、登記及び地上物件の除却による補償に関す ること。
- ・廃河川の調査等に関すること。
- ・市町村補助事業に対する事務指導に関すること。

### 4 道路事業実施路線

南部土木事務所河川都市用地班において平成29年度に用地取得を伴う事業を行っ たのは、龍潭線、糸満与那原線、豊見城中央線外1線、小禄名嘉地線外1線、仲井間 津嘉山線, 那覇内環状線 (那覇大橋), 小禄名嘉地線, 糸満与那原線, 安謝川, 安里川, 国場川、渡嘉敷川、伊原地区の海岸・砂防維持事業である。

上記各路線のうち、監査人においてヒアリングを行った糸満与那原線、小禄名嘉地 線外1線について以下で検討する。

### ◆街路事業実施路線図



「この地図は、測量法第29条に基づく承認「平28沖複、第9号」を得て、国土地理院発行の5万分1地形図を複製したものを、(一部)転載したものである。」

(沖縄県HPから)

## 5 糸満与那原線

### (1) 事業の概要

- · 名称 糸満与那原線(県道77号線)
- ・事業の目的 糸満与那原線は、糸満市中心市街地から東側へ放射し、国道 331 号と国 道 329 号を連結する幹線街路で、南部地区から空港・港湾・那覇市街地へ向かう国道 331 号バイパスへのアクセス道路として南部地域の一体的発展を図る幹線道路である。 沿線には商店街が形成され、小学校等の文教施設が立地し通学路にもなっているが、 現道には十分な歩道がなく通学時及び日常生活において危険が状況にあるとともに、 近くに糸満工業団地もあるため、朝夕のラッシュ時には交通渋滞をきたしている。 交 通渋滞を解消し、ゆとりある幅員の歩道設置による歩行者空間の形成及び市街地の活 性化を図ることが本路線を整備する目的である。
- ・事業箇所 糸満市糸満~照屋
- ・事業概要 延長 970m 幅員 20~23m (2 車線)
- ·事業着手年度 平成 20 年度
- · 事業費総額 約74億2200万円

### (2) 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成22年3月26日
- ・用地取得を実施する期間 平成 23~26 年度
- ・用地取得面積及び筆数 (平成29年3月31日時点)

取得予定面積 9,441 m² (159 筆)

既取得面積 7,714 m² (129 筆)

未取得面積 1,727 m² (30 筆)

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭	取得予定面和	貴·筆数	取得法	年面積・割合・昇	限積割合	取得	斉筆数 割合	•累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積(m)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			6024	63.81	63.81	85	53.46	53.46
3年超4年以内			447	4.73	68.54	8	5.03	58.49
4年超5年以内	9441	159	495	5.24	73.78	14	8.81	67.30
5年超6年以内	3441	159	349	3.70	77.48	11	6.92	74.21
6年超			398	4.22	81.70	11	6.92	81.13
未取得面積(m)·筆数			1727			30		

### (3) 検討

本路線においては、詳細設計業務が完了した平成22年当時には、平成23~26年度にかけて用地取得を完了させることを見込んでいた。しかしながら、平成26年度末の進捗率は7割程度(面積で73.8%,筆数で67.3%)であり、当初の計画に照らして順調な用地取得がなされているとは言い難い。

また,詳細設計業務が完了した平成22年当時には,平成26年度までに用地取得を完了する予定であったが,平成29年度においても未取得となっている用地が存在しており,遅れが顕著であると評価せざるを得ない。

さらに、本路線においては県の事務マニュアル第 10 章の用地アセスメントは実施されていない。

## 6 小禄名嘉地線外 1 線

### (1) 事業の概要

- ·名称 小禄名嘉地線外1線(県道62号線)
- ・事業の目的 小禄名嘉地線外 1 線は、県道 7 号線バイパスと国道 331 号を結び観光客 を瀬長島から旧海軍司令部壕、漫湖、アウトレットモール等へ連絡する幹線街路であ る。現道は約 10 mと幅員が狭く、バス路線にも関わらず歩道もないため歩行者にとっ て危険な状況である。また、起点側の小禄交差点は、朝夕の交通渋滞が著しいため、 本路線の整備により渋滞を緩和し、快適な居住環境の形成を図ることが目的である。
- ·事業箇所 那覇市小禄~宇栄原
- ・事業概要 延長 1,300m 幅員 13m (2 車線)
- ·事業着手年度 平成 14 年度
- · 事業費総額 約27億7600万円
- (2) 用地取得の概要
- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 15 年 3 月 25 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 16~20 年度
- ・用地取得面積及び筆数(平成29年3月31日時点)

取得予定面積 2,056 m² (78 筆)

既取得面積 1,991 m² (77 筆)

未取得面積 65 m² (1 筆)

. , ,

・詳細設計業務委託完了日から契約までの期間

詳細設計業務委託完了日(幅杭 ]	取得予定面积	責・筆数	取得涉	・ 割合・ 第	<b>環積割合</b>	取得	斉筆数・割合	*累積割合
打設日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積(m)	割合(%)	累積割合	筆数	割合(%)	累積割合
3年以内			562	27.33	27.33	13	16.67	16.67
3年超4年以内			323	15.71	43.04	6	7.69	24.36
4年超5年以内	2056	78	463	22.52	65.56	11	14.10	38.46
5年超6年以内	2036	78	524	25.49	91.05	13	16.67	55.13
6年超			118	5.74	96.79	34	43.59	98.72
未取得面積(m)·筆数			65			1		

### (3) 検討

本路線においては、詳細設計業務が完了した平成 15 年当時には、平成 16~20 年度にかけて用地取得を完了させることを見込んでいた。しかしながら、平成 20 年度末までに取得した筆数は 6 割未満(面積で 91%,筆数で 55.1%)であり、当初の計画に照らして順調な用地取得がなされているとは言い難い。

また,詳細設計業務が完了した平成 15 年当時には,平成 20 年度までに用地取得を完了する予定であったが,平成 29 年度においても未取得となっている用地が存在しており,遅れが顕著であると評価せざるを得ない。

さらに、本路線においては県の事務マニュアル第 10 章の用地アセスメントは実施されていない。

## 7 指摘・意見

上記5.6の検討を踏まえ、指摘・意見は以下の通りである。

(1) 指摘

なし

(2) 意見

## ア 適期申請ルール

平成 15 年 12 月 16 日,沖縄地区用地対策連絡会において,いわゆる「適期申請ルール」 という)についての申し合わせがなされている。

もっともヒアリングにおいては、適期申請ルールについて抽象的に知っていても、国の基準であって県には関係のないルールであるとの誤解が見受けられた。また、上記5の事業では、当初の用地取得計画自体が幅杭打設から用地取得完了まで約5年(上記6の事業では約6年)を予定しているように、「用地幅杭の打設から3年」という適期申請ルールが意識されているとは言い難い状況にあった。さらに、適期申請ルールでは「用地取得率が80パーセントとなった時」に収用手続きに移行することとされているが、県の担当職員の間では収用手続きは最後の最後の手段であると認識されており、この点においても適期申請ルールと実態との間には大きな乖離があった。

確かに、「適期申請ルール」は第一次的には国の事業についての準則であるが、上記の沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ等を通じて県の準則としての意味も有するものであるから、今後は、今以上に適期申請ルールを意識した用地取得を実施すべきであると考える。

### 意見

適期申請ルールについては、一層の周知を徹底すべきである。また、適期申請ルールについては、画一的適用はできないとしても、用地取得の重要な準則として用地取得業務の計画から実施の全般において、十分配慮して業務を行うべきである。

#### イ 用地アセスメント

県の事務マニュアル第 10 章では、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実施するため、用地取得マネジメントの流れとして、①第1 用地アセスメント (ルート決定前)、②第2 用地アセスメント (ルート決定後)、③用地取得工程管

理計画の実施、④用地取得工程管理計画に基づく用地取得の推進の4段階で行う旨記載されている。

しかしながら、5、6で指摘したとおり、①、②いずれの用地アセスメントも行われておらず、網羅的な用地リスクの管理や、予定された用地取得実施期間の終期を見据えた具体的な工程管理が行われているとは言い難い状況にある。

よって,事務マニュアル第10章が規定する用地アセスメントの実施について検討すべきである。

### 意見

事務マニュアル第 10 章が規定する用地アセスメントの周知の徹底を図るとともに、事 案の適否を検討して、適切な事案については積極的に用地取得アセスメントの実施を検 討すべきである。

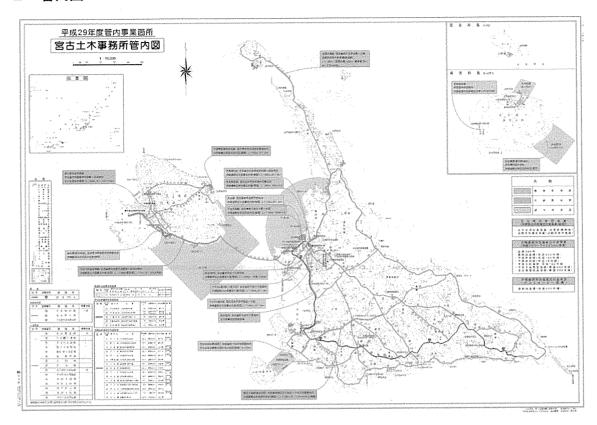
# 第5章 宮古土木事務所

# 1 用地取得一覧表

		予算事業名	・ 事業簡所名	負費,用地取得費,	委託完了日と幅杭打	詳細設計業務委託 完了日に想定した 用地取得を実施す る期間	ŗ	用地取得面积 (㎡)	E-1
				補償費,委託料等を 含む)	設日を同じものと看 做す)	(年度)	取得予定面 積	取得済面積	未取得面積
		沖縄振興公共投資交付金(道路)	平良下地島空港線(橋 詰め広場)	630, 000, 000	H29. 6. 30	H28~29	7, 363	7, 363	0
		沖縄振興公共投資交付 金 (街路)	市場通り線(西仲宗根)	887, 470, 000	H24. 3. 27	H25∼30	4, 137	2, 609	1, 528
	3	沖縄振興公共投資交付 金(街路)	マクラム通り線	5, 722, 000, 000	Н22, 12, 10	H23~30	2, 574	1, 652	922
Ī	4	公共交通安全事業	長山港佐良浜港線	250, 000, 000	H26. 1. 27	H25∼29	1, 211	1, 211	0
	ō	無電柱化推進事業 (要 請者負担方式)	国道390号					T	
ı	6	県単道路維持費	県道平良新里線	502, 260		H29	304. 4	304. 4	
İ	7	県単道路維持費	国道390号	596, 224		H29	184. 02	184. 02	
ı		事業費総額	計	7, 490, 568, 484					

F	用地取得筆数		日 (幅杭打 年内に契約	細設計業務委託完了 (幅杭打設日)後3 「内に契約に至った件 数		日(幅杭打設日)後3		日(幅杭打設日)後4		詳細設計業務委託完了 日(幅杭打設日)後5 年を超6年内に契約に 至った件数		詳細設計業務委託完了 日 (幅抗打設日) 後6 年を超えて契約に至っ た件数	
取得予定筆 数	契約済(取 得済)筆数	未契約(未 取得)筆数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	
6	6	0	6	7, 363	0	0	0	0	0	0	C	0	0
42	26	16	16	2, 078	4	385	6	147	0	0	C	0	0
45	30	15	23	1, 266	1	38	2	131	3	202	1	15	0
12	12	0	12	1, 211	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用地業務なし													
2	2												0
1	11												] 0

# 2 管内図



(沖縄県HP「土木建築部 宮古土木事務所」から)

# 3 事務分掌

班名等	主な事務分掌
	・庶務・経理に関すること
	・入札及び契約に関すること
総務用地班 	・建設業法に関すること
	・公共土木工事に伴う用地買収,移転補償及び登記に関すること
	・道路,港湾,河川海岸等の維持管理に関すること
<i>04</i> 4-1-22 TH TIT	・道路等の占有又は使用の許可及び承認工事等の許可に関する
維持管理班	こと
	・屋外広告物等に関すること
	・道路新設・改良・舗装工事等の設計及び工事の監督等に関する
道路整備班	こと
	・橋梁補修工事に関すること

	・街路事業等の調査, 設計及び工事の監督等に関すること
都市港湾班	・公園, 空港, 港湾, 海岸, 砂防事業等の調査, 設計及び工事の監督
	等に関すること
	・建築基準法・建築士法・宅地建物取引法及び都市計画法に
建築班	関すること
	・県有建築工事の調査, 設計, 監督に関すること

(「沖縄県土木建築部 宮古土木事務所 平成29年度事業概要」から)

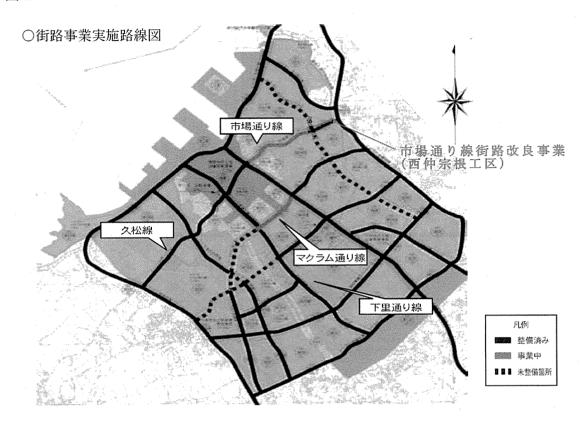
# 4 予算推移(単位:千円)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
道路	6,849,243	5,858,395	4,016,783	3,787,229	1,530,100	1,587,696	884,380
都市計画	677,000	515,200	408,000	510,870	575,800	162,100	138,200
港湾	217,473	40,720	568,000	44,000	82,000	299,000	227,750
空港	45,000	23,538	27,860	39,760	31,130	37,600	14,000
公園	0	0	0	0	0	0	131,475
海岸	0	35,000	39,600	0	0	0	0
総額	7,788,716	6,472,853	5,060,243	4,381,859	2,219,030	2,086,396	1,395,805

(「沖縄県土木建築部 宮古土木事務所 平成29年度事業概要」から)

## 5 街路事業の内容

### 図 1



(沖縄県HP「土木建築部 宮古土木事務所」から)

平成29年度に行っている用地取得を伴う事業は、平良下地島空港線(橋詰め広場)、市場通り線(西仲宗根)、マクラム通り線、長山港佐良浜港線、県道平良新里線、国道390号の街路事業等である。上記各路線等のうち、監査人においてヒアリングを行った市場通り線(西仲宗根)、マクラム通り線について以下で検討する。

### (1) 市場通り線街路改良事業(西仲宗根工区)

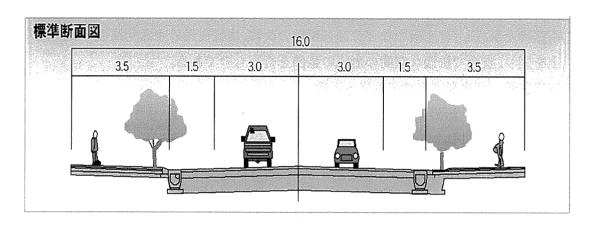
### ア 事業の概要

- · 名称 保良西里線(県道83号線)
- 種別 主要地方道
- ・事業の目的 当該路線は沿道に住宅地が形成され,周辺に学校施設があるため通学路 として指定されている。また,現況は道路幅員が狭く,歩車道が分離されていないため 危険な状況にある。

本事業は、宮古島市中心商店街の再生と将来の都市構造の中核を担い、安全で快適な都

市空間の形成を図るため、市北の郊外から中心市街地へアクセスする幹線道路として整備するものである。

- · 事業箇所 宫古島市平良字西仲宗根
- ・事業位置図 前記図1 ○街路事業実施路線図のとおり
- ・事業概要 延長約630m (市道取付込)幅員16m
- •道路規格 4種2級
- · 設計速度 40km/h



(沖縄県HP「土木建築部 宮古土木事務所」から)

- ·事業着手年度 平成 22 年度
- ・事業期間 平成22年度~平成31年度
- ·事業費総額 約8億9000円

用地取得費(計画) 1 億 1111 万 7000 円 (構成割合約 12.5%=計画/事業費総額) 用地取得費(実施) 8489 万 3250 円 (進捗率約 76.4%=実施/計画)

### イ 用地取得の概要

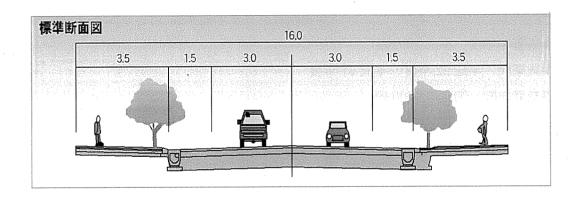
- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設) 平成24年3月27日
- ・用地取得を実施する期間 平成 25 年度~平成 30 年度
- ·用地取得状況(平成30年3月31日現在)

	取得予	定面積・筆数	取得	済面積・割合・累積	資割合	取得法	筆数・割合・	累積割合
詳細設計業務委託完了日 (幅抗打設 日) から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			2, 078	50. 23	50, 23	16	38. 10	38. 10
3年超4年以内			385	9. 30	59. 53	4	9. 52	47.62
4年超5年以内	4, 137, 00	42	147	3. 54	63. 07	6	14. 29	61.90
5年超6年以内	4, 137.00	42	0	0.00	63.07	0	0.00	61.90
6 年超			0	0.00	63.07	0	0.00	61.90
未取得面積(m)・筆数			1, 528			16		

### (2) マクラム通り線街路改良事業

#### ア 事業の概要

- 名称 高野西里線(県道 243 号線)
- · 種別 一般県道
- ・事業の目的 当該路線は宮古島市の中心市街地に位置し,平良港と市街地を結ぶ陸上交通の大動脈である。旧平良市内を南北に縦貫する幹線道路の一つで,下里通り,西里通りに連結し,沿道は商店街を形成している。近隣する学校,市役所,病院へアクセスする交通路として旧来より市民の生活道路として利用されているが,車両通行量に比較し,現道は歩道もなく幅員も狭隘であるため交通安全性の面で問題となっている。このため旧規格の街路構造を改良することにより,市街地における機能的な格子状の街路網を形成し,渋滞緩和など交通利便性の改善,地域住民の生活利便性・快適性の向上を図り,安全で快適な空間の形成の整備を行うものである。
- 事業箇所 宮古島市平良字西里~下里
- ・事業位置図 前記図1 ○街路事業実施路線図のとおり
- · 事業概要 延長約 340m 幅員 16m
- ·規格 4種2級
- ·設計速度 40km/h



(沖縄県HP「土木建築部 宮古土木事務所」から)

- ·事業着手年度 平成 21 年度
- ·事業期間 平成 21 年度~平成 31 年度
- 事業費総額 約57億円
   用地取得費(計画)4億1100万円(構成割合約7.2%=計画/事業費総額)
   用地取得費(実施)1億2543万9792円(進捗率約30.5%=実施/計画)
- イ 用地取得の概要
- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設) 平成 22 年 12 月 10 日

- ・用地取得を実施する期間 平成23年度~平成30年度
- ·用地取得状況(平成30年3月31日時点)

	取得予	定面積・筆数	取得	済面積・割合・累料	資割合	取得済筆数・割合・累積割合			
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合	
3年以内			1, 266	49. 18	49. 18	23	51. 11	51. 11	
3年超4年以内			38	1. 49	50.67	1	2. 22	53. 33	
4年超5年以内	2, 574. 00	45	131	5. 10	55. 78	2	4.44	57. 78	
5年超6年以内	2, 314.00	40	202	7.84	63. 62	3	6.67	64, 44	
6年超			15	0.58	64. 19	1	2. 22	66. 67	
未取得面積(㎡)・筆数			922			15			

#### (3) 検討

ア 近年における,公共事業予算の長期縮減傾向に伴い,重点的かつ効率的な事業実施が 従来にも増して必要となるとともに,事業効果の早期発現が求められている。公共事業に よる効果を早期発現していくためには,事業期間に占めるウエイトが高い用地取得期間 を短縮することが不可欠であり,用地取得を出来る限り,円滑化・迅速化することが社会 経済上,強く求められている。

監査については、土地調査票・土地台帳・契約書などの用地取得に係る確認資料、公共用地取得を伴う事業についての調査票や、総務用地班へのヒアリング等を中心に行った。イ 前記4の宮古土木事務所の予算推移を見ると、平成25年度~平成29年度まで対前年比0.51倍~0.94倍の水準にあり、5期連続で総事業費は減少している。特に平成27年度は、対前年比0.51倍と大幅に減少しており、平成29年度も対前年比0.67倍と、宮古土木事務所管内における事業進捗への影響は深刻である。道路事業費についても、平成25年度から平成29年度までは対前年比0.40倍~1.04倍の水準にあり、平成27年度は対前年比0.40倍と大きく減少したが、平成28年度は対前年比1.04倍を微増している。しかし、平成29年度は対前年比0.56倍となり、総事業費と同様に大きく減少し、下方調整過程にある。

ウ 担当者の話では「県の『用地補償事務マニュアル』第 10 章の用地取得マネジメント 及び用地アセスメントの実施について,市場通り線及びマクラム通り線は既存街路の拡幅であることから,用地アセスメント調査等の重要度が低いため,用地アセスメント実施 はなく,これに係る調書もない。」とのことであった。

工 市場通り線は平成29年度までの用地取得期間(5年)における既取得面積は約2,610㎡(取得率約63%),契約済筆数は26筆(取得率約62%)で,マクラム通り線は平成29年度までの用地取得期間(7年)における既取得面積は約1,652㎡(取得率約64%),契約済筆数は30筆(取得率約67%)と用地取得進捗はいずれも低調である。市場通り線は平成29年度の未契約筆数は16筆で,うち8筆が事業区域内にあるペンション敷地等であり,用地及び物件補償と併せた補償額が高額となることから,事業における最大の難航箇所となっ

ている。マクラム通り線は平成29年度の未契約筆数は15筆で,事業区域内には総額が嵩む事業用不動産が多く,事業における難航箇所は7カ所となっている。近年の地価上昇の影響は今のところ感じられないとのことであるが,用地費及び補償費は高額な場所柄であることを考慮すると予算制限の下,年度ごとの用地取得・物件補償には限界がある。いずれの事業も用地取得に関する全ての工程を総合的に管理し,用地取得の円滑化・迅速化を進める方策として用地取得マネジメントの実施は有用であり,対応を検討すべきである。

オ 市場通り線及びマクラム通り線の進行管理計画書は、関係者以外の開示・提出を前提としていないことから班内、関係者において理解できる程度の簡素な造りとなっている。 年度毎に定期作成の義務がないことから作成日が事業年度と対応していない、数値に一貫性が見受けられない、作成担当者によって内容が変わる可能性がある等資料としての信頼性にやや疑問が残る。進行管理計画書は事業費換算ベースでの進捗管理、用地取得に係る計画や実施、用地交渉における地権者への対応策、業務引き継ぎを行う上で、重要な役割を果たすものと考えられる。事務所内共有データとして、工事担当班、用地担当班連携の上、年度毎に正確な事業費等が記載された進行管理計画書の作成が重要であると考える。

カ 用地取得の進捗状況については、市場通り線は事業地内には埋蔵文化財があり、宮古島市教育委員会の文化財発掘調査の実施期間は不明で、その結果待ちの案件については現在、手続保留の状態にある。なお事業地内には墓地、畑等に関し多数相続が多く、戸籍調査に時間的・経済的な負担を要するなど事務処理に係るマンパワー不足等を抱えている状況にある。マクラム通り線は下里通り及び西里通りに接続する市中心商業地域に所在する。県外・海外在住の地権者や、多数相続が多く、また土地単価への不満、休眠抵当権等の問題など重畳的な特殊事情も認められ、市場通り線と同様、事業は長期化の様相を呈している。

キ 公共事業に係るコスト意識の高まり、経済活性化等の観点から事業効果の早期発現、 事業の進行管理の適正化が求められている背景から国土交通省はいわゆる適期申請ルールの通達を発出し、土地収用法の積極的活用の要請を行っている。

宮古土木事務所では、適期申請の原則ルールは周知されているが、用地取得に係る実務において今のところ収用制度活用の必要性は感じていないとのことであった。このため土地収用法の活用、活用した場合の収用裁決申請等の時期については、厳しい予算制限の下、事業の進捗に応じて、事業班と工事工程の調整を行い、事業終期を勘案して収用裁決申請を検討するとのことである。予算不足の関係もあり、今後も用地取得の遅れが懸念されるところである。



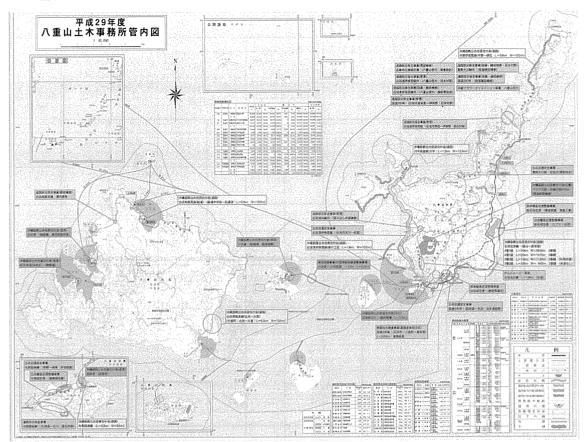
# 第6章 八重山土木事務所

# 1 用地取得一覧表

					······································	<del>,</del>		
	予算事業名	事業箇所名	事業費総額 (平成29年度末時点 の予定額で、工事請 負費、用地取得費、 補償費、委託料等を	詳細設計業務委託 完了日 (なお,詳細設計業 務委託完了日と幅 杭打設日を同じも	詳細設計業務委 託完了時に想定 した用地取得を 実施する期間	用地取得面積 (㎡)		
			含む)	のと看做す)	(年度)	取得予定 面積	取得済面 積	
1	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	石垣港伊原間線	200, 000, 000	Н28. 3. 24	H28∼30	1, 360	484	
2	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	川平高屋線	1, 070, 000, 000	Н18. 2. 24	H18~25	13, 134	13, 134	
	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	川平高屋線		H22. 3. 31	H23~29	8, 851	8, 608	
3	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	石垣空港線	9, 532, 000, 000	Н23. 10. 31	H23~31	76, 596	67, 921	
	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	石垣空港線		Н24. 3. 16	H24~31	59, 560	25, 929	
	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	石垣空港線		H25. 2. 25	H25∼31	112, 716	79, 893	
	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	石垣空港線		Н29. 3. 17	H29~31	13, 599	1, 225	
4	沖縄振興公共投資交付 金(道路)	平野伊原間線	900, 000, 000	H27. 3. 27	H27~30	15, 372	12, 883	
5	県単道路事業費	石垣港伊原間線	228, 904		H29	28	28	
6	県単道路事業費	川平高屋線	12, 418		H29	330	330	
7	公共交通安全事業	与那国島線	94, 375, 000	Н27. 3. 16	H28∼	1, 635	1, 493	
8	公共交通安全事業	富野大川線	4, 124, 000	H27. 3. 25	H28~29	830	830	
9	無電柱化推進事業(要 請者負担方式)	国道390号						
10	県単道路維持費	与那国島線	486, 148		H29	213	213	
11	県単道路維持費	白浜南風見線	6, 526, 645		H29	2, 192	2, 192	
12	県単道路維持費	石垣港伊原間線	646, 483		H29	470	470	
13	沖縄振興公共投資交付 金 (河川)	石垣新川川河川						
14	新石垣空港用益補償事業	新石垣空港進入表面 (権利購入)		H22. 3. 31	H24, 25	217, 795	141, 362	
15	新石垣空港用益補償事業	新石垣空港進入表面 (用地購入)	263, 390, 000	H22. 3. 31	H24, 25	211, 190	64, 366	
16	新石垣空港用益補償事業	新石垣空港転移表面 (権利購入)	203, 390, 000	H24. 3. 28	H24, 25	37, 211	28, 972	
17	新石垣空港用益補償事業	新石垣空港転移表面 (用地購入)		H24. 3. 28	H24, 25	0,,211	0	
	事業費総額	計 計	12, 071, 789, 598					

	用	地取得筆	数	託完了 打設日 内に契	計業務委 日(後3年 約に至っ 件数	託完了! 打設日) を超える 契約に3		契約に当	3(幅杭 後4年 5年内に	完了日 日)後 年内に基	十業務委託 (幅抗打設 5年を超6 契約に至っ 件数	了日(幅も 後6年を起	詳細設計業務委託完 了日(幅杭打設日) 後6年を超えて契約 に至った件数	
未取得面	取得予定筆数	契約済 (取得 済) ン 数	未契約 (未取 得)筆 数	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	
876	9	5	4	5	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	35	35	0	22	10, 837	4	1, 445	1	92	1	71	7	690	0
243	47	46	1	30	5, 640	5	975	6	1, 089	1	212	4	691	0
8, 675	234	213	21	63	12, 446	55	20, 328	31	13, 585	64	21, 562			0
33, 632	62	35	27			4	1, 420	14	14, 069	17	10, 441			0
32, 823	231	161	70	81	43, 512	53	16, 452	27	19, 929					0
12, 373	31	8	23	8	1, 225									0
2, 489	110	97	13	97	12, 883	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 2	1 2	$/\!/$	>	>	$\Rightarrow$	$/\!/$		$/\!/$	$/\!/\!/$	$/\!/$		$/\!/$	. 0
143	22	18	4	18	1, 493	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0
0	7	7	0	7	830	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		用地	業務な	し										
	2	2												0
	4	4	$\overline{}$		$\overline{}$	ightharpoons	//	$\overline{}$	//	$/\!/$	$\longrightarrow$	//	$\overline{}$	0
		用地刻	業務な	l <sub></sub>										Ž
12, 067	84	56	13	22	67, 663	6	12, 280	6	12, 880	9	14, 938	13	33, 602	0
12,001	01	15	10	3	22, 514	7	29, 841	1	2, 049	1	2, 031	3	7, 931	0
8, 239	21	13	8	0	0	0	0	10	19, 271	3	9, 701	0	0	0
0, 200	21	0	O	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 2 管内図



(「平成29年度 八重山土木事務所管内図」から)

# 3 事務分掌

班名等	主な事務分掌
	・庶務に関すること
	・工事及び委託設計の入札及び契約に関すること
	・所内事務の連絡調整に関すること
	・県営住宅の管理に関すること
	・建設業法の施行に係る事務に関すること
総務用地班	・公共土木工事に関する用地買収、登記及び買収に伴う地上
	物件の除去による補償に関すること
	・物件調査委託, 用地補償補助委託, 土地表示に係る用地測量
	委託設計書の作成,審査,監督及び検査に関すること
	・市町村補助事業に対する事務指導に関すること
	・その他, 他班に属しない事項に関すること
	・県道及び知事管理一般国道の維持管理に関すること
	・河川,海岸,港湾,砂防指定地,地すべり防止区域及び急傾斜地
	崩壊危険区域の維持管理に関すること
	・県道及び知事管理一般国道,河川,海岸,港湾の維持工事の
	調査設計及び監督に関すること
	・県道及び知事管理一般国道の舗装補修,交通安全の調査,
	設計及び監督に関すること
	・橋梁補修の調査,設計及び監督に関すること
維持管理班	・委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること
	・道路の占用又は承認工事等の許可に関すること
	・里程及び巾員の証明に関すること
	・屋外広告物及び都市の美観風致に関すること
	・廃道及び廃川敷の調査等に関すること
	・公有水面埋立の調査に関すること
	・災害普及事業の総括に関すること
	・他班の工事検査に関すること
	・土地境界確認に関すること
34 nh +4 144 -4	・道路新設改良,橋梁新設改良,舗装,植樹,タブ関連工事の調査,
直路整備班 	設計及び監督に関すること
道路整備班	<ul><li>・災害普及事業の総括に関すること</li><li>・他班の工事検査に関すること</li><li>・土地境界確認に関すること</li><li>・道路新設改良, 橋梁新設改良, 舗装, 植樹, タブ関連工事の調査,</li></ul>

	・委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること
	・市町村補助事業に対する技術指導に関すること
	・道路災害復旧に関すること
	・他班の工事検査に関すること
	・その他, 道路及び橋梁新設改良等に定める事業等の公共工事に
	関すること
	・河川, 治水ダム, 建設海岸, 砂防, 地すべり, 急傾斜地崩壊対策,
	街路,公園,港湾,空港,港湾海岸,他部関連工事の調査設計及び
	監督に関すること
河川都市港	・委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること
湾班	・市町村補助事業に対する技術指導に関すること
	・河川,海岸,都市,港湾,空港の災害に関すること
	・他班の工事検査に関すること
	・その他, 河川等に定める事業等の公共工事に関すること
	・県有建築工事及び県有建築物の維持工事に係る調査, 設計,
	監督及び検査に関すること
	・委託設計書の作成,審査及び委託業務の検査に関すること
r	・建築基準法及び建築士法に関すること
	・宅地建物取引業に関すること
建築班	・沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること
	・開発行為及び宅地造成工事の規制等に関すること
	・都市計画施設の区域内, 市街地開発事業の施工区域内,
	都市計画事業地内,市街地開発事業の施行及び風致地区内
	における建設等の規制に関すること
	<ul><li>建築統計に関すること</li></ul>

(沖縄県HP「土木建築部 八重山土木事務所」から)

# 4 事業費の推移(単位:千円)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
道路	2, 850, 795	2, 846, 585	2, 893, 560	3, 116, 215	2, 059, 225
都市計画	340,000	495, 142	65, 000	140,000	75, 000
港湾	664, 410	1, 424, 000	1, 492, 000	1, 345, 000	619, 000
空港	337, 470	442, 948	325, 000	409, 174	583, 000
海岸等	130, 400	85, 000	65, 470	80, 205	60, 500
総額	4, 323, 075	5, 293, 675	4, 841, 030	5, 090, 594	3, 396, 725

(沖縄県HP「土木建築部 八重山土木事務所」から)

### 5 道路事業の内容

平成28年4月1日現在,八重山土木事務所管内における路線別整備状況は,前記「2管内図」及び「表1」のとおりである。県管理道路は国道1路線30.1km,主要地方道2路線57.9km,一般県道11路線118.1km合わせて14路線206.1kmである。整備状況は改良率93.7%,舗装率100.0%(平成22年4月現在,旧道を除く)となっている。現在,石垣島内では平野伊原間線(平野~明石),石垣港伊原間線(新川工区),川平高屋線(川平),石垣空港線(真栄里~盛山),与那国港線の道路改良事業及びその他の道路事業を進めている。また,西表島を半周する唯一の道路である白浜南風見線は,島民の生活や産業を支援する道路としてはもとより災害時避難ルート,救援ルートとしても重要な道路である。しかし,現道は幅員狭小で線形不良箇所が多く,交通の安全や利便性を確保するために,平成5年度より自然環境の保全や小動物にも配慮した道路整備を進めている。

監査については、平成 29 年度において事業費総額の大きい川平高屋線, 石垣空港線, 平野伊原間線について行う。

表1(※旧道は除く)

路線別	整備状	況										3	P成28年4月	月1日現
				sto 7:E 86	改 1	支済			舖	莀 済			歩 道	設置
路線番号	市町村別	区分	路線名	実延長 (m)	延 長 (m)	96	高級舗装 (m)	%	簡易舗装 (m)	96	舗装計 (m)	96	延 長 (m)	96
390	石垣市	一般国道	国道390号	30,502	30,502	100.0%	28,647	93.9%	1,855	6.1%	30,502	100.0%	30,502	100.0
		小 計		30,502	30,502	100.0%	28,647	93.9%	1,855	6.1%	30,502	100.0%	30,502	100.0
79	石垣市	主要地方道	石垣港伊原間線	40,243	40,243	100.0%	40,243	100.0%	О	0.0%	40,243	100.0%	26,679	66.3
87	石垣市	主要地方道	富野大川線	16,757	16,757	100.0%	16,757	100.0%	0	0.0%	16,757	100.0%	13,648	81.4
		小計		57,000	57,000	100.0%	57,000	100.0%	0	0.0%	57,000	100.0%	40,327	70.7
206	石垣市	一般県道	平野伊原間線	14,544	8,784	60.4%	5,403	37.1%	9,141	62,9%	14,544	100.0%	9,849	67.7
207	石垣市	一般県道	川平高屋線	2,335	2,335	100,0%	2,335	100.0%	0	0.0%	2,335	100.0%	2,306	98.8
208	石垣市	一般県道	石垣浅田線	8,577	8,418	98.1%	5,514	64.3%	3,063	35.7%	8,577	100.0%	8,479	98.9
209	石垣市	一般県道	大浜富野線	10,208	10,208	100.0%	10,208	100.0%	О	0.0%	10,208	100.0%	10,208	100.0
211	石垣市	一般県道	新川白保線	12,276	11,496	93.6%	10,749	87.6%	1,527	12.4%	12,276	100.0%	8,694	70.8
214	石垣市	一般県道	石垣空港線	8,900	1,140	12.8%	1,140	12.8%	0	0.0%	1,140	12.8%	1,140	12.8
		小 計		56,840	42,381	74.6%	35,349	62.2%	13,731	24.2%	49,080	86.3%	40,676	71.6
210	竹富町	一般県道	小浜港線	1,536	1,536	100.0%	1,536	100.0%	0	0.0%	1,536	100.0%	1,536	100.0
213	竹富町	一般県道	黒島港線	2,438	2,438	100.0%	0	0.0%	2,438	100.0%	2,438	100.0%	2,314	94.9
215	竹富町	一般県道	白浜南風見線	50,352	50,352	100.0%	47,848	95.0%	2,504	5.0%	50,352	100.0%	45,397	90.2
		小 計		54,326	54,326	100.0%	49,384	90.9%	4,942	9.1%	54,326	100.0%	49,247	90.7
216	与那国町	一般県道	与那国島線	14,433	13,068	90.5%	13,068	90.5%	1,365	9.5%	14,433	100.0%	6,280	43.5
217	与那国町	一般県道	与那国港線	613	613	100.0%	613	100.0%	0	0.0%	613	100.0%	303	49.4
		小 計		15,046	13,681	90.9%	13,681	90.9%	1,365	9.1%	15,046	100,0%	6,583	43.8
		合計	_	213,714	197,890	92.6%	184,061	86.1%	21,893	10.2%	205,954	96.4%	167,335	78.3

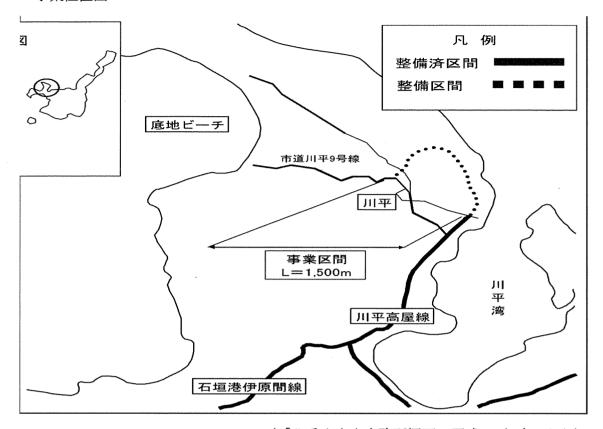
(「平成30年度 八重山土木事務所管内図」から抜粋)

# (1) 川平高屋線

### ア 事業の概要

- ・名称 川平高屋線(県道207号線)
- •種別 一般県道
- ・事業の目的 川平地域は、県内屈指の景勝地として有名な川平湾など、多数の観光資源を有しているが、現在の川平高屋線は川平湾入口付近が起点であり、その先へのアクセスは集落内の狭小な生活道路が利用され、交通安全上危険な状況にある。このため、交通安全対策を図るとともに、観光関連施設等へのアクセス機能を改善するため川平高屋線の延伸整備を図るものである。
- · 事業箇所 石垣市川平地内

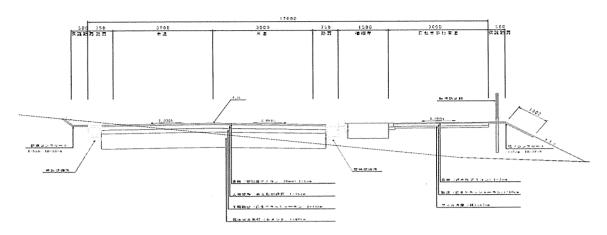
# ・事業位置図



(「八重山土木事務所概要 平成30年度」から)

- ・事業概要 延長約 1.5km 幅員 12m
- 工区
- 1 工区 延長約 710m
- 2 工区 延長約 780m
- •道路規格 3種3級
- 設計速度 40km/h

### ・標準断面図 s =1/50



(八重山土木事務所提供の標準断面図から抜粋)

- ·事業着手年度 平成 16 年度
- ·事業期間 平成 16 年度~平成 30 年度
- ・事業費総額 10億7000万円 用地取得費(計画)1億3001万6000円(構成割合約12.2%=計画/事業費総額) 用地取得費(実施)1億2843万6000円(進捗率約98.8%=実施/計画)
- ・その他 事業効果の発現状況は,1 工区のうち一部区間が平成27年1月13日供用を開始し,残りの区間も平成28年3月11日に供用を開始した。

### イ 用地取得の概要

- · 詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)
  - 1 工区 平成 18 年 2 月 24 日
  - 2 工区 平成 22 年 3 月 31 日
- ・用地取得を実施する期間
  - 1 工区 平成 18 年度~平成 25 年度
  - 2 工区 平成 23 年度~平成 29 年度

### ·用地取得状况(平成30年3月31日時点)

#### 1 工区

	取得予知	定面積・筆数	取得法	i面積・割合・累積	割合	取得済筆数・割合・累積割合		
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			10836.89	82. 51	82. 51	22	62.86	62.86
3年超4年以内			1444. 74	11.00	93. 51	4	11. 43	74. 29
4年超5年以内	13, 134, 33	35	92.00	0.70	94. 21	1	2.86	77.14
5年超6年以内	15, 154. 55	35	70. 55	0.54	94. 75	1	2.86	80.00
6年超			690. 15	5. 25	100, 00	7	20.00	100, 00
未取得面積 (m)・筆数			0.00			0		

#### 2 工区

	取得予定	定面積・筆数	取得済	面積・割合・累積	割合	取得済筆数・割合・累積割合			
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	<sup>设</sup> 面積(m²) 筆数		面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合	
3年以内			5640.16	63. 73	63. 73	30	63.83	63. 83	
3年超4年以内			975.07	11. 02	74. 74	5	10.64	74. 47	
4年超5年以内	8, 850, 57	47	1088.74	12, 30	87.04	6	12.77	87. 23	
5年超6年以内	0,000.01	#1	212. 37	2. 40	89. 44	1	2. 13	89. 36	
6 年超			691. 41	7. 81	97. 26	4	8. 51	97. 87	
未取得面積(m²)・筆数			242. 82			1			

### ウ 検討

近年における,公共事業予算の長期縮減傾向に伴い,重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して必要となるとともに,事業効果の早期発現が求められている。公共事業による効果を早期発現していくためには,事業期間に占めるウエイトが高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり,用地取得を出来る限り,円滑化・迅速化することが社会経済上,強く求められている。

監査については、用地取得に係る各種資料の確認、公共用地取得を伴う事業について調査票や進行管理計画書などの資料、担当者へのヒアリング等を中心に行った。

担当者の話では県の「『用地補償事務マニュアル』第10章の用地取得マネジメント及び用地アセスメントの実施について、川平高屋線は用地アセスメント調査等の実施はなく、これに係る調書もない。」とのことであった。

進捗管理については、執行会議の前や、随時、必要が生じた場合において工事担当と用 地担当とで調整を行っている。

前記4の八重山土木事務所の事業費の推移を見ると,平成25年度~平成28年度までは 対前年比0.91倍~1.60倍の水準にあるが,平成29年度は対前年比0.67倍と前年総事業 費を大きく割り込んでいる。また道路事業費も,平成25年度から平成28年度までは対前 年比1.02倍~1.45倍の水準にあり前年道路事業費を割り込むことはなかったが,平成29 年度は対前年比0.66倍となり,総事業費と同様に大きく減少し,今後も同様に下方調整 過程にあるものと推測される。

川平高屋線は、平成29年度の事業費換算ベースで実施済み額は約9億6869万4000円、 進捗率は約90.5%である。用地取得一覧表によれば取得済面積及び契約済筆数の取得率 は,約98.9%及び約98.8%となっており用地取得スケジュール的には終期にあると言える。工区毎の幅杭打設後3年以内の取得済面積及び契約済筆数の取得率は,1工区で約82.5%及び約62.9%,2工区で約63.7%及び約63.8%となっており,早期に積極的な用地交渉が実施され,適切な対応・検討方針の結果が数字に表れている。

担当者の話では「用地取得の実施について、土地取得単価への不満、取得予定地に古い時代の抵当権等の設定、相続人が行方不明、用地交渉における県からの接触を嫌がる、事業そのものへの反対、市有地の払下げを受けることを契約条件された、道路から残地への乗入口設置の要望など、複雑な事情が重畳的に存在していた事案もあったが、事業全体では迅速・確実な用地取得が実施されている。」とのことであった。「ただ、平成28年度に用地取得に係る難航・困難事案の対応について事業認定申請を行うべく基礎資料を作成し、収用裁決申請の準備・検討を行ったが、事業認定庁(沖縄総合事務局)に事前相談を行った結果、公益性の高さについて納得・理解が得られなかったため、用地取得については任意交渉での解決を目指している。」とのことであった。

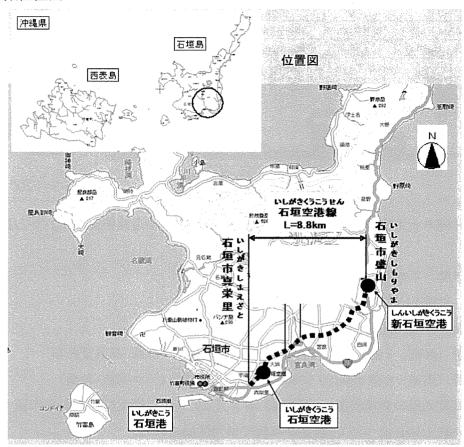
平成29年度末において,未契約の土地は2工区の土地1筆のみであった。当該土地については、地権者が県外在住で,連絡が取れず,また事業反対の意向も強いため交渉が難航していたが,平成30年度末に契約に至っている。なお、その後、追加買収が1筆生じており,当該土地については平成31年度以降に用地買収予定である。

#### (2) 石垣空港線

#### ア 事業の概要

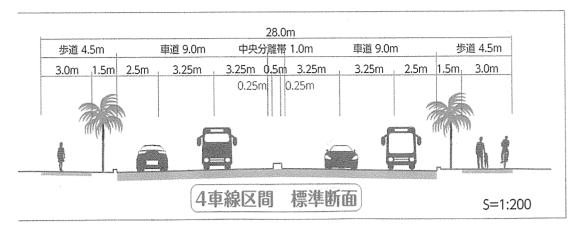
- · 名称 石垣空港線(県道 214 号線)
- · 種別 一般県道
- ・事業の目的 平成25年3月に開港した新石垣空港から国道390号平得交差点に至る全長約8.9kmの幹線道路であり,新空港と市街地及び石垣港が直結される重要な路線である。新空港は市街地及び石垣港から約15kmに位置し,旧空港より市街地までの移動距離及び時間が大幅に増加している。本路線の整備により市街地及び石垣港と新空港のアクセス強化を図り,安全かつ円滑な自動車交通を確保し,既存道路の混雑や事故の低減を図るとともに,八重山圏域における物流及び交流の活性化に寄与するものである。
- · 事業箇所 石垣市真栄里~盛山地内

# ·事業位置図



(「八重山土木事務所概要 平成30年度」から)

- ·事業概要 事業区間延長約8.9km
- 工区
  - 1 工区 両側歩道付4 車線区間(延長約3.0km) 平得交差点~市道タナドー線
  - 2 工区 両側歩道付3 車線区間(延長約0.5km) タナドー線~大浜富野線交差点
  - 3 工区 片側歩道付 2 車線区間(延長約 1.6km)大浜富野線~宮良
  - 4 工区 歩道無し2 車線区間(延長約3.8km)宮良~国道390号(新空港入口)
- 道路規格
  - 1工区 4種1級 幅員28.0m
  - 2 工区 4 種 1 級 幅員 19.75m
  - 3 工区 3 種 2 級 幅員 11.5m
  - 4 工区 3 種 2 級 幅員 9.0 m
- · 設計速度 60km/h
- ・標準断面図(4車線区間延長3.0km:旧空港~磯部BP区間)



(「沖縄県土木建築部 八重山土木事務所 石垣空港線道路整備事業」から抜粋)

- ·事業着手年度 平成 21 年度
- · 事業期間 平成 21 年度~平成 31 年度
- 事業費総額 95億3200万円
   用地取得費(計画)8億9000万円(構成割合約9.3%=計画/事業費総額)
   用地取得費(実施)8億4898万6000円(進捗率約95.4%=実施/計画)
- ・その他 事業効果の発現状況は、平成30年3月20日に平得北交差点から市道タナドー線までの約1.8kmについて、暫定2車線で供用開始された。

石垣空港線は4車線区間,2車線区間(片側歩道付を含む)の全体の予備設計後に順次, 実施設計を行い,4車線区間(1工区)については特に大きな修正はなく,用地取得を進 めている。2車線区間(片側歩道を含む)については,実施設計後に,2車線片側歩道区間 の一部(市道タナドー線〜県道209号線:大浜富野線)について,平成29年3月に実施 設計変更があり3車線区間(2工区)となったため,現在は3区間(2工区〜4工区)に分 かれている。前記2車線区間が3車線区間となった設計変更の経緯は,平成26年に実施 された交通量調査の結果から計画交通量が増加したためで,予想される自動車交通量 に対応すべく,当該区間の道路規格を3車線区間へと変更したものである。

# イ 用地取得の概要

- 詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日)
  - 1 工区 平成 23 年 10 月 31 日
  - 2 工区 平成 29 年 3 月 17 日
  - 3 工区 平成 24 年 3 月 16 日
  - 4 工区 平成 25 年 2 月 25 日
- ・用地取得を実施する期間

- 1 工区 平成 23 年度~平成 31 年度
- 2 工区 平成 29 年度~平成 31 年度
- 3 工区 平成 24 年度~平成 31 年度
- 4 工区 平成 25 年度~平成 31 年度
- ·用地取得状況(平成30年3月31日時点)

#### 1 工区

	取得予定	足面積・筆数	取得済	面積・割合・累積	割合	取得済筆数・割合・累積割合			
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合	
3年以内		234	12, 446, 00	16. 25	16. 25	63	26. 92	26. 92	
3年超4年以内			20, 327, 92	26. 54	42.79	55	23. 50	50, 43	
4年超5年以内	76, 596, 00		13, 584. 60	17, 74	60. 52	31	13. 25	63.68	
5年超6年以内	10, 350. 00	234	21, 562. 29	28. 15	88, 67	64	27. 35	91. 03	
6年超				0.00	88.67	0	0.00	91, 03	
未取得面積 (m)・筆数			8, 675, 19			21			

#### 2 工区

	取得予知	主面積・筆数	取得済面積・割合・累積割合取得済筆数・			5筆数・割合・	・割合・累積割合	
詳細設計業務委託完了日(幅抗打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			1, 225. 40	9.01	9.01	8	25, 81	25. 81
3年超4年以内		31	0.00	0, 00	9.01	0	0, 00	25. 81
4年超5年以内	13, 598, 73		0.00	0.00	9.01	0	0,00	25, 81
5年超6年以内	10,090.10		0.00	0.00	9. 01	0	0.00	25. 81
6 年超	1		0.00	0.00	9. 01	0	0, 00	25, 81
未取得面積 (m <sup>2</sup> )・筆数			12, 373, 33			23		

# 3 工区

	取得予定	定面積・筆数	取得済	面積・割合・累積	割合	取得済筆数・割合・累積割合		
詳細設計業務委託完了日(幅抗打設 日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			0.00	0, 00	0.00	0	0.00	0.00
3年超4年以内	-	62	1, 419. 89	2, 38	2, 38	4	6, 45	6. 45
4年超5年以内	59, 560, 27		14, 068. 60	23. 62	26.00	14	22, 58	29, 03
5年超6年以内	39, 300. 21	UZ.	10, 440. 89	17, 53	43. 53	17	27. 42	56, 45
6 年超			0.00	0.00	43. 53	0	0, 00	56. 45
未取得面積(m)·筆数			33, 630, 89			27		

#### 4 工区

	取得予定	定面積・筆数	取得済	面積・割合・累積	取得済筆数・割合・累積割合			
詳細設計業務委託完了日(幅抗打設 日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			43, 511. 82	38.60	38. 60	81	35.06	35.06
3年超4年以内		231	16, 452, 23	14.60	53. 20	53	22.94	58, 01
4年超5年以内	112, 715, 84		19, 928. 78	17. 68	70. 88	27	11.69	69. 70
5年超6年以内	112, 113. 04	201	0.00	0, 00	70, 88	0	0.00	69. 70
6年超			0.00	0.00	70.88	0	0.00	69, 70
未取得面積(m³)·筆数			32, 823. 01			70		

# ウ 検討

石垣空港線は起伏に富んだ複雑な地形から橋梁整備工事,道路改良工事等の箇所が多く,また事業区域内には土地改良区が多いため土地改良財産改築承認申請や既存市道・農道等の接続に係る交差点改良・整備等に当たり関係機関との協議,調整を行う箇所が多い。 八重山土木事務所では唯一,石垣空港線において用地取得マネジメント及び用地アセスメントを実施している。用地アセスメントに係る用地リスクの特定調査票などの調書の作成は、コンサルタント会社に委託し、計画的な用地取得を実施している。 進捗管理については,執行会議の前や随時,必要が生じた場合,工事担当と用地担当と で調整を行っている。

平成 29 年度進行管理計画書に基づく事業費換算ベースでの実施済み額は約 67 億 3223 万 9000 円で. 事業全体進捗率は約 70.7%である。

石垣空港線の各年度の用地補償費等の決算額は以下のとおりで,事業費換算ベースで 各年度の予算執行率は約100%である。

(単位:千円)

年度	用地費	補償費	計
平成 23 年度	40,000	70, 907	110, 907
平成 24 年度	89, 227	253, 324	342, 551
平成 25 年度	105, 241	316, 717	421, 958
平成 26 年度	283, 118	297, 038	580, 156
平成 27 年度	195, 385	227, 000	422, 385
平成 28 年度	75, 415	134, 000	209, 415
平成 29 年度	60, 600	33, 200	93, 800

(八重山土木事務所提供資料より)

平成30年度公共事業再評価調書における再評価に至った主な要因は、当初から10年以上の計画で、毎年予算の確保が難しいため事業の進捗に影響が出ているためである。

前記のとおり各年度の予算は概ね 100%消化しており,長期化の要因は土木事務所間 の予算割当ての問題や事業計画の練り直し,一部区間変更等によるところが大きいもの 考えられる。

用地取得一覧表によると全体の取得済面積及び契約済筆数の取得率は,約 66.7%及び約 74.7%となっている。石垣空港線は,工区毎で幅杭打設日が異なるため各工区毎の用地取得率は約 9.0%~約 88.7%とバラつきが大きい。

工区毎の取得済面積及び契約済筆数の取得率は、1 工区については幅杭打設日後、平成29年度までの約7年間で約88.7%及び約91.0%を取得し、当該事業において最も高い取得率を示している。1 工区は、都市部に近接する場所柄から地価水準が高く、また旧石垣空港跡地内において計画中の新石垣市庁舎予定地及び八重山病院、区画整理事業との調整等を要し、幅杭打設日後3年以内の面積及び筆数の取得率は約16.2%及び約26.9%とやや伸び悩んでいる。しかし、3年超4年以内は約26.5%及び約23.5%、4年超5年以内は約17.7%及び約13.2%、5年超6年以内は約28.2%及び約27.4%と、4年目以降の取得率は比較的高い。これは、後に詳述するとおり、収用裁決申請を見据えた用地取得に係る

適切な対応・検討方針の結果が数字に表れたものと評価できる。

2 工区は幅杭打設日後,平成 29 度末までの約 1 年間の取得済面積及び契約済筆数の取得率は約 9.0%及び約 25.8%となっている。2 工区は,前記のとおり平成 29 年 3 月に,3 車線区間としての実施設計が終わり,それから用地取得のための準備(地積測量図作成等)を行ったこと等を考量すると,単年度での用地取得率は平均的な数値と思われる。

3 工区は幅杭打設日後,3 年以内は用地取得がない。主な理由として,交通量調査を実施することとなったため,これに要する調査期間(その結果,2 車線区間の一部3 車線化)や,国税事務所への事前協議,用地取得価格設定等の用地取得に関する準備が遅延したことが挙げられる。ただ,4 年目以降の取得済面積及び契約済筆数の取得率は約43.6%及び約56.5%となっており,監査対象である平成29 年度末までの実質の用地取得期間が約3年間であることを考慮すると取得率は比較的高いものと評価できる。

4 工区は幅杭打設日後,平成 29 年度までの約 5 年間で取得済面積及び契約済筆数の取得率は約 70.9%及び約 69.7%と高い。2 工区~4 工区は,市街地外延部の農家集落地域,農地地域等であり,旧石垣空港付近で単価設定が高い 1 工区と比較し,単価設定が比較的安価な地域環境にあるなどの条件が面積及び筆数の高取得率の主な要因となっている。

石垣空港線の用地取得の重点は、2 車線区間(3 工区及び 4 工区)である。八重山土木事務所では、事業整備スケジュールを考慮し、延長約 8.9km のうち現道が未整備の新石垣空港側の区間(3 工区及び 4 工区)について、新石垣空港開港に伴う国道 390 号沿いの白保地区、宮良地区の既存集落内の通過交通を早期に集落外にシフトさせる必要性があり、また交通所要時間の短縮など事業効果の早期発現の要請から、この区間の早期完成を目指して整備が行われている。

担当者の話では「近年、地価変動に係る用地買収の影響について、単価不満を主張する 地権者が時々見受けられ少々時間を要するが、最終的には契約いただいている地権者が 殆どで、個人的な感覚では農地について単価不満が多いような気がする。」とのことであった。

石垣空港線は、平成 29 年度末に土地収用法に基づく事業認定を受けており、用地取得 困難な事案については最終的に収用裁決申請により解決を図ることが可能な状況にあり、 収用裁決申請は平成 30 年度に入り 2 件行っている。

また,事業認定の申請と同時に,土地収用法第 31 条に基づく手続の保留を行っているが,手続の保留をしても土地収用法第 34 条の規定により,事業認定の告示があった日から 3 年以内に手続開始の申立てをしなければならない。

石垣空港線は、平成30年3月6日に事業の認定の告示があり、平成33年3月5日までに未取得用地について手続開始の申立てを行わなければならない。平成29年度の収用裁

決申請は0件であるが,前記のとおり事業の認定の告示が平成30年3月6日のため,平成29年度末までの収用裁決申請はスケジュール的に厳しいものがあったと考えられる。

担当者の話では「平成30年度に入り,手続の保留をしていない箇所の収用裁決申請を行い,また手続の保留をしている区間で未取得の用地については,平成33年3月5日までに手続開始の申立てを行う。」とのことであった。収用裁決申請の是非を判断するためには事業の進捗,終期等も踏まえ,個別の案件ごとに収用裁決申請を検討していくことが必要となる。

用地取得における補償内容は個々に異なるため,用地職員は損失補償基準,法律や税制 度等の広範多岐にわたる知識が要求され,職員の資質向上に向けた体系的な取組が必要 となる。ただ,用地取得に係る現場においては,用地業務に精通した経験者が減少する一 方,人事異動で新たに配属される職員の多くが,用地業務未経験者である。担当者の負担 責任の軽減や用地取得のスキル,ノウハウの継承等,事務所内の組織体制の維持が課題と なっている。

## (3) 平野伊原間線

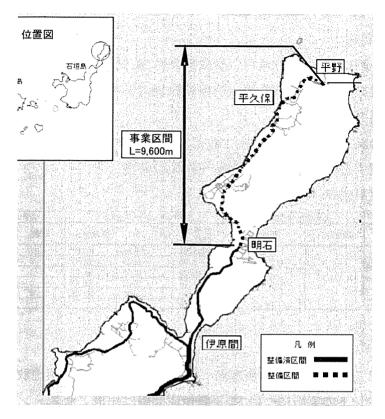
#### ア 事業の概要

- 名称 平野伊原間線(県道 206 号線)
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 一般県道平野伊原間線は、平野から国道390号との交点である伊原間に至る石垣島北部の主要な地域間を結ぶ道路である。当該区間の現道は、歩道もなく幅員狭小で線形不良であり、大型車のすれ違いに困難をきたしているため、改良整備により、交通の安全確保、観光産業支援及び地域活性化を図るものである。

なお, 平野伊原間線は, 全線の距離が長いので工区を区切って何回か継続的に事業を進めている。

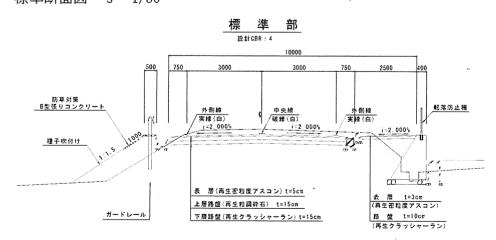
·事業箇所 石垣市平野~明石地内

# • 事業位置図



(「八重山土木事務所概要 平成30年度」から)

- · 事業概要 延長約 9.6km 幅員 10m
- •規格 3種3級
- · 設計速度 40km/h
- ·標準断面図 s = 1/50



(八重山土木事務所提供の標準断面図から抜粋)

- ·事業着手年度 平成 21 年度
- ·事業期間 平成 21 年度~平成 31 年度
- ・事業費総額 9億円

用地取得費(計画) 2597 万 8000 円 (構成割合約 28.9%=計画/事業費総額) 用地取得費(実施) 2499 万 8000 円 (進捗率約 96.2%=実施/計画)

#### イ 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設) 平成 27 年 3 月 27 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 27 年度~平成 30 年度
- ·用地取得状況(平成30年3月31日時点)

	取得予欠	と面積・筆数	取得法	面積・割合・累積	割合	取得済筆数・割合・累積割合		
詳細設計業務委託完了日 (幅杭打設 日) から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			12883.01	83. 81	83. 81	97	88. 18	88. 18
3年超4年以内		110	0,00	0.00	83. 81	0	0.00	88, 18
4年超5年以内	15 071 00		0.00	0.00	83. 81	0	0.00	88. 18
5年超6年以内	15, 371. 80		0.00	0.00	83. 81	0	0.00	88. 18
6 年超			0.00	0.00	83.81	0	0.00	88. 18
未取得面積(㎡)・筆数			2488. 79			13		

#### ウ 検討

担当者の話では、県の「『用地補償事務マニュアル』第10章の用地取得マネジメント及び用地アセスメントの実施について、平野伊原間線は用地アセスメント調査等の実施はなく、これに係る調書もない。」とのことであった。

進捗管理については、執行会議の前や、随時、必要が生じた場合において工事担当と用 地担当とで調整を行っている。

平野伊原間線は前記事業の概要のとおり路線全体で,何回か事業が行われており,平成29年度末時点で終了している事業区間もある。

平成29年度進行管理計画書では、現在事業として手掛けている平成27年度に幅杭を打設日した工区のみならず、それより以前にすでに事業が終了した工区の用地費等も記載されており、幅杭打設日以降の用地取得の状況、事業の進捗が不明確になっている。担当者の話では、「進行管理計画書は、平成29年度末時点で終了している事業についての用地取得も記載されている。」とのことであった。

進行管理計画書は、関係者以外の開示、提出を前提としていないことから関係者において理解できる程度の造りとなっている。しかし、当該事業の進捗管理、用地取得に係る計画や実施、用地交渉の対応策を図る上で重要な役割を果たすものと考えられることから、作成担当者においては、当該路線の事業全体から見た情報のみならず、現在事業として手掛けている工区の進捗管理が出来る情報をも記載した進行管理計画書の作成が必要であると考える。

用地取得一覧表によると取得済面積は約12,833 ㎡ (取得率約83.8%),契約済筆数は97 筆(取得率約88.2%)といずれも高い数値を記録している。この背景にあるのは,事業箇 所が石垣市北端の郊外であり,事業路線全体の用地買収単価が低く,また,補償対象とな る物件が少ない等,用地交渉に大きな支障がなかった等が要因と考えられ,事業全体とし て迅速・確実な事務処理がなされている。

しかし、未契約用地(筆数 13 筆)については、交渉回数が 10 回以上の難航事案もあり、 任意交渉を継続しつつ、事業の終期を踏まえて、個別案件ごとに収用裁決申請を検討すべ きである。

#### 意見

未契約用地について, 用地取得に係る問題解決に向け, 任意交渉を継続しつつ, 事業の終期を踏まえ, 個別案件ごとに収用裁決申請など具体的方針を決定し, 実行に移すべきである。

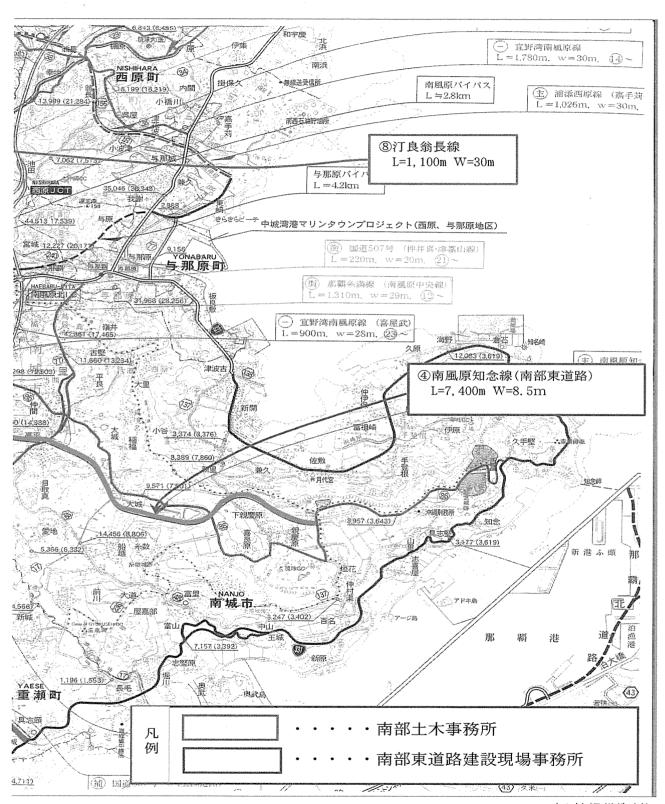
# 第7章 沖縄県土地開発公社 第1 用地取得一覧表

-,-							
THE CONTRACT OF THE CONTRACT O	予算事業名	事業箇所名	事業費総額 (平成29年度末時 点の予定額で,工 事請負費,用地取 得費,補償費,委 託料等を含む)	詳細設計業務委 託完了日(な お,詳細設計業 務完了日と幅杭 打設日を同じも のと看做す)	詳細設計業務 委託完了時に 想定した用地 取得を実施す る期間 (年度)	用地取 (n	
						取得予定 面積	取得済面 積
1	社会資本整備総合交付金 事業費(道路)	浦添西原線 (嘉手苅~小那覇)	4, 090, 000, 000	Н16. 10. 31	H15~20	32, 109	21, 131
				H22. 7. 20			
				H23. 3. 28			
9	社会資本整備総合交付金	浦添西原線	24, 900, 000, 000	H24. 9. 28	H21∼28	75, 994	25, 716
ے	事業費(道路)	(翁長~嘉手苅)	21, 300, 000, 000	H25. 3. 25		, 0, 001	20, 110
			:	H26. 2. 21			
				H27. 3. 23			
3	社会資本整備総合交付金 事業費(道路)	那覇北中城線 (幸地~翁長)	10, 200, 000, 000		H21∼30	49, 911	29, 799
	尹未賀(但昭)	(辛地 湖区)		H23. 3. 15		00.010	25.100
	地域連携推進事業費	南風原知念線	00 070 000 000	H25. 9. 30	HOT - 90		67, 180
4	(地域高規格道路)	(南部東道路)	38, 970, 000, 000		H25∼38	69, 012 77, 105 73, 628 73, 758 15, 332 32, 364 11, 049	19, 019 23, 245
				H27. 2. 28 H21. 12. 18		13, 020	23, 240
5	沖縄振興公共投資交付金 (道路)	国道507号(八重瀬道 路)	16, 188, 000, 000		H21∼27	73, 758	42, 563
6	沖縄振興公共投資交付金 (街路)	胡屋泡瀬線(1工区)	10, 661, 523, 000	H18. 12. 20	H18~22	15, 332	15, 265
		胡屋泡瀬線(2工区)	8, 707, 000, 000	H22. 3. 22	H23~29	32, 364	16, 734
7	沖縄振興公共投資交付金 (街路)	真地久茂地線外1線 (開南工区)	40 500 505 000	H21. 2. 27	H21~25	11, 049	9, 372
*********		真地久茂地線外1線 (識名工区)	18, 789, 765, 000	H20. 11. 30	H21~25	5, 344	3, 120
8	沖縄振興公共投資交付金(街路)	汀良翁長線	10, 874, 000, 000	H23. 3. 30	H22~27	16, 932	6, 564
9	沖縄都市モノレール道整 備事業費(街路)	城間前田線	11, 203, 354, 000	H25. 3. 15	H24~29	17, 372	17, 372
10	沖縄都市モノレール道整 備事業費 (道路)	浦西停車場線	2, 223, 520, 000	H27. 11. 30	H27~30	9, 633	9, 397
11	都市モノレール効果促進 事業	てだこ浦西駅パーク& ライド駐車場	3, 579, 862, 000	H26. 3. 31	H27~30	7, 483	7, 483
12	[備事業質(追路)	幸地インター線	5, 080, 000, 000	H28. 2. 29	H27~30	37, 599	4, 027
13	取侍争亲	普天間飛行場	6, 912, 664, 000	H25, 6, 11	H25~33	171, 500. 00	94, 942. 83
14	特定駐留軍用地等内土地 取得事業	キャンプ瑞慶覧の西普 天間住宅地区	4, 496, 254, 000	H29, 8, 29	H29	75, 000. 00	2, 249. 00
	事業費総額	額 計	176, 875, 942, 000	,			

	用:	地取得筆	数	最に託た度	託完了内に契持	詳細設計業務委 託完了日後3年 内に契約に至っ た件数		計制設司条務会 託完了日後3年 民完了日後3年 内に契約に至っ お約に至っ		託完了 を超え 契約に	計業務委 日後4年 5年内に 至った件 数	詳細設計業務委 託完了日後5年 を超6年内に契 約に至った件数		詳細設計業務委 託完了日後6年 を超えて契約に 至った件数		収裁申供
未取得面積	取得予 定筆数	取得済 筆数	未取得 筆数		筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積		
10, 978	90	69	21	H19	9	5, 214	13	3, 947	17	8, 574	4	2, 384	26	6, 635	0	
					14	3, 563	7	1, 055	6	1, 049	8	2, 516	3	70	0	
					10	1, 997	3	609	3	504	0	0	4	1, 282	0	
50, 278	340	117	223	H22	2	251	0	0			0	0	0	0	0	
					16	4, 293	4	555	0		0	0		0	0	
					12 24	1, 792 6, 054	0	125 0	0		0	0		0	0	
					0	0,034	9	1, 172	1	162	1	70		4, 262	0	
20, 111	232	122	110	Н23	27	5, 651	26	6, 976	20	5, 616	19		5	977	0	
1, 831	166	156	10		133	60, 322	15	4,007	. 8	2, 851					3	
58, 087	204	36	168	H25	33	16, 906	3	2, 112							0	
50, 383	161	29	132		29	23, 245									0	
31, 195	412	210	202	H21	44	9, 131	8	1, 562	15	2, 775	10	2, 198	32	4, 699	0	
,					13	3, 555	4	873	36	8, 640	23	4, 066	25	5, 065	0	
67	120	90	30	H18	52	10, 034	14	2, 229	8	1, 949	2	16	14	1, 036	0	
15, 630	256	92	164	H23	22	4, 037	7	1, 625	12	1, 550	33	6, 354	18	3, 167	0	
1, 677	138	111	27	H21	55	4, 571	20	1, 580	8	717	9	703	19	1, 801	0	
2, 224	83	36	47	H21	23	2, 488	8	419	0	0	1	7	4	205	0	
10, 368	225	46	179	H22	33	4, 790	6	823	4	524	3	427	0	0	0	
0	95	95	0	H24	81	14, 768	10	1, 426	4	1, 179					2	
236	33	28	5	Н27	28	9, 397									0	
0	17	17	0	H27	17	7, 483									0	
33, 572	92	11	81	H27	11	4, 027								, , , , ,	0	
76, 557. 17		138		H25											0	
72, 751. 00		8		H29											0	

第2 事業箇所図 平成29年度 沖縄県土地開発公社事業箇所図(南部管内)

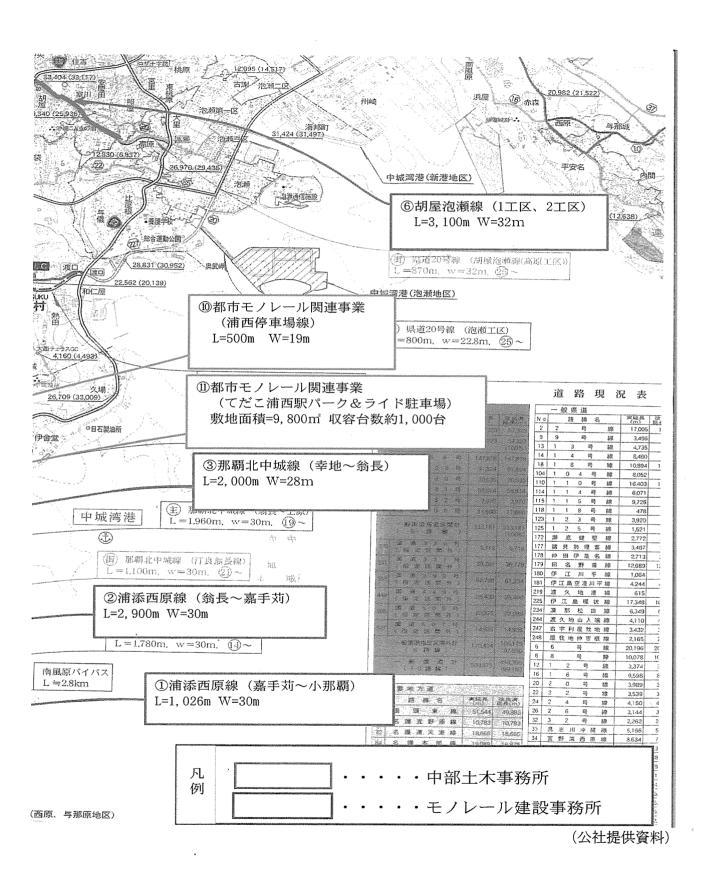




(公社提供資料)

# 平成29年度 沖縄県土地開発公社事業箇所図(中部管内)





# 第3 公社の組織等

#### 1 沿革

公社は、本土復帰とともに策定された「沖縄振興開発計画」に基づく県の施策の円滑な遂行に必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する事を目的として、昭和47年12月1日、「財団法人沖縄県開発公社」として設立された。

その後,昭和47年9月,公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)が施行され,公社も,昭和48年8月31日,公拡法に基づく特別法人として「沖縄県土地開発公社」に組織変更し,現在に至っている。

#### 2 業務

公社は、公拡法に規定された業務として、公有地等先行取得事業(公拡法第17条 第1項第1号)、あっせん等事業(公拡法第17条第2項第2号)等を行っている。

公有地等先行取得事業については、那覇空港自動車道等の公有地の先行取得を行っている。

また, 県等の委託により土地を取得するあっせん等事業については, 真地久茂地線, 沖縄都市モノレール延長事業等を行っている。

公社設立当初は、先行取得事業が公社の全事業費のおよそ80%を占めていたが、現在ではほとんどをあっせん等事業で占めている。その額は年間約36億円~100億円程度と、県の用地取得執行体制を大きく補完している。

なお、次の表は、県各土木事務所の執行状況と公社の執行状況を比較したものである。これをみると、公社が県土木建築部の用地取得業務において非常に大きな役割を果たしていることがわかる。また、執行率については、用地取得対象事業や路線が異なるため、同一条件の比較ではないものの、公社の執行率が、県各土木事務所の執行率の合計を平成25年度以外は上回っており、県が用地取得を公社へ委託する有効性は認められる。

土木事務所・土地開発公社の執行状況(用地・補償費のみ)

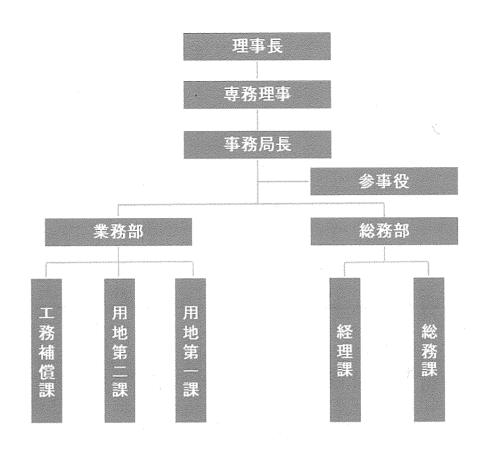
H31.1.31用地課作成 単位:千円

	項目	北部	中部	南部	宮古	八重山	事務所合計	公社	県合計
	当初予算額(繰越含む)	959,043	3,495,744	4,232,941	585,039	699,196	9,971,963	13,711,477	23,683,440
	最終予算現額(繰越含む)	859,903	2,944,655	4,542,737	772,120	677,417	9,796,832	12,476,961	22,273,793
H25	最終執行額(契約ベース)	782,086	2,584,463	3,836,117	632,106	606,640	8,441,412	9,616,147	18,057,559
H25	執行率(対当初予算)	81.5%	73.9%	90.6%	108.0%	86.8%	84.7%	70.1%	76.2%
	執行率(対予算現額)	91.0%	87.8%	84.4%	81.9%	89.6%	86.2%	77.1%	81.1%
	取得筆数	. 80	131	191	27	72	501	171	672
	当初予算額(繰越含む)	969,276	2,072,921	4,989,923	658,175	976,067	9,666,362	14,202,892	23,869,254
	最終予算現額(繰越含む)	605,747	1,956,745	4,356,538	500,388	876,670	8,296,088	13,750,917	22,047,005
H26	最終執行額(契約ベース)	578,062	1,778,902	3,336,429	291,685	849,500	6,834,578	12,812,736	19,647,314
H20	執行率(対当初予算)	59.6%	85.8%	66.9%	44.3%	87.0%	70.7%	90.2%	82,3%
	執行率(対予算現額)	95,4%	90.9%	76.6%	58.3%	96.9%	82.4%	93.2%	89.1%
	取得筆数	51	. 78	212	22	116	479	337	816
	当初予算額(繰越含む)	646,836	1,933,517	5,422,172	866,733	817,953	9,687,211	8,436,635	18,123,846
	最終予算現額(繰越含む)	439,933	1,615,602	4,646,733	571,042	702,081	7,975,391	8,713,117	16,688,508
H27	最終執行額(契約ベース)	415,039	1,347,167	4,108,547	570,385	597,668	7,038,806	8,118,064	15,156,870
HZ/	執行率(対当初予算)	64.2%	69.7%	75.8%	65.8%	73.1%	72.7%	96.2%	83.6%
	執行率(対予算現額)	94.3%	83.4%	88.4%	99.9%	85.1%	88,3%	93,2%	90.8%
	取得筆数	46	82	209	24	119	480	235	715
	当初予算額(繰越含む)	965,320	2,006,815	3,468,541	396,684	757,928	7,595,288	7,524,782	15,120,070
	最終予算現額(繰越含む)	954,306	1,266,472	2,235,415	391,078	405,976	5,253,247	7,311,350	12,564,597
	最終執行額(契約ベース)	884,773	1,164,430	1,964,410	368,620	332,323	4,714,556	6,952,450	11,667,006
H28	執行率(対当初予算)	91.7%	58.0%	56.6%	92.9%	43.8%	62.1%	92,4%	77.2%
	執行率(対予算現額)	92.7%	91.9%	87.9%	94.3%	81,9%	89.7%	95.1%	92,9%
	取得筆数	57	105	140	16	82	400	218	618
	当初予算額(繰越含む)	771,686	793,881	1,296,665	201,435	324,483	3,388,150	3,080,575	6,468,725
	最終予算現額(繰越含む)	771,686	806,760	1,299,141	198,960	324,483	3,401,030	3,704,832	7,105,862
H29	最終執行額(契約ベース)	518,812	562,781	1,133,249	169,630	266,722	2,651,194	3,614,431	6,265,625
HZ9	執行率(対当初予算)	67.2%	70.9%	87.4%	84.2%	82.2%	78.2%	117.3%	96.9%
	執行率(対予算現額)	67.2%	69.8%	87.2%	85,3%	82,2%	78,0%	97,6%	88.2%
	取得筆数	36	88	96	7	97	324	79	403

(県提供資料)

# 3 組織機構・従業員数

公社の平成29年4月1日現在の組織体制は、常勤役員である理事長、専務理事の下に、事務局長、総務部、業務部で構成され、職員数は、プロパー(固有)職員21名、住宅供給公社併任職員2名、住宅供給公社派遣職員3名、県派遣職員5名(役員含む)となっている(その他、臨時職員等27名がいる)。



組織	固有 (人)	派遣(人)	合計 (人)
常勤役員		2	2
事務局	21	3	24

(沖縄県土地開発公社HPより)

# 第4 県から公社への用地取得の委託について

# 1 委託の流れ

県から公社への用地取得業務の委託は、昭和 48 年 11 月 6 日付け基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づいて行われている。基本協定は、県と公社が上記の年月日に締結したもので、県が公社に公共用地、公有地等の用に供する土地の取得、造成、管理処分及びその他の業務(以下「土地の取得等」という。)の委託について定めたもので

ある。基本協定を実施するために、県と公社は別に個別の委託契約を締結し、具体的な 委託を行っている。

県から公社への個別の委託契約は、予算事業名(「社会資本整備総合交付金」等)ごとに締結されている。まず、事業課(本庁道路街路課等)が、公社への委託を検討し、委託を決定した後、県と公社の間で委託契約を締結する。委託契約は、単年度契約であり、毎年度委託契約を締結している。委託契約における委託料等の費用は、委託事務算定表に基づき支払われており、出来高払いである。すなわち、公社は、用地取得のために交渉を地権者と行い、地権者と契約を締結し、地権者から県への所有権移転登記及び土地引渡しまで完了した後に、県へ報告をなすことで委託事務の完了となる。

この点、県土木事務所においては、用地取得のフローそれぞれの段階において、県用地取得事務取扱要領に従って土地台帳等の必要書類(以下「事務取扱要領記載書類」という。)を作成、保管している。しかし、県から公社に委託された事業については、公社は、事務取扱要領記載書類と同内容の記載項目がある書類を公社の業務として作成しているが、事務取扱要領記載書類自体は作成していない。県から公社への委託契約の内容にも、事務取扱要領記載書類の作成が含まれていない。また、県においても、公社委託案件について県側で事務取扱要領記載書類を作成するといった運用は採られていない。そのため、県から公社に委託された事業については、事務取扱要領記載書類が一部作成されておらず、これらの書類を県が保管していないという状況が生じている。しかし、公社委託案件について、事務取扱要領記載書類の作成・保管を県が行わないとする例外規定は存在しないのであるから、県は、かかる書類の作成まで公社に委託するか、県において作成し、保管する必要がある。上記のような運用は、用地取得事務に必要な書類の作成及び保管を義務付けることで、用地取得事務の円滑化・効率化や、情報の記録、保存及び集計業務への活用を図った、事務取扱要領の趣旨に反する。

# 指摘

県が公社へ委託した事業について、事務取扱要領記載書類が作成されていないので、 県は、作成を公社に委託するか、県において作成するか、何れかの方策を実施すべきで ある。

なお、県が公社に事業を委託する際には、登記記載の事項及び測量関係書類のみしか 資料として県から公社には引き渡されていない。そのため、公社は用地取得事務の委託 を受けた後、権利調査や現地調査等の内部的・簡易的なアセスメントを行い(あくまで 担当者レベルでのアセスメントのため、統一の書式で記録に残す等のレベルでは実施さ れていない)、事業区域内で用地取得の円滑な進捗を阻害することが予想される個別の 要因(以下,「用地リスク」という。)をその時点で把握し,公社から県へ用地リスクの情報を必要に応じて報告している。

# 2 県の内部での委託についての基準等

県から公社に委託する事業の選定基準については、県土木建築部において、平成22年3月3日施行「沖縄県土木建築部公共用地取得業務に係る沖縄県土地開発公社委託基準」(以下「公社委託基準」という。)が存在する。公社委託基準においては、公社に委託できる事業について、次のとおり定めている。

### 公社委託基準第2条

沖縄県土地開発公社に委託することができる事業は、次に掲げる要件のいずれか一つ以上に当てはまる事業とする。

- (1) 県の重要事業
- (2) 緊急を要する事業
- (3) 用地取得期間が長期にわたる事業
- (4) 用地取得の難航が予測され、特に高度な用地補償に関する専門知識・技術を求められる事業
- (5) 面的広がりのある事業
- (6) 先行取得を要する事業
- (7) その他,沖縄県土木建築部長が特に公共用地の取得の推進を図る必要があると認めた事業

そして,上記公社委託基準第2条の各要件をさらに具体化する形で,平成22年3月3日施行「沖縄県土木建築部公共用地取得業務に係る沖縄県土地開発公社委託基準運用方針」(以下「運用方針」という。)を定めている。

県土木建築部では、公社委託基準及び運用方針に従って公社へ委託する事業の選定を 行っている。

#### 3 公社委託事業への県の関与・管理について

県は、公社へ用地取得業務を委託した場合においても、委託者として公社へ進捗状況 の報告を求め、取得箇所の優先順位の指示を出す等している。

県と公社の協議の場は複数存在する。まず、①県事業課、県土木事務所及び公社で行 う執行会議が、年4回程度開催されている。ここでは、進行管理計画書を用いて、用地 取得業務の進捗状況を確認することや、難航案件に対する公社からの報告、予算執行状 況の確認がなされている。続いて、②県土木事務所用地班及び公社で行う会議が、年4 回程度開催されている。この会議では、公社が、用地平面図、予算執行状況資料等を用いて、県土木事務所用地班に、その時点における用地取得業務の進捗状況等を報告している。また、③県土木事務所事業班及び公社で行う会議が、年4回程度開催されている。この会議では、公社からの用地取得業務の進捗状況の報告があった上で、県土木事務所事業班から工事の進捗等を考えた用地取得業務の優先順位の指示等が行われている。なお、②及び③の会議は、合同で開催される場合も多い。これらの会議に加えて、公社内部での業務の進捗状況報告は、毎月行われている上、県の担当者と公社担当者における個別のやりとり等は頻繁に行われている。

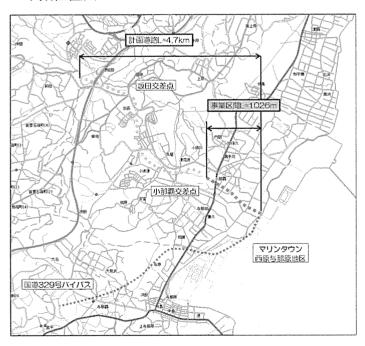
上記のような会議や個別のやりとりで、県は公社委託事業についてその進捗状況等を 把握している。なお、モノレール延長整備関連事業については、ここで述べた県の公社 への関わり方とは異なる面が存在する。この点については、「第6」において述べる。

# 第5 公社受託道路街路事業

以下,実際に公社が平成29年度において受託している事業それぞれについて述べる。なお,モノレール延長整備関連事業については,「第6」で述べる。

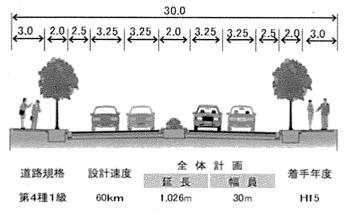
## 1 浦添西原線 (嘉手苅~小那覇)

- (1) 事業の概要
- · 名称 浦添西原線 (嘉手苅~小那覇)
- ・種別 主要地方道
- ・事業の目的 浦添西原線は、国道 58 号(浦添市) と国道 329 号(西原町)を東西に連絡する主要地方道である。しかし、現道は 2 車線のため、慢性的な交通渋滞などの課題を抱えている状況となっている。そこで、広域交通ネットワークへの対応や浦添市及び西原町の都市基盤整備と併せた 4 車線化を進めている。本事業区間は、国道 329 号(嘉手苅)と、現在計画中の国道 329 号バイパスを結ぶ 1,026m の区間で、中城湾港マリンタウン西原与那原地区等の産業振興及び経済活動に、大きく寄与するものと期待されている。
- ·事業箇所 西原町嘉手苅~西原町小那覇
- 事業位置図



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

- 担当事務所 中部土木事務所
- ・事業概要 延長 1,026m 幅員 30m(4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- ·事業着手年度 平成 15 年度
- ·総事業費 約40億9000万円

# (2) 用地取得の概要

浦添西原線(嘉手苅〜小那覇) については、平成 15 年度に事業を開始し、その用地取得は公社及び中部土木事務所が行ってきた。公社への委託については、平成 19 年度に初めて委託がなされ、平成 29 年度で委託は終了している。

事業開始後,しばらくの時間を経て公社へ委託することになった理由としては,国道との交差点協議等に時間を要したためである。その後,平成29年度に公社への委託を終了した理由については,未取得筆数も減ってきており,土地収用法に基づく収用裁決申請に向けた事業認定申請を検討していること等が挙げられる。

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 16 年 10 月 31 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 15 年度~平成 20 年度
- ・公社への委託開始年度 平成 19 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅抗打設	取得予定	E面積・筆数	取得済面積・割合・累積割合			取得涉	得済筆数・割合・累積割合		
日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合	
3年以内			5213, 69	16. 24	16. 24	9	10.00	10.00	
3年超4年以内			3946.66	12, 29	28. 53	13	14. 44	24. 44	
4年超5年以内	32, 108, 67	90	8573, 52	26. 70	55. 23	17	18. 89	43. 33	
5年超6年以内	32, 108.01	90	2384. 26	7. 43	62. 66	4	4.44	47. 78	
6 年超			6634. 69	20.66	83, 32	26	28. 89	76. 67	
未取得面積 (m²)・筆数			5355, 85			21			

#### (3) 検討

本路線においては、詳細設計業務委託が完了した平成 16 年当時には、平成 20 年度までに用地取得を完了させることを見込んでいた。しかしながら、平成 29 年度末の進捗率は、8 割程度(面積で 83.3%、筆数で 76.7%)であり、当初の用地取得計画から大幅に時間を要している。

本事業に関する平成26年度における公共事業再評価調書には、「条件不満のため、用

地の取得に時間を要している区間があり、工事が遅れている。」と再評価に至った主な 要因の具体的理由を記載している。このように、用地取得の遅れが事業計画の遅れの原 因であることは明らかである。

しかしながら、平成 27 年度における進行管理計画書において、用地取得が難航している土地 4 筆について記載があるが、今後の対応について、単に「鋭意交渉を進める」との記載があるのみであり、具体的な対応や土地収用法に基づく収用裁決申請に向けた事業認定申請の検討といった方策が検討された様子を読み取ることができない。実際、平成 29 年度末時点では、事業認定申請は実施されていない。

地権者が事業へ反対している場合や,交渉拒否の態度をとっている場合については, 一定の時期の経過といった事情も踏まえて,事業認定申請等も検討すべきである。

また、事業認定申請の検討の時期については、幅杭打設から一定の時期に行うべきである。この点、国交省通達による「事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行するものとする」いわゆる「適期申請ルール」が存在し、平成15年12月16日、沖縄地区用地対策連絡会理事会において同内容の申合せが行われ、同日、県土木建築部長宛に同内容が通知されている。

このような経緯を踏まえると、本事業においては、任意交渉における経緯等も踏まえながら、それなりの時期に、事業認定申請の検討を進めることが望ましかったといえる。

なお,本事業については,平成29年度末時点の残21筆の内,平成30年度において, 12筆を取得し,残9筆については,土地収用法に基づく収用裁決申請に向けた事業認定 申請の検討が本格化しているとのことである。

さらに、本監査において、進行管理計画書上の契約済筆数が実際の契約済筆数よりも多く記載されているという状況が確認された。具体的には、平成29年度末時点の契約済筆数として、「77筆」と記載されていた(実際の契約済筆数は「69筆」である。)。進行管理計画書は、現在、県土木事務所の調整会議等、事業の進捗を確認し、協議するような場における主要な資料として使用されている。進行管理計画書は、その内容として幅杭打設年度を記載する欄がある点や、計画記載欄と実績記載欄があり、計画の進捗を確認することができる書式になっている。このような資料については進捗管理の資料として積極的に利用すべきと考える。契約済筆数は、進行管理計画書に記載する情報の中でも、用地取得の進捗具合を把握するために重要な数字であることは明白であり、具体的にどのくらい未取得筆数として残っているのかは、土地収用法に基づく収用裁決申請に向けた事業認定申請手続に移行するかの判断の根拠となる。

そこで、今後は、資料の正確性等により意識を及ぼし、進捗管理を適切に行うべきである。

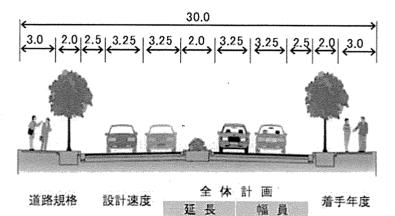
# 2 浦添西原線(翁長~嘉手苅)

- (1) 事業の概要
- · 名称 浦添西原線(翁長~嘉手苅)
- 種別 主要地方道
- ・事業の目的 浦添西原線は、沖縄本島東海岸と西海岸を結ぶ主要地方道である。当路線は、那覇都市圏交通円滑化総合計画(那覇市、浦添市、宜野湾市、南風原町、西原町、豊見城市の那覇都市圏の6市町を対象圏域として、那覇都市圏の安全な交通を確保するために平成19年に策定された基本計画)において、渋滞緩和を目指す主要渋滞ポイントを含んでいる。また、国道58号、沖縄自動車道、国道329号の縦軸幹線を相互に連結し、南北間の交通の流動を図る主要な横軸幹線としても位置付けられている。当路線の拡張整備により、南北間の縦軸幹線の交通が平準化され、渋滞の緩和や地球温暖化ガスの削減、及び歩行者の安全確保等の効果が発現される。
- ·事業箇所 西原町字翁長~西原町字嘉手苅
- 事業位置図



(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

- · 担当事務所 中部土木事務所
- 事業概要 延長 2,900m 幅員 30m (4 車線)



2,900m

H21 (沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

30m

·事業着手年度 平成 21 年度

60km

- ・事業費総額 249 億円
- · 主要構造物 橋梁

第4種1級



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

・その他 浦添西原線(翁長~嘉手苅)は、勾配がきつく大きく蛇行している現況道路 について、長大橋 (橋長 757m)を含むバイパス道路の整備を行い、より緩やかな勾配に するとともに道路線形の大幅な改善を図っている。

# (2) 用地取得の概要

・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) ①平成22年7月20日

- ②平成23年3月28日
- ③平成24年9月28日
- ④平成 25 年 3 月 25 日
- ⑤平成 26 年 2 月 21 日
- ⑥平成 27 年 3 月 23 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 21 年度~平成 28 年度
- ・公社への委託開始年度 平成 22 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

	取得予定	取得予定面積・筆数		<b>等面積・割合・累積</b>	割合	取得涉	取得済筆数・割合・累積割合			
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合		
3年以内			23163.53	30. 48	30. 48	87	25. 59	25. 59		
3年超4年以内			6291. 18	8. 28	38. 76	28	8. 24	33. 82		
4年超5年以内	EE 000 61	340	10127. 05	13, 33	52. 09	26	7. 65	41.47		
5年超6年以内	75, 993, 61		4899. 93	6, 45	58. 53	12	3. 53	45, 00		
6年超			7986. 72	10. 51	69.04	33	9.71	54.71		
未取得面積 (㎡)・筆数			23525, 20			154	L			

#### (3) 検討

本事業は、当初の事業期間は平成21年度~平成28年度という計画であったが、現在では事業終了年度は平成38年度に延長されている。進行管理計画書によると、事業終了予定年度であった平成28年度時点で用地取得の進捗率は33.2%(筆数)に止まっており、当初計画からの大幅な遅れが認められる。もっとも、「第3 公社の組織等」でも述べたとおり近年の公社の予算執行状況は高い執行率で推移しており、本事業においても同様であった。したがって、本事業の用地取得の進捗の遅れの原因の1つとして、予算の不足という点が認められる。

他方,進行管理計画書の「用地取得難航,困難事案等の状況」によると,難航が予想される案件については2件しか記載されていない。公社では,委託を受けた事業については,当初年度のうちに対象路線の全案件について調査を行い,内部的・簡易的なアセスメントを実施してリスク等を把握してから用地取得を行っているところ,公社は本事業についてはこの2件以外に大きなリスクがありそうな案件は特にないという見通しを持って,用地取得を進めている。いわゆる適期申請ルールからすれば,すでに幅杭の打設から3年以上が経過しており,平成29年度時点での進捗率が面積で約69.0%(筆数で約54.7%)であることからすれば,収用裁決申請の検討に入ってもよい段階ともいえる。

にもかかわらず、進行管理計画書においては、「土地収用法の適用可能性」欄については「無」と記載されており、「全体工程上の権利取得期限」欄も空欄となっている。また、執行会議や調整会議においても、収用裁決申請についての具体的検討は行っていない。これは、本事業がいまだ多くの協議事項を抱えていることに起因している。具体

的には、交差点の設計との関係で県警との協議、団地の取付道路との関係での自治会との協議、事業区間西端の坂田交差点が西原西地区土地区画整理事業の影響を受けることによる西原町との協議等であり、進行管理計画書に列挙されているだけでも12件もの協議が残っている。これらの協議事項については、交差点の設計に関係する協議等、その多くが協議結果次第で設計変更になる可能性があるため、収用裁決申請についても検討が難しい状況となっている。

しかしながら、事業開始から約10年が経過しているにもかかわらず、いまだに多数の協議事項を抱えているという現状は、事業の計画段階での調査、協議や、準備段階での関係者への説明等が不十分であったと言わざるを得ない。県が計画段階での情報収集や第1用地アセスメントを十分に実施することにより、事業開始後の協議事項の発生・未解決による用地取得の遅れというリスクは軽減でき得る。県においては、本事業を教訓として計画段階での情報収集やアセスメントについて、より意識を向けるべきである。

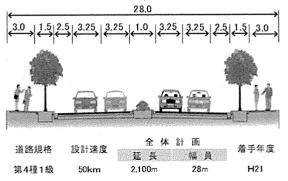
# 3 那覇北中城線(幸地~翁長)

- (1) 事業の概要
- · 名称 那覇北中城線(幸地~翁長)
- ・種別 主要地方道
- ・事業の目的 那覇北中城線は、那覇市泊を起点とし、北中城安谷屋を終点とする路線で、沖縄本島中南部を縦断する主要地方道である。同路線のうち、西原町幸地では慢性的な交通渋滞が発生しており、この渋滞を緩和するため、那覇市石嶺住宅付近から坂田交差点までの2.0㎞を現在の2車線から4車線道路へ拡張するという事業である。
- ·事業箇所 西原町字幸地~西原町字翁長
- ·事業位置図



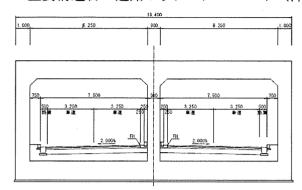
(沖縄県HP「沖縄県土木建築部 中部土木事務所」から)

- ·担当事務所 中部土木事務所
- 事業概要 延長 2,000m 幅員 28.0m (4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- · 事業着手年度 平成 21 年度
- ·事業費総額 102 億円
- ・主要構造物 道路ボックスカルバート (沖縄自動車道との交差部分)



# (2) 用地取得の概要

- 詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) ①平成 20 年 7 月 20 日②平成 23 年 3 月 15 日
- ・用地取得を実施する期間 平成 21 年度~平成 30 年度
- ・公社への委託開始年度 平成23年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日 (幅杭打設 日) から契約までの期間	取得予定面積・筆数		取得済面積・割合・累積割合			取得済筆数・割合・累積割合		
	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	49, 910. 56		5651.31	11. 32	11. 32	27	11.64	11.64
3年超4年以内			8148. 54	16. 33	27. 65	35	15.09	26. 72
4年超5年以内		232	5777, 79	11, 58	39. 23	21	9.05	35. 78
5年超6年以内		. 232	4983.04	9. 98	49. 21	20	8. 62	44. 40
6年超			5238. 48	10.50	59.71	19	8. 19	52, 59
未取得面積(m³)・筆数			20111.40			110		

#### (3) 検討

本事業は,当初の事業期間は平成21年度~平成32年度という計画であったが,現在では事業終了年度は平成38年度に延長されている。監査対象年度の平成29年度時点での用地取得の進捗率は59.7%(筆数は52.5%)である。

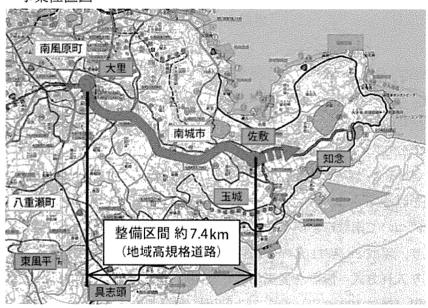
進行管理計画書の用地取得計画表の計画筆数とほぼ同数の用地が取得されており、一見すると同計画書上は用地取得について特に遅れは生じていないように見える。しかしこれは、進行管理計画書は事業期間が延長されると延長に合わせて計画筆数についても記載を変更してしまうためであり、実際には当初計画からの遅れが生じている。また、監査対象年度の進行管理計画書の用地取得計画表には、平成30年度以降の取得計画が記載されていない。同計画書の事業計画工程表上は平成32年3月までに用地取得は終了するという計画となっているが、これまでの用地取得のペースからすると平成32年3月には間に合わない進捗であり、事業計画の通りに用地取得が終了するかの見通しは不透明である。さらに、進行管理計画書には難航案件として3件が記載されており、「土地収

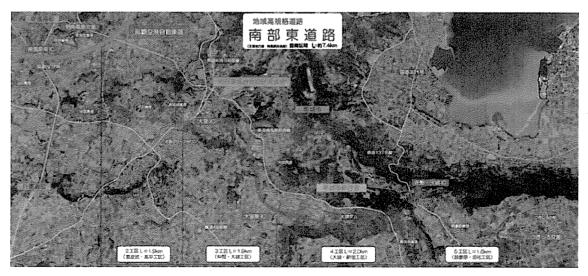
用法の適用可能性」欄に「有」との記載もなされているが、ヒアリングによると、任意 交渉での合意成立の見込みがあることや、事業の進捗状況等もふまえて、収用裁決申請 に向けた検討は具体化していないとのことであった。

本事業は、見直し後の事業計画における用地取得の進捗について、一見すると今のところ特に問題が生じていないように見えるが、進行管理計画書上の用地取得の計画が不透明であったり、難航案件について全体工程上の権利取得期限が示されていなかったりすることから、今後の進捗管理に不安が残る。また、当初から事業計画が10年以上の長期に設定されている事に加えて、事業開始から数年の内に路線内の詳細設計業務委託(幅杭打設)を完了しており、用地取得や工事の計画を立てるにあたって、適期申請ルールも意識されていない。さらに、本事業の予算についても、当初計画に比べて予算の割当が少なく、今後も用地取得の遅れが懸念されるところである。

# 4 南風原知念線(南部東道路)

- (1) 事業の概要
  - 名称 南風原知念線
  - 種別 地域高規格道路
  - ・事業の目的 南部東道路は、現道をバイパス化して地域高規格として整備するもので、 那覇空港自動車道と連結して一体となり機能させ、那覇市及び那覇空港、那覇港等への アクセス向上を図り、沖縄本島南部地域における産業及び観光の振興等を目的とする事業である
  - ・事業箇所 南風原町字喜屋武~南城市玉城字垣花(つきしろ交差点)
  - 事業位置図

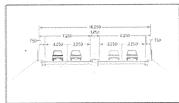




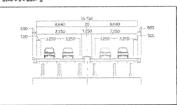
(「南部土木事務所 事業概要 2018」から)

- 担当事務所 南部土木事務所・南部東道路建設現場事務所
- 事業概要 延長 7,400m 幅員 8.5m (2/4 車線)
- ·事業着手年度 平成 18 年度
- · 事業費総額 389 億 7000 万円
- ・主要構造物 橋梁, トンネル

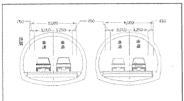
# [編準部]



# 



# [トンネル部]



(「南部土木事務所 事業概要 2018」から)

#### ・ その他

本事業は、平成18年度から平成22年度の5年をかけて、着工準備のための予備設計や地元との協議を重ねた上で、平成25年度から公社に用地取得事務が委託されている。また、公社に委託する前年には用地アセスメントを委託して、本事業における用地リスクを調査・検討した上で公社に用地取得事務を委託している。

さらに、大規模事業であることから、平成28年1月に南部東道路建設現場事務所を設置して、事業の効率化を図っている。

その後、計画・設計について南城市や南城市民から沖縄自動車道への直接乗り入れについての強い要望があり、平成29年11月の検討協議会(国・県・南城市・南風原町で構成)において直接乗り入れ方式へ設計を変更することになった。これに伴い、予算についても当初の159億円(後に182億円)から357億円に増額されている。

旧計画では1工区から5工区の5つの工区が予定されていたが、上記の直接乗り入れ 方式への設計変更に伴い、1工区については別の事業に切り分けられたため、本事業と しては2工区から5工区までが対象区間となった。また、これら4つの工区のうち、2 工区についてはいまだ用地取得は始まっておらず、公社にも委託されていない。

用地取得が実施されている3工区から5工区のうち,4工区については,当該区間の 現道が災害に弱く,台風等の影響で頻繁に通行止めになっていたことから,地元からの 早期供用開始の要望が強い区間であった。これを受けて,県としても,他の区間に優先 して4工区から事業を進めている。

# (2) 用地取得の概要

・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) ①3 工区:平成 26 年 8 月 30 日

②4 工区: 平成 25 年 9 月 30 日

③5 工区: 平成 27 年 2 月 28 日

- ・用地取得を実施する期間 平成 25 年度~平成 38 年度
- ・公社への委託開始年度 平成 25 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

## ①3 工区

詳細設計業務委託完了日(幅杭打設	取得予定面積・筆数		取得済面積・割合・累積割合			取得済筆数・割合・累積割合		
日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			16906. 16	21. 93	21. 93	33	16. 18	16. 18
3年超4年以内	77, 105. 33	204	2112. 49	2. 74	24. 67	3	1. 47	17.65
未取得面積(m³)・筆数			58086.68			168		

# ②4 工区

詳細設計業務委託完了日(幅杭打設	取得予定面積・筆数		取得済面積・割合・累積割合			取得済筆数・割合・累積割合		
日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	69, 011. 59	59 166	60321.80	87.41	87. 41	133	80. 12	80. 12
3年超4年以内			4007.38	5. 81	93. 22	15	9.04	89. 16
4年超5年以内			2851.00	4. 13	97. 35	8	4.82	93. 98
未取得面積(mi)・筆数			1831. 41			10		

# ③5 工区

SMORPH STATE OF THE PROPERTY OF A LITTLE PORTS	取得予定面積・筆数		取得済面積・割合・累積割合			取得済筆数・割合・累積割合		
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	73,627.79	161	23245. 05	31.57	31, 57	29	18. 01	18. 01
未取得面積(m)・筆数	13,021.19	101	50382.74			132		

# (3) 用地アセスメント

前述のとおり、本事業においては、県は公社に用地取得事務を委託する前年に、用地 アセスメントを委託して、用地取得を行う上での各取得予定地のリスク調査を行ってい る。

公社が行った用地アセスメントの調査方法は以下のとおりであり、県の事務マニュアル第 10 章 「用地取得アセスメント」に沿った方法で実施され、成果物についても同マニュアルの書式により作成されている。

#### ア 権利者調査

- ・構図調査による合分筆等、現在の土地の状況調査
- 土地及び建物登記記録の調査
- ・公的記録簿の調査(住民票・戸籍謄本・資産台帳)
- ・相続人の調査(相続人1代まで), 相続関係説明図の作成

# イ 現地調査

• 目視調査

現場に赴き、目視により現況調査(土地の用途確認)

・聞き込み調査

構図と現況が異なる場合や、墓地の代替地等について、該当地を管轄する自治体及び 法務局に確認

#### • 地元精通者等確認調査

地区共有地や不在者について, 区長等に確認

上記の調査による結果をふまえて、各取得予定地等について、リスクレベルを 1(2年以内に取得可能)、 $2(2\sim2.5$ 年以内に用地取得可能または目途が立つ)、3(2.5年を超え、5年以内に用地取得の目途が立つ)、4(5年を超える)に分けて分類している。

#### (4) 収用裁決

前述のとおり、4 工区については、他の区間に優先する方針で事業を進めてきたが、本線等の重要部分にかかる土地の一部について任意交渉で用地を取得できる見込みがなかったため、3 筆の土地について収用裁決により用地を取得している。平成27 年度に1 筆、平成29 年度に2 筆の土地について収用裁決申請を行っているが、具体的な状況は以下のとおりである。

	交渉回数	申請日	裁決日	難航理由
土地	21 回	平成 27 年 12 月 4 日	平成 28 年 10 月 13 日	単価不満
A		4		
土地	14 回	平成 29 年 4 月 27 日	平成 30 年 2 月 8 日	相続人不確定
В				
土地	46 回	平成 29 年 8 月 24 日	平成 30 年 9 月 13 日	戸籍の訂正を条件にさ
С				れる

平成 29 年度の収用裁決申請については,適期申請ルールに照らせばやや申請時期が遅いとも思えるが,工事の進捗に大きな影響をきたしておらず,概ね適切な時期に申請がなされたと評価できる。

# (5) 検討

本事業は、着工準備のための予備設計に5年もの長期間を要しているが、平成25年度から開始した用地取得について、今のところ大きな遅れは生じておらず、順調に用地取得が進んでいるといえる。事業区間が4つの工区に分かれているが、前述のとおり早期供用開始を目指した4工区については収用裁決も利用して、工事に必要な用地の取得をほぼ完了している。

本事業については、事業そのものに対する地権者の理解は得られているものの、計画の細部や単価に対する不満等で、個別の地権者との交渉については難航案件もありうる事業である。にもかかわらず、すみやかな用地取得が実現している要因の1つとしては、

県が公社に用地アセスメントを委託した点があげられる。用地アセスメントを行うことにより、県が各土地の用地リスクのレベルや事情を把握して処理期間を推計したり、工区内の用地リスクの分布状況を踏まえた工事計画の策定等が可能となり、より効果的な計画策定や、工程管理を行うことが可能となる。実際に、県としても調整会議や執行会議で用地アセスメントの資料を活用しており、公社としても事業の初期段階で詳細な用地アセスメントを実施できたことで、計画的・効率的に用地取得を進めることが可能となっている。

予算との関係でも、本事業は必ずしも当初計画通りの予算が毎年割り当てられていた わけではないが、限られた予算から効率的に用地取得を行うためには、適切な工程管理 が必要不可欠であり、かかる観点からも、用地アセスメントが有効に機能した事業とい える。

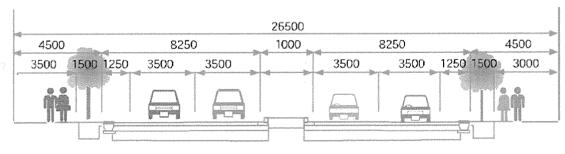
# 5 国道507号(八重瀬道路)

- (1) 事業の概要
- •名称 一般国道 507 号
- 種別 一般国道
- ・事業の目的 一般国道 507 号のうち、八重瀬町内の現道は幅員狭小で慢性的に渋滞が発生しており、通勤・通学や産業経済活動に大きな支障をきたしている。そこで、当該区間を 4 車線に拡張整備することで、地域の安心・安全の向上を図るとともに、一般国道 329 号那覇東バイパス、那覇空港自動車道、一般国道 331 号と連結して、南部地域における南北の脆弱な幹線道路ネットワークを強化し、地場産業や観光産業等の活性化を支援することが期待されている。
- · 事業箇所 八重瀬町字東風平~八重瀬町字具志頭
- 事業位置図



(沖縄県HP「一般国道 507 号 (八重瀬道路) 事業計画」から)

- ·担当事務所 南部土木事務所
- 事業概要 延長 4, 189m 幅員 30.0m, 26.5m (4/4 車線)



(「南部土木事務所 事業概要 2018」から)

- · 事業費総額 161 億 8800 万円
- ・主要構造物 なし
- (2) 用地取得の概要
- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) ①平成 21 年 12 月 18 日

# ②平成 22 年 3 月 19 日

- ・用地取得を実施する期間 平成 21 年度~平成 27 年度
- ・公社への委託開始年度 平成 21 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅抗打設	取得予定	官面積・筆数	取得	斉面積・割合・累利	割合	取得流	4筆数・割合・	<b>累積割合</b>
日)から契約までの期間	面積(m³)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			12685.68	17. 20	17. 20	57	13. 83	13.83
3年超4年以内			2434. 46	3, 30	20.50	12	2.91	16. 75
4年超5年以内	73, 758, 20	412	11415.44	15. 48	35. 98	51	12. 38	29. 13
5年超6年以内	70, 700. 20	412	6264. 18	8. 49	44. 47	33	8. 01	37. 14
6 年超			9763.66	13. 24	57. 71	57	13.83	50. 97
未取得面積(㎡)・筆数			31194, 78			202		

### (3) 検討

本事業は、当初の事業期間は平成20年度~平成28年度という計画であったが、現在では事業終了年度は平成36年度に延長されている。当初の事業終了予定年度であった平成28年度時点での用地取得の進捗率は48.8%であり、計画からの遅れが認められるが、監査対象年度の平成29年度時点での進行管理計画書上の用地取得の進捗率は59.7%(筆数は52.5%)まで達成されている。

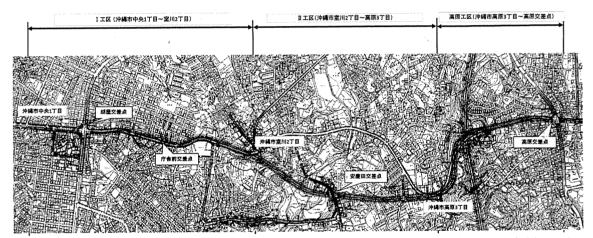
進行管理計画書の用地取得計画表の計画筆数とほぼ同数の用地が取得されているため、 資料上は一見すると用地取得について特に遅れは生じていないように見えるが、前述の 那覇北中城線と同じく、事業期間の延長に合わせて計画上の取得予定筆数についても記 載を変更したものであり、当初計画からは遅れが生じている。もっとも、変更後の計画 との関係では、進行管理計画書の用地取得計画表の計画筆数とほぼ同数の用地が取得さ れており、用地取得について特に遅れは生じていない。計画通りに用地取得が進めば、 平成35年度に本事業の用地取得が完了する予定である。

難航案件は、本事業区間北端である東風平地区において数件認められたが、これらの案件への対応については、県との間で、全工程上の権利取得期限を踏まえた事業認定申請、収用裁決申請の具体的な時期について、すでに検討済みである。難航案件以外の取得予定地については、公社の内部的な第2用地アセスメントによれば特に用地リスクが高い案件もないことから、計画に沿って順次用地取得を進めていく予定である。

公社の予算執行率や事業の進捗からすると、本事業についても、当初の事業計画策定 段階において、適期申請ルールが意識されていなかった感は否めない。もっとも、上記 の用地取得事務の状況からすると、現在の計画との関係では、用地取得の予算を確保す ることさえできれば、計画通りに用地取得が進む可能性が高いものと思料される。

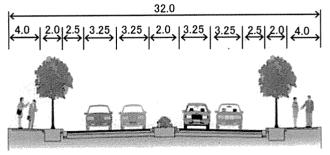
### 6 胡屋泡瀬線

- (1) 事業の概要
- 名称 胡屋泡瀬線
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 胡屋泡瀬線は、沖縄市の中心市街地と中城湾港新港地区等の東部地域を 結び、国道 330 号、国道 329 号等の主要幹線道路とも接続する重要な道路で、交通量が 多く慢性的な交通渋滞を生じているため、4 車線による整備が必要となっている。そこ で、中部圏域の交通渋滞の解消と市街地再開発事業と連携した中心市街地活性化に資す る道路として本事業を行っている。
- · 事業箇所 沖縄市上地~高原
- ・事業位置図



(中部土木事務所提供資料から)

- ·担当事務所 中部土木事務所
- ・事業概要 延長 3,100m 幅員 32.0m (4 車線)



(沖縄県土木建築部中部土木事務所「平成30年度事業概要」から)

- · 事業着手年度 平成 17 年度
- ·事業費総額 約193億円
- ・主要構造物 なし

・その他 胡屋泡瀬線は、1 工区、2 工区、高原工区の計 3 工区に分けて事業が進められているが、このうち高原工区についてはいまだ用地取得は始まっておらず、公社にも委託されていない。

### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) ①平成 18 年 12 月 20 日 (1 工区)②平成 22 年 3 月 22 日 (2 工区)
- ・用地取得を実施する期間 ①平成 18 年度~平成 22 年度 (1 工区)②平成 23 年度~平成 29 年度 (2 工区)
- ・公社への委託開始年度 ①平成 18 年度 (1 工区)②平成 23 年度 (2 工区)
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

## 1 工区

詳細設計業務委託完了日(幅抗打設	取得予定	2面積・筆数	取得法	ち面積・割合・累積	割合	取得決	<b>斉筆数・割合・</b>	累積割合
日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			10034.44	65. 45	65. 45	52	43. 33	43. 33
3年超4年以内			2228. 98	14. 54	79. 99	14	11. 67	55.00
4年超5年以内	15, 332, 09	120	1948. 69	12.71	92. 70	8	6.67	61.67
5年超6年以内	10, 552. 05	120	16. 22	0. 11	92.80	2	1.67	63. 33
6 年超			1036. 37	6. 76	99. 56	14	11.67	75.00
未取得面積(m³)・筆数			67. 39			30		

#### 2 工区

詳細設計業務委託完了日(幅杭打設	取得予算	官面積・筆数	取得法	斉面積・割合・累積	割合	取得法	筆数・割合・	
日)から契約までの期間	面積(m)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			4037.13	12. 47	12. 47	22	8. 59	8. 59
3年超4年以内			1625. 12	5. 02	17. 50	7	2. 73	11. 33
4年超5年以内	32, 364, 20	256	1550.16	4, 79	22. 29	12	4. 69	16.02
5年超6年以内	32, 304. 20	200	6354. 22	19.63	41.92	33	12.89	28. 91
6年超			3167.31	9. 79	51.71	18	7. 03	35, 94
未取得面積(㎡)・筆数			15630. 26			164		

## (3) 検討

本事業は、当初の事業期間は、1 工区は平成 17 年度~平成 23 年度、2 工区は平成 20 年度~平成 30 年度という計画であったが、現在では事業終了年度はそれぞれ平成 30 年度、平成 34 年度に延長され、これに伴い用地取得の終了予定年度もそれぞれ平成 30 年度、平成 31 年度に延長されている。

1 工区については、上記表のとおり平成29年度時点で進捗率が99%を超えていることから(筆数は75%)、平成31年度からは公社には委託せず、中部土木事務所が収用裁決申請も視野に入れて用地交渉を引き継ぐことになっている。進行管理計画書によると、当初計画の事業終了予定年度であった平成23年度時点で1工区の用地取得の進捗率は52.9%(筆数)に止まっており、当初計画からの大幅な遅れが認められる。2工区については、監査対象年度の平成29年度時点で用地取得の進捗率は35.9%であり、こちらも当初の事業計画から明らかに遅れている。

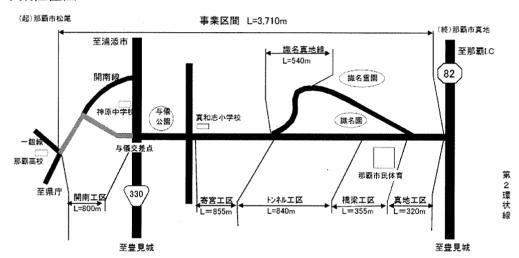
各年度の用地取得費の予算額をみると、1 工区は当初計画の予算に近い金額が平成 18年度から平成 24年度まで執行されているが、平成 25年度以降は平成 27年度を除いて大幅に削減されており、平成 28年度に至っては予定額の約 6%にすぎない予算しか執行されていない。

前述のとおり、近年の公社の予算執行率は高いことから、計画額に比べて予算執行率が低いということは、そもそも予算が割り当てられなかったか、県からの指示で別の事業の用地取得費に予算を付け替えたということである。1 工区は、当初計画の事業期間中、用地取得費が計画通りに割り当てられていたにもかかわらず、事業終了予定年度の平成23 年度時点で用地取得の進捗率は52.9%にとどまったことからすると、そもそも当初計画の段階で県のマネジメントが不十分であったと評価せざるを得ない。2 工区についても1 工区と同様に、平成25 年度以降は平成27 年度を除いて大幅に予算を削減されている。平成29 年度にいたっては、予定額の約6.6%しか予算が割り当てられず、本事業の2 工区の用地取得の進捗の遅れの原因の1つとして、予算の不足という点が認められる。胡屋泡瀬線は、道路街路課の事業であるところ、同じく道路街路課の事業である真地久茂地線開南工区や、汀良翁長線といった路線と予算枠が競合しているため、今後も予算不足による工事の遅れが懸念される。

他方で、進行管理計画書の「用地取得難航、困難事案等の状況」によると、難航が予想される案件として16件があげられており、その多くは2工区の墓地群に関する案件である。2工区はその西端で1工区と接続しているところ、当該接続部分に蓋をするように墓地群があり、相続の発生、代替地の要求や補償費不満等の様々な理由で交渉が難航している。用地リスクが高い案件も多く、収用裁決申請も視野に入れた交渉が必要になると思料され、進行管理計画書上も「土地収用法の適用可能性」欄に「有」と記載されている土地も多数存在している。しかし、県及び公社としては、2工区の用地取得の進捗率が高くないこと及び2工区の他の区間では用地リスクが低く任意交渉により取得可能な用地も多数残っていること、用地取得の予算が大幅に不足していることを理由に、収用裁決申請の具体的検討は行っていない。今後も用地取得のための予算が確保できなければ、さらに用地取得の遅れが懸念される状況にある事業である。

## 7 真地久茂地線外1線(開南工区・識名工区)

- (1) 事業の概要
- ・名称 3・3・3号真地久茂地線
- · 種別 一般県道
- ・事業の目的 真地久茂地線は、那覇高校交差点を起点に那覇市中心市街地を東西に横断し、県道82号線(第2環状線)に連結する幹線街路である。現道は、与儀交差点、寄宮交差点において交通容量不足から渋滞を引き起こしているとともに、幅員が矮小で線形も悪いため、4車線拡張や一部区間をバイパスとして線形改良することにより機能的な交通網の確立を図ることを目的としている。
- ·事業箇所 那覇市松尾~那覇市字真地
- 事業位置図

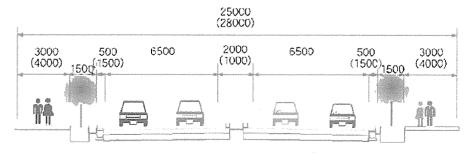


(沖縄県土木建築部「進行管理計画書」から)

- ・担当事務所 南部土木事務所
- ・事業概要 開南工区:延長800m 幅員20~28m(4車線)

識名工区:延長 540m 幅員 13m (2 車線)

※開南工区の断面図



(「南部土木事務所 事業概要 2018」から)

- ・事業着手年度 昭和 47 年度 (開南工区・識名工区は平成 19 年度)
- · 事業費総額 開南工区:149 億円

識名工区:38 億円

- ・主要構造物 開南工区・識名工区はなし
- ・その他 事業の開始年度が昭和47年とされているのは、真地久茂地線は距離が長く、 工区を区切って継続的に事業を進めているためである。なお、識名工区部分の正式な路 線名は「識名真地線」である。

### (2) 用地取得の概要

- 詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成21年2月27日(開南工区)
   平成20年11月30日(識名工区)
- ・用地取得を実施する期間 平成 21 年度~平成 25 年度(開南工区) 平成 23 年度~平成 30 年度(識名工区)
- ・公社への委託開始年度 平成 21 年度 (開南工区) 平成 21 年度 (識名工区)
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

### 開南工区

	取得予定	足面積・筆数	取得沒	6面積・割合・累積	割合	取得沒	筆数・割合・	累積割合
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(㎡)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			4571.00	41. 37	41. 37	55	39.86	39.86
3年超4年以内			1580.00	14. 30	55. 67	20	14. 49	54. 35
4年超5年以内	11 040 00	138	717. 00	6. 49	62. 16	8	5, 80	60.14
5年超6年以内	11, 049. 00	138	703.00	6. 36	68, 52	9	6. 52	66.67
6 年超			1801.00	16. 30	84. 82	19	13. 77	80.43
未取得面積(㎡)・筆数			1677, 00			27		

#### 識名工区

	取得予定	と面積・筆数	取得液	斉面積・割合・累積	割合	取得深	筆数・割合・	累積割合
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			2488, 24	46, 56	46. 56	23	27. 71	27. 71
3年超4年以内			418. 82	7.84	54. 40	8	9, 64	37. 35
4年超5年以内	5 044 00	83	0.00	0.00	54. 40	0	0.00	37. 35
5年超6年以内	5, 344. 00	83	7, 36	0.14	54. 54	1	1. 20	38.55
6 年超			205. 13	3.84	58. 37	4	4. 82	43, 37
未取得面積(m)·筆数			2224. 45			47		

## (3) 検討

開南工区の当初の事業期間は平成19年度~平成29年度という計画であったが、現在では事業終了年度は平成33年度に延長されている。当初の事業終了予定年度である平成29年度時点での用地取得の進捗率は84.82%(筆数は80.43%)であり、時間は要したものの着実に取得を進めてきたといえる。

開南工区は、那覇市の中心市街地の工区であるため、難航案件や協議事項を多数かか えている。もっとも、県としては、事業の進捗が8割を超えていることや、事業が長期 化していることをふまえて、一部の案件について収用裁決申請に向けた準備を進めてい る。実際に、平成30年度には裁決申請書の作成まで完了した案件があったが、最終提示案で地権者と妥結することができたため、同案件は申請に至らなかった。今年度も、何件か申請の準備を進めることになっており、任意交渉で妥結できなかった場合には、収用裁決を申請する予定である。

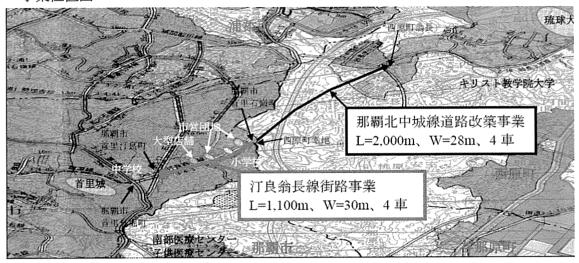
識名工区については、近年は積極的な用地交渉を行っていない。これは、県から公社に対して、用地取得完了が近い開南工区の用地取得を最優先するようにとの指示が出ているためである。

開南工区の進行管理計画書を見ると、用地取得計画表の計画筆数とほぼ同数の用地が取得されているため、資料上は一見すると用地取得について特に遅れは生じていないように見える。しかしこれは、前述の那覇北中城線等と同じく、平成28年度に事業期間が延長されたことに伴い、これに合わせて計画上の取得予定筆数についても記載を変更したものであり、当初計画からは遅れが生じている。前述のとおり、開南工区では難航案件については今後は土地収用法を活用する方針であり、具体的に各案件の申請時期についても検討を進めていることから、今後は用地取得に大きな遅れは生じないものと思料される。

開南工区の難航案件には、大型マンションの補償や、関係者多数等、収用裁決申請を活用しなければ解決が困難と思われる用地リスクの高い案件が相当数存在していた。県として土地収用法の活用について謙抑的であることは望ましい態度であるものの、他方で開南工区のような用地リスクの高い土地が多く、計画通りの用地取得が困難であることが明らかで、かつ事業の効果が高い路線に関しては、適期申請ルールを念頭に、任意交渉と並行して早期に収用裁決申請に向けた準備をすることも検討する必要がある。

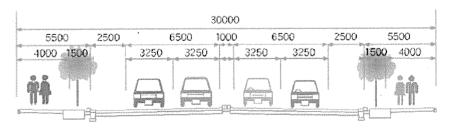
## 8 汀良翁長線

- (1) 事業の概要
- · 名称 汀良翁長線
- 種別 一般県道
- ・事業の目的 汀良翁長線は、那覇市と中部地域を結ぶ幹線街路であるが、現道は2車線しかなく、渋滞が慢性化し、交通事故も多発している状況である。那覇市首里汀良町から西原町境界までを街路事業で、西原町境界から坂田交差点までの区間を道路事業で一体的に整備することとしており、渋滞の緩和、円滑で安全な交通の確保、地域へのアクセス性向上、歩行者の安全確保等を目的としている。
- ·事業箇所 那覇市首里汀良町~那覇市首里石嶺町
- 事業位置図



(沖縄総合事務局HP「新規事業採択時評価結果」から)

- ·担当事務所 南部土木事務所
- ・事業概要 延長 1,100m 幅員 30.0m (4 車線中央分離帯あり)



(「南部土木事務所 事業概要 2018」から)

- · 事業着手年度 平成 21 年度
- · 事業費総額 約 108 億円
- ・主要構造物 なし

### (2) 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成23年3月30日
- ・用地取得を実施する期間 平成 22 年度~平成 27 年度
- ・公社への委託開始年度 平成 22 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭打設	取得予定	官面積・筆数	取得清	6面積・割合・累利	割合	取得液	革ン 割合・	累積割合
日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			4789.95	28, 29	28, 29	33	14. 67	14. 67
3年超4年以内			822, 99	4.86	33. 15	6	2, 67	17. 33
4年超5年以内	16, 932, 00	225	523. 61	3.09	36, 24	4	1. 78	19.11
5年超6年以内	10, 332.00	223	427. 45	2, 52	38.77	3	1.33	20.44
6 年超			0.00	0.00	38.77	0	0.00	20. 44
未取得面積(m <sup>2</sup> )・筆数			10368.00			179		

### (3) 検討

本事業は、当初の事業期間は平成 21 年度~平成 30 年度という計画であったが、現在では事業終了年度は平成 36 年度に延長されている。監査対象年度の平成 29 年度時点での用地取得の進捗率は 38.7% (筆数は 20.4%) である。

本事業の進行管理計画書の用地取得計画表の計画筆数をみると、事業終了年度前の平成 33 年度までしか記載がなく、計画上の平成 33 年度の用地取得の進捗率は 54.2%である。平成 33 年度からの 3 年間で残りの 45.8%を取得することは現実的ではないと思われることから、現在予定している事業期間内に用地取得を終了させる計画が立てられていない。これは、事業全体の工程をふまえた用地取得期限を設定していないということであり、用地取得の進捗を管理する意識が欠如していると評価せざるをえない(なお、同計画書は具体的筆数とパーセントの数字が一致していないという誤記もあり、かかる点からも用地取得の進捗を管理するという意識が欠如していると評価せざるをえない)。このような用地取得計画表を作成した背景には、用地取得の予算が大幅に削減されていることが影響していると思料される。すなわち、前述の胡屋泡瀬線と同じく、本事業も道路街路課の事業であり、真地久茂地線開南工区と予算枠が競合していることから、同工区に予算を優先的に配分されてしまい、平成 24 年度以降は予定額よりも大幅に低い予算しか割り当てられておらず、今後も予算不足による工事の遅れが予想されるためである。

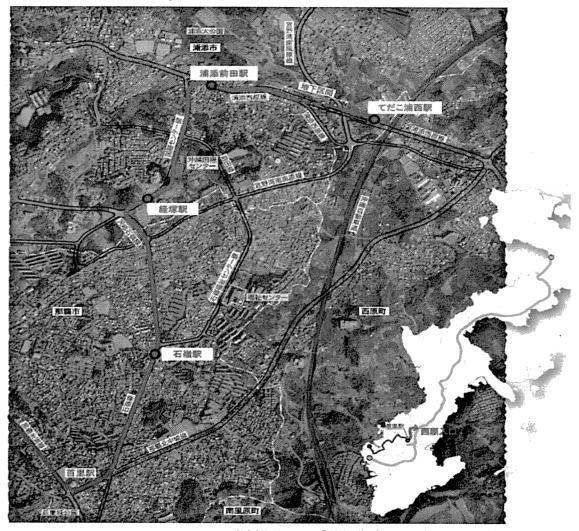
もっとも、仮に予算不足による進捗の遅れであっても、事業全体の工程をふまえた、 あるべき権利取得期限を定めなければ、当初の予定からどの程度の遅れが生じているの かを具体的に確認・共有することができないし、用地取得の終期が無制限に先延ばしに なってしまう。したがって、用地取得費の予算の確保が厳しい事業であっても、用地取 得計画は工事の期限をふまえて策定されるべきである。 個別の難航案件については、進行管理計画書には多数の案件があげられているが、公 社の内部的な第2用地アセスメントによれば、ほとんどの事案は用地リスクはそれほど 高くなく、任意交渉で妥結できる見込みがある。将来的に収用裁決申請をすることにな る可能性があり得る土地も個別に把握済みであった。現状では特に大きな難航事案はな く、予算の範囲では順調に用地取得が進んでいる。

## 第6 モノレール延長整備関連事業

### 1 事業概要等

昭和47年度の沖縄振興開発計画において、都市モノレールの必要性が提起された。その後、平成15年8月10日に、沖縄都市モノレールが那覇空港駅~首里駅で開業した。

現在は、沖縄都市モノレール延長事業として、首里駅~てだこ浦西駅(約4.1km)の整備事業が行われている。本延長事業は、平成24年1月27日に都市計画決定が告示され、事業を開始している。



(沖縄県HP「沖縄都市モノレール延長概要」より)

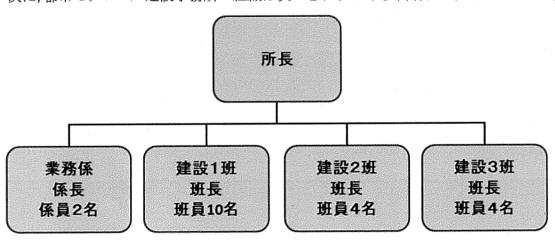
モノレール延長整備関連事業は、本庁土木建築部都市計画・モノレール課が主管し、 出先機関である都市モノレール建設事務所(平成26年度設置)が工事を担当し、県は用 地取得を公社に委託している。また、同事業は、土木建築部内における予算配分を決定 する際に、予算の優先配分を受けており、県の優先事業として扱われている。そして、 延長区間の開業時期を強く意識した用地取得計画が立てられ、開業時期を強く意識した 進捗管理がなされている。

# 2 都市モノレール建設事務所の所掌事務及び組織

都市モノレール建設事務所の所掌事務は以下のとおりである。

- ・都市モノレール建設の計画及び調査設計に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る用地取得及び補償に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る関係機関、関係団体等との調整に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る工事の事務検査に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る工事の検査に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る関係法令等に基づく諸手続に関すること。
- ・都市モノレール建設に係る関連事業に関すること。
- ・その他、都市モノレールの建設に関すること。
- ・庶務に関すること。

次に、都市モノレール建設事務所の組織は次のとおりである(平成30年4月1日時点)。



(沖縄県HP「都市モノレール建設事務所の組織」から)

なお、都市モノレール建設事務所は、県だけではなく、浦添市及び那覇市からも職員 が派遣されている。これは、モノレール延長事業においては、インフラ整備において県 道区間、浦添市道区間及び那覇市道区間が存在し、それぞれの区間の連携を図りながら 事業を進めていくためである。

建設事務所の組織において、業務係は、庶務を担当しており、建設1班は、県道区間のモノレールインフラ整備及び関連道路整備を担当している。建設2班は、浦添市道区

間のモノレールインフラ整備を担当し、建設3班は、那覇市道区間のモノレールインフラ整備を担当している。

### 3 進捗管理の体制

モノレール延長整備関連事業においては、進捗管理のための報告・協議の場が複数存在している。まず、①土木建築部調整会議が存在する。モノレール延長事業は、県の重要事業として、調整会議において取り上げられることも多く、平成29年度までは、毎年度進捗状況を調整会議で報告している状況であった。続いて、②四者連絡会議が年度毎に2~4回程度開催されている。四者とは、県、那覇市、浦添市及び沖縄都市モノレール株式会社(以下「モノ社」という。)である。県道区間、那覇市道区間及び浦添市道区間それぞれの工事の進捗状況やモノ社が行う工事の確認等を行い、用地取得業務の重点地域等を確認することもこの会議において行われている。また、③都市計画・モノレール課と都市モノレール建設事務所の会議が、年度毎に2度開催されている。この会議は、予算執行状況の確認が主であるため、直接進捗管理を行うためのものではないが、状況確認の場としては機能している。さらに、④都市計画・モノレール課、都市モノレール建設事務所及び公社の執行会議が、年度毎に4度程度開催されている。この執行会議においては、進行管理計画書、執行状況資料、「現状と課題」と題する資料が使用され、地権者毎の交渉状況とその対応等、具体的な報告、対応方針の確認が行われている。加えて、⑤公社と都市モノレール建設事務所の協議の場は毎月設けられていた。

このように、多数の関係部署等が、複数の会議を行い、事業の状況確認等を行っていた。そして、当然のことながら、上記複数の会議以外にも、公社、都市計画・モノレール課及び都市モノレール建設事務所それぞれの担当者間では、頻繁に連絡を取り合って日々の用地取得業務が行われている。

#### 4 事業実施路線

平成29年度において用地取得費が決算計上されているモノレール延長整備関連事業は、沖縄都市モノレール道整備事業(城間前田線・幸地インター線・浦西停車場線)及び都市モノレール効果促進事業(てだこ浦西駅パーク&ライド駐車場)である。

以下、個別事業についてそれぞれ述べる。

(1) 城間前田線

ア 事業の概要

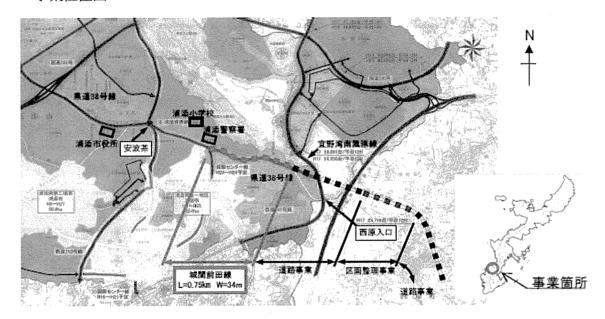
- 名称 城間前田線
- · 種別 主要地方道

# ・事業の目的

当該路線は、沖縄本島東海岸と西海岸を結ぶ都市計画道路で、国道58号、沖縄自動車道、国道329号の縦軸幹線道路を相互に連結する主要な横軸幹線道路である。

当該事業は、浦添警察署前交差点から西原町向けの約0.72kmの区間で、西原入口交差点を中心に慢性化している渋滞を緩和するため、道路事業等と併せて4車線に拡幅し、周辺交通の円滑化及び道路利用者の安全・安心の向上を図ることを目的としている。また、モノレール導入路線であり、モノレール事業と連携した整備により地域の活性化を図ることを目的としている。

- · 事業箇所 浦添市前田地内
- 事業位置図



(沖縄県「公共事業事前評価調書(3・4・54 城間前田線街路整備事業)」から)

- ・事業概要 延長 720m 幅員 32~42.2m (4 車線)
- ・事業着手年度 平成 23 年度
- ・総事業費 約112億335万4000円

# イ 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 25 年 3 月 15 日
- ・用地取得を実施する期間 平成24年度~平成29年度(事業期間(工事期間含む))
- ・公社への委託開始年度 平成 24 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

詳細設計業務委託完了日(幅杭打設	取得予算	定面積・筆数	取得記	斉面積・割合・累利	割合	取得液	<b>幹筆数・割合・</b>	累積割合
日)から契約までの期間	面積(㎡)	·筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内			14767, 88	85.01	85. 01	81	85. 26	85. 26
3年超4年以内	17, 372, 43	95	1425. 83	8, 21	93. 21	10	10.53	95. 79
4年超5年以内	11, 312. 43	90	1178. 72	6. 79	100.00	4	4. 21	100.00
未取得面積(m³)・筆数			0.00			0		

### ウ 収用裁決申請

本事業においては、土地収用法に基づく収用裁決申請を2筆の土地について行っている。当該2筆の土地は、土地評価額に対する不満から地権者との間で、用地取得交渉が妥結に至らなかった土地である。用地取得交渉は、2筆の土地とも約50回前後行っていた。当該2筆の土地は、平成28年度中の用地取得を目標としていた。この目標は、モノレール開業予定時期から逆算して工事に入らなければならない時期及び用地取得を終えなければならない時期といった全体工程を踏まえた目標であった。

そのため、2筆の土地に対する収用裁決申請は、平成27年6月に行われている。

### 工 検討

本事業は、2 車線から 4 車線へ拡幅を行う道路整備事業である。ただし、通常の道路整備事業であれば、道路整備完了後、道路として供用開始となるが、本事業による道路拡幅後にはモノレール運行のため、その道路上に支柱・軌道桁の工事を要する。そのため、支柱・軌道桁の工事があることを前提とした用地取得を行う必要性が存在する。

また、モノレール延長整備関連事業は、事業主としてモノ社が存在する。県の用地取得が遅れ、軌道桁・支柱設置の工事が遅れた場合、モノ社は延長区間での営業ができないことになる。モノ社の営業ができないことにより得られなくなる営業利益は、遅れの期間に比例して膨らむことになる。すなわち、県の事業が遅れた場合、民間企業であるモノ社に損失を与えてしまう可能性がある。県としては、そのような事態を避ける必要性を強く意識しながら、本事業を執行していた。

上記のとおり、モノレール延長整備関連事業においては、進捗管理のための協議の場が複数存在しており、用地取得の進捗状況について頻繁に協議していた。また、本事業については、上記のとおり、土地収用法に基づく収用裁決申請を2件行っている。そしてその収用裁決申請時期も、全体工程の中での工事時期を意識して行われている。公社と都市モノレール建設事務所の協議の場においても、工事開始時期、用地取得完了時期及び収用裁決申請移行時期が具体的に確認されていた。

本事業において行われたような収用裁決申請への移行検討は、速やかな事業完成という点で、望ましいといえる。他方、本監査において監査対象とした各土木事務所で行われている事業においては、全体工程とは無関係に、事業の終盤にならないと収用裁決申請を検討しないといった例も見受けられた。他の事業についても、本事業のように、幅杭打設時期から全体工程・各区間の工事時期を意識した上で、事業の終盤にならずとも、

適切な時期に、収用裁決申請の検討を行うべきである。

### (2) 浦西停車場線

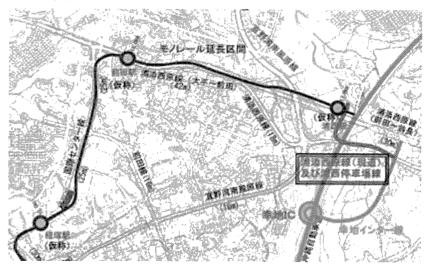
# ア 事業の概要

- 名称 浦西停車場線
- ・種別 一般県道(主要地方道浦添西原線含む)
- ・事業の目的

浦西停車場線は、浦添西原線と幸地インター線を接続し沖縄都市モノレール第4駅(てだこ浦西駅)と高速道路を結節するアクセス道路である。

当路線の整備により、首里駅から西原入口(沖縄自動車道)まで延長される沖縄都市モノレールと、沖縄自動車道との連携による公共交通ネットワークを形成することで、自動車から公共交通への転換を促し那覇都市圏の交通渋滞緩和に寄与するとともに、沖縄本島中北部から那覇都市圏へのアクセス性向上に資するものである。

- · 事業箇所 西原町幸地~浦添市前田
- 事業位置図



(沖縄県「公共事業事前評価調書 (浦添西原線及び浦西停車場線道路整備事業)」から)

- 事業概要 延長 500m 幅員 19m
- · 事業着手年度 平成 26 年度
- ·総事業費 約22億2352万円

### イ 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成27年11月30日
- ・用地取得を実施する期間 平成27年度~平成30年度(事業期間(工事期間含む))
- ・公社への委託開始年度 平成 27 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

	取得予)	E面積・筆数	取得法	斉面積・割合・累利	謝合	取得济	5筆数・割合・:	累積割合
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	0 600 00	20	9397, 05	97, 55	97.55	28	84, 85	84, 85
未取得面積 (m) · 筆数	9, 632. 92	33	235. 87			5		

# ウ 検討

平成29年度末時点の取得率は面積97.55%,筆数84.85%となっている。未取得5筆についても平成30年度に3筆取得済であり,内1筆については,平成29年度において,収用裁決申請を検討し、申請予定であったものの、平成30年度に、交渉の結果妥結し、用地取得できたものであった。

平成30年度時点での未取得2筆は、単価不満による未取得1筆、相続多数による未取得1筆である。収用裁決申請の検討については、平成30年度時点では行われていない。その理由としては、現状の道路幅に余裕があり、未取得2筆の買収が遅延しても歩道を狭く施工すれば、車道が確保でき、事業効果は得られるためである。未取得2筆については、平成31年度においても交渉を継続する予定である。

現時点において、任意交渉を継続するという予定については、問題ないと考えるものの、今後の状況に応じて、必要な時期に適切な対応を検討すべきと考える。

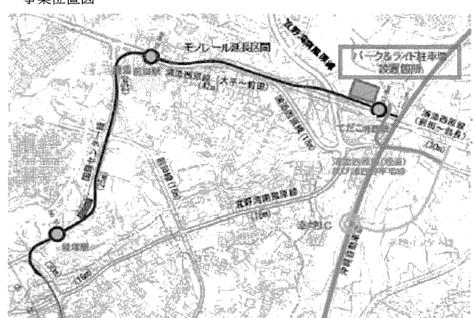
# (3) てだこ浦西駅パーク&ライド駐車場

### ア 事業の概要

- ・名称 てだこ浦西駅パーク&ライド駐車場整備事業
- 事業の目的

本事業は、てだこ浦西駅に隣接したパーク&ライド駐車場の整備を行うことで、 沖縄自動車道と東西連絡道路の浦添西原線を結節する幸地インター線の整備と併 せて、沖縄都市モノレールと沖縄自動車道を効果的・効率的に結節することを目的 としている。

- 事業箇所 浦添市前田地内
- · 事業位置図



(沖縄県「公共事業事前評価調書 (沖縄都市モノレールパーク&ライド駐車場整備事業)」から)

- ・事業概要 立体駐車場(地上4階,駐車台数約1000台)
- · 事業着手年度 平成 26 年度
- ・総事業費 約35億7986万2000円

# イ 用地取得の概要

- ·詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成 26 年 3 月 31 日
- ・用地取得を実施する期間 平成27年度~平成30年度(事業期間(工事期間含む))
- ・公社への委託開始年度 平成 27 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

	取得予定	定面積・筆数	取得記	斉面積・割合・累積	對計合	取得記	5筆数・割合・	累積割合
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (m²)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	7, 482, 85	17	7482, 85	100.00	100.00	17	100,00	100.00
未取得面積(m)・筆数	7, 482. 85	17	0.00			0		

# ウ 検討

本事業は全て、幅杭打設から3年以内に用地取得が完了しており、問題は見受けられなかった。本事業において、早期かつ任意での用地取得が完了した理由としては、先行した他のモノレール延長事業との関係で、事前に地権者への説明及び交渉を行う時間が確保できていたことや物件がほとんどなく、補償額についての反対もほとんど無かったからである。

# (4) 幸地インター線

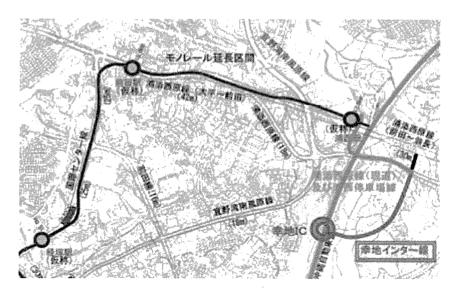
#### ア 事業の概要

- ・名称 幸地インター線
- 種別 一般県道
- ・事業の目的

幸地インター線は、ハシゴ道路ネットワークの縦軸幹線である沖縄自動車道と、主要な横断道路である浦添西原線とを結ぶ道路である。浦添西原線は同じく縦軸幹線である国道58号、国道329号を相互に連絡する道路となっており、幸地インター線の整備はハシゴ道路ネットワークの構築に資するものである。

また、当路線の整備により、首里駅から西原入口(沖縄自動車道)まで延長される沖縄都市モノレールと、沖縄自動車道との連携による公共交通ネットワークを形成することで、高速道路利用の向上が図られ、一般道から高速道路への転換を促すことで那覇都市圏の交通渋滞緩和に寄与するとともに、沖縄本島中北部から那覇都市圏へのアクセス性向上に資するものである。

- ・事業箇所 西原町翁長~西原町幸地
- ・事業位置図



(沖縄県「公共事業事前評価調書(幸地インター線道路整備事業)」から)

- · 事業概要 延長 800m
- · 規格 完全立体交差型
- · 事業着手年度 平成 26 年度
- ・総事業費 約50億8000万円

・その他 地元自治体の要望を受け、盛り土箇所を橋梁等に設計変更した。それに伴い事業期間が延長されており、総事業費も約50億8000万円の予定が、平成30年度には約77億9500万円に増額となっている。

### イ 用地取得の概要

- ・詳細設計業務委託完了日(幅杭打設日) 平成28年2月29日
- ・用地取得を実施する期間 平成27年度~平成30年度(事業期間(工事期間含む))
- ・公社への委託開始年度 平成 27 年度
- ・用地取得面積・筆数、詳細設計業務委託完了日から契約までの期間等

	取得予定	官面積・筆数	取得法	<b>斉面積・割合・累利</b>	割合	取得济	「筆数・割合・	<b>累積割合</b>
詳細設計業務委託完了日(幅杭打設 日)から契約までの期間	面積(m²)	筆数	面積 (㎡)	割合 (%)	累積割合	筆数	割合 (%)	累積割合
3年以内	0.5.500.00	00	4027.00	10.71	10.71	11	11. 96	11. 96
未取得面積 (m²) · 筆数	37, 599. 09	92	33572.09			81		

# ウ検討

本事業の平成29年度末時点の取得率(面積10.71%,筆数11.96%)からすると,用 地取得が遅れているといえる。このように取得が進んでいない原因としては,本事業の 対象土地の多くが農地であり,補償額として宅地よりは低い金額しか算定できないこと で,単価不満を感じる地権者が多いことがあげられる。

このような事情もあり、本事業においては、既に土地収用法に基づく収用裁決申請手続が検討されている。工事の進捗を意識した上で、具体的な収用裁決申請時期も検討しており、全体工程を意識した、用地取得の執行が行われている。例えば、平成30年度において、早期買収予定箇所として15件を収用裁決申請検討箇所としていた。しかし、交渉の結果、内13件については、任意取得見込みとなり、平成30年度中に1件収用裁決申請予定、平成31年度中に1件収用裁決申請予定となっている。

現状,収用裁決申請の検討がそれなりに適切な時期になされている状況であり、今後 も、任意取得の交渉経緯等も踏まえながら、必要に応じて、適切な時期に収用裁決申請 を検討すべきである。

### 第7 指摘・意見及びコメント

### 1 意見(アセスメントについて)

公社委託案件については、委託契約が出来高払いになっていることも相まって予算の 執行率が高く、用地取得が遅れている事業は、基本的に予算の問題や、県側の事業のマ ネジメントの問題によるところが大きいと言わざるを得ない。

**県側のマネジメントという点に関して,公社は委託を受けた事業については,公社内** 部で独自的・簡易的な第2用地アセスメントを実施している。ヒアリングにおいても、 各路線の個別の取得予定地について用地リスクを把握できており、当該用地リスク情報 と現状をふまえて、見通しを立てて用地取得に臨んでいる様子がうかがえた。他方で、 県においては、とくにアセスメントは実施しておらず、登記簿の取得と測量を実施する 程度で,公社に用地取得事務を委託して資料を引き継いでいる。公社としては,県から の指示の範囲であれば用地取得事務をマネジメントできるが、最終的には委託者である 県の意向に沿って用地交渉を行っている。その意味では、円滑な用地取得事務を実現す るためには、県による用地取得マネジメントが重要であり、その前提として、県は用地 アセスメントにより必要な情報を把握しておく必要がある。ところが,現在の委託契約 の事務フローでは、県において事前の情報収集や委託前のアセスメントも不十分なまま に、用地取得を公社に委託している。県は、用地取得事務が始まってから、公社からの 報告を受けて情報を把握し,指示を出していくという業務実態であり,これでは県が当 該事業を効果的にマネジメントしていくことは困難である。用地取得の現場からの情報 を受けてからマネジメントをするのではなく,事業の早い段階でアセスメントを行うこ とによって、県が計画段階や事業の初期段階からリスク情報を把握・分析することが可 能となり,これにより,工事の全行程をふまえて見通しを立てた上で,公社に対して適 切な指示をすることも可能となる。このような県によるアセスメント及びマネジメント が不十分であったことが事業の遅れの原因の1つとなっているのが浦添西原線であり、 他方で、県によるアセスメント及びマネジメントが効果的であったため、順調に用地取 得を進めることができたのが、南部東道路である。

アセスメントの実施には、たしかに相応のコストが必要であるが、他方で事業が長期 化することも県に余計なコストを発生させるし、当初計画の通りに供用開始することは 事業効果の早期実現や県民の信頼という点からも効果が大きい。特に、公社委託案件に ついては「用地取得期間が長期にわたる事業」や「用地取得の難航が予測される」事業 が多く(公社委託基準第2条)、アセスメントの実施による費用対効果が高い事業が多 い。公社としても、すでに担当者レベルでは内部的に用地アセスメントを実施している ことから、委託契約の際にアセスメントについても委託を受ければ、これを実施するこ とは可能であると思料される。

県においては、公社委託案件について、各事業の重要性、予算等の事業規模、想定される事業期間等を踏まえた上で、ふさわしい事案については、事務マニュアル第 10 章が定める第1 用地アセスメントを可能な限り実施するべきである。また、第2 用地アセスメントについても、必要に応じて公社に委託することを検討するべきである。

### 意見1

県は、公社委託案件について、各事業の重要性、予算等の事業規模、想定される事業 期間等を踏まえた上で、ふさわしい事案については、事務マニュアル第10章が定める第 1用地アセスメントを、可能な限り実施するべきである。

#### 意見2

県は、公社委託案件について、各事業の重要性、予算等の事業規模、想定される事業 期間等を踏まえた上で、ふさわしい事案については、事務マニュアル第 10 章が定める第 2 用地アセスメントの公社への委託を検討するべきである。

# 2 コメント(進行管理計画書の活用について)

本監査の結果、公社受託道路街路事業の多くにおいて、適期申請ルールは機能しておらず、事業全体の工程からみて用地取得の進捗を管理する何らかの仕組みも、特に存在しなかった。そのような状況にあって、県の土木建築部、各土木事務所、公社の三者で工事全体の情報を共有する資料として、進行管理計画書が存在する。進行管理計画書の書式には、当初計画の情報、これまでの工事の経過と今後の計画、用地取得の経過と進捗、困難案件、協議案件、全体工程上の用地取得期限の項目等、有効に活用することで用地取得の進捗管理にとって有用な情報が盛り込まれている。進行管理計画書は、あくまでも内部的な会議に向けた資料であり、県と公社が任意に作成しているものであるが、資料の内容としては、これを有効に活用することにより、用地取得の進捗管理にも十分に利用可能である。

ところが,進行管理計画書を精査すると,誤記入や空欄も多く,また,用地取得期限 や工事の期限についても,簡単に数字を変更・修正してしまうという運用がなされてい た。当初の計画を遵守する姿勢をもって利用すれば,進行管理計画書も進捗を管理する 資料となりうるが,現在の県における進行管理計画書の使い方では,十分に有効活用し ているとは言い難い。県においては,進行管理計画書のより有効な活用について,検討 すべきである。

以上

# 【資料の部】

1 国土交通省平成15年3月28日付け通達(6局長連名通達)

国総国調第191号 国都公緑第235号 国河総第1867号 国道国第345号 国港管第1177号 国空管第320号 平成15年3月28日

各地方整備局長 北海道開発局長 各地方航空局長 沖縄総合事務局長

宛て

国土交通省総合政策局長 国土交通省都市·地域整備局長 国土交通省河川局長 国土交通省道路局長 国土交通省港湾局長 国土交通省航空局長

### 事業認定等に関する適期申請等について

土地収用制度に関しては、昭和63年6月15日臨時行政改革推進審議会の「地価等土地対策に関する答申」及び同年6月28日閣議決定の「総合土地対策要綱」を踏まえ、その積極的活用を図るため、「事業認定等に関する適期申請のルール化について」(平成元年7月14日付け建設省経整発第53号、建設省河総発第182号及び建設省道一発第30号建設省建設経済局長、河川局長及び道路局長通達。以下「元年通達」という。)により、事業認定等に関する適期申請のルール(以下「適期申請ルール」という。)を定め、その実施に努めてきたところである。

ところで、今般、平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業について、適期申請ルールの徹底を図るよう努められたい。さらに、都市計画事業への適期申請ルールの適用、事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表などについて、元年通達の内容に加えることとし、同通達を下記の通り全面改定したので、遺漏のないよ

#### う取り扱われたい。

なお、元年通達については、本通達の発出日をもって廃止する。

冨

#### 1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント(土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は用地幅杭の打設(同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。)から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行するものとする。ただし、ダム建設事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

また、事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、外部委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

#### 2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示(手続保留の申立てを行った場合は手続開始の告示)の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業承認を受けた事業における裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業承認後、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業承認区間(区域)における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、その準備に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

#### 3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページを活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するものとする(大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする。)。

なお、当該情報の公表に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また、適期申請ルールについては、現場の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを活用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

### 2 国土交通省平成15年3月28日付け通達(11課長連名通達)

各地方整備局建政部長 河川部長 道路部長 港湾空港部長 用地部長 北海道開発局開発監理部長 事業振興部長 建設部長 港湾空港部長 各地方航空局飛行場部長 沖縄総合事務局開発建設部長

> 国土交通省総合政策局国土環境·調整課長 国土交通省都市·地域整備局公園緑地課長 国土交通省河川局河川環境課長 国土交通省河川局砂防部保全課長 国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長 国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長 国土交通省道路局国道課長 国土交通省港湾局管理課長 国土交通省港湾局建設課長 国土交通省航空局飛行場部管理課長 国土交通省航空局飛行場部計画課長

### 事業認定等に関する適期申請等について

標記については、平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達(以下「連名局長通達」という。)により定められたところであるが、連名局長通達の運用については下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、平成元年7月14日付け建設省経整発第54号、建設省河治発第46号、建設省河都発第31号、建設省河開発第90号、建設省河海発第30号、建設省河防発第78号、建設省河砂発49号、建設省河傾発第45号、建設省道一発第31号建設省建設経済局調整課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局都市河川室長、建設省河川局開発課長、建設省河川局海岸課長、建設省河川局防災課長、建設省河川局砂防部砂防課長、建設省河川局砂防部傾斜地保全課長、建設省道路局国道第一課長通達は、本通達の発出日をもって廃止する。

記

- 1 連名局長通達記1中「収用手続に移行」とあるのは、速やかに事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請を行うことをいうものとする。
- 2 連名局長通達記中の「大規模な事業又は特別な事情がある事業」とは、次に 定める事業をいうものとするが、同通達の趣旨に鑑み、例外的取扱いは極力さ けるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ご とに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。

なお、連名局長通達記3にあるとおり、「大規模な事業又は特別な事情がある事業」についても、事業の進行管理の適正化を図る観点からの情報の公表については、その対象となることに留意すること。

#### (1) 大規模な事業

- ー ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむ ね200以上の事業

#### (2)特別な事情がある事業

- 一 収用手続の実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見 込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手続を実施することが困難である事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業
- 3 連名局長通達記1中の「計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間」の連絡調整は、計画事業の土地収用法との関係、事業認定の申請に関する事務の分担等について、例えば、各部局間の連絡・調整機関を設置する等の方法により効果的に実施すること。
- 4 連名局長通達記3の「情報の公表等」については、計画担当、事業実施担当 及び用地担当の各部局相互間の適切な事務の分担のもと、別記要領に従い実施 すること。
- 5 連名局長通達における外部委託の活用に関しては、事業認定の申請書及び添付図書の作成等で外部委託が可能なものについては、積極的に補償コンサルタント等への委託を進め、事務の合理化を図ること。

#### 別記要領

#### I. 適期申請ルールの周知について

- ○「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
  - ・各地方整備局等のホームページに適期申請ルールを掲載する等により、 住民の理解増進を図ること。
  - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、現場職員への周知徹底を図ること。

#### Ⅱ. 事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

#### ①公表の対象となる事業

- ○全ての国土交通省直轄の公共事業のうち、用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達したものを対象とする。
  - ※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業(ダム、空港、バイパス等)及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。
- ○ただし、事業年度が3ヵ年以内である小規模な事業は対象外とする。

#### ②公表内容

- ○事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」を公表することとする。(別紙様式1参照。)
- ○都市計画事業については、都市計画事業承認単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。(別紙様式2参照。)

#### ③公表方法

- ○各地方整備局等のホームページに一覧表形式で掲載することとする。(別 紙様式1及び別紙様式2参照。)
- ○一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。

即紙様式 1]

主要事業の用地取得の進捗状況等について

4					平成〇〇年〇月1日現在
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	用地取得	得			
事業名称 (事業認定単位)	用地幅杭打設 終了の時期	用地 取得率	着工予定時期	完成見込時期	収用手続への移行の状況 並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策
	******************************				
※用地形得感 スナー 十地所右妻 - 祖体 人数全体に 社士 / 超熱なみの十地所右妻 - 間係 人数の割合をいる	古者 出体人数全	休いかナス	対約浴なり十	<b>加所有害。即尽人</b>	料ら強令がごら

※用地取得率とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう ※ 免成見込時期1等に関しては平成〇〇年〇月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。 ※ 用地幅杭打設終了の時期1とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することがあ。

都市計画事業の状況等について

	用地取得	(得			
事業名称 (事業承認単位)	用地幅杭打設終了の時期	用地取得幸	希工予定時期	完成見込時期	事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
		-			

※ 用地取得率」とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいえ ※ 完成見込時期」等に関しては平成○○年○月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。 ※ 用地幅抗打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することどえる。

# 3 国土交通省平成17年3月25日付け通達

国 総 公 第 3 号 平成17年3月25日

各地方整備局用地部長 同 港湾空港部長 北海道開発局開発監理部長 各地方航空局飛行場部長 沖縄総合事務局開発建設部長 あて

> 国土交通省総合政策局 国土環境・調整課 公共用地室長

#### 事業認定等に関する適期申請の実施について

標記については、「事業認定等に関する適期申請等について」(平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達(以下「連名局長通達」という。))が定められているところでありますが、今般、事業認定の適期申請に関して、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)(平成17年3月23日)」において、「「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続に移行するといった起業者側の誤解が見受けられる」との指摘がなされたことから、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」においても、別紙のような周知措置を講じることとされたところです。

ついては、連名局長通達の趣旨は、本来、遅くとも80%または3年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨改めて留意願います。

なお、このことについては、貴職より貴局内の関係事業担当部局にも周知をお願いします。

#### 別紙

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)(抄)

#### Ⅱ 16年度重点計画事項(分野別各論)

### 11 住宅・土地・環境

#### 5 土地収用法の積極的な活用等

平成15年3月の事業認定等に関する適期申請等についての国土交通省の通達では、土地収用法における事業認定の申請は、「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続に移行するといった起業者側の誤解が見受けられるとの指摘もなされている。

このため、当該通達について、このような誤解を防止するため、この趣旨は、本来、遅くとも80%又は3年までに収用手続に移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から問もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨文書により周知徹底を図る。【平成16年度中に措置】(III 住宅ア⑤b)

## 4 国土交通省平成21年12月25日付け通達

平成21年12月25日 国土用第 56号 国都公景第146号 国河治第 85号 国河保第 188号 国道国防第107号 国港総第 737号 国港技第 48号 国空政第 97号

各地方整備局建政部長 殿

河川部長 殿

道路部長 殿港湾空港部長 殿

用地部長 殿

北海道開発局開発監理部長 殿

事業振興部長 殿

建設部長 殿

港湾空港部長 殿

各地方航空局空港部長 殿 沖縄総合事務局開発建設部長 殿

> 土地·水資源局総務課長 都市·地域整備局公園線地·景觀課長 河川局治水課長 河川局砂防部保全課長 道路局国道·防災課長 港湾局総務課長 港湾局技術企画課長 航空局空港部空港政策課長

> > (公 印 省 略)

### 早期かつ適正な用地取得の実施等について

適切な用地取得の実施等については、地方整備局用地事務取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第86号)、地方整備局港湾補償事務取扱規則(平成21年7月14日付国港総第248号)、事業認定等に関する適期申請等について(平成15年3月28日国総国調第191号。以下「適期申請通知」という。)、用地取得の不正防止対策について(平成14年1月29日国総国調第169号。以下「不正防止対策通知」という。)等において定められているところである。

ところで、今般、平成20年12月22日の規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」において、「各事業に伴う用地取得に関して、収用手続に移行する前に、任意交渉において早期かつ適正に用地を取得するべく、運用の改善が必要である。」等との指摘がなされ、これを受けて平成21年3月31日閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」においても、同答申の指摘に沿って措置を講じることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の直轄の公共事業についての、計画的な用地取得業務の実施等のための措置について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、上記通知等に定められた取扱いについても、改めて徹底を図られたい。

記

- 1. 計画的な用地取得業務の実施について
- (1) 予め明示された完成予定時期を目標とする計画的な用地取得の推進

社会・経済的な側面から効果の高い事業等について、予め明示された完成予定時期や用地取得上のあい路に関する調査の結果等を踏まえて、用地取得着手時点から事業完成時期に至るまでの複数年度に亘る用地取得に関する計画を策定し、各年度毎に適切な措置を講じる等により、計画的な用地取得を推進すること。

その際、事業主体として事業の進行管理を徹底するため、計画担当、事業実施 担当及び用地担当の各部局が、連絡・調整機関において、事業計画の段階から十 分な連携調整を行うこと。

# (2) 適切かつ迅速な用地交渉の実施

- イ 用地交渉における補償金額の提示については、地方整備局用地事務取扱細則 準則(平成13年1月15日国総国調第5号)第52条第1項又は地方整備局港湾補 償事務取扱細則準則(平成21年7月14日付国港総第249号)第47条第1項及び不 正防止対策通知記一(一)に基づき、事務所長の決裁後に書面にて行うことを 再度徹底すること。
- ロ 用地交渉において土地調書及び物件調書を説明する際には、地権者等において補償の概要を正確に理解できるよう、必ず用地実測図、物件配置図等の書面を提示すること。

また、上記書面による説明の日から原則として2年以内にイによる補償金額の提示を行うよう努め、用地取得の迅速化を図るものとすること。ただし、集団移転が必要となるダム事業に係る用地交渉及び大規模な工場、営業所、旅館、商店等、マンション等集合住宅、多数の相続人や権利者等が関係する物件等に係る用地交渉については、これによらないことができるものとすること。

## (3) 地権者等に対する適切な説明の実施

地権者等に対する説明や照会に対する回答については、計画担当、事業実施担 当及び用地担当の各部局相互間で密接に情報共有及び連携を図り、照会内容に応 じて適切な担当から説明等を行うことを徹底すること。

#### (4) 用地交渉業務に関する民間委託の推進等

計画的な用地取得を推進する上で、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく「総合補償部門」の登録を受けている補償コンサルタント等の活用によって用地交渉業務の重点的かつ効率的な実施が確保できる場合には、積極的に民間委託を進めること。

また、用地取得の円滑な実施を図る観点から、地元関係者に対する補償相談窓口を設置する場合においては、必要に応じ、弁護士、税理士等の外部の専門家の活用を図ること。

#### 2. 事業認定等に関する適期申請等について

#### (1) 事業認定の申請時期についての徹底

土地収用法に基づく事業認定等の積極的活用については、適期申請通知記1に 基づく、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期における申請の実施等の取扱い を再度徹底すること。

その際、適期申請通知記1の趣旨について、職員に再度徹底するとともに、ホームページ等を活用する等により、住民にその趣旨を十分に理解されるよう改めて努めること。

なお、適期申請通知記1の趣旨は、本来、遅くとも用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過したものは、収用手続に移行すべきとしたものであり、用地取得率が80パーセントを下回る時又は用地幅杭の打設から3年を経たない時であったとしても、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期と判断される場合、事業効果の早期発現を図る観点から、速やかに事業認定を申請することが望ましい措置である旨、改めて留意すること。

#### (2) 大規模な事業についての取扱い

適期申請通知記1中の「大規模な事業」については、用地取得の進捗状況の管理の徹底を行い、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に遅滞なく事業認定の申請を行うよう努めること。

#### 3. 情報の公表等について

## (1) 用地取得の進捗状況等についての適切な公表

用地取得の進捗状況等については、適期申請通知記3による適切な情報の公表の徹底を図ること。なお、公表は、年2回(1月及び7月) 定期的に行うこととすること。

### (2) 事業評価等の適切な情報開示

事業評価の結果等の情報については既に公表されているところであるが、円滑な用地取得を図る観点から、用地取得の進捗状況等についての情報と併せて、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間で情報共有を図るほか、地権者等に対して適切な情報の提供に努めること。

# 5 沖縄地区用地対策連絡会平成15年12月16日付け理事会申し合わせ事項

沖縄用対第55号 平成15年12月16日

沖縄県土木建築部長 殿

沖縄地区用地対策連絡会会長 (内閣府沖縄総合事務局次長)

公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

標記について、平成15年12月16日の理事会において別紙のとおり申し合わせたので、通知する。

人名 以正覧路



別紙

(

# 公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、早期完成による事業効果の早期発現を図るべきとの考え方が強まっている。平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日「規制改革推進3か年計画(再改定)(閣議決定)」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。

このことを受け国土交通省では平成15年3月28日に「事業認定等に関する 適期申請等について」の通達が発出され、土地収用法の積極的活用や都市計画事 業も含めた所管事業の進捗状況などをホームページに公表する取り組みが実施さ れている。

また、中央用地対策連絡協議会においても、平成15年7月31日に「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について」の申し合わせがなされたところである。

こうした状況の下、沖縄地区用地対策連絡会としても、公共・公益事業の実施者として、それぞれの管内で実施している事業に対する説明責任を果たす観点から、事業効果の早期発現に向けた取り組みを行うことについて、下記のとおり申し合わせの標準を定めることとする。

記

1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント(土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は用地幅杭の打設(同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。)から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続に移行(事業認定申請準備に着手し、着手後1年以內を目途に申請)するものとする。

ただし、次に定める事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとするが、こうした例外的取扱いは極力さけるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ごとに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。

また、事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、補償コンサルタント等への委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

#### (1) 大規模な事業

(

- ー ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむ ね200以上の事業

#### (2)特別な事情がある事業

- 収用手続の実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見 込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく 低く、職員の処理能力等から収用手続を実施することが困難である 事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込 まれる小規模な事業

#### 2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示(手続保留の申立てを行った場合は手続開始の告示)の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業認可(承認)を受けた事業における裁決申請及び明渡し 裁決の申立てについては、事業認可(承認)後、当該事業の完成期限等を見込 んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業認可(承認)区間(区域) における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3 年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、その準備に着手するもの とする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これに よらないことができるものとする。

### 3 情報の公表等

事業の進行管理の適正化を図る観点から、ホームページ等の広報媒体を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応 策等について、別記要領に従い公表するものとする(大規模な事業又は特別な 事情がある事業も対象とする)。

なお、当該情報の公表に当たっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当 の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行 うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また、適期申請ルールについては、現場の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを活用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

#### 別記要領

### 1. 適期申請ルールの周知について

- 〇「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
  - ・各起業者のホームページ等の広報媒体に適期申請ルールを掲載する等 により、住民の理解増進を図ること。
  - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、 現場職員への周知徹底を図ること。

#### Ⅱ、事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

### ①公表の対象となる事業

- 〇用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達した主要事業のうち、事業費が20億円以上のものを対象とする。
  - ※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業(ダム、空港、バイパス等)及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。
- 〇ただし、事業年度が3カ年以内である小規模な事業は対象外とする。

#### ②公表内容

(

- 〇事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、 「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行 の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」 を公表することとする(別紙様式1参照。)
- 〇都市計画事業については、都市計画事業認可(承認)単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。(別紙様式2参照。)

#### ③公表方法

- 〇各起業者のホームページ等の広報媒体に一覧表形式で掲載することと する。(別紙様式1及び別紙様式2参照。)
- 〇一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。

[別紙様式1]

(

主要事業の用地取得の進捗状況等について

		-			平成〇〇年〇月1日現在
11.2	用地取得	命			
拳乘名称 (專樂認定単位)	用地幅抗打設 終了の時期	用地 取得率	着工予定時期	完成見込時期	収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策
		,			
J政得率とは、土地所得成見込時期1等に関い 成見込時期1等に関い 地幅杭打設終了の時期	「者・関係人数全 Cは平成〇〇年( JJとは、公共施覧	体に対する	5契約済みの土 で見通しであり 確定する時期の	地所有者・関係、 、諸般の事情に )ことであり、その	※用地取得率とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう。 ※「完成見込時期」等に関しては平成〇〇年〇月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。 ※「用地幅抗打器終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる。

【別紙様式2】

C

都市計画事業の状況等について

eksistensis sananan perpenantan perpenantan dan kanantan dan kenantan dan kenantan dan kenantan dan kenantan d	用地取得	毒			
<b>海紫石籽</b> (專業承認単位)	用地幅抗打設 終了の時期	用地取得率	着工予定時類	完成見込時期	棒集の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
2					
※「用地取得率」とは、土地。 ※「完成見込時期」等に関し ※「田地値対が勤終すの時」	f有者・関係人数 では平成〇〇年 はって、ヘキ権に	会体に対しの月現在で	する戦絶済みのの見通したもの	・土地所有者・関う、諸般の事権に ・ 諸般の事権に	※「用地販得率」とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう。 ※「再成見込時期1等に関しては平成の人の人り現在での見加してあり、精緻の事情により変更される可能性がある。 ※「日地に共生物は下の出す。」は、パン共主部の英田はかず中でもできまった。日本地である。四人ニュンスナ

318

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2074